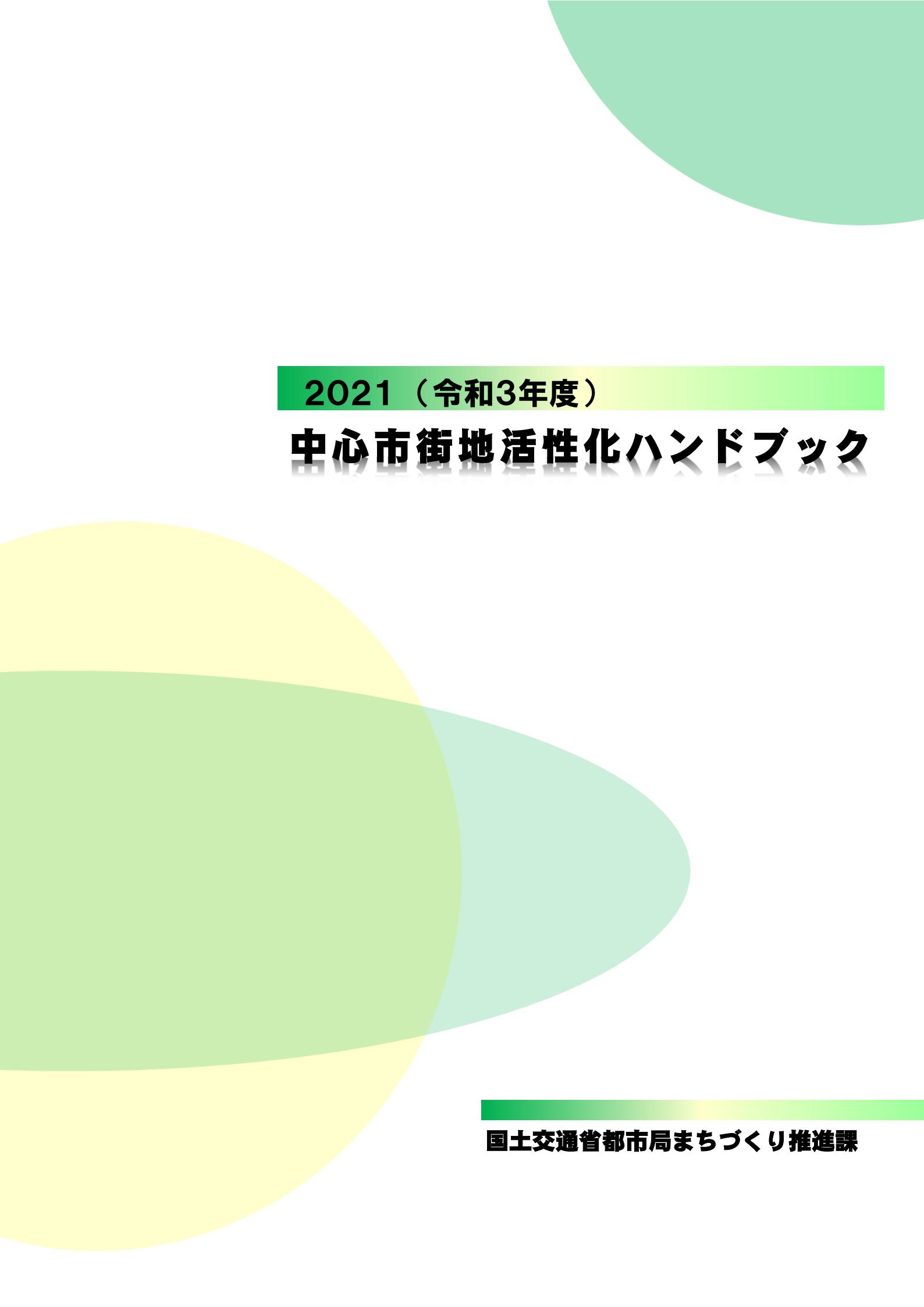




2021（令和3年度）

中心市街地活性化ハンドブック

国土交通省都市局まちづくり推進課

はじめに

中心市街地活性化制度は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、「中心市街地の活性化に関する法律（平成10年6月3日法律第92号）」に基づき、市町村が策定した「中心市街地活性化基本計画」について内閣総理大臣が認定を行う制度です。

本ハンドブックは、中心市街地の活性化に関する法律に基づく業務に取り組むうえで、その柱となる内閣府作成の中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルや、認定と連携した国土交通省の主な支援措置を掲載しております。

また、「中心市街地の活性化に関する法律」に係る理念や重要な改正についての概要も掲載しております。

実務に携わる皆さまのお手元に置いていただき、日々の業務のお役に立てていただければ幸いです。



2021(令和3)年度 中心市街地活性化ハンドブック

～ 目 次 ～

I. 中心市街地活性化法の改正について	I-1～12
II. 中心市街地活性化基本計画の認定状況等	II-1
III. 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針等	
① 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針	III-1～34
② 中心市街地活性化促進プログラム	III-35～54
IV. 中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル	IV-1～128
V. 国土交通省の主な支援策	V-1～41
VI. 中心市街地活性化問い合わせ先一覧	VI-1
VII. 中心市街地の活性化に関する法律等	
① 中心市街地の活性化に関する法律	VII-1～49
② 中心市街地の活性化に関する法律施行令	VII-50～58
③ 中心市街地の活性化に関する法律施行規則	VII-59～71
④ 附帯決議	VII-72～73

I . 中心市街地活性化法の改正について

中心市街地活性化法の改正について

I, 「まちづくり三法」とは

中心市街地は、多様な都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統を育んできた「街の顔」である。しかし、近年におけるモータリゼーションの進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化により、空洞化が進みつつあり、これには、大規模店舗の出店も大きな影響を与えていると考えられる。

かつて、大規模小売店舗の出店にあたっては、「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」（大店法）に基づき、地元中小小売業者との商業調整が行われてきたが、国内外の環境の変化に応じ、商業調整は行わないこととなり、平成12年に大店法は廃止されることとなった。

こうした流れの中、平成10年に、大規模店舗の出店に際して周辺的生活環境の保持の観点から配慮を求める「大規模小売店舗立地法」、空洞化の進行している中心市街地の活性化を図る「中心市街地における市街地の整備改善と商業等の活性化の一体的推進に関する法律」（以下、「旧中心市街地活性化法」という。）、まちづくりの観点から大規模店舗の立地規制などを可能にする「改正都市計画法」の3つの法律、いわゆる「まちづくり三法」が制定され、従来の商業調整にかわる新たな枠組みへと転換した。

このうち、旧中心市街地活性化法については、市町村が自らのイニシアチブのもとで作成する中心市街地活性化基本計画に基づき、市街地の整備改善と商業等の活性化を柱とする総合的・一体的な対策を関係府省庁、地方公共団体、民間事業者等が連携して推進することにより、中心市街地の活性化を図るものであり、平成18年7月12日までに、690地区において基本計画が作成され、活性化に向けての取組が進められてきた。

また、都市計画法については、特別用途地区の種類の多様化（平成10年）や、特定用途制限地域及び準都市計画区域の創設（平成12年）により、用途地域内だけでなく、「非線引き都市計画区域の白地地域」や都市計画区域外においても、市町村等の判断により、大型店などの土地利用を規制できることとした。

II, 平成18年改正

1. まちづくり三法見直しの背景と理念

旧中心市街地活性化法施行後、様々な対策が講じられてきたにも関わらず、中心市街地は、居住人口の減少、公共公益施設の移転や郊外大型店の立地といった原因により衰退が進んでいるのが現状であった。

平成16年9月には、総務大臣から、経済産業省、国土交通省等に対し、行政評価・監視結果に基づき、中心市街地の活性化が図られていると認められる市町は少なく、基本計画の的確な作成、事業の着実な実施、基本計画の見直し、基本計画の的確な評価等の改善が必要であるとの勧告がなされた。

平成16年度末から、国土交通省では、「中心市街地再生のためのまちづくりのあり方に関する研究アドバイザリー会議」を設け、中心市街地の現状・課題や大規模集客施設立地のまちづくりへの影響などについて、学識経験者の助言を得ながら基礎的研究を進め、中心市街地の賑わい創出のための支援や、広域的視点からの大規模集客施設の適正立地の確保など、様々な観点から検討を行い、平成17年8月に最終報告書が公表された。アドバイザリー会議では、実際に空洞化している都市と、活性化の実をあげている都市を比較し、その違いが住民の暮らしやすさにどの程度影響しているかを考察するため、具体事例

の分析を行った。

また、平成17年6月、国土交通省は社会資本整備審議会に対して、「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」（都市計画・歴史的風土分科会）、「人口減少等社会における市街地の再編に対応した建築物整備のあり方」（建築分科会）について諮問を行い、「中心市街地再生小委員会」と「市街地の再編に対応した建築物整備部会」を設置、審議及びパブリックコメントを経て、平成18年2月に答申を受けた。

答申においては、わが国が人口減少・超高齢社会を迎える中で、都市圏内で生活する多くの人にとって暮らしやすい集約型都市構造を実現するための「都市構造改革」が必要であるとされており、その手法として、ゾーニングの強化や広域的な観点から適性立地を判断する手続きの整備等、都市計画制度により広域的都市機能の適正立地を図るとともに、街なか居住の促進や公共公益施設の集約立地支援を「選択と集中」の観点から行う等、多様な都市機能の集約のための誘導支援と体制の整備を進めていくことが必要とされている。

一方、与党においても、自民党中心市街地再活性化調査会や公明党まちづくり三法見直し検討プロジェクトチームにおいて中心市街地問題について議論が行なわれ、平成17年12月には自民党が「まちづくり三法見直しに関する最終取りまとめ」を公表した。このような流れをうけ、第164回国会において「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案」及び「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案」が成立し、それぞれ平成18年5月31日、6月7日に公布された。

2. 中心市街地活性化法改正の概要

(1) 趣旨

今後、わが国が人口減少・超高齢社会の到来を迎える中で、高齢者をはじめ多くの人々にとって暮らしやすいまちとなるよう、様々な機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりの実現が必要となっている。しかし、旧中心市街地活性化法は、商業振興策が中心であり、街なか居住の推進や、図書館、病院等の都市機能の集積促進など、中心市街地を「生活空間」として再生する措置が少なく、また、市町村が策定した基本計画の内容を評価し、意欲的な取組みを国が集中的に支援する仕組みとなっていなかった。

このため、今般の改正は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、内閣に中心市街地活性化本部を設置するとともに、市町村が作成する基本計画の内閣総理大臣による認定制度を創設、様々な支援策を重点的に講じていくこととし、また、地域が一体的にまちづくりを推進するための中心市街地活性化協議会の法制化等の措置を講じることとするものである。

(2) 概要

① 題名の変更

従来の「市街地の整備改善」と「商業等の活性化」に加えて、「街なか居住」や「都市福祉施設の整備」等の支援措置を追加することにより、中心市街地における「都市機能の増進」や「経済活力の向上」を図る総合的な支援法に改め、それに伴い法律名を「中心市街地の活性化に関する法律」（以下、「改正中心市街地活性化法」という。）と変更した。

② 基本理念、責務規定の創設

改正中心市街地活性化法を通じて目指すべき中心市街地の活性化のあり方、関係者間

の連携の必要性、国の支援のあり方について基本となる理念を明らかにし、併せて、中心市街地の活性化を図るに当たって、国・地方公共団体・事業者に求められる責務について定めた。

③ 国による「選択と集中」の強化

(i) 中心市街地活性化本部の設置

中心市街地活性化の実現のためには、市街地の整備改善、商業等の活性化に加え、都市利便の増進を図るための施設整備、共同住宅の整備など中心市街地における都市機能の増進、経済社会の活力の向上に関する各種の施策を政府として総合的かつ効果的に推進することが必要であるため、内閣に中心市街地活性化本部を設置することとした。中心市街地活性化本部は、基本方針の案の作成、基本方針に基づく施策の実施の推進、施策の企画立案・総合調整等に関する事務を行うこととされている。

(ii) 基本方針に定める事項

旧中心市街地活性化法では、基本方針は主務大臣が定めることとなっていたが、改正中心市街地活性化法では、中心市街地活性化について、政府全体で取り組むため、中心市街地の活性化を図る基本的な方針を政府が定めるものとし、中心市街地活性化本部が作成した基本方針の案について、閣議決定を行うこととした。基本方針に記載事項として各号に定める事項は、次のとおりである。

- 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項
- 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項
- 中心市街地の活性化を図るために必要な事業に関する事項
- 中心市街地の活性化を図るために必要な事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項
- 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項
- その他中心市街地の活性化に関する重要事項

(iii) 内閣総理大臣による基本計画の認定制度の創設

市町村が作成する中心市街地活性化基本計画について、内閣総理大臣による認定制度を創設し、多様な都市機能の増進と商業等の活性化に意欲的に取り組む市町村を重点的に支援することとしている。基本計画に定める事項には、基本方針に追加した事項のほか、中心市街地活性化の目標、計画期間等が含まれる。

認定の基準としては、①基本方針に適合すること、②中心市街地の活性化に相当程度寄与するものであること、③円滑かつ確実に実施されると見込まれること、の3点が定められており、具体的には、基本方針で定められることになる。特に三大都市圏及び政令指定都市以外の地方都市においては、特別用途地区の活用による準工業地域における大規模集客施設の立地の制限を認定の条件とすることとする。

なお、旧中心市街地活性化法に基づく基本計画は法改正に伴い効力を失うため、改めて新しい基本方針に基づく基本計画を策定し、認定申請を行なう必要がある。

④ 多様な民間主体の参画

都市機能の増進を推進する者（中心市街地整備推進機構、まちづくり会社等）と経済活力の向上を推進する者（商工会又は商工会議所等）により組織される中心市街地活性化協議会を法制化し、市町村が基本計画を作成する際に意見を述べる手続などを設け、多様な関係者の参画による取組の実現を図ることとした。また、協議会の構成員となることができる中心市街地整備推進機構については、従来公益法人のみがその指定対象になっていたが、近年良好な市街地を形成するために地域に密着したまちづく

り活動を行う主体として、NPO の役割が高まってきたことから、新法においては、特定非営利活動法人法第 2 条第 2 項の特定非営利法人（いわゆる NPO 法人）をはじめとする営利を目的としない法人も指定対象に追加した。

⑤ 支援措置の拡充

認定を受けた基本計画に基づいて行われる事業に対する支援措置として、新たに以下の特例等の新設又は拡充を行った。

○土地区画整理事業の換地特例の拡充

保留地として定められる土地の対象に、認定基本計画において定められた公営住宅等の用に供する土地を追加する。

○中心市街地共同住宅供給事業の創設

中心市街地共同住宅供給事業を実施しようとする者が、事業の実施に関する計画を作成し市町村長の認定を受けた場合、国は、事業者に補助する地方公共団体に対し補助することができる。

○大規模小売店舗立地法の特例の創設

都道府県等は、区域を定め、大規模小売店舗立地法の規定の緩和を行うことができる。（第一種特例区域：規制の実質的な撤廃、第二種特例区域：特区措置の全国展開）

○共通乗車船券の特例の創設

認定中心市街地の旅客を対象とする二以上の運送事業者が共同で発行する共通乗車船券の届け出手続きを簡素化する。等

（３） 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の廃止

商業の活性化に対する支援措置を中心市街地に集中的に講ずるとの観点から、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法を廃止した。

（４） 施行期日

改正中心市街地活性化法は、平成 18 年 6 月 7 日に公布され、同 8 月 22 日に施行された。

Ⅲ、平成 26 年改正

1. 趣旨

少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における商機能の衰退や空き店舗、未利用地の増加に歯止めが掛からない状況である。そこで、「日本再興戦略」において定められた「コンパクトシティの実現」に向け、民間投資の喚起を軸とした中心市街地の活性化を図るため、以下の措置を講じる。

- ① 中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業を認定し、重点支援する制度の創設
- ② 中心市街地の商業の活性化に資する事業の認定制度並びにこれに係る支援措置、道路占用の許可の特例等の創設

2. 概要

（１）民間投資を喚起する新たな重点支援制度の創設

- ① 中心市街地への来訪者又は就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させるなどの効果が高い民間プロジェクト（特定民間中心市街地経済活力向上事業）に絞って、経済産業大臣が認定する制度を創設。

- ② 認定を受けたプロジェクトに対し、以下の支援策を講じる。
- 認定された民間事業者により市町村が貸付けを行う際に、中小企業基盤整備機構が当該市町村に貸付けを実施。
 - 地元の協議会や市町村が立地を望む大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法の立地手続きを簡素化（説明会開催義務の免除等）。
- ※法律上の支援策とあわせて、以下の支援策を講じる。
- ・認定された民間事業者を直接支援する補助金を交付。
 - ・建物等の取得に対する割増償却制度、登録免許税の軽減といった税制優遇措置を適用。
 - ・施設整備者及び店子に対する一層の低利融資を実施。

(2) 中心市街地の活性化を図る措置を拡充

- ① 中心市街地の商業の活性化に資する事業を認定する制度を創設。
- 小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援するソフト事業（民間中心市街地商業活性化事業）を、経済産業大臣が認定する制度を創設。
 - 認定を受けた事業に対し、以下の支援策を講じる。
 - ・中小企業基盤整備機構が、中小企業支援策に係る知見を活用して、ソフト事業に係る情報提供等の協力を実施。
 - ・中小企業投資育成株式会社による出資について、出資先の資本金上限を3億円超に引き上げ、出資対象を拡大する。
- ② 認定を受けた基本計画に対し、規制の特例等を創設
- オープンカフェ等の設置に際しての道路占用の許可の特例を創設。
 - それぞれの中心市街地に限って活動が認められる特例通訳案内士制度を創設。
- ③ 基本計画を作成しようとする市町村の規制の解釈に関する疑問等に対し、国が回答する制度を創設。

3. 施行期日

改正中心市街地活性化法は、平成26年4月25日に公布され、同7月3日に施行された。

○平成18年改正の概要

「まちづくり三法」とは何か

大店法 (S49～H12) の廃止

中小小売業者との商業調整の廃止。

いわゆる「まちづくり三法」の制定等

大店立地法 (H12～)

大型店の立地に際して、「周辺の生活環境の保持」の観点からの配慮を求める。

(配慮事項)

- ・交通渋滞・安全確保への対策
- ・騒音対策
- ・廃棄物の保管、処理対策 等

中心市街地活性化法 (H10～)

中心市街地の活性化のために8府省庁で「市街地の整備改善」、「商業等の活性化」を一体的に推進。

都市計画法の改正によるゾーニング (土地利用規制) (H10～)

地域毎に大型店の適正な立地を実現。

大型店の郊外立地を規制する必要があると市町村が判断した場合の土地利用規制制度を措置。(特別用途地区、特定用途制限地域)

まちづくり三法見直しの検討の経緯

与党の動き

平成16年11月
自民党・中心市街地再活性化調査会に設置された「まちづくり三法見直し検討ワーキングチーム」が検討を開始

平成17年8月
自民党政権公約2005(06 6.まちづくり三法の見直しと中心市街地の再活性化)
「まちづくり三法」を見直し、都市機能の市街地集約とにぎわい回復を理念とする基本法的な法律を次期通常国会に提出する。

平成17年12月
自民党ワーキングチーム及び中心市街地再活性化調査会が「まちづくり三法見直しに関する最終取りまとめ」を決定し、自民党政調審議会、総務会の了解を得る。

国交省における検討経緯

中心市街地再生のためのまちづくりのあり方に関するアドバイザリー会議
(座長:金本良嗣東大教授)

平成16年11月～平成17年7月 第1回～第6回会議開催

平成17年 8月 最終報告書

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 中心市街地再生小委員会 (委員長:小林重敬横浜国大教授)

平成17年6月 諮問「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。」

社会資本整備審議会 建築分科会 市街地の再編に対応した建築物整備部会 (部会長:小林重敬横浜国大教授)
平成17年7月 諮問「人口減少等社会における市街地の再編に対応した建築物整備のあり方について」

平成18年2月
社会資本整備審議会より答申

平成18年2月
社会資本整備審議会より答申

その他

平成16年9月
総務省より、中心市街地の活性化に関する行政評価・監視結果に基づく勧告

平成16年9月～
産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議
平成17年12月
中間取りまとめ
～コンパクトでにぎわいあるまちづくりを目指して～ を公表

平成17年6月
参議院決算委員会より会計検査院に対し、中心市街地活性化プロジェクトの実施状況について、会計検査の実施及びその結果の報告を要請(平成18年10月報告)

第164回通常国会において、「中心市街地の活性化に関する法律」及び「都市計画法」を改正

なぜ中心市街地活性化が必要なのか（現状～方向性）

これまでの都市の拡大成長を前提としたまちづくりの結果

居住・公益など様々な都市機能が郊外へ拡散

- 市役所、病院、学校の郊外移転
- 郊外型ショッピングセンターの増加

中心市街地の空洞化

- 中心部のシャッター商店街

都市の拡大成長を前提としたまちづくりの弊害

- 自動車依存型の都市構造による**高齢者等の生活利便性低下**
- 拡散した都市構造による**各種公共サービスの効率性低下、都市経営コストの増大**
- 広域的都市機能の立地による道路計画に想定しない**交通渋滞の発生**
- 都市機能の拡散に伴う公共交通の衰退、自動車利用の増加による**環境負荷の増大**

人口減少・超高齢社会を迎える今後のまちづくりの方向性

様々な都市機能がコンパクトに集約した、歩いて暮らせるまちづくりを進めることが必要

なぜ中心市街地活性化が必要なのか（方向性～法改正）

コンパクトなまちづくりを実現していくためには、

- 都市機能の無秩序な拡散防止
 - 中心市街地への都市機能の集約
- の両輪で取り組むことが必要

都市機能の無秩序な拡散防止（都市計画制度の活用）

都市計画法の改正

- 大規模集客施設について、商業地域等の用途地域を除き、一旦立地を制限
- 立地する場合には、都市計画手続を経ることにより、地域が判断する仕組みとする
- 公共公益施設についても開発許可を要することとする等、開発許可制度の見直し

【大規模集客施設の立地可能な地域】

（改正前）
都市計画区域の約9割（87.2%）※

※市街化調整区域を大規模集客施設が立地可能な地域としてカウント

（改正後）
商業地域、近隣商業地域、準工業地域に限られ、都市計画区域の1割未満（3.4%）

中心市街地への都市機能の集積（中心市街地活性化の推進）

中心市街地活性化法の改正

- 中心市街地活性化本部（本部長：内閣総理大臣）の創設
- 基本計画の内閣総理大臣認定の創設
- 多様な民間主体が参画する中心市街地活性化協議会の法制化

都市機能の集積を誘導するための予算措置の充実（認定計画に基づく取組について重点支援）

- 市街地の整備改善
- 街なか居住の推進
- 建物の用途転換による公益施設の立地促進
- 商業等の活性化
- LRT、バスなどの公共交通機関の充実

基本計画関係

（改正前）
市町村が単に作成する基本計画

（改正後）
市町村が作成する基本計画に内閣総理大臣の認定を与え、フォローアップを行う。

支援策関係

（改正前）
市街地の整備改善、商業等の活性化

（改正後）
市街地の整備改善、商業等の活性化に加え、街なか居住の推進、公益施設の立地促進、公共交通機関の充実を追加。

○平成26年改正の概要（民間投資の喚起を図るための法改正）

「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律」の概要

1. 背景

- (1) 少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における商機能の衰退や空き店舗、未利用地の増加に歯止めが掛からない状況。
- (2) このような状況の中、「日本再興戦略」において定められた「コンパクトシティの実現」に向け、国土交通省とも連携を図りつつ、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図ることが有効。

2. 改正法の概要

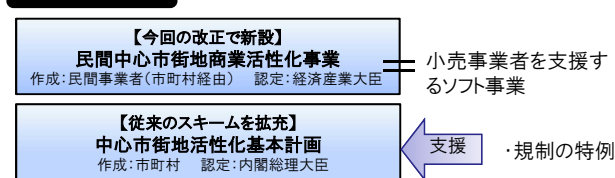
- (1) 中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指して行う事業を認定し、重点支援することで民間投資を喚起する制度を新たに創設。
- (2) 中心市街地の活性化を進めるため、小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援するソフト事業を認定する制度、オープンカフェ等の設置に際しての道路占用の許可の特例、それぞれの中心市街地において活動が認められる特例通訳案内士制度等を創設。

3. 措置事項の概要

A. 重点支援



B. 裾野拡大



A. 重点支援（民間投資を喚起する新たな制度の創設）

- (1) 中心市街地における経済活力の向上を図るため、中心市街地への来訪者を増加させるなどの**効果が高い民間プロジェクトを認定する制度を新たに創設**。
- (2) 当該認定事業計画に対する特例措置として、**①予算措置の拡充、②税制優遇措置（建物等の取得に対する創増償却制度等）の創設、③中小企業基盤整備機構による市町村を通じた無利子融資、④地元が望む大規模小売店舗の立地手続きの簡素化等の措置を講ずる。**

B. 裾野拡大（中心市街地活性化を図る新たな措置）

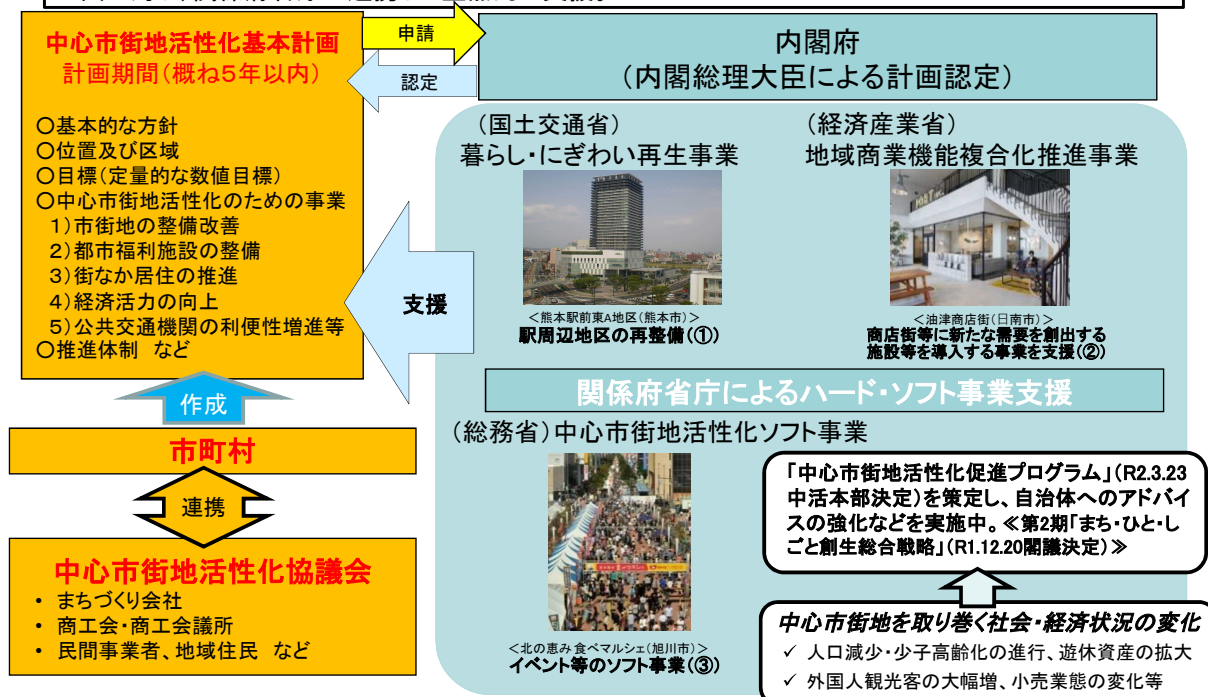
※**中心市街地活性化基本計画の認定要件を緩和**する。（基本方針の改定）

- (1) 小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を図るソフト事業（イベント・研修を行う事業）を認定する制度を新たに創設し、資金調達を円滑化する等の支援を行う。
- (2) **道路占用の許可の特例措置、中心市街地において活動が認められる特例通訳案内士制度**といった規制の特例等の措置を講じる。（国交省と連携）

※経済産業省資料

中心市街地活性化制度の概要

○中心市街地の活性化に関する法律に基づき、少子高齢化、消費生活の変化等に対応し、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。
○市町村がまちづくり会社・商工会議所等による協議会と連携し基本計画を作成。国の認定を受けた計画に対し、関係府省庁が連携して重点的に支援。

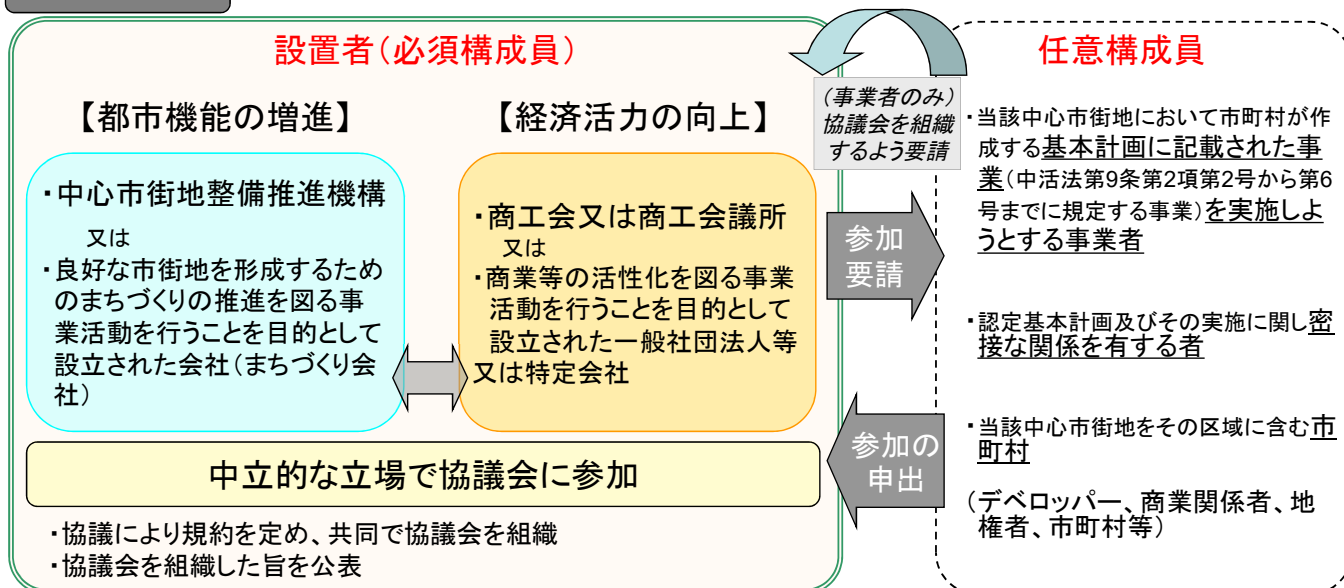


中心市街地活性化協議会の概要

協議会の役割

- ・市町村が作成する基本計画、認定基本計画の実施等について、市町村に意見を述べるができる。(法第15条第9項)
- ・市町村が基本計画を作成する際の意見聴取 (法第9条第6項)
- ・民間事業者が事業計画を作成する際の協議 (法第42条第1項、法第48条第1項、法第50条第1項)

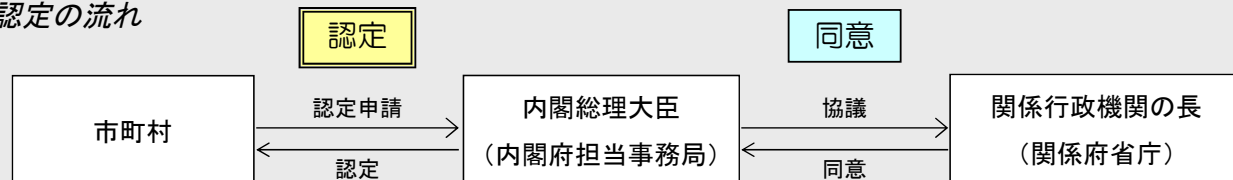
協議会のしくみ



「中心市街地活性化協議会」の設置状況につきましては、中心市街地活性化協議会支援センターのHPをご覧ください。
 URL : <https://machi.smrj.go.jp/about/current2007/index.html>

基本計画の認定基準

認定の流れ



○認定基準

- ① **基本方針に適合**するものであること。
 →基本方針の該当部分に適合した内容であることが必要
 (第1章、第2章4.、第3章、第9章、第10章、第12章)
- ② 当該基本計画の実施が**当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与**するものであると認められること。
 →以下の点で判断
 - a) 中心市街地の活性化を実現するために必要な第4章から第8章までの事業等が記載されていること。
 ※(合理的な理由が記載されていれば、新たな事業等について記載する必要なし)
 - b) a)の事業等の実施を含む当該基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。
- ③ 当該基本計画が**円滑かつ確実に実施されると見込まれる**ものであること。
 →以下の点で判断
 - a) 事業等の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと。
 - b) 事業等の実施スケジュールが明確であること。

○同意基準 → 所管する法令等への適合性及び諸計画との整合性

中心市街地活性化基本方針の概要

○ 政府が実施すべき施策とともに、基本計画の認定基準や実施状況についての評価等、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針を、中心市街地活性化本部で作成したもの

I. 中心市街地の活性化の意義及び目標

- ・人口減少、少子高齢社会を迎えている中で、子ども・子育て世代や高齢者にも暮らしやすいコンパクトなまちづくり
- ・環境負荷の小さなまちづくりにもつながる

II. 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

- 政府における推進体制の整備
(本部において、施策の企画・立案、総合調整、進捗状況の把握、関連施策・各府省の緊密な連携、地方支分部局での適切な助言。等)
- 認定を受けた基本計画の取組に対する重点的な支援、認定と連携した支援措置の創設・充実
- 基本計画の認定基準
基本方針に適合するものであること など
・計画期間は、概ね5年以内を目安とする。
- 基本計画の実施状況についての評価の実施等
・進捗状況の把握
・施策の実施状況の事後評価

III. 中心市街地の位置及び区域

- 中心市街地の要件、数など
→ 原則的には1市町村に1区域。地域の実情により、複数存在する場合も考えられる。

IV. ～VIII. 各種事業等の推進

(市街地整備、教育・医療・福祉等都市福利施設の整備、街なか居住の推進、経済活力の向上 など)

IX. IV. からVIII. までの事業等の総合的かつ一体的推進

- 推進体制の整備
→ 市町村の行政担当部局の連携。中心市街地活性化協議会の設置。(事業の実施者に加え、地権者、地域住民、行政等多様な者の参画)
- 基本計画に基づく事業・措置の一体的推進、住民等様々な主体の巻き込み

X. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置

- 都市機能の集積の促進の考え方
→ 都市機能の無秩序な拡散を防止。認定に際しては、集積のための取組や周辺の開発状況等を踏まえ判断。
- 都市計画手法の活用
→ 集積促進のため、地区計画等を活用。地方都市では、準工業地域で大規模集客施設に係る特別用途地区等が決定される場合に認定。

XI. 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項

XII. その他中心市街地の活性化に関する重要な事項

- ・実践的、試行的な活動等により、厳選された事業による計画を策定。
- ・都道府県で、必要な体制整備。市町村との意見交換。市町村への支援、助言を実施。

中心市街地の要件

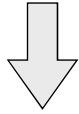
中心市街地活性化法による措置は、都市の中心の市街地であって、次に掲げる要件に該当するものについて講じられる。

- 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。
- 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。
- 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。

準工業地域に対する立地制限

都市計画法、建築基準法等の改正

大規模集客施設は、商業地域、近隣商業地域及び準工業地域の3つの用途地域において立地可能



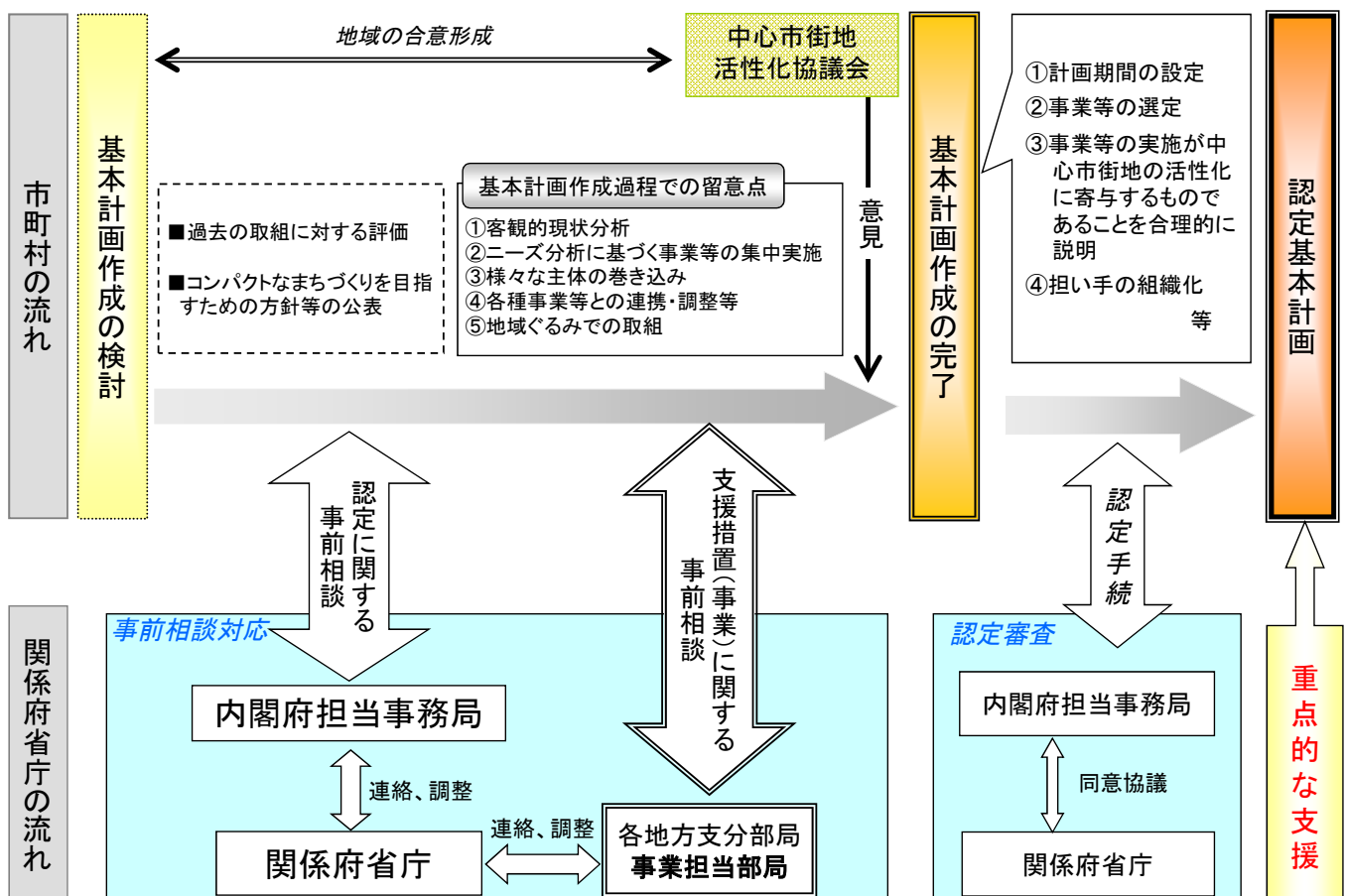
地方都市の場合、大都市と比べて人口や都市活動の規模が相対的に小さい
→準工業地域に大規模集客施設が立地した場合に、中心市街地活性化への影響は大きい

中心市街地活性化基本方針・マニュアル

三大都市圏及び政令指定都市を除く地方都市においては、基本計画の内閣総理大臣による認定に際し、**特別用途地区等による準工業地域における大規模集客施設の立地の制限していることを条件**とする。

(三大都市圏及び政令指定都市においても、必要に応じて、特別用途地区等を活用)

中心市街地活性化基本計画の認定制度の流れ



参考：都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の概要

平成26年8月1日施行

背景

- 地方都市では、高齢化が進む中で、市街地が拡散して低密度な市街地を形成。大都市では、高齢者が急増。

法律の概要

●立地適正化計画（市町村）

- 都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成
- 民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり（多極ネットワーク型コンパクトシティ）

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

○誘導施設への税財政・金融上の支援

- 整備に対する補助 **予算**
- 整備に対する民間都市開発機構の出資等 **予算**
- 外から内(まちなか)への移転に係る買換特例 **税制**

○公的不動産・低未利用地の有効活用

- 市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合、国が直接支援 **予算**

○医療施設等の建替等のための容積率等の緩和

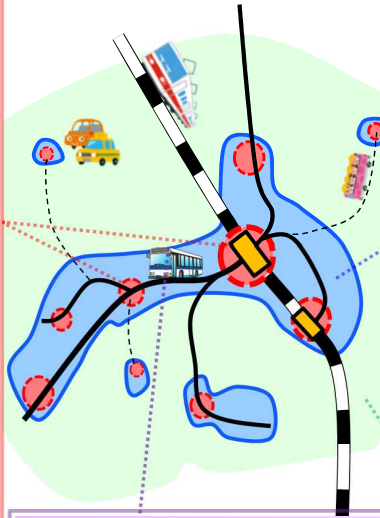
- 誘導施設について容積率等の緩和が可能

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- 誘導したい機能の区域外での立地について、届出、市町村による働きかけ

◆歩いて暮らせるまちづくり

- 附置義務駐車場の集約化も可能
- 歩行者の利便・安全確保のため、一定の駐車場の設置について、届出、市町村による働きかけ
- 歩行空間の整備支援 **予算**



居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

◆区域内における居住環境の向上

- 公営住宅を除却し、区域内で建て替える際の除却費の補助 **予算**
- 住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度（例：低層住居専用地域への用途変更）

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ
- 市町村の判断で開発許可対象とすることも可能

◆区域外の住宅等跡地の管理・活用

- 不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ
- 都市再生推進法人等（NPO等）が跡地管理を行うための協定制度
- 協定を締結した跡地の適正管理を支援 **予算**

公共交通 維持・充実を図る公共交通網を設定

◆公共交通を軸とするまちづくり

- 地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援（地域公共交通活性化再生法）
- 都市機能誘導区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン・バス待合所や駅前広場等の公共交通施設の整備支援 **予算**

※下線は法律に規定するもの

Ⅱ．中心市街地活性化基本計画の認定状況等

北海道	函館市、小樽市、旭川市、 帯広市③ 、北見市、岩見沢市②、稚内市、滝川市、砂川市、富良野市②	滋賀県	大津市②、長浜市②、 草津市② 、守山市②、 東近江市
青森県	青森市②、 弘前市② 、 八戸市③ 、 黒石市 、 十和田市② 、三沢市	京都府	福知山市②
岩手県	盛岡市②、久慈市②、遠野市②	大阪府	堺市、 高槻市② 、 茨木市
宮城県	石巻市③	兵庫県	神戸市(新長田)、 姫路市③ 、尼崎市、明石市②、 伊丹市② 、宝塚市、 川西市③ 、丹波市②
秋田県	秋田市② 、大仙市	奈良県	奈良市
山形県	山形市③ 、 鶴岡市② 、酒田市②、 上山市② 、 長井市②	和歌山県	和歌山市、田辺市
福島県	福島市③ 、会津若松市、 いわき市 、白河市②、 須賀川市②	鳥取県	鳥取市③ 、米子市②、 倉吉市②
茨城県	水戸市 、 土浦市② 、石岡市、 鹿嶋市	島根県	松江市③ 、江津市、 雲南市
栃木県	日光市、大田原市	岡山県	倉敷市③ 、津山市、玉野市
群馬県	高崎市③	広島県	三原市、府中市②
埼玉県	川越市②、蕨市、 寄居町	山口県	下関市、 宇部市 、 山口市③ 、岩国市、 周南市②
千葉県	千葉市、 木更津市 、柏市②	徳島県	—
東京都	八王子市 、 青梅市 、 府中市	香川県	高松市③
神奈川県	小田原市	愛媛県	松山市③ 、西条市
新潟県	新潟市、 長岡市③ 、十日町市、上越市(高田)	高知県	高知市② 、四万十市
富山県	富山市③ 、 高岡市③	福岡県	北九州市(小倉・黒崎)、 大牟田市 、久留米市②、直方市、飯塚市
石川県	金沢市③	佐賀県	唐津市②、小城市、 基山町
福井県	福井市②、敦賀市、大野市②、 越前市②	長崎県	長崎市② 、諫早市②、大村市
山梨県	甲府市②	熊本県	熊本市③ 、熊本市(植木)、八代市、山鹿市、 益城町
長野県	長野市②、上田市②、 飯田市③ 、塩尻市	大分県	大分市③ 、別府市、佐伯市②、竹田市、豊後高田市②
岐阜県	岐阜市③ 、 大垣市③ 、高山市、 中津川市②	宮崎県	宮崎市、日南市、 小林市 、日向市
静岡県	静岡市② 、浜松市②、沼津市、 島田市 、掛川市②、 藤枝市③	鹿児島県	鹿児島市③ 、 奄美市
愛知県	名古屋市、豊橋市②、 豊田市③ 、安城市、東海市、田原市	沖縄県	沖縄市②
三重県	伊勢市② 、伊賀市	③は3期計画の認定を受けた自治体 ②は2期計画の認定を受けた自治体 黒字は計画期間終了の自治体 現在、65団体(62市3町)が計画実施中(赤字)	

(参考)全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議

まちづくり三法の改正や都市再生特別措置法の改正により、中心市街地のまちづくりを進める重要な主体として位置付けられた、まちづくり会社、中心市街地整備推進機構及び都市再生推進法人等が情報交流を行い、民間主体による中心市街地の再生とコンパクトなまちづくりを促進することを目的とする。

連絡会議概要

- 設 立：平成19年6月28日
- 会 員：50団体(令和3年8月23日現在)中心市街地活性化基本計画の認定を受けた又は受けようとしている市町村のまちづくり会社、中心市街地整備推進機構及び都市再生推進法人等
- 役員会社 会長:(株)まちづくり松山 副会長:豊田まちづくり(株) 監事:(一財)柏市まちづくり公社、小樽駅前ビル(株)
- 賛助会員:4団体(令和3年8月23日現在)会の趣旨に賛同する者
- 参与会員:都市再生機構、民間都市開発推進機構、全国市街地再開発協会、区画整理促進機構
- 会 費:

会 員	年会費 12,000円
賛助会員	年会費 50,000円

※旅費等実費については会員各自にてご負担頂きます

活動内容

- 中心市街地活性化や都市再生に係る情報共有、ノウハウの蓄積
- ・総会(年1回開催)
 - ・勉強会の開催(年2回程度開催)
まちづくり会社が行っている事業の手法や工夫等の紹介等
直近では令和3年8月31日に東京都内およびオンラインで開催
(まちづくり会社の職員だけでなく、市町村職員も参加可能。)
 - ・HPの設置
会員、事務局の連絡や提案、情報交換など

○相談室の設置

- ・まちづくり手法等の相談(都市機構:全国まちづくり支援室)
- ・出融資に係る相談(民都機構:中心市街地活性化支援室)
- ・再開発等の相談
(再開発協会:企画部内)
- ・市街地整備に関する相談
(区画機構:まちなか支援センター内)

Ⅲ. 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針

平成18年9月8日
閣 議 決 定
平成19年12月7日
一 部 変 更
平成21年4月24日
一 部 変 更
平成23年10月7日
一 部 変 更
平成26年7月25日
一 部 変 更
平成26年12月27日
一 部 変 更
平成28年4月1日
一 部 変 更
平成30年3月30日
一 部 変 更
平成31年3月29日
一 部 変 更
令和2年3月31日
一 部 変 更

中心市街地は、商業、業務、居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統をはぐくみ、各種機能を培ってきた「まちの顔」とも言うべき地域である。

しかしながら、病院や学校、市役所などの公共公益施設の郊外移転等都市機能の拡散、モータリゼーションの進展、流通構造の変化等による大規模集客施設の郊外立地、居住人口の減少等中心市街地のコミュニティとしての魅力低下、中心市街地の商業地区が顧客・住民ニーズに十分対応できていないことなどにより、中心市街地の衰退が進みつつある。

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(以下「本方針」という。)は、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「法」という。)第8条第1項に基づき、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために定めるものである。

本方針に基づく施策の推進に当たっては、平成19年11月30日の地域活性化統合本部会合において了承された「地方再生戦略」の「第1 地方再生の基本的考え方」における「地方再生五原

則」に加え、令和元年12月20日に閣議決定された第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則」を踏まえ、施策に取り組むものとする。その際、ブロック別担当参事官が、中心市街地活性化のみならず、都市再生、国家戦略特区、総合特区、構造改革特区、地域再生、環境モデル都市・環境未来都市・SDGs未来都市に関する相談に一元的に対応するものとし、この体制の下でこれらの取組を一体的に実施するとともに、各府省庁における地方創生及び国土強靱化の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進するものとする。

第1章 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

1. 中心市街地の活性化の意義

活性化された中心市街地は、

- ① 商業、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、住民や事業者へのまとまった便益を提供できること。
- ② 多様な都市機能が身近に備わっていることから、子ども・子育て世代や高齢者等にも暮らしやすい生活環境を提供できること。
- ③ 公共交通ネットワークの拠点として整備されていることを含め既存の都市ストックが確保されているとともに、歴史的・文化的背景等と相まって、地域の核として機能できること。
- ④ 商工業者その他の事業者や各層の消費者が近接し、相互に交流することによって効率的な経済活動を支える基盤としての役割を果たすことができること。
- ⑤ 過去の投資の蓄積を活用しつつ、各種の投資を集中することによって、投資の効率性が確保できること。
- ⑥ コンパクトなまちづくりが、地球温暖化対策に資するなど、環境負荷の小さなまちづくりにもつながること。

などから、各地域ひいては我が国全体の発展に重要な役割を果たすことが期待される。

しかし、前文で述べたとおり中心市街地の多くの実態は、このような期待にこたえられる状態になく、我が国が人口減少・少子高齢社会を迎えている中で、都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ、多様な都市機能がコンパクトに集積した、子ども・子育て世代や高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすい、歩いて暮らせる、にぎわいあふれるまちづくりを進めていくことが必要である。また、多くの都市で、空き地・空き家・空き店舗が時間的・空間的にランダム性をもって発生し、都市構造が低密度化する「都市のスポンジ化」というべき事象が生じている。都市のスポンジ化は、居住や都市機能の誘導・集約の取組効果を減殺し、コンパクトなまちづくりの実現に大きな障害となり得るものであり、空き地等の適正管理や有効活用、発生の抑制等に向けて、適切な対策を講じる必要がある。

そのため、国、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りながら、地域が自主的かつ自立的に取り組み、国民の生活基盤の核となる中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進することにより、地域における社会的、経済的、文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図ることが重要である。

その際、中心市街地の活性化は、人口減少・少子高齢化など、我が国の社会経済情勢が

大きく変化する中で、地方都市全体の活力の向上を図るための一環として捉えていくことが重要であり、地域全体の居住環境の向上、医療・福祉機能等の確保といった都市構造の再構築の取組、地域公共交通の充実、民間団体が主体となる自主的なまちづくりの取組（エリアマネジメント活動）や地域が一体となって進める商店街活性化等に関する地域再生の取組、災害に強いまちづくりなどの国土強靱化の取組、更には農業を含む地域活性化の取組等と一体となって、各施策と密接に連携して、地域活性化全体の観点から取り組むことが必要である。

2. 中心市街地の活性化の目標

中心市街地の活性化は、中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、産業資源等の地域資源や社会資本、空き地・空き家・空き店舗といった遊休資産等の既存ストック、訪日外国人旅行者の増加などのチャンスをも有効活用するとともに、人口減少、少子高齢化やSociety5.0の実現に向けた未来技術等の普及といった社会経済情勢の変化と進展等に対応し、民間との連携や人材の確保・育成を強化しつつ、地域の創意工夫を活かし、令和2年3月23日に中心市街地活性化本部決定された「中心市街地活性化促進プログラム」を活用することを十分に検討しながら、地域が必要とする事業等を、総合的かつ一体的に推進することにより、地域が主体となって行われるべきものであり、これを通じて次の目標を追求すべきである。

- ① 人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、子ども・子育て世代や高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること。
- ② 地域住民、事業者等の社会的、経済的、文化的活動が活発に行われることにより、より活力ある地域経済社会を確立すること。

また、同時に、中心市街地における実態を客観的に把握し、効果的かつ効率的な民間及び公共投資を実施することにより、インフラの整備・維持管理コストの縮減、各種公共サービスの効率性の向上等を実現することも追求し得るものである。

さらに、中心市街地の活性化による効果を周辺地域にも波及させることにより、様々な地域の活性化に結びつける必要があり、ひいては国民生活の向上と健全な発展を図らなければならない。

第2章 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1. 政府における推進体制の整備等

内閣に設置された中心市街地活性化本部（内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員とする。以下「本部」という。）において、施策で重要なものの企画及び立案を行うとともに、施策の総合調整を行う。さらに、法第9条第1項に定める中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）に関し、同条第10項に基づき内閣総理大臣の認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）における進捗状況等の把握に努めるとともに、中心市街地の活性化に関する施策の見直しなども併せて実施する。

各府省庁においては、本部を中心に緊密な連携を図り、地域の自主性及び自立性を尊重しつつ、中心市街地の活性化に関する施策を効果的かつ効率的に推進する。

特に、「中心市街地活性化促進プログラム」に基づき、人の交流の活性化やSociety5.0の実現に向けた未来技術等の活用といった社会経済情勢の変化と進展等に対応した取組、まちのストックや地域資源・チャンスを活かす取組及び民間との連携や人材の確保・育成を強化する取組(以下「中活プログラムに基づく重点的な取組」という。)について積極的に支援するとともに、中心市街地活性化制度が一層効果的に活用されるよう、市町村のニーズを踏まえ、基本計画の検討段階から効果的な制度の活用を助言するなどのハンズオン支援の強化等により、より活用される制度として運用を行う。

また、経済産業局や地方整備局をはじめとする各府省庁の地方支分部局において、都道府県とも連携し、市町村の中心市街地の活性化に関する取組に対して、適切な支援や助言等を実施する。

さらに、まち・ひと・しごと創生、都市再生、国家戦略特区、総合特区、構造改革特区、地域再生、環境モデル都市・環境未来都市・SDGs未来都市、観光立国、国土強靱化等の関連する諸施策との連携を図り、これらの成果を最大限活用する。

2. 認定基本計画に基づく取組に対する重点的な支援

政府は、中心市街地の活性化を効果的かつ効率的に推進するため、認定基本計画に基づく取組に対して、重点的な支援を実施する。特に、中活プログラムに基づく重点的な取組について、積極的に支援する。

さらに、地域が地理的及び自然的特性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえながら、効果的かつ効率的に中心市街地の活性化を推進するために行う取組に対し、地域の幅広い選択が可能となるよう、様々な支援措置の整備を行い、「中心市街地活性化促進プログラム」に基づき、整備を行った支援措置の内容や効果的な活用事例の周知・助言、ハンズオン支援等を実施する。

3. 基本計画の認定基準

法第9条第10項各号に掲げる基本計画の認定基準について、具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

① 本方針に適合するものであること。(第1号基準)

本方針のうち、以下に示す項目に定められた事項にのっとっていることをもって判断する。

a) 第1章 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

基本計画には、中心市街地の活性化を実現するための取組期間を計画期間として定めなければならない。なお、計画期間は、基本計画に記載された具体的な取組の効果が発現する時期等を考慮し、おおむね5年以内を目安に、適切に設定することとする。

b) 第2章 4. 基本計画の認定の手続

c) 第3章 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項

- d) 第9章 第4章から第8章までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項
- e) 第10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項
- f) 第12章 その他中心市街地の活性化に関する重要な事項

② 当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。(第2号基準)

- a) 中心市街地の活性化を実現するために必要な第4章から第8章までの事業等に関する事項が記載されていること。

地域の現状やニーズ、過去の実施の成果等から新たな事業等を必要としないと判断される事項については、その判断の合理的な理由が記載されていれば、第4章から第8章までの各章についてそれぞれ新たな事業等を記載する必要はない。

- b) a) の事業等の実施を含む当該基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。

をもって判断する。

③ 当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。(第3号基準)

中心市街地の活性化を実現するために行う事業等について、

- a) 事業等の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと。
- b) 事業等の実施スケジュールが明確であること。

をもって判断する。

4. 基本計画の認定の手続

(1) 基本計画の認定申請

基本計画の認定申請は、市町村が行う。基本計画の作成に当たっては、法第9条第6項に定めるとおり、法第15条第1項に規定する中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）が組織されている場合には基本計画に定める事項について協議会の意見を、協議会が組織されていない場合には法第9条第2項第5号に掲げる事項について当該市町村の区域をその地区とする商工会又は商工会議所の意見を聴かなければならない。

基本計画の認定申請に当たって、市町村は、法第9条第9項に基づき、中心市街地の活性化に係る事業（市町村が基本計画に記載しようとする、法第9条第2項第2号から第6号までの事業）及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律等の規定の解釈について、関係行政機関の長に対し、その確認を求めることができる。なお、解釈について確認を求める規定が複数ある場合や、解釈について確認を求める規定に係る関係行政機関の長が分からない場合には、内閣府地方創生推進事務局を通じて確認を求めることもできる。

その際、市町村は、事業内容（当該事業が「これに関連する事業」である場合には、関連する「中心市街地の活性化に係る事業」の内容、関連すると考える理由を含む。）や解釈を確認したい規定について極力明らかにして確認を求めるものとする。

(2) 基本計画の記載事項

基本計画の記載事項は、法第9条第2項及び同条第3項で定めるとおりとする。なお、認定の申請に際し、必要に応じて、関連する資料を添付するものとする。

法第9条第3項第2号で定める中心市街地の活性化の目標を定める場合は、本方針第1章2.①及び②に掲げられた目標に従い、認定を受けようとする市町村において、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）の目標、基本的方向等を踏まえ、当該市町村の実情に応じて、重点化等を行って設定することができる。その際、設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、地方版総合戦略の策定に際して設定した地域課題に対する適切な短期・中期の政策目標を踏まえ、当該市町村の実情に即した指標として、絶対値、変化率等の定量的な指標（以下「目標指標」という。）を設定するものとする。目標指標については、基本計画に記載された取組が目標の達成に寄与しているかを的確に把握できるよう、それらの取組との関係が明確になるよう設定する必要がある。

加えて、目標の達成状況を、よりの確に把握するために、地域住民の意識や感覚の変化、まちのイメージ、満足度等の一義的には定量的な評価が難しい指標についても、目標指標を補完する形で、地域独自の指標として設定することも考えられる。

なお、市町村が、本方針に定める支援措置等のほか、構造改革特別区域基本方針別表第1に定める特例措置を活用する場合は、当該特例措置を記載した構造改革特別区域計画を、地域再生基本方針に定める支援措置を活用する場合は、当該支援措置を記載した地域再生計画を作成し、一括して認定を申請することができる。

(3) 関係行政機関の長の同意

内閣総理大臣が行う法第9条第12項に基づく関係行政機関の長の同意の取得については、認定による効果が生じる5.(1)に示す法に定める特別の措置及び5.(2)に示す認定と連携した支援措置が記載されている場合に、これを行うものとする。

なお、認定による効果が生じない5.(3)に示す中心市街地の活性化に資するその他の支援措置については、記載されている場合であっても、この限りではない。

また、5.(3)に示す中心市街地の活性化に資するその他の支援措置については、市町村の求めに応じて関係行政機関に対して情報提供を行う。

(4) 基本計画の認定

内閣総理大臣は、(3)の関係行政機関の長の同意を得て、法第9条第10項に基づき、基本計画の認定を行う。なお、法第9条第11項に基づき、内閣総理大臣は基本計画の認定を行うに際し必要と認めるときは、本部に対し、意見を求めることができる。

内閣総理大臣は、基本計画の認定をしたときは、遅滞なく当該市町村に通知を行う。市町村は、本通知を受けた際には、遅滞なく都道府県及び基本計画の作成時に意見を聴いた協議会又は商工会若しくは商工会議所に対して、認定基本計画の写しを送付するとともに、認定基本計画を公表する。なお、内閣総理大臣は、基本計画を認定しなかった場合においては、理由を付して当該市町村に通知する。

また、内閣総理大臣は、認定基本計画について、法第13条に基づき、基本計画の認定基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(5) 地域再生計画との連携

地域再生計画に、法第9条第2項第2号から第6号までに規定する事業及び措置（基本計画が作成されているものに限る。）であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項を記載することができる。

この場合において、地域再生計画の認定があったとき（作成された基本計画が、法第9条第10項各号に規定する基準に適合するものである場合に限る。）は、中心市街地活性化基本計画の認定があったものとみなす。

5. 認定と連携した支援措置等について

政府は、中心市街地の活性化に資する各種支援措置を整備するとともに、認定基本計画に基づく取組に対する重点的な支援を実施するに当たり、認定と連携した支援措置の創設に努める。その際、中活プログラムに基づく重点的な取組への積極的な支援について、配慮するものとする。また、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進できるよう、ハード・ソフトの一体的な取組、官民連携の取組等について、各府省庁が緊密に連携し、各種支援措置の相乗効果が発揮されるよう努める。

(1) 法に定める特別の措置

法に定められた特別の措置のうち、基本計画の認定を受けることの他に要件を定めていないものについては、基本計画の認定を受けることにより活用することが可能となる。

また、法に定められた特別の措置のうち、基本計画の認定を受けることの他に要件を定めているものについては、その要件を満たすことにより活用することが可能となる。

(2) 認定と連携した支援措置

政府の支援措置のうち、認定と連携した支援措置は、以下に示すとおりである。

① 認定と連携した特例措置

政府の支援措置のうち、基本計画の認定を要件として、支援の対象となる、支援対象項目が拡大する、支援要件が緩和されるなどの措置を講ずるものについては、

基本計画に当該支援措置を活用する取組について記載することが必要となる。なお、当該支援措置を活用するに当たっては、別途、支援措置の要件等を満たすことが必要である。また、政府が予算上の支援を行うものについては、予算の範囲内で重点的な支援を行うものとする。

② 認定と連携した重点的な支援措置

政府の支援措置のうち、中心市街地の活性化以外にも活用が可能な支援措置で、認定基本計画と連携させて重点的な支援を実施するものについては、基本計画に当該支援措置を活用する取組について記載することが必要となる。なお、政府が予算上の支援を行うものについては、予算の範囲内で重点的な支援を行うものとする。

③ 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

(1)及び(2)に該当しない政府の支援措置についても、中心市街地の活性化に資する取組である場合には、(1)及び(2)に掲げるものと併せて総合的かつ一体的に推進することが重要である。このため、これらの支援措置を活用する取組についても基本計画に記載することとし、効果的かつ効率的な実施がなされるよう、各府省庁は必要な支援を行うよう努めることとする。なお、広く中心市街地の活性化に資する取組として有効であるものについては、積極的に実施することとする。

6. 認定基本計画の実施状況についての評価の実施等

(1) 認定基本計画の進捗状況の把握等

① 中心市街地の活性化に向けては、基本計画の認定が目的ではなく、設定した目標に向かって着実かつ効果的に事業を実施していくことが重要である。そのためには、地域経済分析システム（以下「RESAS」という。）の活用等を通じ、地域経済や少子高齢化の状況等を踏まえた地域ごとに異なるアプローチの下、不断の事業効果の検証、改善、実施といったPDCAサイクルの確立が必要である。

このため、基本計画の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、認定基本計画に記載された取組の着実な実施を通じて、中心市街地の活性化が実現できるよう、計画期間中、原則毎年フォローアップ（定期フォローアップ）を行うとともに、計画期間終了後には、認定基本計画に関する最終的なフォローアップ（最終フォローアップ）を行い、それらの結果を公表するよう努めるものとする。

フォローアップに当たっては、証拠に基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の観点からPDCAサイクルを適切に実施できるよう、認定市町村は、認定基本計画の実施状況を適切に把握するとともに、認定基本計画の目標の達成状況に関する目標指標を設定している場合には、当該目標の達成状況について、目標指標に基づき評価を行うよう努めるものとする。また、中心市街地の活性化が地域全体の活性化に結びついているかといった観点も含め多様な評価を広く検討することが重要であり、人口動態や地価動向といった基本計画の作成時に中心市街地の現状分析で用い

た基礎データについては、毎年把握・蓄積し、独自に評価した上で、公表するなど、目標指標以外にもRESASの客観的・統計的なデータ等を活用し多様な評価を行うことが望ましい。

- ② 定期フォローアップに基づき、認定市町村は、認定基本計画に記載された事項と中心市街地の現状や事業等の実施状況、目標の達成状況等から判断し、目標の達成が難しいと判断されるなど必要と認められる場合には、協議会と連携して、速やかに当該認定基本計画について目標達成に資する事業の追加・変更等の見直しを行い、見直した基本計画について、再度認定の申請を行うよう努めるものとする。
- ③ 最終フォローアップにおいては、認定市町村は、目標の達成状況、事業実施前後での中心市街地の状況、市民意識の変化など、取組の実施を通じた認定基本計画の成果等について、目標の達成状況に関する目標指標に基づく評価との整合性にも留意しつつ適切に総合的な評価を実施するとともに、今後の課題について整理するよう努めるものとする。
- ④ 認定基本計画の期間終了後も効果を持続していくことが重要であることから、市町村は、目標の達成状況に関する目標指標に基づく評価等を引き続き行い、その結果を踏まえ、中心市街地の活性化に資する取組を実施するなど、PDCAサイクルを継続することが望ましい。
- ⑤ 認定基本計画の期間を終了し、再度新たな基本計画の認定申請を行おうとする市町村は、最終フォローアップの結果等を新たな基本計画に的確に反映するよう努めるものとする。また、内閣総理大臣は、認定に当たっては、その反映状況等について確認する。
- ⑥ 内閣総理大臣は、認定市町村に対し、上記フォローアップの結果を含め中心市街地の活性化の状況等について、報告を求め、その内容を公表するとともに、必要に応じて効果的な支援措置の活用による施策展開や、認定基本計画の見直し等について積極的に助言を行う。また、フォローアップ等の成果を基本計画の認定や中心市街地の活性化に関する施策の推進に活用する。
- ⑦ 内閣総理大臣は、認定基本計画における成功事例や支援措置の活用事例についての調査、分析に取り組むとともに、その結果を公表することにより、全国の中心市街地における取組を刺激し、その活性化を図る。

(2) 施策の実施状況の事後評価

政府は、中心市街地の活性化に関する施策の実施状況等について、以下により事後評価を実施する。この場合に、認定市町村の負担を軽減する観点から、各府省庁における予算執行事務体制等を活用しつつ、実績額等の把握を行うこととする。

- ① 各府省庁は、毎年度、認定基本計画に位置付けられた取組に係る所管事業に対する予算及び配分額を把握し、内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は、各府省庁の報告に基づき、政府における認定基本計画に対する予算及び配分額を取りまとめ、公表する。

- ② また、認定市町村は、毎年度、認定基本計画に位置付けられた取組の実績額や進捗状況等について、内閣総理大臣に報告する。
- ③ 内閣総理大臣は、(1)②③⑥及び(2)①②の報告に基づき、政府全体の施策の実施状況等について定期的に評価を行う。なお、内閣総理大臣が、評価を実施するに当たり、定期的に情報共有等を図るための関係府省庁連絡会議を開催する場合等において、関係行政機関は、必要な協力を行うものとする。

第3章 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項

1. 中心市街地の要件

中心市街地の活性化は、多様な市街地で推進できうるものであるが、市町村は、基本計画を作成するに当たっては、その中心の市街地が、法第2条各号の要件を満たす場合に、当該市街地を中心市街地と位置付けることとする。

- ① 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。(第1号要件)

当該市街地が存在する市町村内の他の地域と比較して、相当数の小売商業、各種事業所、公共公益施設等が密度高く集積することによって様々な都市活動が展開され、それを核として一定の商圈や通勤圏が形成されていることなどをRESASによる客観的・統計的なデータ等を活用し把握した上で、当該市町村において当該市街地が経済的、社会的に中心的な役割を担っているかをもって判断する。

- ② 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。(第2号要件)

当該市街地における低・未利用地の状況、事業者数や従業員数、小売商業の店舗数や販売額その他の都市活動に係る土地利用及び商業活動の状況・動向等をRESASによるデータ等の活用により客観的に評価し、当該市街地において衰退し、又は衰退するおそれがあると認められるかをもって判断する。

- ③ 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。(第3号要件)

当該市町村及び周辺地域の市街地の規模、配置、相互関係等の現状、総合計画、地方版総合戦略、都市計画や産業振興に関するビジョン等のまちづくりの方針等との整合性について確認し、当該市街地の活性化に取り組むことが、当該中心市街地のみならず、市町村全体やその周辺の地域の発展にも効果の及ぶものであるかをもって判断する。

2. 留意事項

市町村は、基本計画に中心市街地の位置及び区域を定めるに当たっては、以下の点に留意するものとする。

(1) 中心市街地の数

中心市街地は、それぞれの市町村の中心としての役割を果たしている市街地であり、各種施策の効果的かつ効率的な投資という観点から、中心市街地を設定しようとする場合、原則として一市町村に一区域として設定することが望ましい。

しかし、市町村の中には、市町村合併を含め、まちの歴史を通じて、社会経済的に中心的な役割を果たしている拠点地区が複数ある場合がある。こうした市町村では、複数の拠点が相互に連携し、適切な役割分担を図りつつ総合的かつ一体的に活性化を図ることが必要と考えられる場合がある。こうした場合、地域の実情を十分に勘案した上で、複数の拠点を一体の区域とみなすことができる。特に、平成の市町村合併による地域の実情に配慮するものとする。

また、同一の市町村内にあっても、地域によって異なる機能や課題を持っているなど、地域の実情により中心市街地とすべき地域を複数設定した方が適当と市町村が判断する場合は、当該複数地域の役割分担等を明確にしつつ、複数の地域ごとの基本計画を作成することも可能である。

当該市町村が周辺市町村と密接な関係を持っており、複数の市町村で連携して活性化を図る場合には、一体的に支援する。

これらの中心市街地は、RESASによる客観的・統計的なデータ等に基づき、1. の要件を満たす必要があり、作成された基本計画の内容が、認定基準に適合すると判断されるものについて、認定を行うこととなる。

(2) 中心市街地の規模等

中心市街地の規模等は、それぞれの市町村ごとに様々であると考えられるが、土地利用や諸機能の集積の実態、事業の実施範囲等の観点から、中心市街地の区域を設定するに当たっては、居住人口や都市機能等において市町村の他の地域に比べて高い密度が保持されているなど各種取組が総合的かつ一体的に実施することが可能な範囲となるよう定めなければならない。

これまで都市機能の集積がなく、今後新たに市街地として整備する地区や周辺居住者のための近隣核であり広域的な効果が見込まれない地区等を含めて広く中心市街地の区域とすることは適当ではない。

なお、区域の設定に当たっては、市町村マスタープラン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」）と適合することが求められていることを踏まえ、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく立地適正化計画（当該計画が作成されると市町村マスタープランの一部とみなされる。）が作成されている場合は、当該計画に基づく都市機能誘導区域と整合性をもって区域を設定しなければならない。

第4章 中心市街地における土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する基本的な事項

1. 市街地の整備改善のための事業の必要性

中心市街地の空洞化の一因としては、他の地域に比べて相対的に高い地価や輻輳した権利関係を背景として、計画的な都市基盤施設の整備や建築物の更新が遅れ、モータリゼーションの進展に伴う道路、駐車場等の整備、新しい都市機能の受け皿となる土地や床の供給等の要請に十分な対応ができていないことがある。

したがって、中心市街地における市街地の整備改善を進めるに当たっては、基本計画において定められた中心市街地において、面としての中心市街地の機能向上、環境改善、防災機能の向上等に資するよう、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面整備事業、道路、公園、駐車場、下水道等公共の用に供する都市基盤施設の整備事業その他の事業を適切に組み合わせ、積極的かつ強力に進めることが重要である。

なお、事業の選択に当たっては、低・未利用地の状況を含む土地利用の状況、都市基盤の状況、関係権利者や地域住民の意向等地域の実情や、都市計画制度上の取扱を踏まえ、事業実施者等と十分な調整を図りつつ、中心市街地の活性化の実現のために最も適切かつ実現性の高い事業手法を選択することが重要である。

2. 具体的事業の内容等

(1) 具体的事業の内容

本事項で対象となる事業としては、商業、業務、居住等の都市機能の集積及び再配置を進める面整備事業として土地区画整理事業及び市街地再開発事業、公共の用に供する施設の整備事業として道路、公園、駐車場、下水道の整備事業のほか、河川、広場、歩行空間、電線類地中化、自転車駐車場等の整備事業、連続立体交差事業、民間都市開発事業等が挙げられる。

(2) 記載事項等

基本計画には、現在実施中又は計画期間内に実施を予定している事業について、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性を記載するとともに、当該各事業の種類、実施主体、おおむねの位置又は区域、実施時期等をそれぞれ記載するものとする。

また、認定基本計画に位置付けられた土地区画整理事業において、法第16条に規定する土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を活用し、一定の土地を換地として定めないで、保留地として定める場合には、基本計画において、土地区画整理事業と併せて整備する都市福利施設又は公営住宅等について記載する。

第5章 中心市街地における都市福利施設を整備する事業に関する基本的な事項

1. 都市福利施設を整備する事業の必要性

中心市街地の活性化を実現するためには、生活者の視点から、教育文化施設や医療施設等を含めた、多様な都市機能の集積を図ることが必要である。これら都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設は、交流人口の増大等によりにぎわいの創出に寄与するものであるが、モータリゼーションの進展や相対的に高い地価等を背景に郊外移転が進み、このことが中心市街地の衰退の一因となっている事例も見受けられる。

このことにかんがみ、中心市街地における居住者等の共同の福祉又は利便のため必要な施設を、都市の中核的機能を担う「都市福利施設」として基本計画に記載し、その整備を推進することが必要である。

2. 具体的事業の内容等

(1) 具体的事業の内容

本事項で対象となる事業としては、教育文化施設（学校、図書館等）、医療施設（病院、診療所等）、社会福祉施設（高齢者介護施設、保育所等）等の整備事業が挙げられる。

また、国、地方公共団体、中心市街地整備推進機構等が設置する、認定基本計画に土地区画整理事業と併せてその整備が位置付けられた都市福利施設（認定基本計画において定められた中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。）の用に供するため、法第16条に規定する土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を活用し、一定の土地を換地として定めないうで、保留地として定めることができる。

(2) 記載事項

基本計画には、現在実施中又は計画期間内に実施を予定している事業について、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性を記載するとともに、当該事業により整備される都市福利施設の種類、実施主体、おおむねの位置又は区域、実施時期等をそれぞれ記載するものとする。

第6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の中心市街地における住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する基本的な事項

1. 街なか居住の推進のための事業の必要性

人が住んでいるということは、まちが成り立つ基本的な条件であることから、中心市街地ににぎわいを取り戻すためには、街なか居住の推進を図ることが極めて重要である。

このため、中心市街地について、公共公益施設や商業施設等の集積を図り、暮らしやすい生活空間としての整備を進めるとともに、中心市街地における、多様な居住ニーズ

に対応した住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等を基本計画に記載し、積極的に推進することが必要である。

2. 具体的事業の内容等

(1) 具体的事業の内容

本事項で対象となる事業としては、補助制度、交付金制度等を活用して公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅等の整備を行う事業、補助、ファンド等を含めた多様な手法を活用して街なか居住にふさわしい民間の優良な住宅整備を行う事業、これらと一体として行う居住環境の向上のための事業等が挙げられる。

また、認定基本計画に土地区画整理事業と併せてその整備が位置付けられた公営住宅等の用に供するため、法第16条に規定する土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を活用し、一定の土地を換地として定めないで、保留地として定めることができる。

なお、法において規定される中心市街地共同住宅供給事業については、詳細を(3)に記載する。

(2) 記載事項

基本計画には、現在実施中又は計画期間内に実施を予定している事業について、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性を記載するとともに、当該事業の種類、実施主体、おおむねの位置又は区域、実施時期等をそれぞれ記載するものとする。

(3) 中心市街地共同住宅供給事業

① 趣旨

中心部における居住人口の回復を図ることは、市街地内の余剰空間が有効利用されないことによる投資効率の悪化への有効な対策と考えられ、中心部における居住人口が回復し、他の都市機能の需要が高まることによって、多様な都市機能の集積した市街地の形成につながると見込まれる。また、高齢者等にとっても利便性の高い暮らし方を提供できることから、街なか居住促進策の充実強化を図ることが重要である。

中心市街地共同住宅供給事業は、街なか居住に資する民間事業者等による優良な共同住宅供給事業について、市町村長による認定制度を創設し、当該認定を受けた共同住宅供給事業に対して各種支援措置を設け、中心市街地における優良な住宅の供給を促進していくものである。

また、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の特例を設け、居住環境の良好な住宅供給についての豊富なノウハウ・事業経験や公的機関としての信頼性を有効に活用し、街なか居住の推進を図ることが期待される。

② 事業の要件

中心市街地共同住宅供給事業を行う者は、法第22条第2項に掲げる事項を記載した計画を作成し、法第23条の認定基準に基づき、市町村長の認定を受ける必要がある。なお、地方公共団体の補助に係る中心市街地共同住宅供給事業により建設された住宅の家賃又は価額については、法第31条に定める事項を遵守しなければならない。

また、地方住宅供給公社の業務の特例については、法第33条の定めるところによる。

③ 記載事項

中心市街地共同住宅供給事業を活用するに当たり、基本計画においては、実施主体、おおむねの位置又は区域、実施時期等をそれぞれ記載するものとする。

第7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

1. 経済活力の向上のための事業及び措置の必要性

中心市街地において形成されている商店街等の商業集積が、ワンストップショッピングの利便性やアメニティ機能の向上といった消費者及び住民のニーズにこたえるためには、中心市街地における商店街等の商業集積において、広く面的展開を視野に入れた多様な規模、業種及び業態の店舗構成・店舗配置を計画的に実現することや、その事業展開を支える各種の商業基盤施設を整備することなどに積極的に取り組む必要がある。また、当該市町村における商業の配置に関する総合的な検討と他の関連施策の活用状況等を踏まえ、他の取組と一体的に経済活力の向上を図ることが重要である。

実施事業の選択に当たっては、商圈及び地域としての購買力の見通し、現に立地している小売商業者の延床面積、商業集積の業種構成・店舗配置、当該商業集積が地域において果たしている役割及び今後の果たすべき役割、当該地域における新たな事業のシーズやそれへのニーズ等を市場調査やアンケート等を通じて可能な限り定量的な客観性をもつて的確に把握することが必要である。

また、関係事業者や地域住民の意思を尊重しつつ、中心市街地の活性化の実現のために最も適切であり、実現性の高い事業を地域の実情に合わせて選択し、集中的に実施することが重要である。その際、地域の特性に応じて多様な事業等を組み合わせ、それらが一体として相乗効果を生み出すように行うことが必要である。

2. 具体的事業及び措置の内容等

(1) 具体的事業及び措置の内容

経済活力の向上のための事業等には、中心市街地における中核的な商業施設、商業

基盤施設の整備、地域全体の望ましいテナントミックスの実現、子育て支援、介護、教育等を通じた地域コミュニティの活性化に寄与する空き店舗の活用、既存店舗・商店街のリニューアル、新業態・新サービスの開発や製配販のネットワークの構築、電子商取引の導入促進、商店街等の情報化、効率的な物流システムの構築等の多様な事業等が考えられる。その中で、いかなる事業を行うかについては、地域の自主的かつ自立的な判断の下、総合的な観点から決定されなければならない。

法において経済活力の向上のための事業及び措置として規定されているものは、①中小小売商業高度化事業、②特定商業施設等整備事業、③民間中心市街地商業活性化事業、④大規模小売店舗立地法の特例措置等であるが、これらの他に地域の主体的な取組が、幅広く基本計画に盛り込まれることが望ましい。

なお、特定民間中心市街地活性化事業若しくは特定民間中心市街地経済活力向上事業として中小小売商業高度化事業若しくは特定商業施設等整備事業を実施しようとする場合又は民間中心市街地商業活性化事業を実施しようとする場合には、協議会における協議を経て、経済産業大臣に認定の申請をすることとなるが、その際、協議会における協議の結果、多数の賛同を得ていることが望ましい。

(2) 記載事項

基本計画には、現在実施中又は計画期間内に実施を予定している事業及び措置について、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性を記載するとともに、当該各事業及び措置の種類、実施主体、おおむねの位置又は区域、実施時期等をそれぞれ記載するものとする。

(3) 中小小売商業高度化事業

① 趣旨

中心市街地における中小小売商業の活性化のための取組が、従来、a) 個々の商店街ごとの活性化努力にとどまり、複数の商店街による広域的な中小小売商業の発展に必ずしも結びついていないこと、b) 専ら基盤整備などの周辺事業にとどまり、中小小売商業としての競争力の根幹である業種揃え・店揃えの最適化に関する取組が不十分であったこと、c) 主に事業を営む中小小売商業者を中心とした取組であり、地権者等との連携が不十分であったこと、d) まちの様々な事業主体との連携が不足していたことなどを踏まえ、商業者を取り巻く様々な関係者との連携の上に立った、意欲的な中小小売商業者による業種構成・店舗配置、基盤整備及びソフト事業を総合的に推進し、周辺地域への波及効果の認められる商店街等中小小売商業の高度化を通じた中心市街地のにぎわい回復に資する取組を戦略的かつ重点的に促進するものである。

② 事業の要件

中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成10年政令第263号）第12条及び経済

産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（平成18年経済産業省令第83号）第12条及び第13条に定めるところによる。

③ 記載事項

基本計画には、中小小売商業高度化事業の実施予定者と協議の上、設置する施設又は設備の概要、実施主体、おおむねの位置又は区域、実施時期等をそれぞれ記載するものとする。

なお、地権者の協力を得ることについては、空き店舗対策として喫緊に実施するに当たり重要であるとともに、中心市街地のにぎわい回復を図る上で、土地利用の高度化やまち全体のテナントミックスを進める必要性等の視点においても重要である。

(4) 特定商業施設等整備事業

① 趣旨

中心市街地における経済活力の向上のためには、消費者に対する多様なサービスの提供の観点から、様々な小売商業の集積とともに公益施設等の都市機能の増進を促進することが重要である。その場合、専門性の高い中小規模の店舗が集積するのみでなく、大型店や各種の公益施設を含めた多様な都市機能の増進を促すことにより、中心市街地全体としての魅力の向上を図ることが有効である。

このような認識の下、特定商業施設等整備事業は、地域のイニシアティブと創意工夫をもって大型店を含んだ商業集積の中に商業基盤施設又は相当規模の商業施設の整備を行うことにより、中心市街地全体の魅力向上とにぎわい創出を目的とするものである。

② 事業の要件

a) 実施地域

事業の実施地域については、一定の商業集積が見られ、公共公益施設が一つ以上存在し、さらに、電車、バス等の公共交通機関による来訪が可能な地域であることが必要である。

b) 施設の内容

整備する施設は、商業基盤施設又は相当規模の商業施設である。商業施設については、整備する施設の延床面積が原則 5 百平方メートル以上であることが必要である。また、商業基盤施設については、周辺の小売業者の顧客その他の地域住民の利便の増進又は周辺の相当数の小売業者の業務の円滑な実施に資するものであることが必要である。ただし、事業を実施する地域の人口規模等からみて、適当な規模の施設とすることが重要である。

③ 記載事項

基本計画には、特定商業施設等整備事業の実施予定者と協議の上、整備する施設の概要、実施主体、おおむねの位置又は区域、実施時期等をそれぞれ記載するものとする。

(5) 民間中心市街地商業活性化事業

① 趣旨

中心市街地の商業の活性化に際しては、魅力ある商業施設の整備をはじめとしたハード面の取組だけでなく、にぎわいを生み出すイベントの開催や、まちの個性を発見するための研修の実施、多くの来訪者を惹き付ける街並みづくりに向けた地域の関係者間の調整などといった、ソフト面の取組を実施することも有効である。

そこで、小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を図るソフト事業を経済産業大臣が認定することとし、資金調達を円滑化するなどの支援を通じて民間活力が十分に発揮される環境整備を推進する。認定を受けた民間事業者（法第42条第1項に規定する認定民間中心市街地商業活性化事業者）には、中心市街地の商業の活性化の担い手として、ソフト事業を通じて積極的に情報発信や関係者コーディネート等に取り組むことが期待される。

② 事業の要件

上記趣旨に照らして適切な事業内容と事業主体であるとともに、事業等の実施スケジュールが明確であることをもって判断する。

③ 記載事項

基本計画には、民間中心市街地商業活性化事業の実施予定者と協議の上、当該事業の概要、必要性、それぞれの計画において記載すべき事項その他留意事項等をそれぞれ記載するものとする。

(6) 大規模小売店舗立地法の特例措置

① 趣旨及び措置の概要

商業機能の郊外移転等を背景とした中心市街地の疲弊が進む状況にかんがみ、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「大店立地法」という。）の新設又は変更の手續等を緩和することを通じ、中心市街地における大規模小売店舗の立地を促進し中心市街地の商業等の活性化を図る必要がある。

このような観点から、法に基づき以下の三種類の特例措置を活用することができる。

a) 第一種大規模小売店舗立地法特例区域（以下「第一種特例区域」という。）

第一種特例区域は、認定基本計画において定められた中心市街地（以下本項において「認定中心市街地」という。）において大店立地法の新設又は変更の際の届出自体を不要とする等により、大店立地法の手續を実質的に適用除外と

するもの（法第37条、第38条関連）である。

b) 第二種大規模小売店舗立地法特例区域（以下「第二種特例区域」という。）

第二種特例区域は、全国の中心市街地において、大店立地法の新設又は変更の際の届出書類の簡素化や8か月の実施制限を適用除外とする等の大店立地法の手続の簡素化を図るもの（法第65条関連）である。

c) 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に記載された大規模小売店舗（以下「認定特例大規模小売店舗」という。）

認定特例大規模小売店舗は、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に定める所在地に新たに大規模小売店舗が出店する場合に、第一種特例区域と同様の特例を適用するもの（法第58条関連）である。

手続としては、民間事業者が市町村経由で経済産業大臣に認定を申請し、経済産業大臣が都道府県知事に協議し同意を得る。同意に際しては、都道府県が公告・縦覧を行い住民等が意見表明を行う。

第一種特例区域及び第二種特例区域については、区域のみを指定するのに対し、認定特例大規模小売店舗においては、特例を受ける時点で大規模小売店舗の設置者や立地場所が特定されているため、地域住民等の同意が円滑に得られるようになると期待される。

② 特例区域を定めるに当たっての留意点

a) 特例措置の対象となる区域の考え方

本特例措置の活用に当たっては、都道府県と市町村の密接な連携の下、特に大型空き店舗等到大規模小売店舗の迅速な誘致が必要な場合において、周辺生活環境の保持への影響も勘案しつつ、都道府県及び政令指定都市（以下本項において「都道府県等」という。）が、認定中心市街地又は中心市街地の全部又は一部を特例区域として定めることが必要である。その際、特例区域の広さや定める区域の連続性を問わないほか、認定中心市街地においては第一種特例区域と第二種特例区域を混在して指定することも可能である。

b) 地域住民等の意見への配慮

大店立地法の運用主体である都道府県等が特例区域を定める際には、法（第37条等）に基づき、地域住民等の意見の提出を求めること等としているが、その際、中心市街地の活性化に期待される効果や周辺生活環境の保持に配慮する事項等を含め地域住民等が適切な判断を行い得るような情報を提供するとともに、地域住民等の意見に配慮した上で特例区域を定めることが重要である。

c) 市町村からの要請に対する配慮

都道府県は、法（第37条第5項等）に基づき市町村から特例区域を定めるよう要請があったときは、その内容を十分に検討することが必要である。また、当該要請に応じることができない場合には、その理由等について市町村に通知することが望ましい。

③ 認定特例大規模小売店舗の留意点

大規模小売店舗の立地により新たな渋滞の発生が予測される場合等には、関係する地方公共団体や道路管理者、公安委員会において都市計画の見直しや付加車線の設置、信号設置、信号現示の調整等が必要となる場合もあるので、設置者は、予め十分な調査・予測を行うよう努めるとともに、道路管理者、公安委員会などの関係機関との間で関連する法令に係る所要の調整を行うことがあり得ることに留意しなければならない。

また、都道府県は、必要に応じて認定特例大規模小売店舗についての説明会の開催等を求めることができるため、設置者は、住民等の理解が十分に得られるような説明をするよう努めることが必要となる場合があり得ることに留意しなければならない。

④ その他の留意事項

認定基本計画の計画期間が終了した場合又は法第13条に基づき基本計画の認定が取り消された場合には、都道府県等は、当該基本計画に係る認定中心市街地内に定められた第一種特例区域の変更又は廃止の必要性について速やかに検討することが必要である。

また、市町村が本特例措置を活用しようとする場合であって、基本計画作成時に、都道府県に要請する予定がある場合等においては、その旨又はその概要を基本計画に記載することが望ましい。

第8章 第4章から第7章までの事業及び措置と一体的に推進する次に掲げる事業に関する基本的な事項

1. 公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業

(1) 事業の必要性

中心市街地について、人の往来を活発化させ、活気にあふれたまちづくりを進めるためには、公共交通機関による中心市街地へのアクセスの利便性の向上、中心市街地内の移動の利便性の向上が不可欠である。都市機能の集積によりにぎわいの回復を図るためには公共交通機関の果たす役割は重要であり、誰もが利用でき、交通渋滞の緩和や環境負荷の軽減にも寄与する鉄道、地下鉄、新交通システム、バス、路面電車等の公共交通機関の利便性の向上を図る必要がある。

(2) 具体的事業の内容等

① 具体的事業の内容

具体的に想定される事業は次のとおりであるが、これらの事業に取り組むに当たっては、それぞれの中心市街地の規模や構造、交通体系等に即して、最も効率的で使いやすい交通システムを選択して整備することが望ましい。

a) 鉄軌道

鉄軌道については、効率的な公共投資や事業採算性に留意しつつ、地下鉄、新交通システム等の新線建設、延伸、高速化、車両の改善や、貨物鉄道の旅客線化等を図るとともに、LRTの導入（走行空間の整備、低床式車両の導入等）を進め、また、パークアンドライド等の導入に必要な駐車場等の整備を図るなど、ハード面の事業を推進していくことが重要である。

さらに、利用者の利便性の向上に資する運行ダイヤの改善や、共通乗車券、一日乗車券等割引乗車券の充実・普及等によるソフト面の改善を促進することも重要である。

b) バス

バスについては、地域の多様なニーズにきめ細かく対応したハード、ソフト両面での取組を促進することが必要である。具体的には、バスベ이의整備をはじめとするバスの走行環境の改善やパークアンドバスライド等の導入に必要な駐車場等の整備、バスの運行情報を提供することによりバスの利便性を高めるバスロケーションシステムの導入のほか、BRTの導入（走行空間の整備等）、低床バス車両の導入、地域のニーズに対応するために車両や運賃、路線等を工夫したコミュニティバスの導入、既存の路線の運行時間帯の拡大や運行回数の増加、鉄道や他のバスとの乗継ぎのための時刻の調整等の取組について、地域の実情に即して的確に組み合わせて推進することにより、利用者の利便の増進を図ることが重要である。

c) 交通ターミナル、複数の交通機関の連携

鉄道駅、バスターミナル等の交通ターミナルは、鉄道と鉄道、鉄道とバス等公共交通機関相互の結節点であるとともに、駅前広場や交通広場を含む空間として「まちの顔」としての機能も有しており、中心市街地の活性化を図るためには、その整備と機能の高度化を推進する必要がある。このため、連続立体交差事業、橋上駅化工事の大規模改良によるターミナルの機能強化、ターミナル内のエレベーター、エスカレーター等の整備、段差の解消や利用者への案内情報提供機能の充実を図るとともに、複数の交通機関で利用可能な共通乗車船券の導入等により、交通結節点の機能強化や乗継ぎ抵抗の軽減による利用者の利便性の向上等の事業を推進することが重要である。

また、その整備に当たっては、中心市街地への人や物の流れを考慮しつつ、駅前広場や交通広場に加え、公共公益施設、商業施設等も有する多機能化・高度化された施設として、一体的な整備を図ることが効果的である。

② 記載事項

基本計画には、原則として、現在実施中又は計画期間内に実施を予定している事業について、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性を記載するとともに、当該事業の種類、実施主体、おおむねの位置又は区域、実施時期等をそ

れぞれ記載するものとする。

2. 特定事業及び措置の内容

(1) 中心市街地における都市型新事業を実施する企業等の立地の促進を図るための施設であって、相当数の企業等が利用するためのものを整備する事業

① 趣旨

都市型新事業は、中心市街地に集まる個人消費者や事業者などのニーズに対応した商品・サービスの提供を行う事業である。具体的には、a) 最終消費財の製造・加工の事業、又は、b) パッケージソフトウェアやマルチメディアソフト等のコンテンツ産業に属する事業、デザイン業等のように、物に体化された形態でサービスが提供される事業であり、商業機能の活性化の一翼を担うものとして期待される。

このため、経済活力の向上と併せて、都市型新事業を実施する企業等の立地を促進し、中心市街地における活発な事業活動の展開を図ることが有意義である。

上記a) 及びb) の事業を営む事業者への支援に加えて、本事業は、都市型新事業の円滑な展開により経済的な波及効果が相当程度見込まれる施設の整備を行うものであり、賃貸等の形態により相当数の事業者の利用に供される事業場施設、事業の展開を支援するための共同研究施設、産学連携支援施設、インキュベータ、情報交流施設、展示・販売施設等を対象とする。

② 事業の要件

a) 施設の機能

整備する施設は、都市型新事業を実施する事業者が入居して事業展開スペースとして利用する機能（賃貸型事業場等）、新商品・新役務に係る研究開発等を促進する機能（共同研究施設・産学連携支援施設等）、研究開発や事業化を支援する機能（インキュベータ等）、市場の動向やニーズ把握を行う機能（情報交流施設等）又は需要者との接触を通じて新事業展開を促進する機能（展示・販売施設等）を有する施設である。

b) 施設の規模

整備する施設の規模は、おおむね5事業者程度以上の利用が可能となるものであることが必要である。

c) 事業主体

本事業は、組合による実施、共同事業形態等の民間事業者の協力・連携の下での実施、地方公共団体等の公的主体と民間事業者の協力・連携による実施、地方公共団体等の公的主体による実施、市街地整備等を実施する主体による実施等、中心市街地の活性化に即した事業を実施できる主体及び事業形態によって行われる必要がある。

d) 中心市街地の特性の活用

中心市街地及びその周辺に存在する事業者や研究機関、事業者支援機関等、

当該中心市街地の有する人や組織のポテンシャル、技術的蓄積等を適切に活用する事業である必要がある。

③ 記載事項

基本計画には、原則として、現在実施中又は計画期間内に実施を予定している事業について、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性を記載するとともに、当該事業の実施主体、おおむねの位置又は区域、実施時期等をそれぞれ記載するものとする。

(2) 中心市街地食品流通円滑化事業

① 趣旨

青果店、鮮魚店等の食品小売業は、消費者の身近な存在であり、日々の食生活を支えるという重要な役割を担っており、ワンストップショッピング等食品の購買の利便に関する消費者ニーズの変化、高齢化の進展等社会構造の変化等の中で、地域の特徴に応じ、消費者の視点に立った諸機能の充実が求められている。

本事業は、商店街に分散する食品小売店の集積や既存食品小売市場のリニューアル等、中心市街地における食品商業集積施設を効果的に整備することにより、消費者の食品に関する購買の利便を確保するとともに、地域の中小食品小売業の発展を通じて中心市街地の活性化に資するものである。

② 事業の要件

本事業は、食品小売店の集積効果により消費者利便の確保と食品小売業の活性化を図るものである。

このため、整備する施設については、食品小売業者の店舗が5店舗以上集積し、生鮮食品（青果、鮮魚又は食肉をいう。）の小売業者の店舗が存在する施設である必要がある。また、当該施設における食品の小売の事業を主たる事業として行う者の店舗数の割合が3分の2以上であり、当該施設と駐車場、休憩所等の消費者利便施設が一体的に整備されている必要がある。

③ 記載事項

基本計画には、原則として、現在実施中又は計画期間内に実施を予定している事業について、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性を記載するとともに、当該事業の実施主体、おおむねの位置又は区域、実施時期等をそれぞれ記載するものとする。

(3) 乗合バスの利用者の利便の増進のための事業

① 趣旨

中心市街地内外の移動手段として身近かつ一般的な公共交通機関として大きな

役割を果たしているバスの運行頻度の改善等バスサービスの向上は、中心市街地の活性化に大きく資するものである。

このような観点から、運行系統ごとの運行回数の増加を特定事業として定め、これを促進するため、国土交通大臣の認定を受けた場合には、法第56条の規定により、運行系統ごとの運行回数の増加に係る道路運送法（昭和26年法律第183号）上の運行計画の変更について、事後の届出で足りることとする。

② 事業の要件

法第7条第11項及びこれに基づき特定事業を定める国土交通省令において、その全部又は一部の区間が中心市街地に存する路線に係る一般乗合旅客自動車運送事業について、運行系統ごとの運行回数を増加させることを特定事業として定めている。

法に基づく特定事業としてこの運行回数の増加を行うに当たっては、次の要件に適合していることが必要である。

- a) 中心市街地内の商業施設等を利用しやすくするため、運行回数の増加を行おうとする運行系統の周辺の商業施設の営業時間、時間帯ごとの施設利用客の多寡等に配慮すること。
- b) それぞれの地域における実情を踏まえ、運行回数の増加により中心市街地を含めた地域におけるバスサービスが全体として利用者の利便性を高め、かつ、調和がとれたものとなるようにすること。
- c) バスサービスと鉄道等他の公共交通機関との連絡の円滑化に配慮することにより、交通サービス全体として利用しやすいものとする。

③ 記載事項

基本計画には、原則として、計画期間内に実施を予定している事業について、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性を記載するとともに、当該事業の種類、実施主体、おおむねの位置又は区域、実施時期等をそれぞれ記載するものとする。

(4) 貨物運送効率化事業

① 趣旨

中心市街地において、共同集配施設を整備し共同で集貨又は配送を行う事業を推進し、中心市街地内の交錯輸送を排除することにより貨物の輸送の効率化を図ることは、流通機能の向上を通じて中心市街地の活性化に大きく資するものである。また、これにより、トラック走行台数が減少することに加え、貨物運送効率化事業を行う者をはじめとする関係者が連携して、渋滞対策、駐車対策等と協調して事業を実施することにより、交通渋滞の緩和や環境負荷の低減等による中心市街地内の交通環境の改善と地域住民の生活環境の改善を通じて、中心市街地の活性化に資する

ことも期待される。このような観点から、共同集配施設を整備し、中心市街地において共同で集荷又は配送を行う事業を特定事業として定め、これを促進する。

② 事業の要件

貨物運送効率化事業は、中心市街地からの貨物の集荷又は当該中心市街地への貨物の配達を継続して行う一般貨物自動車運送事業者又は第一種貨物利用運送事業者（以下「既存運送事業者」という。）の集荷又は配達業務を効率化するための事業である。すなわち、共同集配を行うための施設を設置した上で、この施設を活用して複数の既存運送事業者の集配業務を効率化するため、共同集配事業を行うものである。

a) 実施場所

共同集配事業が行われる地域は、当該中心市街地において、営業用貨物自動車による交錯輸送が著しいことにより、貨物の運送の効率化を図ることが適切であると認められる地域とする。

共同集配のための施設を整備する事業が行われる地域は、中心市街地の区域の外であっても差し支えない。

b) 事業主体

法第7条第11項第4号イに規定する施設を整備する事業者と同号ロに規定する共同集配事業を行う事業者は、同一主体でも、異なる主体でも差し支えない。なお、事業の円滑な実施の観点から、事業実施に当たり許認可等を要する場合には、許認可等に係る関係法令等を所管する行政機関等との十分な調整を図ることが必要である。イとロが異なる主体の場合は共同で特定民間中心市街地活性化事業計画を申請することとする。

ロに規定する事業を行う事業者は、既存運送事業者の全部又は大部分の集配を集約し、積合貨物の運送を行う必要がある。

c) 施設

イに規定する施設は、必ずしも自動仕分けコンベア等高度な物流機器を備えている必要はなく、共同集配事業を実施するために中心市街地から集荷された貨物の仕分け又は当該中心市街地への貨物の配達に必要な仕分けを行うことができる施設及び規模を備えていれば足りる。

③ 記載事項

基本計画には、原則として、現在実施中又は計画期間内に実施を予定している事業について、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性を記載するとともに、当該事業の種類、実施主体、おおむねの位置又は区域、実施時期等をそれぞれ記載するものとする。

(5) 特定民間中心市街地活性化事業や特定民間中心市街地経済活力向上事業として行う

特定事業に係る協議会における協議

特定民間中心市街地活性化事業又は特定民間中心市街地経済活力向上事業として特定事業を実施しようとする場合には、協議会における協議を経て、主務大臣に認定の申請をすることとなるが、その際、協議会における協議の結果、多数の賛同を得ていることが望ましい。

(6) 道路の占用の許可基準の特例措置

① 趣旨

本制度は、市町村又は認定基本計画に基づく事業を行う者が、道路等の公共空間を活用することで、まちの回遊性・にぎわいを高めるための事業が行えるようにするための特例措置の一つであり、市町村の活性化施策の選択肢を増加させることで、中心市街地の活性化に資するものである。

② 措置の内容

道路法上、道路を占有しようとするときは、道路管理者の許可を受けなければならないとされているが、当該許可に際しては、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもの（以下「無余地性」という。）などの基準に適合する場合にのみ、道路管理者は許可を与えることができるものとされている。

そこで、認定基本計画に記載された施設等の道路の占有であり、道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域に設けられる施設等であるなどの要件に該当する場合において、当該認定基本計画の期間内に限り無余地性の有無にかかわらず、道路管理者が当該施設等の占有に係る許可をすることができる旨規定するとともに、道路管理者が特例の適用を可能とする道路の区域を指定するに際して、当該道路を管轄する警察署長への事前協議、道路管理者が指定した道路の区域及び施設等の種類についての公示義務についても規定し、中心市街地の活性化を進めることとする。

③ 留意点

道路の占有に係る許可権限は道路法（昭和27年法律第180号）上、道路管理者に与えられており、また道路の占有の際に併せて必要となる道路の使用許可の権限は道路交通法（昭和35年法律第105号）上、警察署長に与えられていることにかんがみ、道路の占有許可に係る事項を定める際には、道路管理者及び都道府県公安委員会の同意を得ることに留意しなければならない。

第9章 第4章から第8章までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項

1. 推進体制の整備

(1) 市町村の推進体制の整備等

基本計画に基づく各種の事業等を円滑かつ確実に実施するため、基本計画を作成す

る段階やそれぞれの準備段階から、これに関わる市町村、地域住民、地域経済団体、民間事業者、NPO、地域金融機関、地域交通事業者等、様々な関係者が情報交換や濃密な議論を行い、密接な連携を図ることが必要である。また、市町村の行政担当部局間の連携のみならず、必要に応じ民間事業者、有識者、地域住民等の理解と参画を得ることも重要であり、民間連携の体制の整備に努め、継続的に活動を行っていくことが必要である。

なお、男女共同参画の視点も踏まえて、地域住民等の理解と参画を得ていくことが重要である。

さらに、国の支援措置を有効に活用し、都道府県による広域的観点からの助言等を得つつ、中心市街地の活性化を効果的かつ効率的に推進するため、基本計画の作成や認定基本計画の実施に当たっては、国や都道府県とも密接な連携や調整を図ることが重要である。

(2) 中心市街地活性化協議会の設置

中心市街地の活性化を図るためには、都市機能の増進を図る事業等を実施する者や経済活力の向上を図る取組を行う者だけではなく、地権者や地域住民等の多様な主体が参画し、活発な議論を交わしつつ、それぞれが相互に連携し、共通の理念の下に主体的かつ積極的に取り組むことが重要である。

このため、都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者及び経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者が、中心市街地ごとに、協議により、運営に関し必要な事項等を規約に定め、共同で協議会を組織することができる。さらに、協議会には地権者や地域住民、行政等の多様な主体も構成員として参加できるほか、協議会の構成員以外の者に対しても、必要な協力を求めることができる。

協議会は、多様な構成員が議論を行い、地域独自の考えを実行に移すべく、その意見調整を図ることによって、中心市街地の活性化に向けた取組の実効性を確保するなど、中心市街地の活性化を推進する上での中心的な役割を担うものである。

協議会は、基本計画の案の作成に向けた協議を自ら積極的に行うことや、市町村に対して参加を要請し、基本計画の案や認定基本計画の見直しの提案を行うための協議を積極的に行うなどの意欲的な取組が期待される。

また、協議会については、都市再生特別措置法及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会との構成員の一部共通化や合同開催などにより、計画策定等に当たって綿密な連携を図ることが望ましい。

① 協議会の構成員

a) 協議会を組織することができる構成員

協議会は、下記の(i)及び(ii)に掲げる者の双方が、それぞれ一以上参画し、協議の上、規約を定めることにより、共同で組織することができる。

- (i) 都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者

ア 中心市街地整備推進機構

イ 良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社等

(ii) 経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者

ア 商工会又は商工会議所

イ 商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定会社

b) 協議会に参加することができる構成員

協議会は、その運営を安定化させ、確度の高い成果を追求し、中心市街地の活性化のトータルコーディネーターとしての有効な機能を果たすために、a)に示す協議会を設立することができる者に加え、以下に示すような者が自ら協議会に申出を行い参加する、あるいは協議会の参加の要請に基づき参加するなど、地域の多様な関係者の参画が図られなければならない。

(i) 基本計画に記載された事業を実施する事業者

(ii) 中心市街地において土地・建物等を所有する地権者、地域住民の代表者、NPO等、認定基本計画及びその実施に関して密接な関係を有する者

(iii) 当該中心市街地をその区域に含む市町村、その他公共サービスの提供者

なお、上記に示すものはあくまで例示であり、基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者が、協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出た場合、その申出について、正当な理由がなければ拒むことができない。

また、協議会は、関係行政機関、独立行政法人中小企業基盤整備機構、一般財団法人民間都市開発推進機構、その他の組織等に対して、必要があると認めるときには、資料の提供、意見の表明等の協力を求めることができる。

② 協議会の役割

協議会は、市町村が基本計画を作成しようとする際に、基本計画に定める事項について意見を述べることができる。また、協議会は、認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についても、市町村に対し意見を述べることができる。なお、市町村が基本計画の認定の申請を行う際に、協議会が存在する場合には、その意見及び対応について示した資料を添付するものとする。

また、協議会は、民間中心市街地商業活性化事業、特定民間中心市街地活性化事業及び特定民間中心市街地経済活力向上事業を実施しようとする者の事業計画について、中心市街地における当該事業の位置付け、必要性、有効性、実効性等について協議を行い、事業実施者に対し協議の結果を伝えなければならない。

③ 協議会における留意事項

協議会の実効性を高める観点から、協議会を組織するに当たり、以下の事項に留意する。

- a) 協議会における意見調整を円滑に進める観点から、まちづくりについて専門的なノウハウを有するタウンマネージャーや専属の職員を配置するなど、協議会の組織体制の強化を図るよう努めること。
- b) 協議会における運営の透明性、公平性、実効性を確保する観点から、事務局の体制、協議事項、協議手続、協議結果の公表方法、会計等の取扱等を規約に定めるよう努めること。

2. 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

中心市街地の活性化を図るため、第4章から第8章までに掲げる事業等について、総合的かつ一体的に推進し、生活空間としての中心市街地の魅力向上を図ることが重要であることから、市町村は、基本計画を作成するに当たり、以下に掲げる点を考慮し、それぞれの内容、方向性等について基本計画に記載する。

① 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

基本計画の作成に当たり、EBPMの観点から、市町村は地域の現状等に関する統計的なデータや地域住民のニーズ等をRESAS等によって客観的に把握し分析することが必要である。

また、このニーズ等に基づき中心市街地の活性化を効果的かつ効率的に推進するために、地域が必要とする取組を重点的かつ集中的に実施することが必要である。

② 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

市町村は、地域の現状や地域住民のニーズ等をRESAS等によって客観的に把握し分析した上で、中心市街地の活性化を進めるために必要な第4章から第8章までに掲げる事業等を基本計画に盛り込み、総合的かつ一体的に推進することが必要である。このため、これら事業等が互いに連携して相乗効果を生み出すよう、それぞれの事業の実施区域、実施時期、実施方法等について、基本計画の作成段階から、当該事業者や地権者、地域住民といった様々な利害関係者、必要な許認可等に係る関係法令等を所管する行政機関等との十分な調整を図ることが必要である。

全体として、住民等様々な主体の参加・協力を得て地域ぐるみで取り組むことが重要である。

また、市町村は、法第5条の「国の施策と相まって、効果的に中心市街地の活性化を推進するよう所要の施策を策定し、及び実施する責務を有する」という責務規定にかんがみ、協議会への参加を要請された場合はこれに積極的に応じるとともに、協議会からの意見を尊重することが重要である。

第10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項

1. 都市機能の集積の促進の考え方

人口減少・少子高齢社会を迎えている中で、都市機能の無秩序な拡散を防止し、都市

の既存ストックを有効活用しつつ、地域が適切に判断し、病院や文化施設等の都市機能の適正立地を確保し、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりを実現していくことが必要である。

また、居住や都市機能の誘導・集約の取組効果を減殺し、コンパクトなまちづくりの実現に大きな障害となり得る都市のスポンジ化にも適切な対策を講じる必要がある。

市町村は、地域の判断を反映させながら、公共公益施設等の街なかへの立地、街なか居住の推進、土地利用規制を活用した民間開発のコントロール等を進め、自らその実現に対し取り組んでいくことが必要となる。特に中心市街地の活性化の取組を行う一方で、周辺部の開発を容認すると、中心市街地で空き家・空き地等が発生するなど、効果的かつ効率的な活性化の推進が図られない。認定に際しては、中心市街地の活性化の取組についてその実効性を確認するため、都市機能の集積のための取組状況や周辺における民間開発のコントロールの取組状況等の市町村の状況を考慮し、判断することとする。

2. 都市計画手法の活用

中心市街地における都市機能の集積を図るためには、都市計画手法を活用することにより、都市機能の適切な立地誘導やそのための環境整備等を行うことが有効である。

具体的には、商業・業務等多様な都市機能の集積を促進するため、高度利用地区等を活用して土地の有効利用を誘導するとともに、必要に応じて市街地再開発促進区域等の積極的な手法を活用すること、居住人口の増加等を誘導しつつにぎわいと住環境の調和を図るため、地区計画等を活用して住宅に係る容積率の特例や立体的な用途制限等を行うこと、来街者の増加に寄与する魅力的な街並みの形成等を行うため、景観地区や地区計画等を活用して建築物の用途や形態等の調和を図ることなど、地域の実情等に応じた都市計画手法の活用が考えられる。

また、立地適正化計画を作成することにより、居住機能を居住誘導区域に誘導するとともに、医療、福祉などの生活サービス機能を都市機能誘導区域に誘導することが考えられる。さらに、必要に応じて、特定用途誘導地区の活用により、医療など特定の用途に限って容積率の緩和や用途緩和を行うことが考えられる。

特に公共交通の結節点においては、多くの人々にとって交通利便性が高い場所であることから、多様な機能を複合的に集積する土地利用を誘導することが望ましい。また、駐車需要に適切に対応するため、駐車場整備地区の活用が考えられる。

準工業地域は多様な用途を許容する地域であるが、地方都市において、準工業地域に大規模集客施設（＊１）が立地した場合、中心市街地の活性化への影響が大きいと考えられることから、三大都市圏（＊２）及び政令指定都市以外の地方都市においては、特別用途地区等の活用により準工業地域における大規模集客施設の立地の制限が行われる場合について、基本計画の認定を行うものとする。また、三大都市圏及び政令指定都市においても、必要に応じて、特別用途地区等を活用するものとする。

なお、特別用途地区等の活用に当たっては、土地利用の方針に関する地域の理解を高

めるため、市町村マスタープラン等の都市計画の上位計画において、準工業地域に係る特別用途地区等の指定方針等をあらかじめ明らかにしておくことが考えられる。

また、特に、中心市街地の活性化のために郊外の大規模集客施設の立地を抑制する一方で、近隣の市町村で地域雇用創出等のために大規模集客施設を郊外に誘致するなど、市町村間の政策の違いによって中心市街地の活性化に取り組む政策効果が限定的になる場合もあることから、大規模集客施設の立地について適切な誘導が図られるよう、必要に応じ広域的観点から市町村相互の整合性確保と連携促進を図るための助言等を求めるなど、都道府県と連携を図ることも重要である。

＊1「大規模集客施設」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(か)項に掲げる建築物をいう。

＊2「三大都市圏」とは、首都圏整備法(昭和31年法律第83号)に定められた既成市街地、近郊整備地帯、近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)に定められた既成都市区域、近郊整備区域及び中部圏開発整備法(昭和41年法律第102号)に定められた都市整備区域のことをいう。

3. 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

中心市街地の活性化を推進するためには、都市機能の適正立地を図るとともに、都市機能の街なかへの立地を支援する各種の措置を活用し、都市の既存ストックを有効活用しつつ、都市機能の街なかへの集積を促進していくことが必要である。

また、都市のスポンジ化対策を推進するため、空き地等の適正管理や有効活用、発生の抑制等に向けて、適切な対策を講じる必要があり、平成30年7月に施行された改正都市再生特別措置法等で創設された各種制度(低未利用地土地権利設定等促進計画、立地誘導促進施設協定等)の活用を図ることが考えられる。

4. 基本計画に記載すべき事項等

基本計画には、中心市街地における都市機能の集積やそれに伴う投資の重点化等に関する方針と併せて、それを実現するための措置及び必要な第4章から第8章までに掲げる事業等のうち都市機能の集積に資するものを再掲し、それらの総合的かつ一体的推進の方法について記載するものとする。

第11章 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項

1. 目標設定の意義

特定民間中心市街地経済活力向上事業は、地域住民や市町村の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに対して、経済産業大臣が認定した場合に重点的な支援を講じるものである。限られた政策支援を重点化するに相応しい事業に絞り込んで、予算措置の拡充、税制措置の創設、低利融資措置の創設、地元が望む場合には大規模小売店舗立地法の特例措置の創設などの政策支援を集中させることで、中心市街地への民間投資を強力に喚起していくことが必要である。

こうした中心市街地の活性化の起爆剤となる民間プロジェクトは、中心市街地の経済活力の向上（来訪者、就業者、売上高のいずれかで評価）を相当程度増加させることを目指して実施されなければならない。また、こうした目標を達成する成功率を高めるための取組が併せて実施されなければならない。

2. 「相当程度増加」の判断基準

特定民間中心市街地経済活力向上事業の目標は、以下の二つの要件をともに満たすものとして設定されなければならない。

(1) 意欲的な数値指標

以下のいずれかの指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること。

- ① 「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の4倍以上であること。
- ② 「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の1%以上であること。
- ③ 「年間平均雇用人数」が、50人以上であること。

(2) 周辺地域の経済活力を向上させる波及効果

来訪者、就業者、売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、どのような形で寄与するかが明確であること。

3. 「相当程度増加」の成功率を高めるための取組

設定した目標を達成する成功率を高め、中心市街地の活性化の成果をあげるためには、民間事業者や地域住民などの多様な主体が相互に連携して中心市街地の活性化に向けて取り組んでいく環境が整備されていることが必要である。そのため、目標の達成は、以下の5つの要件を満たすものとして実現されなければならない。

(1) 地域住民や市町村の強いコミットメント

以下のいずれかのような形で、当該中心市街地の関係者や当該市町村の強いコミットメントが示されている必要がある。

- ① 当該事業実施区域の地権者から当該事業者に対し、安価な地代あるいは当該事業の収益に連動する地代によって土地の貸付けが行われていること。
- ② 当該中心市街地の相当数の住民、商業・サービス業者から、当該事業者が出資、貸付け又は寄付（いずれも現物を含む。）を受けていること。
- ③ 当該市町村から当該事業に要する経費の相当部分について貸付けが行われていること。
- ④ 当該市町村の議会において、当該事業を推進すべきである旨の決議がなされていること。
- ⑤ その他、上記と同等以上の強いコミットメントを、当該中心市街地の関係者や当該市町村が行っていると認められること。

(2) 地権者の同意

事業の確実な実施に万全を期すため、当該事業実施区域内の地権者全員の同意を得られる見通しがなければならない。（再開発事業など、法律で地権者全員の同意が不要とされている場合はその定足数。）

(3) 中心市街地活性化協議会の同意

申請は、協議会の協議を経て行われることになるが、協議会としても事業計画や目標設定について同意していなければならない。

(4) 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画との適合

認定市町村が立地適正化計画を作成している場合においては、特定民間中心市街地経済活力向上事業は、立地適正化計画で商業機能の集積を図る都市機能誘導区域とされている区域内で実施されなければならない。

(5) 中心市街地への波及

当該事業者は自治体や商店街等と連携し、中心市街地の経済活力の向上（来訪者、売上高等の増加）をより一層効果的なものとする取組を当該事業の実施に合わせて行わなければならない。

第12章 その他中心市街地の活性化に関する重要な事項

1. 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

基本計画に掲げる事業等については、実践的・試行的な活動に裏打ちされるなど、厳選されたものとする必要がある。

さらに、各種事業等の計画の作成及び実施に当たっては、その効果を高めるため、地域の歴史的・文化的な資源の活用、快適な歩行者空間の確保、美しい都市景観の創造等に留意するとともに、定期借地権の活用、円滑な土地取引の促進のための取組、イベントとの連携等様々な創意工夫に努めることが重要である。

2. 都市計画等との調和

基本計画に基づく各種の事業等については、都市計画が定められている場合には都市計画に適合して行われる必要がある。

このため、基本計画も、都市計画及び市町村マスタープラン（市町村マスタープランの一部とみなされる立地適正化計画が作成されている場合は、当該計画を含む。）に適合するとともに、地域公共交通網形成計画との調和が保たれている必要がある。

また、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく市町村計画をはじめ、他法令に基づく種々の計画との調和を図ることも必要である。

3. 環境・エネルギー等への配慮

中心市街地及び周辺地域における各種事業等の計画及び実施に当たっては、良好な環境の保全、交通の安全と円滑の確保等に影響がないよう配慮することが重要である。

また、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく低炭素まちづくりは、都市機能の集約化等によってエネルギー総量を抑制することで、環境負荷（温室効果ガス排出量など）を抑制、削減するものであり、こうした取組との連携も必要である。

さらに、徹底した省エネルギー社会の実現に向けた取組のほか、再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起こし、地域活性化につながるものとして重要である。

4. 都道府県における体制整備

都道府県は、中心市街地の活性化の重要性にかんがみ、必要な体制整備を行い、広域的観点から市町村の定める基本計画に基づく取組の効果が広く及ぶよう、市町村相互の整合性確保及び都道府県が実施する事業等であって基本計画に記載されたものについて市町村との連携促進を図ることなどを含め、市町村との十分な意見交換及び市町村への適切な支援や助言を行うことが望ましい。

特に、中心市街地の活性化のために郊外の大規模集客施設の立地を抑制している市町村がある一方、その近隣の市町村で地域雇用創出等のために大規模集客施設を郊外に誘致するなど、市町村間の政策の違いによって中心市街地の活性化に取り組む市町村の政策効果が限定的になる場合もある。

こうした課題に対応すべく、広域自治体である都道府県は、広域的観点から、市町村相互の整合性確保と連携促進を図るために指導、助言を行うなど、大規模集客施設の立地について適切な誘導を行うことが重要である。

また、中心市街地における大規模小売店舗の立地を促進し中心市街地の商業等の活性化を図るための大規模小売店舗立地法の特例措置（第7章2. (6)）については、中心市街地の活性化に取り組む市町村との密接な連携により効果的な活用を図ることが期待される。

都道府県は大規模集客施設等の立地の抑制や誘導などの個別事項に限らず、当然ながら中心市街地の活性化全般についての市町村の身近な相談窓口としての機能も期待される。

5. 法令の遵守

基本計画の作成及び事業等の実施に当たっては、関係法令を遵守することが必要である。

中心市街地活性化促進プログラム

「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」に基づき令和2年3月に策定
「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」」においても位置付け

プログラムの基本的な考え方

中心市街地活性化の必要性

✓ 中心市街地は「まちの顔」として地域の活性化のために極めて重要なエリア。そのストックを活かして期待される役割を果たすことが必要

中心市街地活性化促進プログラムの狙い

✓ 現下の情勢に即した「重点的な取組」を示し、国の支援を積極的に行っていくことで中心市街地の活性化を促進する

✓ アドバイスの強化等により、より多くの自治体における現行制度の効果的な活用を促進することで、中心市街地の更なる活性化を図る

重点的な取組：中活プログラムに基づく重点的な取組について、積極的に支援する（中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（閣議決定））

1. 社会経済情勢の変化と進展等に対応した戦略

〔 多世代が安心して暮らせるまちづくりや若い世代の地域定着、関係人口の創出、未来技術の活用等 〕
○駅ビルをにぎわい交流施設として整備 ○まちなかに学生の交流拠点を整備 ○5 Gを活用したサテライトオフィスの誘致 等



2. まちのストックを活かす

〔 空き店舗・空きビルや低未利用資産、既存店舗の再活性化など、まちのストックを活かす 〕
○空き店舗対策の効果的な助成 ○大型商業店舗の空きビルの再生 ○既存店舗の外装改修への支援 等



3. 地域資源とチャンスを活かす

〔 歴史・文化等の地域資源や、外国人旅行者の増加・働き方の変化などのチャンスを活かす 〕
○歴史的建造物や古民家の活用 ○地域資源の活用 ○外国語に対応したガイドの育成 等



4. 民との連携や人材の確保・育成を強化する

〔 民間企業等との連携強化やまちづくりを担う人材の育成・確保 〕
○地域経営の観点からの商店街活性化の取組 ○遊休不動産活用のためのコーディネーターの設置 ○収益施設と融合したPark-PFIの活用 等



5. より活用される仕組みにする〔 地域における多様な市街地の実情に応じた支援を行い、より積極的に活用される仕組みとする 〕

○多様な市街地の活性化に対応できることの周知 ○制度が一層効果的に活用されるよう、効果的な制度の活用を助言する等のハンズオン支援の強化 ○平成の市町村合併による地域の実情に配慮し、複数の区域でも活用できること等の周知

中心市街地活性化促進プログラム

令和 2 年 3 月 23 日

中心市街地活性化本部決定

< はじめに >

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」(令和元年6月 21 日閣議決定。以下「基本方針」という。)において、「全国の中心市街地における社会・経済状況の変化を踏まえ、国の中心市街地活性化制度を活用する認定市町村における中心市街地を中心に、多世代が暮らし、働く場づくりなど、将来を見据えた再生を図る取組を支援するため、関係省庁の連携した取組の強化を図る「中心市街地再生促進プログラム(仮称)」を本年度中を目途に策定する。」とされている。

これを受けて、中心市街地の活性化に向けて、人口減少・少子高齢化の進行に伴う若者の流出やコミュニティ衰退への懸念拡大、小売業等商業機能の低下、空き地・空き家・空き店舗・空きビル等の遊休資産の拡大(スポンジ化)といった厳しさを増す社会経済情勢に対応した、重点的に取り組むべき課題や具体的な方策等について、必要な検討を行うため、「中心市街地再生方策検討会」を設置し、令和元年9月より4回にわたり議論を行ったところである。

「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」」(令和元年 12 月 20 日閣議決定。以下「総合戦略」という。)においては、「「中心市街地再生促進プログラム(仮称)」(2019 年度内に策定)に基づき、人の交流の活性化や若者の地域定着、新技術の活用などの取組や、空き店舗対策の強化や空きビル・空き家の活用などまちのストックを活かす取組を支援する。また、地域の歴史・文化・景観の活用や外国人観光客の増加といった地域資源とチャンスを活かしたまちづくりの取組を支援する。さらに、民間企業等との連携を強化するとともに、中心市街地活性化制度が一層効果的に活用されるよう、市町村のニーズを踏まえ、計画検討段階から効果的な制度の活用を助言するハンズオン支援の強化などを図る。」とされている。

中心市街地活性化促進プログラム(以下「本プログラム」という。)は、基本方針や総合戦略を踏まえ、中心市街地の更なる活性化に向けて、全国の中心市街地における現状や再認識すべき役割、五つの視点による重点的な取組等を整理したものである。本プログラムをもとに、より効果的に中心市街地活性化施策を推進していただきたい。

I 本プログラム策定の基本的な考え方

中心市街地は、商業や居住、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、長い歴史の中で地域の文化と伝統を育んできた「まちの顔」とも言うべき地域である。

この中心市街地を活性化させるための中心市街地活性化制度については、平成 18 年の制度創設から 10 年以上が経過し、145市2町236の計画が策定（令和2年2月現在）されているが、この間に、地域の人口減少や若者の流出、空き店舗・空きビル等の遊休資産の拡大が進む一方、情報通信技術の急激な発展や訪日外国人旅行者が増加する等の社会経済情勢の変化もみられる。

このような中で、中心市街地について、商業機能等の都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけるという対策とあわせて、多様な都市機能がコンパクトに集積し、魅力がありにぎわいあふれるまちづくりを推進する対策に、さらに力点を置くという視点で活性化に取り組んでいくことが必要である。また、若者・子育て世代・高齢者等の多世代が暮らし・働く場、交流する場、郊外等とも連携した地域経済をけん引する拠点としての機能等が期待されるなど、その変化に応じたまちづくりが必要となっている。さらに、中心市街地活性化制度は、大都市型の市街地のほか、中小都市における商店街の活性化など、様々な課題に対応できる制度であるが、活用されず中心市街地の衰退が進んでいる地域もみられる。

中心市街地は、既に重点的な投資が行われ、交通等の利便性の良いところも多く、「まちの顔」として地域の活性化のために極めて重要なエリアであり、事業を推進する担い手を確保しつつ、そのストックを活かして必要な再投資を行い、期待される役割を果たす地域としていくことが必要である。

このため、本プログラムを策定し、今日の社会経済情勢の変化と進展等を踏まえた、自治体等が行う「IV. 重点的な取組」の各取組に対し、積極的に支援を行っていくとともに、自治体等のより効果的な活用を促進することで、まちの活性化による地方創生を強力に推進していく。

また、自治体においても、本プログラムをもとに、中心市街地の現状を踏まえ、中心市街地の役割を再認識しつつ、積極的に中心市街地の活性化に取り組んでいただくとともに、計画実施中の自治体においても施策を追加するなど、より効果的に取り組んでいただきたい。

Ⅱ 中心市街地の現状認識と役割

1. 中心市街地を取り巻く社会経済情勢の変化と進展

我が国の総人口は、2008 年をピークに減少傾向にあるが、65 歳以上人口は増加をたどっている。加えて、東京圏への人口集中が止まらず、東京圏への転入超過は特に 10 代後半、20 代の若者が占めており、地方都市においては、人口減少、少子高齢化、若者の流出が進展しており、コミュニティの衰退の懸念も拡大している。

また、モータリゼーションの進展による大規模集客施設の郊外立地やネット通販の普及等に伴う小売業等商業機能の低下により、小売業の年間販売額こそ緩やかな増加傾向であるが、かつて中心市街地のシンボルであった百貨店の店舗数及び販売額はピーク時よりほぼ半減している状況となっている。また、近年では、比較的規模が大きな都市の百貨店が閉店するケースが相次ぐなど、地方百貨店の減少が進行している。

さらに、多くの都市で、空き地・空き家・空き店舗が時間的・空間的にランダムなかたちで発生し、都市構造が低密度化する「都市のスポンジ化」というべき事象が発生している。特に空き店舗の発生は後継者不足や店舗等の老朽化等が原因となっている。

一方で、訪日外国人旅行者数は過去最高を記録するなど増加しており、訪日外国人旅行者8人の消費額が定住人口1人あたりの消費額に匹敵するという試算もあるなど、経済効果は大きいものとなっている。また、情報通信技術の高度化や働き方改革によるテレワーク等の柔軟な働き方の進展など、住民のライフスタイルに変化が生じている。さらに、一部の郊外の大型商業施設について、地域の人口減少やネット通販の普及などにより撤退する事例も見受けられ、このような地域では、中心市街地が活性化の取組によっては再び求心力を高めていく可能性もある。

2. 社会経済情勢の変化と進展を踏まえた中心市街地の役割の再認識

中心市街地は、「まちの顔」とも言うべき地域である。すなわち、長い歴史の中で、商業・公共サービス等の多様な都市機能が集積されてきた地域の核となる重要な地域である。このため、過去の投資の蓄積を活用しつつ、各種の投資を集中することによって、投資の効率性が確保できる地域でもある。

更には、上述のような社会経済情勢の変化と進展を踏まえれば、都市機能の無秩序な拡散を防止し、地域の判断を反映させながら都市機能の適正立地を確保するなどの都市政策の観点から、地域全体をどのように維持・発展させていくかという検討を十分に行った上で、地域における中心市街地のあり方を考えつつ、次のようなことを考慮すべきである。第一に、人口減少時代に対応して、小売業の生き残りを図るといった視点にとど

まらず、若者、特に女性の定着・移住の施策の受け皿にもなることで、若者・子育て世代・高齢者等の多世代が、安心して歩いて暮らすことができる環境を提供するという役割を認識する必要がある。

第二に、都市のスポンジ化などの様々な課題を踏まえ、多様な都市機能、生活機能及び経済機能を提供してきた役割を再認識する必要がある。この点、引き続き、住民や事業者に対しまとまった便益を提供していくためには、民間の力も取り入れながら、これらの機能の維持・高度化を図っていくことが重要である。

第三に、地域経済をけん引する拠点及び創業拠点としての役割を再認識すべきである。このため、訪日外国人旅行者の増加など時代の変化を捉えつつ、地域が誇る歴史や文化、観光資源や特色ある農林水産物などの地域資源を活かして、地域価値の向上や新たな産業創出・創業等により稼ぐ力を向上させることが重要である。その際、広域的な視点から周辺地域や大都市圏と連携することで、中心市街地の外からの需要を取り込む一方、周辺地域への波及効果も及ぼすという視点を持って、地域の稼ぐ力の核としての役割を果たしていくことが重要である。そのためには、場合によっては中心市街地の特に重点的な地域に投資を行いつつ、中心市街地の活性化に取り組むことも検討すべきである。

3. 多様な中心市街地への制度の有効活用

中心市街地活性化制度は、大都市部の市街地のほか、中小都市や人口の少ない街の商店街等、様々な地域の活性化に対応でき、認定を受けた場合に、大規模な事業から小規模な事業まで、様々な特別の財政支援等を受けることができる。また、複数の拠点を一体的な区域とみなすことや、同一の自治体において複数の区域で設定が可能といったように柔軟な対応が可能であるが、これまでの活用実績は限定的であり、本制度が活用されず中心市街地の衰退が進んでいる地域も見られる。

このように、活用実績が低い理由として、多様な地域で活用できることや多様な支援策の活用方策が十分に認識されていないことなどによる面もあることから、国として、自治体への周知やアドバイスを強化していくことが必要である。

Ⅲ プログラムの基本的な視点

ⅰ) 社会経済情勢の変化と進展等に対応した戦略に取り組む

多世代が安心して暮らせるまちづくりや若い世代の地域定着、関係人口の創出、未来技術の活用による活性化などの社会経済情勢の変化等に対応した戦略に取り組む。

ii) まちのストックを活かす

特に、中心市街地で増大している空き店舗・空きビルの活用や低未利用資産の活用、既存の店舗の再活性化など、まちのストックを活かす。

iii) 地域資源とチャンスを活かす

歴史や文化などの地域資源を活かすとともに、訪日外国人旅行者の増加、働き方の変化などのチャンスを活かす。

iv) 民との連携や人材の確保・育成を強化する

民間企業等と連携した活性化の取組を強化等するとともに、まちづくりを担う人材育成と事業の推進を担う人材確保の取組を強化する。

v) より活用される仕組みにする

地域における多様な市街地の実情に応じた支援を行い、成果を得るとともに、自治体や関係者により積極的に活用される仕組みとする。

IV 重点的な取組

1. 社会経済情勢の変化と進展等に対応した戦略に取り組む

中心市街地をめぐる社会経済情勢の変化を踏まえ、まち・ひと・しごと創生の取組との連携を図りつつ、若者・子育て世代・高齢者等の多世代が安心して働き暮らしていける魅力的なまちづくりを進めていく必要がある。特に、人口減少が進行しているなかでは、いかに世代間のバランスを取り、コミュニティで支え合う仕組みをつくれるかということが重要である。

また、交流人口の増加による域内消費の拡大や将来的な居住者の増加等に資する域外の人との交流を促進する必要があり、特に都市部の企業、大学生といった若者との交流は、今後の地域活性化に寄与されることが期待される。

加えて、Society5.0 の実現に向けた未来技術は、モノやサービスの生産性・利便性を飛躍的に高めるとともに、新しいサービスを生み出し、新たな雇用を創出するなど産業や生活などの質を高める力があり、地域を一層豊かで魅力あるものとし、それが人を呼ぶ好循環を生み出す起爆剤となり得るものであることから、積極的に活用することが必要である。

これらの点を踏まえ、下記の事項に重点的に取り組むこととする。

1) 多世代が安心して働き暮らしていけるまちづくり

①子育て支援施設や高齢者対応施設等の複合施設、居住施設と公益施設等の

一体的な施設、図書館や市民活動支援施設等のコミュニティ施設の整備により、子育て世代が安心して暮らし働くことができ、高齢者が多世代交流により健康で暮らし続けることができるまちづくりや、②医療・福祉・商業等の都市サービス機能の集積、駅前で託児や生活物資の購買などができる通勤する方が住みやすいまちづくり、③コンパクトで歩いて暮らせるまちづくりやまちなかへの居住の推進など、地域の特性にあった、働きやすい魅力的なしごと場や住民が交流するコミュニティが形成された、安心して働き暮らしていけるまちづくりに取り組むことが重要である。

【1-1-1】駅ビルをにぎわい交流複合施設として整備した取組[社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)、中心市街地再活性化特別対策事業]

【1-1-2】居住施設と公益施設等を一体的に整備した取組[社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業)]

【1-1-3】中心市街地内で地域医療を支える老朽化した病院の新築移転を行った取組[社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業)、都市機能立地支援事業、医療提供体制施設整備交付金]

【1-1-4】まちなかへの移住者や共同住宅を建設する事業者への支援によるまちなか居住の推進を図る取組[社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(効果促進事業))]

※[]書きは、活用当時の支援措置であり、今後の支援措置の活用については記載していない(以下同じ。)

2) 人の交流の活性化

地域の魅力を高め、観光や文化交流、イベントの開催などにより域外からの来街者や宿泊客の増加を図るなど、地域と多様に関わる関係人口の創出・拡大に取り組むほか、民間企業が一定期間地域で仕事をする「ワーケーション」の活用や東京圏の大学・大学生と連携して若い世代を呼び込む取組などにより、地方への新しい人の流れをつくるといった人の交流の活性化が重要である。

その際、観光客が訪れる魅力的な空間や利便性があり複合的な機能を持つ施設といった、受け皿となる交流拠点を整備することが重要である。

また、併せてゆとりとにぎわいのある歩行空間を創出するといった公共空間を活用しにぎわいづくりを図るほか、まちの魅力を高めるイベントの開催、域内消費を拡大させるための取組などを行うことが重要である。

(ハード的な取組)

- 【1-2-1】自然景観やアクティビティを活用して交流活性化につながる拠点施設を整備した取組[社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)、中心市街地再活性化特別対策事業]
- 【1-2-2】市民交流を促進する交流拠点施設を整備する取組[中心市街地再活性化特別対策事業、社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業、都市再生整備計画事業)]
- 【1-2-3】文化・芸術や交流・にぎわいの拠点となる施設を整備し、まちへの回遊性の向上を図る取組[社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業)]
- 【1-2-4】官民協働で検討し、駅周辺におけるくつろぎや交流する場を整備した取組[社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業、土地区画整理事業)]
(ソフト的な取組)
- 【1-2-5】歩道にテーブルやイスを設置するなど歩道空間を有効活用している取組[道路の占用の特例]
- 【1-2-6】世界遺産を活用し新たな観光産業の創出や回遊性の向上、宿泊客の増加を図る仕掛けづくりの取組
- 【1-2-7】アートによる来街者を増加させるためのアーティストインレジデンス活動への支援を行っている取組
- 【1-2-8】商店街団体等が行うイベントの開催を中心市街地に集積するとともに、開催費用の補助率や上限を見直し、効果的に補助している取組[中心市街地活性化ソフト事業]
- 【1-2-9】道路空間を有効活用した様々なイベントの開催に対し補助している取組[中心市街地活性化ソフト事業]
- 【1-2-10】年間を通じた駅前でのイベントの開催に対し補助している取組[中心市街地活性化ソフト事業]

3)若者の地域定着

地元や東京圏の大学等との連携や、アトリウム空間といったイベントなどを自発的に行える空間や若者のニーズにあった多様で楽しく活動したくなる環境の整備、女性を意識した働く場づくりなど、若い世代がまちなかで活動する機会を創出することにより地域に定着することを図る取組が重要である。

また、小学校・中学校・高等学校において、身近なまちの魅力や地域資源、地域の産業等への理解を深める学習を通じて、地域に誇りを持つ人材の育成や若者の

地域定着を図ることが効果的である。

【1-3-1】空き店舗を活用してまちなかに学生の交流拠点を整備している取組[中心市街地活性化ソフト事業]

【1-3-2】大学と連携して、空き地でコンテナを活用し、若者目線でのまちなか再生などを促す取組

4) 未来技術の活用

観光関連サービスの高度化、若い世代の働く場づくりと関係人口の創出、キャッシュレス決済の導入、アプリを用いた中心市街地における回遊性向上に向けた取組など、5G・AI・IoT等の未来技術の活用による中心市街地の活性化に取り組むことが重要である。

【1-4-1】5G環境を活用した、若者等に魅力的な企業等のサテライトオフィスの誘致を促進する取組

5) 交通面での利便性や回遊性の向上

地域で集客力のある施設から中心市街地の特に重点的に活性化を図る必要がある地域への回遊性の向上やシェアサイクルの普及・促進、案内板の強化、高齢者等が安全で安心して回遊できる循環バスの整備、タイヤの検討、歩きやすく休息ができる場所や地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備など、交通面での工夫により、にぎわいの創出を図る取組が重要である。特に、複数の公共交通や宿泊等の交通以外のサービスを一括で提供する MaaS といった新たなモビリティサービスについて、導入を試みている民間企業等と連携しながら検討を行うことにより、中心市街地の活性化に効果的に活用されることが期待される。

【1-5-1】まちなかの回遊性向上を図るコミュニティサイクル(シェアサイクル)の貸出しを行っている取組[中心市街地活性化ソフト事業]

6) 広域的な役割への取組等

中心市街地において、周辺地域の特産品のアンテナショップでの販売や周辺地域の魅力の情報発信も行うイベントを開催するなど、中心市街地と周辺エリア一帯で相乗的な効果を発揮するといった広域的な視点による周辺地域への波及効果も含めた取組を行うことが効果的である。また、中心市街地区域外で行われる施策について、中心市街地の活性化に相当程度寄与するものについても取り組んでいくことが

できるものとする。

【1-6-1】まちなかで食の市場(マルシェ)を開催し、地域周辺も含めた魅力を広く情報発信している取組[中心市街地活性化ソフト事業]

【1-6-2】食と音楽のイベントを開催し、地域資源も活用しながら地域周辺も含めた魅力を広く情報発信している取組

【1-6-3】中心市街地地域外で行われ、中心市街地の活性化に相当程度寄与する取組

2. まちのストックを活かす

空き地・空き家・空き店舗等の発生により都市構造が低密度化する「都市のスポンジ化」は、居住や都市機能の誘導・集約の取組効果を減殺し、コンパクトなまちづくりの実現などの障害となり得るものである。特に、空き店舗の増加は、いわゆるシャッター街化を引き起こすなど商店街の更なる衰退を招くものである。このため、歩行者を増やす取組とあわせて、空き店舗の解消、空きビルの再生、様々な用途としての空き家の再生、暫定的な利用も含めた空き地の活用、既存建物のリノベーションなど、これまで投資されてきたまちの既存ストックの機能を活かす取組が効果的である。その際、不動産を含めたまちの空間を総合的に活用すること、不動産の所有と利用を分離することの視点を考慮することが必要である。

これらの点を踏まえ、下記の事項を重点的に取り組むこととする。

1) 不動産の所有と利用の分離

空き店舗や低未利用地の活用にあたっては、店舗立地の新陳代謝を促進し、消費者のニーズにあったサービスの提供につなげる観点から、不動産の売買や交換を伴わず、定期借地・定期借家制度を活用して、不動産の利用権を取得し、店舗を改修・改築しテナントを誘致するといった不動産の所有と利用の分離を図ることが効果的である。その際、事業の実施にあたって、地域に根付いた民間事業者を参画させるとともに地域の資金を活用するなど、民間の資金や経営のノウハウを活用して取り組むことが効果的である。

【2-1-1】不動産の所有と利用の分離の活用による取組[市街地再開発事業補助金、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金]

※[]書きは、活用当時の支援措置であり、今後の支援措置の活用については記載していない(以下同じ。)

2) 空き店舗対策の強化

空き店舗対策については、起業・創業のためのリノベーションにしっかりと対応できる助成制度とするよう自治体において現行制度を十分に活用して取り組むことが必要である。その際、特に、にぎわいを生み出すため、ニーズを把握した上で店舗等をマッチングし、リノベーションへの支援を行うことが効果的である。なお、店舗等のマッチングは空き店舗見学会の開催等を通じて行うことも効果的である場合がある。また、商店街に子どもが集まる広場や、大学生などの若者や住民が自由に使える場など交流拠点等の施設が混在することがにぎわいの創出に効果的である。さらに、低層のスーパーマーケットなどある程度規模が大きい空き店舗について、リノベーションなどを行い活用することも効果的である。

【2-2-1】空き店舗となっている町家や古民家の再生に対し、改修や活動の両面から支援を行っている取組

【2-2-2】空き店舗ツアーと新規出店者への支援をあわせて行っている取組〔中心市街地活性化ソフト事業〕

【2-2-3】空き店舗対策の助成について、ニーズや地域の特色に合わせ、補助率や上限額を拡大し、効果的に支援を行っている取組〔中心市街地活性化ソフト事業〕

【2-2-4】空き店舗対策として、地域コミュニティスペースの設置も含めた支援を行っている取組

3) 空きビル等の活用

空きビル等を起業の際に利用できるインキュベーション施設として活用することや、撤退後の大型商業施設を、図書館や交流施設といった市民サービス機能と商業機能などの複合施設等として活用することが効果的である。

【2-3-1】大型商業店舗空きビルを多機能複合型ビルに再生した取組〔地域未来投資促進事業費補助金（まちなか集客力向上支援事業）、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に係る経済産業大臣認定〕

【2-3-2】百貨店の閉店に伴う空きビルを複合施設として再生する取組

4) 空き家の活用

不動産の所有と利用の分離の活用や、リノベーションやマッチングなどを行い、地域のコミュニティ施設などの交流拠点、子育て支援や介護の場、宿泊が可能なゲスト

ハウスとして再生するなど、有効に活用していくことが効果的である。

【2-4-1】空き店舗となっている町家や古民家の再生に対し、改修や活動の両面から支援を行っている取組(再掲)

5) 低未利用資産の活用

低未利用になっている建物や土地について、不動産の所有と利用の分離の活用や、リノベーションやマッチングへの支援などを行い、再生していくことで、既存ストックを有効に活用していくことが重要である。また、空き地について、統一的な景観の店舗の整備や仮設の施設を設置するなどして店舗や交流拠点などとして活用したり、店舗付き住宅を整備して再生するなどの取組が効果的である。このほか、空き地を防災拠点とするなど、安心・安全なまちづくりに活かすことも考えられる。

【2-5-1】低未利用になっていた土地に茅葺の古民家をイメージした統一的な店舗を整備している取組[地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金(中心市街地再興戦略事業)]

【2-5-2】大学と連携して、空き地でコンテナを活用し、若者目線でのまちなか再生などを促す取組(再掲)

6) 既存施設の活用

使われていない施設だけでなく、効果を早期に発現させるためにも、稼働している店舗等をより活かすためリノベーションを行い、魅力的なまちなみをつくるとともに、更なる稼ぐ力を向上させるなど、既存施設の活用による活性化が効果的である。その際、例えば、統一感のあるコンセプトによる改修や景観に配慮した改修など、まちと調和した効果的な取組を支援する仕組みとすることが重要である。また、後継者不足への対応が必要となっているほか、商品やサービスのブラッシュアップも効果的である。

【2-6-1】まちなかの既存店舗の外装改修への支援を行っている取組

【2-6-2】和風の町家の維持・保全や町家以外の建物等の町家風外観形成の整備への支援を行っている取組[社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)]

【2-6-3】空き店舗等を活用したリノベーションまちづくり等に支援を行う取組

7) 公的遊休不動産の活用

廃校舎などの公的遊休不動産について、例えば子育て支援施設や社会教育施設、地域資源を活かした活性化のための施設として活用するなど、地方公共団体の貴重な財産である公的遊休不動産を有効に活用することが重要である。

【2-7-1】廃校舎を活用し地域資源の展示施設を整備した取組〔地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）〕

3. 地域資源とチャンスを活かす

多様な人々が訪れ、交流し活力を生む「まち」をつくるためには、地域が誇る歴史や文化、観光資源や特色ある農林水産物など地域資源を最大限に活かして活性化を図り、地域の魅力を高めることが必要である。

また、訪日外国人旅行者の増加によるインバウンド需要の取り込みは、地域を活性化させる原動力となるものであることから、このような交流人口を大幅に増やしうる機会を中心市街地の活性化につなげるよう、地域住民と旅行者の双方にとって魅力ある地域づくりを進めるとともに、その地域の魅力を効果的に発信していくことが重要である。

加えて、情報通信技術の高度化や働き方改革の進展を背景として、テレワーク等の柔軟な働き方が普及することにより、働く場所の制約がなくなることで、関係人口の創出・拡大が期待される。ワークスタイルの変化やライフスタイルの変化といった働き方改革の推進による機運の高まりについても、働く場の提供を通じて、中心市街地の活性化につなげることが可能である。

これらの点を踏まえ、下記の事項を重点的に取り組むこととする。

1) 地域資源の活用

地域の歴史や文化、景観、産業資源などの地域資源を徹底的に磨き、これらの地域資源を最大限に活用し、建物の外観の改修による個性や統一感のある景観づくりや、観光資源などをさらに際立たせる地域の一体的な空間の整備や仕掛けづくりなどにより、特色のあるまちとして活性化することが重要である。特に地方都市においては、都市的環境の整備と地域資源を活かしたまちづくりの二面的な取組が効果的である。さらに、文化財である歴史的建造物の保存修理により地域の魅力を向上させることも効果的である。

また、地域資源等に関して域外への情報発信を強化し、にぎわいの創出を図ることも効果的である。その際、共同で情報発信を行うなどの取組が効果的である。このほか、地域資源を活かしたパスポートの作成などにより、回遊性の向上を図ることも

効果的である。

- 【3-1-1】歴史的建造物や古民家を活用しギャラリーや交流施設を整備した取組[社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)]
- 【3-1-2】地域の歴史的なまちなみに配慮した修景整備を行っている取組[社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)]
- 【3-1-3】和風の町家の維持・保全や町家以外の建物等の町家風外観形成の整備への支援を行っている取組[社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)](再掲)
- 【3-1-4】景観条例等により地域の歴史や文化・景観を維持しながら居住用住宅の新築・改築に助成を行っている取組[中心市街地活性化ソフト事業]
- 【3-1-5】地域の産業資源を強化するとともに、近隣の風景に合わせた日本庭園等の整備を行う取組
- 【3-1-6】駅前市街地の整備と歴史的資源である町家のゲストハウスとしての整備といった二面性のあるまちづくりを行っている取組[社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等)、商店街・まちなかインバウンド促進支援事業、地域未来投資促進事業費補助金]
- 【3-1-7】文化財である歴史的建造物の保存修理を行っている取組[国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金]
- 【3-1-8】夜景の魅力向上を図るため観光施設のライトアップや街路灯等の整備を行っている取組[景観まちづくり刷新支援事業]
- 【3-1-9】花街文化等の数多くの地域資源を活用した体験ツアーやこれらの観光情報を広くプロモーションしている取組
- 【3-1-10】ゆかりのあるデジタルコンテンツと連携した情報発信等により活性化を図っている取組
- 【3-1-11】地域資源である絶品グルメをプロモーションしている取組
- 【3-1-12】地域の文化資源をまちづくりに活かし情報発信することなどにより地域の魅力を高める取組
- 【3-1-13】地域資源である盆梅によるイベントを開催するとともに、観光施設を安価に周遊でき特典も受けられるパスポートの発行を行っている取組[中心市街地活性化ソフト事業]
- 【3-1-14】世界遺産を活用し新たな観光産業の創出や回遊性の向上、宿泊客の増加を図る仕掛けづくりの取組(再掲)

※[]書きは、活用当時の支援措置であり、今後の支援措置の活用については記載していない(以下同じ。)

2) 訪日外国人旅行者の増加に対応した取組

増加している訪日外国人旅行者によるインバウンド需要を、中心市街地の活性化に活かすための取組が効果的である。その際、和風のまちなみや地域固有のまちなみを活かすなど、地域資源を大切にしながら活性化に取り組むとともに、地域住民の暮らし・環境に配慮しつつ、訪日外国人旅行者が買い物がしやすく楽しめる環境の整備、外国語ガイドの育成や集客力のある観光拠点等からまちなかへの回遊性の向上を図り、観光需要を取り込むことが重要である。

【3-2-1】回遊性向上のための外国語に対応したまち歩きガイドの育成などを行っている取組[中心市街地活性化ソフト事業]

3) ワークスタイルやライフスタイル等の変化に対応した取組

情報通信技術の高度化によるワークスタイルの変化や、働き方改革の進展によるライフスタイルの変化等を活かして、コワーキングスペースの設置やサテライトオフィスの誘致など、地域で働き暮らせる環境の整備や関係人口の創出・拡大などの施策を推進し、地方への移住や地域での雇用創出につなげていくことが重要である。

【3-3-1】5G環境を活用した、若者等に魅力的な企業等のサテライトオフィスの誘致を促進する取組(再掲)

4. 民との連携や人材の確保・育成を強化する

地域の「稼ぐ力」を高めるという地域経営の観点から、実際に地域において活動を行う民間事業者との官民協働や民間事業者の主体的なまちづくりの取組の推進により、自治体の枠組みを超えた戦略を進めることが必要である。また、多様化、複雑化する地域の課題に対応していくためには、地域に暮らす人々や、商工会議所などの経済団体、NPO、民間企業、金融機関、教育機関等多様な主体が、地域の目線から当事者意識を持って、地域の担い手として自ら積極的に中心市街地の活性化に関する取組に参画、活躍し、地域の資源を大切に有効活用しながら、地域の実情に応じた内発的な発展を実現させることが重要である。

さらに、人口減少が進み、地域の消費市場が縮小していくなかで、地域経済を強くするためには、地域の特性を活かして域外から稼ぐことが重要である。

これらの点を踏まえ、下記の事項を重点的に取り組むこととする。

1) 地域経営の発想からの取組

地域に根付いている民間企業等が、当事者意識を持って地域の担い手としてまちを経営するという意識でにぎわいの創出等につながる取組を行うことが、持続的に地域の発展に取り組んでいくために必要である。このため、民間企業等が、地域経営の発想から、主導的に自己資金の投入やクラウドファンディングによる資金調達、ある一定のエリアでの店舗の出退店の条件付けといったルール形成などを自ら積極的に取り組むことにより、地域の稼ぐ力の向上を図ることが重要である。

その際、自治体においても、企画立案の段階から官民連携による協議やビジョンづくりの場を構築することを通じて、民間企業等の提案に十分耳を傾け、民間企業等が主体的にまちづくりの取組が行えるような環境づくりを行うとともに、中心市街地を活性化させることで、固定資産税などの税収を増加させ更なる活性化の財源として活用する効果を狙うといった地域経営の視点での投資や環境づくりを行うことが重要である。

【4-1-1】地域経営の観点からの商店街の活性化に関する事業に支援を行っている取組〔中心市街地再活性化特別対策事業、中心市街地活性化ソフト事業〕

【4-1-2】まちづくり会社による地域経営の事業に支援を行っている取組

※〔 〕書きは、活用当時の支援措置であり、今後の支援措置の活用については記載していない(以下同じ。)

2) 人材の確保・育成の強化

地域の課題を「自分ごと化」できる民間まちづくり人材の確保・育成を強化するとともに、事業の推進のため、中心市街地活性化のコーディネーターなどの担い手の確保が重要である。その際、必要に応じ全国から中心市街地の活性化を担うコーディネーターを公募するなど外部人材の登用も視野に入れつつ、持続的・自立的なまちづくりを推進する取組が効果的である。特に地方の中小都市における人材、経験、ノウハウの不足に対応した、学び合いの機会の拡大、人材ネットワークの強化を図る取組に加え、その人材が持続的に活動できるよう事業主体として組織的に取り組むことが効果的である。

【4-2-1】遊休不動産の活用のための専門的な知見を持ったコーディネーターを設置する取組

【4-2-2】中心市街地のコーディネーターによる会議等の活動を支援している取組

3)「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成に向けた官民連携のビジョンづくり等

多様な主体によるイノベーションの創出や地域消費の活性化を図り、官民の投資の誘発等につなげていくためには、官民連携によるエリアプラットフォームの形成や未来ビジョンの策定、街路・公園・広場・沿道建物等の官民の既存ストックの修復・利活用等による「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成に向けた取組が効果的である。

【4-3-1】沿道における高質な空間を活かした、人が滞留・活用する空間の形成に向け、官民が連携して検討を行っている取組

4)地域におけるビジョンづくり

例えば、統一感のある景観とするなどの商店街におけるリノベーションのコンセプトや駅周辺の整備方針、中心市街地の将来像などについて、デザイン等を作成しながら地域住民で若い世代なども交え、外部人材も活用しつつ行う検討を支援し、商店街におけるリノベーションのための中心市街地活性化の支援策を活用するなどして取り組んでいくことも効果的である。

【4-4-1】空き店舗等を活用したリノベーションまちづくり等に支援を行う取組(再掲)

【4-4-2】官民協働で検討し、駅周辺におけるくつろぎや交流する場を整備した取組
[社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業、土地区画整理事業)]
(再掲)

5)民間企業等との積極的な連携

地域の課題を解決させるために、積極的に自治体と民間企業等が密接な連携をしていくことが重要であり、その際、東京圏などの地域外の企業等について、マッチング等の取組を行っていくことが効果的である。

6)PPP／PFIの積極的な活用促進

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用するPPP／PFI手法により、収益施設と公共施設の融合的整備や庁舎、公営住宅、教育文化施設、公園といった公共施設等の建設、維持管理、運営などについて、自治体が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる場合もあることから、地域企業と連携し、積極的にPPP／PFI手法を活用していくことが効果的である。

【4-6-1】収益施設と融合した公園の整備にあたり Park-PFI(公募設置管理制度)を活用する取組

7)域外需要の取り込み

地域の特性に応じ、生産性が高く、稼ぐ地域を実現するためには、各地域がそれぞれの特性を活かしつつ、域外から稼げる高付加価値の発掘とその販路の開拓など、海外を含め、域外から稼ぐ取組を行うことが重要である。

【4-7-1】販路拡大を図る地場産品等の宣伝販売等を行う観光情報センターを整備した取組[社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)]

5. より活用される仕組みにする

中心市街地活性化制度は、様々な特別の財政支援等を受けることができ、有効に活用することによって、地域の特色を活かしたにぎわいあふれるまちづくりを行うことが可能であり、このようなまちづくりを行うことによって、各地域ひいては我が国全体の発展に重要な役割を果たすものであるとともに、地方創生の一翼を担うものである。

しかしながら、これまで、本制度の活用は全国の市のうち2割程度にとどまっており、また、自治体の目標指標の達成度合いをみると、用地取得や民間事業の完了の遅延等により、達成率は3割程度となっている。なお、事業が概ね完了したと自治体が評価した指標に限ってみると6割程度の指標が改善する等の成果を上げている。

このため、中心市街地活性化制度が、多くの自治体に活用されるよう、また、効果的かつ効率的に運用されるよう、下記の点について取り組むこととする。

1)自治体のニーズへの対応及び周知

中心市街地活性化に関する支援施策が、自治体に、今後さらに効果的に活用されるとともに、制度がより効果的に運用されるよう、それぞれの中心市街地の現状を踏まえ自治体のニーズに対応した支援施策とするよう努めるとともに、活用方法についてわかりやすく周知を行う。

2)多様な市街地の活性化に対応できることの周知

中心市街地活性化制度は、大都市型の市街地のほか、中小都市の市街地や地域資源の活用によるまちの活性化など、多様な市街地の活性化に対応できるものである。また、市町村合併を行った市町村では複数の市街地の活性化のための計画を策定できるなど、計画策定についても柔軟に対応できるものである。このようなこと

を周知し、中心市街地の活性化を促進する。

【5-2-1】中心市街地活性化基本計画において、複数の区域を設定している事例

3) ハンズオン支援

自治体の計画検討段階や計画実施中においても施策の効果をより発揮させるために、効果的な施策の活用をアドバイスするなどハンズオン支援の強化を行う。また、ハンズオンにより迅速な計画策定を支援し、認定に向けた調整を速やかに行っていくものとする。

さらに、持続的な取組を推進するための、地域で行われる、まちづくりに興味を持つ民間企業や地域住民等の参画を促しマッチングを行うなどのタスクフォースやプラットホームに対しても、ハンズオン支援を行う。

4) 目標指標の効果的な設定・運用

中心市街地内でも特に重点的に活性化したい区域がある場合に、その区域に集中的な投資を行うため、目標指標の設定に際して、その区域に限った目標指標を設定することを可能とする。

また、フォローアップにおいて、自治体が意欲的に高い目標を設定したことにより目標を達成できなかった場合を考慮し、基準値から目標値の幅の8割を超えている場合の「概ね目標達成」という評価区分を追加する。

5) 計画期間中の事業追加等

認定計画の目標指標について、目標達成ができなかった要因として、事業内容の見直しや調整に時間を要したなど、事業の遅延又は未着手により、計画期間内に効果が発現しなかったことなどが挙げられている。これらを踏まえ、計画策定段階で、真に効果的な計画となるよう、支援施策の活用による施策展開等に関することや、計画期間の途中においても、計画変更による支援措置の追加等の工夫をするといった目標達成に向けたアドバイスの強化を図る。

また、自治体においても、例えば、計画策定段階では詳細なコンセプトまで固まっていなかったとしても、計画期間中の検討結果を反映して、商店街で統一感をもたせたデザインで店舗のリノベーションを行うなど、計画期間中においても、新たな活性化を図る取組の検討やそれに伴う事業の追加を、積極的に行うことが効果的である。

6) 成功事例等の横展開

全国の中心市街地における取組を刺激するため、成功事例や制度の活用事例の調査・分析、横展開の強化を図る。

7) 親しみやすいネーミングによる施策展開

若者をはじめとする幅広い世代の人々が、中心市街地活性化施策に取り組んでいただけるよう、例えば「まちかつ」など親しみやすくわかりやすいネーミングやデザイン、SNSなどを活用して施策を展開し、多くの人々に中心市街地活性化施策が理解され馴染みのある施策となるよう工夫を行う。

V 本プログラムにおける業績評価指標

本プログラムの実施による成果を総合的に測るため、下記の指標及び目標値を設定する。

指標：計画期間を終了した認定中心市街地活性化基本計画の目標指標の改善率

目標値：令和6年度：70%（令和2年度：59%（過去5か年平均））

IV. 中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル

中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルの概要

○ 市町村が、法及び基本方針に基づき基本計画を作成し、内閣総理大臣の認定の申請を行うにあたり、必要となる手続、認定基準の解説、基本計画作成のポイント、支援措置の概要等を取りまとめたもの

＝認定の際のポイント＝

- ①基本計画が、地域住民等様々な主体を巻き込み、十分な協議が行われ理解を得て作成され、地域ぐるみで取組むこととなっていること。
- ②基本計画に掲げる事業等が、厳選されたものとなっていること。
- ③基本計画に記載された具体的な取組の効果が発現する時期等を考慮して計画期間が明確に定められていること。
- ④中心市街地の区域が、各種取組が総合的かつ一体的に実施することが可能な範囲となるよう定められていること。
- ⑤基本計画に記載された事業等が、円滑かつ確実に実施され、活性化に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。

I. 中心市街地活性化基本計画の認定制度の概要

○基本計画の作成段階から認定・変更等までの流れ

1. 事前相談
 - ・内閣府担当事務局、関係府省庁(地方支分部局を含む)において
2. 基本計画の作成
3. 市町村に対する規定解釈等の回答制度
4. 基本計画の認定申請
5. 基本計画の認定
 - ・認定に関する処分にあたっての留意事項
6. 認定基本計画の変更
 - ・計画内容の変更、市町村合併に伴う変更などの考え方
7. 新たな認定基本計画の作成について
8. 認定の取り消し
9. 認定基本計画の実施状況についての評価の実施等
10. 「構造改革特別区域計画」及び「地域再生計画」との関係

II. 基本計画の認定基準

○法9条第10項各号の規定による、認定基準の解説

(第1号基準)基本方針に適合するものであること

- ・基本方針の中で認定基準として記載されている事項の考え方

(第2号基準)当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること

- ・中心市街地の活性化を実現するために必要な各種事業の考え方

(第3号基準)当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込めるものであること。

- ・事業等の主体が特定され、実施スケジュールが明確であることについての考え方

III. 基本計画の作成要領

※マニュアル<令和3年度版>参照

IV. 認定申請手続

○認定申請に必要な書類

○中心市街地活性化基本計画と同時に構造改革特別区域計画、地域再生計画の認定申請を行う場合

○認定基本計画の変更の認定申請に必要な書類

V. 認定と連携した支援措置等に関する解説等

○関係行政機関の長による同意について

- ・認定の際に必要な関係行政機関の長の同意の考え方

○基本方針第2章5. で整理した認定と連携した支援措置等について

VI. 基本計画の認定と連携した支援措置等

基本計画に記載すべき事項

(1) 作成主体: 市町村

(2) 手続: 中心市街地活性化協議会に意見を聴く。

※協議会が設立されていない場合、経済活力の向上に関する部分について、商工会又は商工会議所に意見を聴く

(3) 主な記載事項:

* 基本計画の名称、作成主体、計画期間

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針
2. 中心市街地の位置及び区域
3. 中心市街地の活性化の目標
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他経済活力向上のための事業及び措置に関する事項
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項
12. 認定基準に適合していることの説明

・中心市街地の活性化を実現するための各事業の必要性について記載

・新たな事業がない場合でも、現状分析は必ず記載し、その結果を踏まえて、具体的事業の必要性がないことを明確に記載

※詳細については、「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」(Ⅳ－8頁～)を確認してください。

施策的観点

A. 市街地の整備改善

- ・商業、業務、居住等の都市機能の集積及び再配置を進める面整備事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業など）
- ・基盤施設整備（道路、公園、駐車場、下水道など）

B. 都市福利施設の整備

- ・教育文化施設（学校、図書館等）、医療施設（病院、診療所等）、社会福祉施設（高齢者介護施設、保育所等）等の整備

C. 街なか居住の推進

- ・街なか居住の推進のための事業（住宅の供給と一体的に行う居住環境の向上のための事業を含む）

D. 経済活力の向上

- ・中心市街地における中核的な商業施設、商業基盤施設の整備など

E. 公共交通機関、特定事業等

- ・公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業（地下鉄、新交通システム、LRT等の整備など）

各支援措置が複数の施策的観点到位置付けられることも考えられるため、基本計画作成時に注意が必要。

支援措置の位置づけ

(1) 法に定める特別の措置

法律第4章に定められた特別の措置。

（中心市街地共同住宅共同事業、土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例など）

(2) ① 認定と連携した特例措置

政府の支援措置のうち、基本計画の認定を要件として、支援の対象となる、支援対象項目が拡大する、支援要件が緩和するなどの措置を講ずるもの。

（暮らし・にぎわい再生事業、中心市街地活性化ソフト事業など）

(2) ② 認定と連携した重点的な支援措置

認定基本計画と連携させて重点的な支援を実施するもの。

(3) 中心市街地活性化に資するその他の支援措置

「(1) 法に定める特別の措置」「(2) ① 認定と連携した特例措置」「(2) ② 認定と連携した重点的な支援措置」に掲げるものと併せて総合的かつ一体的に推進するもの。

各支援措置のマニュアルでの位置づけが決まっているため、基本計画作成時に注意が必要。

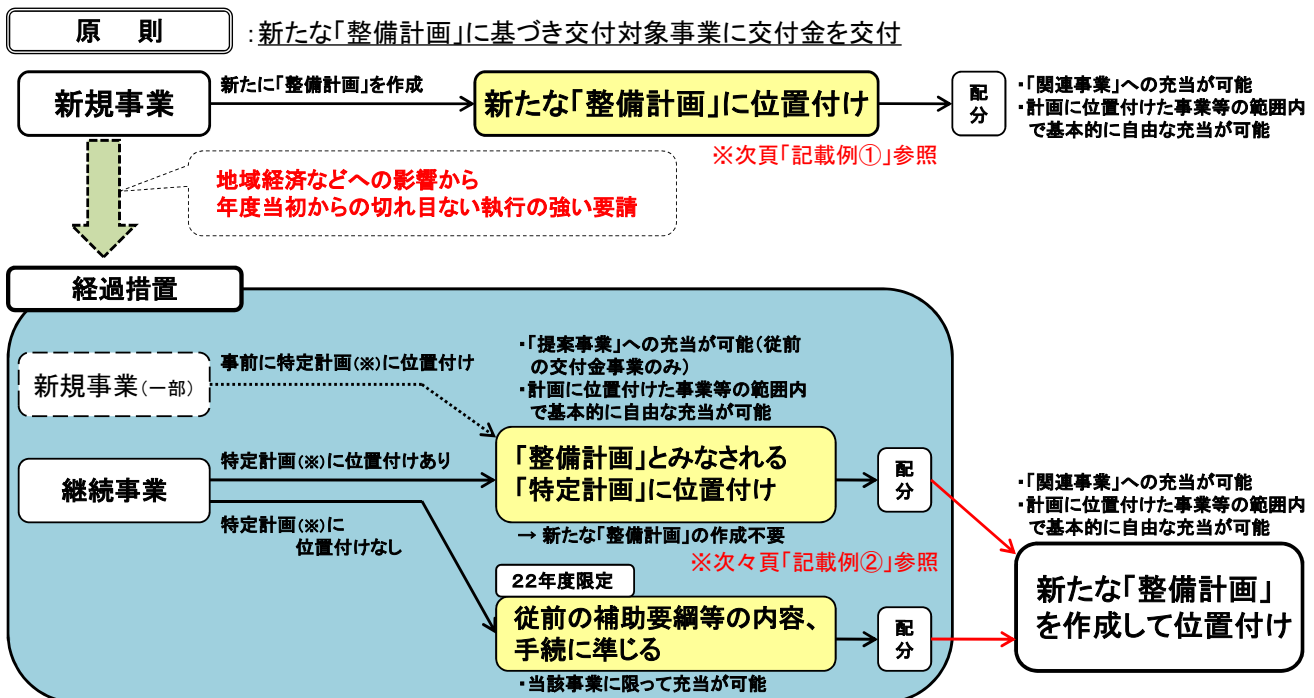
国土交通省の支援措置に係る記載例

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
【事業名】 ○○駅前地区第一種市街地再開発事業 【内容】 駅前商店街の一部を大街区化し、業務・オフィス施設、マンション、生活支援サービス、ホテル、商業施設、駐車場、駐輪場、広場等を整備 【実施時期】 令和○年度～令和○年度	○○市	【位置づけ】 徳駅前商店街の一部を大街区化し、各種施設を整備する当該事業は、目標①「だれもが行きたくなる、歩きたくなるまち」の達成に資する事業に位置づけられる。 【必要性】 来街者の増加につながり、「中心市街地の歩行者・自転車通行量」の増加が見込まれること。	【支援措置】 ○○○○○○ 【実施時期】 令和○年度～令和○年度	この記載です

◆留意事項

- (1) 上表の支援措置の内容に記載する国交省の事業等については以下①～⑥があります。
- ①社会資本整備総合交付金として支援する事業（一部個別補助金で支援する事業含む）
 - ②防災・安全交付金として支援する事業
 - ③個別補助金として支援する事業
 - ④貸付金
 - ⑤直轄事業
 - ⑥法に定める特例措置
- ※「都市再生整備計画事業」や「暮らし・にぎわい再生事業」、「地域住宅計画に基づく事業」の支援を受ける場合は、後述の「その他補足」もご確認下さい。
- (2) 支援措置の記載にあたっては、支援を受ける事業（または受ける予定の事業）が上記(1)①～⑥のどれに該当するか「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル（令和3年度版）」をご確認の上、次頁以降の記載例を参考にして記述して下さい。
- (3) 支援措置が上記(1)①～⑥のどれに当たるか不明な場合は、お手数ですが、各地方整備局等の事業担当課までお問い合わせ下さい。

社会資本整備総合交付金で支援する事業



(※) 特定計画：「整備計画」（＝社会資本総合整備計画）の計画事項に相当する事項を含む下記の一定の計画

地域活力基盤創造計画、都市再生整備計画、地域住宅計画、広域的地域活性化基盤整備計画、みなと振興計画、都市公園等統合補助事業計画、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画、古都保存事業計画、緑地保全等事業計画、緑地環境整備事業計画、津波・高潮危機管理対策緊急事業計画、海岸耐震対策緊急事業計画、海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画

(参考) 「整備計画」の計画事項

- 計画の名称／計画の目標／計画の期間
- 計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
- 計画の期間における交付対象事業の全体事業費
- 交付対象事業等の効果の把握及び評価に関する事項

「関連事業」：関連社会資本整備事業及び効果促進事業

「提案事業」：地方公共団体が提案する事業又は事務（従前の交付金制度）

国土交通省①:新規事業の場合

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
【事業名】 ○○○○ 【内容】 ○○○○… 【実施時期】 令和○年度～令和○年度	○○市	【位置づけ】 ○○○○… 【必要性】 ○○○○…	【支援措置】 社会資本整備総合交付金 (○○○○事業) 社会資本整備総合交付金 (○○事業と一体の関連社会資本整備事業) 社会資本整備総合交付金 (○○事業と一体の効果促進事業) 【実施時期】 令和○年度～令和○年度	基幹事業の場合の例 関連社会資本整備事業の場合の例 (○○には基幹事業名を記載) 効果促進事業の場合の例 (○○には基幹事業名を記載)

◆支援措置の記載について

○基幹事業の場合

- 整備計画上の基幹事業に係る事業名を括弧書きで記載します。

○関連事業(関連社会資本整備事業・効果促進事業)の場合

- 関連事業がどの基幹事業と一体的に実施されるのかわかるように記載します。

※社会資本整備総合交付金の交付要綱等は下記URLを参考にして下さい。

http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html

国土交通省②:特定計画の場合

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
【事業名】 ○○○○ 【内容】 ○○○○… 【実施時期】 令和○年度～令和○年度	○○市	【位置づけ】 ○○○○… 【必要性】 ○○○○…	【支援措置】 社会資本整備総合交付金 (○○○○計画) 【実施時期】 令和○年度～令和○年度	特定計画の名称を記載

◆支援措置の記述について

- 特定計画に位置付けられている事業の場合、社会資本整備総合交付金交付要綱第15第1項に基づき同計画期間内に限り、同計画の提出をもって整備計画とみなされるところです。
- 基幹事業及び関連事業は、整備計画上の対象事業であるため、特定計画上ではそのような区分けはされていません。
- よって、支援措置には特定計画の計画名を記載します。
- なお、今後特定計画から整備計画に位置付け直す場合は、記載要領①と同じ記述になるのでご注意ください。

国土交通省③防災・安全交付金の場合（平成25年2月26日創設）

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
【事業名】 ○○○○ 【内容】 ○○○○… 【実施時期】 令和○年度～令和○年度	○○県	【位置づけ】 ○○○○… 【必要性】 ○○○○…	【支援措置】 防災・安全交付金（○○○事業） 防災・安全交付金（○○○事業と一体の関連社会資本整備事業） 防災・安全交付金（○○○事業と一体の効果促進事業） 【実施時期】 令和○年度～令和○年度	交付要綱附属編附第Ⅰ編口の事業の名称を記載 関連社会資本整備事業及び効果促進事業の場合の例（○○○には交付要綱附属編附第Ⅰ編口1～16にかかげる事業名を記載）

◆支援措置の記述について

・従来の社会資本整備総合交付金のメニューのうち、防災・安全分野に特化した新たな交付金（平成24年度補正予算において創設）により、地方自治体によるインフラ老朽化対策や事前防災・減災対策、生活空間の安全対策を重点的に支援することとなりました。

・防災・安全交付金の対象となった事業は、社会資本整備総合交付金交付要綱第6第一号口に掲げる事業です。

・支援措置の記載は、上表を参照下さい。

※社会資本整備総合交付金交付要綱等は以下URLを参考にして下さい。

http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html

国土交通省④個別補助金で支援する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
【事業名】 ○○○○ 【内容】 ○○○○… 【実施時期】 令和○年度～令和○年度	独立行政法人都市再生機構	【位置づけ】 ○○○○… 【必要性】 ○○○○… ・	【支援措置】 暮らし・にぎわい再生事業 【実施時期】 令和○年度～令和○年度	該当する支援措置名を記載

◆支援措置の記述について

上記記載例のとおり該当する支援措置名を記載して下さい。・

例）独立行政法人都市再生機構、協議会等向けの公共事業（基金への補助含む）や非公共事業

国土交通省⑤ 貸付金

事業名、内容 及び実施時期	実施 主体	中心市街地の活性化を 実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の名称 及び実施時期	その他 の事項
【事業名】 ○○○○ 【内容】 ○○○○… 【実施時期】 令和○年度～令和○年度	○○市	【位置づけ】 ○○○○… 【必要性】 ○○○○…	【支援措置】 都市開発資金(都市環境 維持・改善支援事業) 【実施時期】 令和○年度～令和○年度	該当する支援措置名 を記載

◆支援措置の記述について

- 貸付を受ける場合は、上記記載例のとおり該当する支援措置名を記述して下さい。

例) 都市開発資金(都市環境維持・改善支援事業)

国土交通省⑥ 直轄事業

事業名、内容 及び実施時期	実施 主体	中心市街地の活性化を 実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の名称 及び実施時期	その他 の事項
【事業名】 ○○○○ 【内容】 ○○○○… 【実施時期】 令和○年度～令和○年度	国土交通省	【位置づけ】 ○○○○… 【必要性】 ○○○○…	【支援措置】 地域のまちづくりに寄与する 官庁施設の整備 【実施時期】 令和○年度～令和○年度	該当する支援措置名 を記載

◆支援措置の記述について

- 国の直轄事業を中心市街地活性化基本計画に位置づける場合は、上記記載例のとおり該当する支援措置名を記述して下さい。

国土交通省⑦ 法に定める特別の措置

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
【事業名】 ○○○○ 【内容】 ○○○○… 【実施時期】 令和○年度～令和○年度	○○鉄道(株)	【位置づけ】 ○○○○… 【必要性】 ○○○○…	【支援措置】 共通乗車舟券 【実施時期】 令和○年度～令和○年度	該当する特例措置名を記載

◆支援措置の記述について

- 法に定める特別の措置を受ける場合は、上記記載例のとおり特例措置名を記載して下さい。

国土交通省⑧ その他補足1

都市再生整備計画事業、暮らし・にぎわい再生事業及び都市構造再編集集中支援事業の支援を受ける場合は、今後下記のとおり地区名を記載して下さい。

○都市再生整備計画事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
【事業名】 ○○○○ 【内容】 ○○○○… 【実施時期】 令和○年度～令和○年度	○○○	【位置づけ】 ○○○○… 【必要性】 ○○○○…	【支援措置】 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業 (○○地区)) 【実施時期】 令和○年度～令和○年度	地区名を記載

○暮らし・にぎわい再生事業

※防災・安全交付金についても同様

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
【事業名】 ○○○○ 【内容】 ○○○○… 【実施時期】 令和○年度～令和○年度	○○○	【位置づけ】 ○○○○… 【必要性】 ○○○○…	【支援措置】 社会資本整備総合交付金 (暮らし・にぎわい再生事業 (○○地区)) 【実施時期】 令和○年度～令和○年度	地区名を記載

○都市構造再編集中支援事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
【事業名】 ○○○○ 【内容】 ○○○○… 【実施時期】 令和○年度～令和○年度	○○○	【位置づけ】 ○○○○… 【必要性】 ○○○○…	【支援措置】 都市構造再編集中支援事業 (○○地区) 【実施時期】 令和○年度～令和○年度	地区名を記載

地域住宅計画に基づく事業の支援を受ける場合は、今後下記のとおり交付対象となる基幹事業名を記載して下さい

○地域住宅計画に基づく事業

※防災・安全交付金についても同様

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 ○○○○ 【内容】 ○○○○… 【実施時期】 令和○年度～令和○年度	○○○	【位置づけ】 ○○○○… 【必要性】 ○○○○…	【支援措置】 社会資本整備総合交付金 (地域住宅計画に基づく事業 (○○事業)) 【実施時期】 令和○年度～令和○年度	交付対象となる基幹事業名を記載

中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル

＜令和３年度版＞

内閣府 地方創生推進事務局

目 次

I. 中心市街地活性化基本計画の認定制度の概要

ー基本計画の作成から認定・変更等までの流れー	13
1. 事前相談	14
2. 基本計画の作成	15
3. 市町村に対する規定解釈等の回答制度について	15
4. 基本計画の認定申請	15
5. 基本計画の認定	16
6. 認定基本計画の変更	16
7. 新たな認定基本計画の作成について	18
8. 認定の取消し	18
9. 認定基本計画の実施状況についての評価の実施等	18
10. 「構造改革特別区域計画」及び「地域再生計画」との関係	20

II. 基本計画の認定基準

	20
--	----

III. 基本計画の作成要領

	23
--	----

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	24
2. 中心市街地の位置及び区域	27
3. 中心市街地の活性化の目標	31
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供 する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	35
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	36
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給 のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に 関する事項	37
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性 化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	38
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	39
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	39
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	42
11. その他中心市街地の活性化に資する事項	43
12. 認定基準に適合していることの説明	45

IV. 認定申請手続	45
1. 認定申請に必要な書類	45
2. 認定基本計画の変更の認定申請に必要な書類	49
3. 書類の書式	49
V. 認定と連携した支援措置等に関する解説等	49
1. 関係行政機関の長による同意について	49
2. 認定と連携した支援措置等	50
VI. 基本計画の認定と連携した支援措置等	52
1. 支援措置一覧	52
2. 支援措置内容	57

I. 中心市街地活性化基本計画の認定制度の概要

ー基本計画の作成から認定・変更等までの流れー

「中心市街地の活性化に関する法律」（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）に基づく基本計画の認定制度は、市町村が、地域住民、関連事業者等の様々な主体の参加・協力を得て、自主的・自立的な取組を内容とする中心市街地の活性化、ひいては当該地域の活性化にも応じた取組施策を推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、内閣総理大臣がその認定を行います。政府は認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）に基づく事業及び措置に対して、府省庁の縦割りを排し、ワンストップで各々の関係施策を総合的かつ一体的にワンパッケージで、集中的かつ効果的に支援を実施するものです。

このため、基本計画の作成に先立って、市町村は、過去の実績（中心市街地の活性化に関する市町村独自の計画や直近の認定基本計画の実施状況等）に対する評価を行い、その成果や反省を踏まえて基本計画を作成することが求められます。

また、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に目標の一つとして挙げられている「人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、子ども・子育て世代や高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること」（コンパクトなまちづくり）を目指すことについて、都市機能（教育文化施設、医療施設、社会福祉施設その他の公共公益施設等）の適正立地や既存ストックの有効活用を含め、市町村としての方針や実現方策が公表されていることも必要です。

このような考え方の下、市町村が事業等を総合的かつ一体的に推進する観点から、以下のポイントを含む法及び基本方針に規定された認定基準について十分な対応を行うことが、基本計画の認定の要件となります。

- ① 基本計画の作成に当たり、まちづくり会社、商工会・商工会議所、地域住民等の多様な主体、担い手の参画を得た協議の場（中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）等）が組織されるなど、十分な協議が行われ理解が得られていること。基本計画が円滑かつ確実に実施できるよう、地域ぐるみで取り組む体制となっていること。
- ② 基本計画に掲げる事業等が、実践的又は試行的活動に裏付けられるなど厳選されたものとなっていること。
- ③ 基本計画に記載された具体的な取組の効果が発現する時期等を考慮して、計画期間が明確に定められていること。
- ④ 中心市街地の区域設定に当たり、各種取組が総合的かつ一体的に実施することが可能な範囲となるよう定められていること。
- ⑤ 基本計画に記載された事業等が、円滑かつ確実に実施されることが見込まれ、これらの事業等の実施が、設定された区域の活性化に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。

上記のポイントを踏まえた市町村の意欲的・積極的な取組が期待されます。

市町村から基本計画の認定申請を受理した内閣総理大臣は、認定基準に適合すると判断されるときに認定を行います。その際、基本計画に記載されている事業等については、本マニュアルⅤ．１．に従って当該事業等を所管する関係行政機関の長の同意手続を経て、認定を行います。

基本計画の作成段階から認定・変更等までの流れを、時系列に挙げると次のとおりとなります。

- ①事前相談
- ②基本計画の作成
- ③基本計画の認定申請
- ④関係行政機関の長の同意手続
- ⑤基本計画の認定
- ⑥認定基本計画の実施・変更等
- ⑦認定基本計画の評価

1. 事前相談

内閣府地方創生推進事務局（以下「事務局」という。）は、地方支分部局を含めた関係府省庁との緊密な連携の下、一元的な窓口としての役割を担っています。基本計画を実際に作成するか否かは別として、中心市街地活性化制度の概要説明も含め、事前の相談を広く受け付けていますので、ご活用ください。

相談に当たっては、電話や内閣府地方創生推進事務局ホームページ内のメール相談をご活用ください。

【電話相談】

内閣府地方創生推進事務局

（中心市街地活性化担当：電話 03-5510-2338）

【メール相談】

内閣府地方創生推進事務局ホームページ

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/soudanform.html>

基本計画策定の準備を具体的に進める自治体においては、各種調整、手続及び基本計画作成期間を勘案のうえ、前広にご相談ください。

また、その際、あらかじめ計画の方針・目標・目標指標の考え方を整理していただくとともに、基本方針の第4章から第8章の事業等のうち、活性化を実現するために重要となる事業等を想定していただければ、より効率的な調整ができます。

【参考：認定までの概略スケジュール（3月末認定の場合）】

＜認定を目指す前年度から認定を目指す年度＞

地域ニーズの把握、地元での中心市街地活性化への方針や計画の合意形成、都市計画手続き、中心市街地活性化協議会の設置、必要に応じた都道府県との調

整、内閣府や地方支分部局への事前相談等

＜認定を目指す年度＞

5月～8月	内閣府でのヒアリング	左記以外に個別の相談については随時対応いたします。
7月～11月	計画内容の調整 国の支援措置について関係府省庁と調整	
12月	計画案の完成	
1月～2月	認定申請 関係行政機関の長の同意手続	
3月末	認定	

※事務局による現地調査も実施します。

※3月末認定の他、市町村からの要望に応じて6月及び11月頃の認定も行っております。それぞれのスケジュールについては別途お問い合わせください。

2. 基本計画の作成

基本計画を作成しようとするときは、客観的現状分析、ニーズ分析、過去の実績（市町村独自の計画や直近の認定基本計画の実施状況等）に対する評価に基づく事業等の集中実施、様々な主体の巻き込み、各種事業等との連携・調整等を図る必要があります。特に、まちづくり会社や商工会・商工会議所のほか、地域住民や事業者、地権者等の様々な主体の参加・協力を得て地域ぐるみで取り組むことが重要です。

また、以下に示す事項について、それぞれの主体の意見を聴かなければなりません。

①協議会が組織されている場合

基本計画に定める事項について、当該協議会の意見を聴取

②協議会が組織されていない場合

中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項について、当該市町村の区域をその地区とする商工会又は商工会議所の意見を聴取

3. 市町村に対する規定解釈等の回答制度について

市町村は法第9条第9項に基づき、基本計画に記載しようとする中心市街地の活性化に係る事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律等の規定の解釈について、関係行政機関の長に対し、その確認を求めることができます。

その際には、事業の内容や実施期間、解釈を確認したい規定の内容について極力明らかにし、書面または電磁的方法により確認を求めてください。

確認を求める規定が複数ある場合や、規定に係る関係行政機関の長が分からない場合には、事務局を通じて確認を求めることもできます。

4. 基本計画の認定申請

基本計画の認定申請に際しては、市町村から内閣総理大臣に対して、認定申請書、基

本計画及び添付資料を提出する必要があります。基本計画に記載する事項は、法第9条第2項及び第3項各号に列挙されています。同条第2項各号の事項は基本計画に必ず記載し、同条第3項各号の事項については、基本計画へ記載するように努めてください。これらの具体的な内容や記載方法については、本マニュアルⅢ. で詳述します。

申請書の受理から認定に関する処分が行われるまでの間に、基本計画の内容に大幅な変更を要する状況が生じた場合等には、原申請を取下げ、基本計画を変更して再度申請していただきます。

5. 基本計画の認定

基本計画の認定に関する処分は、法第9条及び第10条並びに基本方針に基づいて行いますが、以下の点に留意してください。

なお、認定基準は、本マニュアルⅡ. において、支援措置等は、V. 及びVI. において詳述します。

- ① 法第9条第10項各号に規定する認定基準を満たす場合にはすべて認定します。
- ② 申請した基本計画全体が認定基準を満たさない場合であっても、認定基準を満たさない部分を除外することで満たされる場合には、基本計画の必要な変更や一定の条件を付した上で認定する場合があります。例えば、申請した基本計画に記載された事業等について、関係行政機関の長の同意が得られない場合であって、当該事業等を除いて認定基準を満たす場合等に、当該事業等の箇所のみ申請書類からの削除があれば、残余の基本計画に対して認定を行うことがあります。

また、市町村からの削除がない場合でも、内閣総理大臣は当該事業等を除外した上で認定を行うこともあります。認定基本計画の変更の認定についても同様です。

- ③ 認定に関する処分は、申請の受理から3月以内に行います。
- ④ 基本計画を認定した場合には、市町村に対してその旨を書面又は電磁的な方法により通知しますが、認定しなかった場合においても、その理由を付して通知します。
- ⑤ 認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、認定の通知を受けた際には、遅滞なく都道府県及び基本計画の作成時に意見を聴いた協議会又は商工会若しくは商工会議所に対して、認定基本計画の写しを送付しなければなりません。同時に、公報及びインターネット等を通じて認定基本計画を公表しなければなりません。
- ⑥ 関係府省庁が予算上の支援を行うものについては、予算の範囲内で措置されることから、必ずしも認定をもって要望どおりの支援を受けることができるものではありません。

6. 認定基本計画の変更

(1)内閣総理大臣による変更認定

認定基本計画に記載された内容を変更しようとする場合には、(2)に示す軽微な変更を除き、法第11条に基づき、内閣総理大臣による変更の認定が必要です。

特に、以下のような場合には、直ちに事務局に報告を行う必要があります、その際には、事務局からの支援措置の追加等に関する助言を踏まえた上で、速やかに認定基本計画

の変更を検討し、変更が必要な場合には、変更の認定申請を行う必要があります。変更の認定申請が行われない場合は、後述の認定の取消しの手続に入ることがあります。

なお、これらの場合に、状況に応じて支援が留保されることがあります。

- ① 認定基本計画に記載された個々の事業等が実施できない状況が生じたとき。
- ② 認定基本計画における重要な前提条件と異なる状況が生じたとき。
- ③ 認定前にその事象が発生していれば、当該基本計画が認定されないような事象が発生したとき。

また、個別の事情に応じて認定基本計画の期間を延長する場合も「認定基本計画の変更」に該当するので、内閣総理大臣の認定が必要です。なお、変更後の計画期間は、当初計画の終期から起算して、おおむね1年を超えない範囲で設定してください。

計画期間の延長を希望する場合には、基本計画の認定と同様に、内閣府でのヒアリング及び（必要に応じて）現地調査を実施します。そのため、認定基本計画の期間終了の1年程度前を目途にご相談ください。

なお、計画期間の延長にかかる内閣府でのヒアリングにおいては、実施中の認定基本計画に掲げる目標指標の達成状況及び市街地の現状、事業の実施状況等を分析した上で、計画期間の延長を行うことにより目標指標の数値が改善されることを、EBPMの観点から説明していただく必要があります。

(2)軽微な変更

変更の認定を要しない軽微な変更については、中心市街地の活性化に関する法律施行規則（平成18年内閣府令第77号）において次のとおり定めています。

- 1 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- 2 基本計画に定められた事業及び措置の実施期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更
- 3 前2号に掲げるもののほか、基本計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

このうち、「基本計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更」については、計画の変更に際して個別の申し出があった場合に、内閣総理大臣が具体の事情を勘案して判断します。

なお、軽微な変更を行った場合であっても、変更の内容等について、様式第3により事務局に届出を行ってください。

(3)市町村合併に伴う変更

市町村合併に際して、認定市町村の法人格が消滅する場合（新設合併により、新たな市町村となる場合又は他の市町村に編入される場合）は、変更の認定申請を行う必要があります。一方、認定市町村の法人格が消滅しない場合（単に他の市町村を編入する場合）は、個別の判断によります。具体的には、以下のとおりです。

- ①認定市町村の法人格が消滅する場合

地方自治法第7条第7項に基づく総務大臣による告示があった日以後で、合併予定日の3月前から合併予定日までの間に速やかに、現に認定を受けている市町村名で法第11条に基づく変更の認定申請を行ってください。なお、変更の認定申請の方法等についてご不明な点がある場合はお早めにご相談ください。

②認定市町村の法人格が消滅しない場合

認定基本計画の記載内容に変更が生じない限り、特段の手続を要しないものとして取り扱います。

地域の名称に変更が生じた場合は、(2)に示す軽微な変更該当しますので、地方自治法第260条第2項に基づく市町村長による告示があった日以後速やかに、地域の新たな名称について、様式第3により事務局に届出を行ってください。なお、認定基本計画の記載内容の変更の必要性についてご不明な点がある場合は、お早めにご相談ください。

(4)協議会への意見聴取について

認定基本計画の変更にあたり、協議会が組織されている場合には、変更の内容について意見を聴く必要があり、認定基本計画の「中心市街地活性化協議会に関する事項（本マニュアルⅢ. 9. (2)）」の更新が必要となります。

7. 新たな認定基本計画の作成について

認定基本計画の期間が終了した後、引き続き中心市街地の活性化に取り組む場合には、新たな基本計画を作成した上で、改めて申請し認定を受けることが可能です。

必要に応じ認定基本計画の期間と連続して新たな基本計画を開始することも可能ですが、認定基本計画について直近のデータ等を用いた検証を行い、その結果を踏まえたものとするなどが求められます。

また、新たな基本計画の認定においても、基本方針に定める認定基準を全て満たす必要があるとともに、前回の認定基本計画における取組の進捗状況や終了時点での中心市街地の概要等について綿密に分析を行った上で、新たな基本計画作成の必要性を明確化することが必要です（詳細については、本マニュアルⅡ. 及びⅢ. をご参照ください）。

認定基本計画の期間終了の1年程度前を目途にご相談ください。

8. 認定の取消し

認定基準に適合しなくなった認定基本計画については、認定市町村からの報告等を踏まえた上で、認定の取消しや支援措置等の中止を行うことがあります。例えば、認定後、認定市町村自らが認定基本計画の内容に反する方針等を策定した場合、積極的に都市機能の郊外化を促進している場合には、認定を取消すことがあります。

9. 認定基本計画の実施状況についての評価の実施等

(1)認定基本計画の進捗状況の把握

(a)フォローアップの目的と実施時期

認定市町村は、認定基本計画に記載された事業等の着実な実施を通じて、中心市

街地の活性化が実現できるよう、計画期間中、原則毎年フォローアップ（自己評価）を行ってください。

フォローアップには、計画期間中に実施する「定期フォローアップ」と計画期間終了後に実施する「最終フォローアップ」があります。「定期フォローアップ」は、自己評価の結果から必要と認められる場合に事業等の追加・変更等の認定基本計画の見直しを行うことを主な目的としており、「最終フォローアップ」は、中心市街地活性化の取組に関する総合的な評価を目的としています。

認定市町村が行ったフォローアップは、報告書として各市町村のホームページ等で公表するよう努めてください。

フォローアップに当たっては、証拠に基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の観点から PDCA サイクルを適切に実施できるよう、認定市町村は、認定基本計画の実施状況を適切に把握するとともに、認定基本計画の目標の達成状況に関する目標指標を設定している場合には、当該目標の達成状況について、目標指標に基づき評価を行ってください。また、中心市街地の活性化が地域全体の活性化に結びついていくかといった観点も含め多様な評価を広く検討することが重要であり、人口動態や地価動向といった基本計画の作成時に中心市街地の現状分析で用いた基礎データについては、毎年把握・蓄積し、独自に評価した上で、公表するなど、目標指標以外にも地域経済分析システム（以下「RESAS」という。）の客観的・統計的なデータ等を活用し多様な評価を行うよう努めてください。

なお、認定基本計画の期間終了後も効果を持続していくことが重要であることから、目標の達成状況に関する目標指標に基づく評価等を引き続き行い、その結果を踏まえ、中心市街地の活性化に資する取組を実施するなど、PDCA サイクルを継続することが望まれます

(b)定期フォローアップ

各年度終了時点の中心市街地の概況の把握・分析、取組等に対する協議会からの意見等の評価に加えて、目標指標ごとに目標達成の見通し及びその理由、実績データの推移、主要事業等の進捗状況及び事業効果、今後の対策といった定量的・定性的な評価を実施します。

定期フォローアップに基づき、認定市町村は、認定基本計画に記載された事項と中心市街地の現状や事業等の実施状況、目標の達成状況等から判断し、目標の達成が難しいと判断されるなど必要と認められる場合には、協議会と連携して、速やかに当該認定基本計画について目標達成に資する事業の追加・変更等の見直しを行い、見直した基本計画について、再度認定の申請を行うよう努めてください。

(c)最終フォローアップ

計画期間終了後の中心市街地の概況の把握・分析、取組等に対する協議会からの意見、市民意識の変化等の評価に加えて、目標指数ごとに目標の達成状況、実績データの推移、主要事業等の進捗状況及び事業効果、今後の対策といった定量的・定性的な評価を実施します。

その上で、目標の達成状況に関する目標指標に基づく評価との整合性にも留意し

つつ適切に総合的な評価を実施するとともに、今後の課題について整理するよう努めてください。

また、再度新たな基本計画の認定申請を行おうとする市町村は、最終フォローアップの結果を新たな基本計画に的確に反映するよう努めてください。

(2)実績額の報告について

認定市町村は、基本方針の第4章から第8章までの事項で認定基本計画に位置付けられた全ての事業ごとに、事業費、その内訳（国・県・市費、その他費用）の実績額及び当該年度の進捗状況、今後の予定等について、指定された様式で毎年度速やかに事務局へ報告するものとします。

10. 「構造改革特別区域計画」及び「地域再生計画」との関係

中心市街地活性化のための取組を進めるに当たっては、市町村が目指す総合的な目標を達成するため、構造改革特別区域計画の特例措置及び地域再生計画の支援措置を活用することによって、より効果的な実施が可能となります。

このため、基本計画の認定申請と、構造改革特別区域計画及び地域再生計画の認定申請については、基本的に同時に受付を可能とし、申請窓口の一元化等、認定手続を一体的に進めることとします。

また、地域再生計画と一体となって提出された基本計画については、地域再生計画の認定で、基本計画の認定があったものとみなされます。ただし、法第9条第2項第2号から第6号までに規定する事業及び措置（同条第1項に規定する基本計画が作成されているものに限る。）であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項を記載した地域再生計画の認定があったとき（作成された基本計画が法第9条第10項各号に規定する基準に適合するものである場合に限る。）に限り、詳しくは「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）」をご参照ください。地域再生計画認定申請マニュアル（各論）

<http://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sinsei.html>

なお、地域再生計画によるみなし認定においても、事前の調整や手続等が必要であるため、本マニュアルⅠ．１．に示すスケジュールを参考に基本計画を作成してください。

※国家戦略特別区域計画と一体となって提出された基本計画について、国家戦略特別区域計画の認定で、基本計画の認定があったものとみなす特例を含む法律案が、第204回国会に提出されております。こちらの法律案が可決され、改正法が施行される際には、別途ご連絡いたします。

Ⅱ．基本計画の認定基準

基本計画の認定基準については、法第9条第10項各号（第1号基準から第3号基準まで）

及び基本方針第2章3. に規定されています。

第1号基準〔基本方針に適合するものであること〕

基本計画が、基本方針の以下に示す各項目に定められた事項に則っているかどうかにより判断します。

- ①第1章 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項
- ②第2章4. 基本計画の認定の手續
- ③第3章 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項
- ④第9章 第4章（法第9条第2項第2号）から第8章（同項第6号）までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項
- ⑤第10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項
- ⑥第12章 その他中心市街地の活性化に関する重要な事項

第2号基準〔当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること〕

基本計画が、以下の項目に則っているかどうかにより判断します。

- ① 中心市街地の活性化を実現するために必要な第4章から第8章までの事業等に関する事項が記載されていること。
地域の現状やニーズ、過去の取組の成果等から新たな事業等を必要としないと判断される事項については、その判断の合理的な理由が記載されていれば、新たな事業等について記載する必要はありません。
- ② ①の事業等の実施を含む当該基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。

市町村が計画する事業等については、本マニュアルVI. に示す支援措置について、関係府省庁間の枠を超えワンストップで各々の関連施策を総合的かつ一体的にワンパッケージで活用することにより、中心市街地の活性化が効果的に図られることが期待されます。

これらの事業等により、計画期間内に中心市街地の活性化を実現するためには、個々の事業等の実施がどのように寄与するかについて具体的かつ合理的に説明されていること、及びそれらの事業等の実施が計画全体としてどのように寄与するかについて具体的かつ合理的に説明されていることが必要です。この点は、認定基準の中でも特に重要なポイントですので、詳細に記述することが求められます。

上記①において、合理的な理由が記載されていれば新たな事業等の記載は求めないとしていますが、中心市街地活性化の基本的な考え方として法第1条にあるように「中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進」することが基本計画作成の目的となっていますので、事項そのものの記載は必要です。

該当する章の「事業の必要性」において現状分析を精緻に行い、その結果、事業が一定程度完了し既に効果が現れている場合等には、以下の記載例を参考にしながら具体的に記載してください。

(記載例)

第4章において、新たな事業等について記載する必要がある合理的な理由

- ・基盤整備事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等で活性化に資された実施事業を記載）が中心市街地において完了し、都市機能の増進が十分図られていることから、新たな事業等を必要としない。

第5章において、新たな事業等について記載する必要がある合理的な理由

- ・教育文化・医療・社会福祉施設（文化・市民ホール、図書館、病院、介護老人保健施設等で活性化に資された実施事業を記載）が多数集積しており、質の高い多様なサービスが既に提供され、新たな事業等を必要としない。

第6章において、新たな事業等について記載する必要がある合理的な理由

- ・住宅整備の竣工及び定住促進の展開（公共・民間住宅供給事業、まちなか定住促進事業等で活性化に資された実施事業を記載）の取組により、既存ストックの活用が可能で、居住人口の維持・増加が見込まれることから、新たな事業等を必要としない。

第7章において、新たな事業等について記載する必要がある合理的な理由

- ・商業の活性化のための事業等（商業施設整備、イベント開催等で活性化に資された実施事業を記載）に既に取り組み、経済活力の向上が図られていることから、新たな事業等を必要としない。

第8章において、新たな事業等について記載する必要がある合理的な理由

- ・公共交通事業及び特定事業（L R T・B R T・コミュニティバス等の公共交通機関導入事業、交通ターミナルの機能強化、都市型新事業、流通や貨物の効率化事業等で活性化に資された実施事業を記載）に既に取り組み、利便性の増進が十分図られていることから、新たな事業等を必要としない。

第3号基準 [当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること]

中心市街地の活性化を実現するために行う事業等について、以下の項目に則っているかどうかにより判断します。

- ① 事業等の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと。
- ② 事業等の実施スケジュールが明確であること。

基本計画の認定を受けた後、計画に基づく事業等が確実に実施され、中心市街地の活性化の実現に着実に繋がっていくことを担保するため、主体の特定状況と事業等の実施スケジュールについて判断するものです。

まず、①のうち、「事業等の主体が特定されている」とは、主体となる具体の法人、個人等が既に定まっていることを指します。この場合は、基本計画に記載することについて、その主体と十分な調整がなされていることが前提です。

また、「特定される見込みが高い」状況としては、例えば、次のようなものが想定されます。

- ・実施しようとする事業等が過去繰返し行われており、今後も同様の状況が継続する見込みであることから、主体が特定される蓋然性が極めて高い状況
- ・基本計画の認定申請までに、主体となりうる者との調整が進んでおり、まもなく特定されるような状況
- ・入札やコンペ等、主体を特定するための手続のスケジュールが明確であり、その履行が確実である状況

実施予定者として記載されている主体が実施主体に決定した場合は、速やかにその旨を報告してください。実施主体に変更が生じる場合は、変更の認定申請が必要となる可能性がありますので、速やかにその旨を報告してください。

次に、②の「事業等の実施スケジュールが明確であること」とは、基本計画が認定され、事業等が開始された後、中心市街地の活性化が実現されるまでのスケジュールが明確になっていることを求めるものです。

なお、事業等の実施のための関係者間調整が不十分である、許認可等が取得できないなど、事業等の実施の見込みが明らかでないものについては、スケジュールが不明確なものとして扱います。

Ⅲ. 基本計画の作成要領

基本計画は、以下の構成で作成してください（様式第4〔基本計画標準様式〕参照）。

①基本計画の名称

原則として、認定申請を行う市町村の名称に続けて中心市街地活性化基本計画と記載してください。

（例）〇〇市中心市街地活性化基本計画

②作成主体

市町村の名称とともに都道府県名を記載してください。

③計画期間

おおむね5年以内を目安に具体的な期間を月単位まで記載してください。

(例) 令和〇〇年〇月から令和〇〇年〇月まで (〇年〇月)

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針
2. 中心市街地の位置及び区域
3. 中心市街地の活性化の目標
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
11. その他中心市街地の活性化に資する事項
12. 認定基準に適合していることの説明

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

この項目は、基本方針の「第1章1. 中心市街地の活性化の意義」を踏まえ、以下の(1)～(6)について記載します。

(1)地域の概況

市町村要覧等を基に、地域の概要を記載してください。

- ・市町村の位置、地勢・気候
- ・市町村全体及び中心市街地の沿革（まちの成り立ち）
- ・市町村における中心市街地の歴史的・文化的役割

(2)地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

EBPM の観点を踏まえ、地域の現状等に関する客観的な把握・分析の状況について、RESAS 等による統計的なデータ等を基に記載してください。なお、原則として直近のデータを使用することとし、その把握が困難な場合には代替手法について検討する必要があります（特に、国勢調査や経済センサス等の毎年調査を実施しないデータ）。

地域の社会経済状況の現状や推移を把握・分析するための統計的なデータ等として考えられるものは以下のとおりです。

①市町村全体、DID 地区、中心市街地ごとに分けた人口動態等

- ・面積
- ・居住人口、自然増減、社会増減
- ・年齢別人口
- ・居住者の世帯状況（家族形態）・世代構成
- ・中心市街地人口の市町村全体の人口に占める割合

- ・DID 人口密度
- ・従業、通学の状況（昼間人口・夜間人口、移動の際の交通手段）
- ・歩行者通行量

②経済活力関係

○小売商業・対消費者サービス業・飲食業関係

[当該中心市街地の商業集積にとってターゲットとして考えられる商圈]

- ・地理的範囲
- ・世代構成、世帯構造等
- ・購買力
- ・当該商圈内の小売商業・対消費者サービス業・飲食業の総売上高、総店舗数、延べ床面積、総従業員数

[当該中心市街地の商業集積の状況]

- ・小売販売額、飲食業・サービス業の売上額及び商圈におけるシェア
- ・店舗数、延べ床面積、従業員数及び商圈におけるシェア
- ・大規模小売店舗等の核店舗の状況及びその他の店舗業種構成
- ・商圈における当該中心市街地商業集積の吸引状況（業種別、最寄り品、買い回り品別）
- ・空き店舗数・率、新規出店数
- ・駐車場の数、収容台数及び稼働率

[同じ商圈をめぐり競合する商業集積や大規模集客施設の状況]

- ・所在地（地図を使用して、中心市街地との距離及び位置関係がわかるよう図示されたもの）
- ・小売販売額、飲食業・サービス業売上額
- ・店舗面積
- ・大規模集客施設等の核店舗の状況及びその他の店舗の業種構成
- ・商圈における吸引状況（最寄り品、買い回り品別）
- ・駐車場の数及び収容台数

○中心市街地に存在するその他の産業関係

- ・中心市街地に存在する事業所数、従業者数
- ・中心市街地に存在する観光資源、観光入込数

○都市機能関係

[市町村内及び周辺の主要な公共機関、文化・スポーツ施設、医療・福祉施設、教育施設等の状況]

- ・所在地（地図を使用して、中心市街地との距離及び位置関係がわかるよう図示されたもの）
- ・施設の規模及び機能
- ・利用者数等
- ・今後の移転計画等が検討されている場合はその見通し
- ・鉄道駅の乗降客数

- ・バス路線の状況（区間ごとの運行本数、区間ごとの利用者数）
- ・自動車保有状況、世代別・性別自動車免許保有状況
- ・主要道路及び主要交差点の自動車通行量、歩行者通行量
- ・中心市街地及びその他の市街地の地価、固定資産税課税額、店舗賃料、家賃の状況
- ・空き地・空き家等の遊休資産の状況

上記①②における各項目について必ずしも網羅的に記載する必要はありません。中心市街地の要件（基本方針第3章1）及び後述の中心市街地の主要な課題、活用する支援施策等を念頭に置いて関連するデータを取捨選択してください。

ただし、中心市街地内の「居住人口」「小売販売額」「事業所数」「地価」については、認定後の効果検証において最も基礎的なデータとなることから、記載することが望まれます。

(3)地域住民のニーズ等の把握・分析

地域住民のニーズ等の客観的な把握及び分析においては、アンケートやパブリックコメント等の手法が挙げられます。

具体的な調査として考えられるものは、以下のとおりです。

- ①地域住民及び周辺住民を対象にした中心市街地の満足度やイメージ、来街頻度・目的に関する調査
- ②地域住民及び周辺住民を対象にした中心市街地の公共公益機能、商業機能の利用状況の調査
- ③地域住民を対象にした中心市街地の都市機能（公共公益機能、業種・業態別の商業機能等）へのニーズ調査
- ④当該中心市街地の商業集積がターゲットとして考えている商圈内の消費者に対するニーズ調査
- ⑤地域住民及び周辺住民を対象にした中心市街地への居住ニーズ調査

上記①～⑤における各項目について必ずしも網羅的に記載する必要はありません。後述の中心市街地の主要な課題、活用する支援施策等を念頭に置いて関連するデータを取捨選択してください。

(4)これまでの中心市街地活性化に関する取組（市町村独自の計画や直近の認定基本計画等）の検証

市町村独自の計画や直近の認定基本計画に基づく事業等をはじめとする中心市街地に関係する過去の取組に対する評価を行い、成果として考えられる点、反省すべき点が踏まえているかについて記載してください。

なお、直近の認定基本計画等の取組から新たな基本計画の認定を申請する時点までの期間が空いている場合には、その期間の中心市街地活性化に関する取組の評価等に

についても記載してください。

①市町村独自の計画や直近の認定基本計画等の概要

- ・計画期間
- ・区域面積
- ・基本的な方針及び目標

②事業等の進捗状況

- ・各事業等の着手・完了状況
- ・計画期間内に変更した事業等
- ・未着手又は未完了の事業等に関する要因分析

③目標の達成状況

- ・各目標指標の実績値の推移と最新値の状況
- ・各目標指標の実績値に関する要因分析

④定性的評価

- ・計画期間前後における地域住民の意識の変化
- ・中心市街地活性化協議会の意見

(5)中心市街地活性化の課題

(1)～(4)の記載を踏まえ、中心市街地の活性化に当たっての課題を抽出し、整理してください。

(6)中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

基本計画において目指すべき活性化の方針について、過去の実組や中心市街地の現状等から、基本的な方向性を導出するまでの考え方を体系的に記載してください。記載にあたり特に留意すべき事項は、以下のとおりです。

なお、前回の認定基本計画に続く新たな基本計画は単なる延長ではなく、新たに認定を受ける計画であるという位置付けを踏まえ、前回の認定基本計画における取組の進捗状況、計画終了時点での中心市街地の概況等について綿密に分析を行った上で、新たな基本計画作成の必要性を明確化することが必要です。

- ① 「中心市街地活性化の課題」に掲げたものに対応した方向性となっているか。
- ② 「おおむね5年以内を目安に、適切に設定」される計画期間内に実現可能な内容となっているか。
- ③ 中心市街地内の地区別の方向性が明確になっているか。
- ④ 市町村の総合計画のように計画期間を超える長期的な視野ないしはビジョンを記載する場合には、それと整合性のとれた方針となっているか。

2. 中心市街地の位置及び区域

この項目は、基本方針の「第3章 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項」を踏まえ、以下の(1)～(3)について記載します。

(1)位置

中心市街地を設定する上で、商圈、交通網、歴史・文化、地勢的關係により影響する周辺市町村を含めた範囲を図面により示し、これらとの關係を踏まえた位置設定の

考え方を記載してください。

(2)区域

(a)区域設定の考え方

人口減少、少子高齢化、環境負荷低減等の諸課題に対応してコンパクトシティの実現を図りつつ、まち全体の活性化につながるような中心市街地の活性化を効果的かつ効率的に推進するためには、中心市街地の区域を適切に設定しなければなりません。

基本計画に中心市街地の位置及び区域を定めるに当たっては、都市全体の構造を見渡し、商業、業務、居住、福祉等の都市機能の集積状況等を踏まえ、歩いて暮らせる範囲を勘案し、限られた政策資源の重点化を図るにふさわしい区域を設定することが必要です。

更に、中心市街地の区域が都市計画法上の用途地域において、市街地の核となる商業地域が居住等の都市機能地域と整合が図られているか、土地利用計画の観点からも配慮することが必要です。

なお、区域の設定に当たっては、市町村マスタープランと適合することが求められていることを踏まえ、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づく立地適正化計画（当該計画が作成されると市町村マスタープランの一部とみなされる。）が作成されている場合は、当該計画に基づく都市機能誘導区域と整合性をもって区域を設定しなければなりません。

区域設定は、市町村の区域内の町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、対象となる土地の範囲を明確に特定するとともに、その設定の考え方についても記載してください。

また、それぞれの位置図・区域図については、地図を活用して明らかにすることが必要です。

(b)中心市街地の数

中心市街地は、それぞれの市町村の中心としての役割を果たしている市街地であり、各種施策の効果的かつ効率的な投資という観点から、中心市街地を設定しようとする場合、原則的に一市町村に一区域として設定することが望ましいです。

しかし、市町村合併を含め、まちの歴史を通じて、社会経済的に中心的な役割を果たしている拠点地区が同一の市町村内に複数存在する場合があります。こうした市町村では、複数の拠点が相互に連携し、適切な役割分担を図りつつ、総合的かつ一体的に活性化を図ることが必要であることが考えられるため、地域の実情を十分に勘案した上で、複数の拠点を一体の区域とみなすことができます。特に、平成の市町村合併による地域においては、複数の区域など、実情に配慮した区域設定を可能とします。

また、同一の市町村内にあっても、地域によって異なる機能や課題を持っているなど、地域の実情により中心市街地とすべき地域を複数設定したほうが適当である場合は、当該複数地域の役割分担を明確にしつつ、中心市街地ごとに別々の基本計画を作成することも可能です。

当該市町村が周辺市町村と商業や医療等において密接に関連し、各々の中心市街地がこれらの機能を連携して活性化を図る場合は、市町村毎の事業及び措置を一体的に判断して認定手続を行うこととします。

(c)中心市街地の規模の考え方

中心市街地の区域は、市町村ごとに諸機能の集積の実態を踏まえ設定しますが、その規模は前述にもあるように「歩いて暮らせる範囲」を勘案しつつ、「限られた政策資源の重点化」を図る規模としてください。

中心市街地の活性化は、都市機能事業と商業機能事業が連携して図られるものであり、これら事業との関連性が認められない区域は、総合的に活性化の施策を展開する認定区域としての必要性に欠けます。

特に、前回の認定基本計画の期間終了後に新たな計画を作成する場合、目的が果たされているエリアについて施策を適用しないのであれば、活性化の重点投資を図る意味でも規模の見直しについて検討されるべきです。

(3)中心市街地の要件に適合していることの説明

(a)各要件の記載内容

中心市街地として法第2条第1号から第3号(基本方針第3章1)の要件を満たしていることを RESAS 等による具体的かつ客観的なデータ等を用い、その根拠について記載してください。

(7)第1号要件（当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること）

中心市街地における小売販売額、飲食業・サービス業の売上額、店舗数、延べ床面積、従業員数の現状・推移及び商圈におけるシェア等の統計的なデータにより、商業の集積状況の把握・分析を行うとともに、主要な公共施設、文化・スポーツ施設、医療・福祉施設、教育施設等の立地状況及び鉄道・バス等の公共交通機関の集積状況についても把握・分析を行い、市町村の中心市街地であることを説明してください。

(4)第2号要件（当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。）

中心市街地における人口、小売販売額、飲食業・サービス業の売上額、店舗数、空き店舗数・率、延べ床面積、従業員数、歩行者・自転車通行量等の統計データの傾向により、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、あるいは生ずるおそれがあると認められる市街地であることを説明してください。

この傾向について、中心市街地において当該事象の傾向が現れた時期から現時点までの状況、さらには将来の見通しを示し、その全体的な傾向とその要因及び局所的な変化の要因の概要についても記載してください。

(5)第3号要件（当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域

の発展にとって有効かつ適切であると認められること。)

市町村の総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）、都市計画マスタープラン（市町村マスタープランの一部とみなされる立地適正化計画が作成されている場合は、当該計画を含む。）等における中心市街地の位置づけ及び整備方針を確認し、中心市街地の活性化施策が当該市町村全体の活性化や周辺市町村へも波及することを説明してください。

(b)複数拠点を一体区域とする要件の適合

基本方針の第3章2(1)に示すように、社会経済的に中心的な役割を果たしている拠点地区が複数ある場合、一体の区域とみなした中心市街地として設定できるとしています。

この一体となった区域全体として、法第2条第1号から第3号(基本方針第3章1)の「中心市街地」の要件を満たす必要があります。さらに、各拠点における中心的な役割としての具体的な要件の判断に当たっても、各要件の趣旨を踏まえ以下に適合している必要があります。

(7)第1号要件に対する各拠点の考え方

複数拠点が一体となった区域全体として、「市町村の中心としての役割を果たしている」と言えるためには、拠点のいずれかが市町村の副次的拠点という位置づけではなく、各拠点いずれもが、たとえ拠点の性格・機能は異なることがあったとしても、それぞれに「中心」性を有するものであることを要します。

また、いずれの拠点にも、商業機能と都市機能の集積が存することは必要ですが、集積の程度が同等であることまでは要しません。

(イ)第2号要件に対する各拠点の考え方

複数拠点が一体となった区域全体として、「機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生じるおそれがある」と言えるためには、拠点のいずれかでは衰退が認められないということではなく、各拠点のいずれもが程度の差はあれ、衰退している、又はそのおそれがあると認められることを要します。

したがって、土地利用の状況や商業活動の状況等の客観的データから、拠点ごとに衰退性について精査することが必要です。

(ウ)第3号要件に対する各拠点の考え方

複数拠点が一体となった区域全体での活性化の推進が「市町村及び周辺の地域の発展にとって有効かつ適切」と言えるためには、個々の拠点での取組を個々に分けて要件の適否を精査する意味はないと考えられます。

したがって、第3号要件については、複数拠点を一体の区域の取組全体として判断できます。

また、法の趣旨からしても重点的な支援策を講ずるべき「中心市街地」は、効率的かつ効果的な投資の観点で、複数拠点を一体の区域とするにしても、いたずらに広くなることは望ましくありません。

このため各拠点の一体性としては、効果的な社会経済活動が相互連携により図られている人的交流の実態、距離的かつ位置的な関係等を踏まえつつ、これらの活動が利

便性の高い公共交通を通じ都市機能を発揮すべく展開されている実態を十分に有している状況等の総合的な観点から設定されていることが必要となります。

3. 中心市街地の活性化の目標

この項目は、基本方針の「第1章2. 中心市街地の活性化の目標」を踏まえ、以下の(1)～(4)について記載します。

(1)中心市街地活性化の目標

前述の1.(6)に示された中心市街地活性化の方針に合致した目標を設定してください。

また、地域の実情、ニーズ、これまでの取組から導き出された基本的方向性との関係性について、実施される事業等も踏まえ記載してください。

(2)計画期間の考え方

中心市街地の活性化を実現するための取組期間を計画期間として定めてください。計画期間は、基本計画に記載された具体的な取組の効果が発現される時期等を考慮し、おおむね5年以内を目安に1月単位で設定してください。取り組む事業等が国・県等の助成制度を活用しており、また市町村による事業等も多いことから、これらの効果を予算年度の期間全般に亘って発揮させるためにも、最終年月は年度末とすることが望まれます。

なお、後述の4.～8.において取り組む社会資本総合整備計画等の事業の実施期間は、計画期間を超えて設定することができます。この場合、当該事業が計画期間内に中心市街地の活性化に対して効果が発現されるものでなければなりません。

(3)目標指標の設定の考え方

(a)定量的な目標指標の設定

目標の達成状況を的確に把握できるように、定量的な指標（目標指標）を設定してください。

その際、絶対値の改善はもちろんのこと、一定地域内でのシェアの改善や過去の傾向と比較した変化率の改善等を採用することも考えられます。

また、一つの目標に対して複数の目標指標を採用することや、重点的に活性化を図りたい区域に限って目標指標を採用することもできるものとします。

<目的に応じた目標指標の設定例>

○にぎわいの創出		
	歩行者通行量、観光客数、公共公益施設利用者数	等
○街なか居住の推進		
	居住人口の社会増加数、市町村全体に占める中心市街地の居住人口の割合、居住人口	等
○経済活力の向上		
	新規出店数、空き店舗数・率、小売販売額・サービス売上高、事業所数	

従業者数	等
○公共交通の利便の増進	
バス等の利用者数	等

※いずれの目標指標も中心市街地に範囲を限定して測定する必要があります。

(b)目標値の設定

基本計画の事業等の実施が全体として中心市街地の活性化の実現に寄与するものであり、後述の4.～8.の各事業等の効果との整合性を踏まえながら、目標値を合理的な手法で算定してください。

目標値の設定をより高い精度のものとするためにも、個々の事業効果について根拠や考え方をデータに基づいて示すとともに、社会経済情勢等の変化も考慮し、基準値（計画期間が始まる前の目標指標の状況を示す値）に目標指標のトレンドを加味した上で、設定してください。

<目標値設定の記載例>

目標指標	基準値 (令和3年)	①推計値 (令和8年)	②事業による 増加数	③目標値 (令和8年)
新規出店数	10件	8件	22件	30件

① 目標年度の推計値（事業を実施しなかった場合）

直近5年間の実績値に基づくトレンド推計

⇒8件を推計値とする。

② 事業による効果

ア 市街地再開発事業による効果

令和6年6月に市街地再開発事業により商業施設に〇〇件の店舗が整備されることから、△△件の新規出店が見込まれる。

(なぜ〇〇、△△になるのか) 算出根拠となる計算式等を記載

イ 空き店舗改修支援事業による効果

令和3年度から実施する空き店舗改修支援事業について、毎年〇〇件の利用が見込まれることから、5年間で△△件の新規出店が見込まれる。

(なぜ〇〇、△△になるのか) 算出根拠となる計算式等を記載

ウ 創業支援事業による効果

令和3年8月に創業支援センターを開設し、創業相談の実施、創業塾の開催、空き店舗の情報提供等により、毎年〇〇件の出店が見込まれることから、5年間で△△件の新規出店が見込まれる。

(なぜ〇〇、△△になるのか) 算出根拠となる計算式等を記載

エ 事業効果の重複

ウ「創業支援事業」についてはア・イの事業においても活用されることが考えられる。ウによる新規出店のうち□□件について、ア・イによる新規出店と重複するものと見込まれる。

ア＋イ＋ウ－エ＝22 件

⇒22 件の増加が見込まれる。

③ 「①目標値の推計値 8 件」＋「②事業による効果 22 件」＝ 30 件

⇒目標値を 30 件とする。

＜目標指標・目標値の設定に当たっての留意事項＞

目標指標・目標値の設定に当たっては、SMART（Specific、Measurable、Achievable、Relevant、Time-bound）の考え方を参考に、以下の事項に留意して設定してください。

① 明確かつ具体的であること（Specific）

基本計画に記載された取組によって達成されるべき状態について、明確かつ具体的に記載するようにしてください。したがって、「地域経済の活性化」といった不明確な目標指標は避けるようにしてください。

② 測定可能であること（Measurable）

設定する目標指標は、原則、毎年フォローアップを行ない、かつ、計画期間内に達成されたかどうか判定することを前提に、毎年計測できる指標を設定してください。

また、計画期間終了後も効果を持続していくことが重要であることから、継続的な計測が可能な指標となるようにしてください。

③ 達成可能であること（Achievable）

明確な見通しの下で身の丈に合った目標とするとともに、関係者とも事前に十分な調整を行った上で記載するようにしてください。

④ 整合的であること（Relevant）

基本方針に掲げる「中心市街地の活性化の意義及び目標」や地方版総合戦略及び他の計画に掲げる基本目標等との整合性を勘案しつつ、設定する目標指標と基本計画の事業等との間で目的・手段関係が成立していることに留意してください。

⑤ 期限が明確であること（Time-bound）

各目標指標について、計画期間内に目標達成する旨を明確に記載してください。

中心市街地の活性化の状況をよりの確に把握するために、目標指標を補完する指標を「参考指標」として設定することもできます。例えば、次のような参考指標が考えられます。

①目標指標と関連する指標

ア 目標指標に大きな影響を与える指標

例1：「空き店舗率」を目標指標とする場合、新規出店の数を増やすことが目標値を達成するための有力な手段となる。

⇒「**新規出店数**」を参考指標とする。

例2：「居住人口」を目標指標とする場合、社会増を増やすことが目標値を達成するための有力な手段となる。

⇒「**社会増減数**」を参考指標とする。

イ 目標の達成状況をより良く示す指標

例1：「商店街の賑わいアップ」を目標としているが、基本計画では特に新規出店に力を入れるため、創業支援に関連する事業の効果が反映されやすい「新規出店数」を目標指標としている。しかし、「新規出店数」だけでは、商店街の賑わいを評価するのに十分とはいえない。

⇒「**営業店舗数**」を参考指標とする。

例2：「多くの人が生き生きと暮らせるまち」を目標としているが、市街地再開発によるマンション建設等の居住誘導施策の効果が反映されやすい、人口の「社会増減数」を目標指標としている。しかし、「社会増減数」だけでは、居住の観点から評価するのに十分とはいえない。

⇒「**居住人口**」を参考指標とする。

ウ 目標指標の目標値を目指すために必要なコスト

例：「公共公益施設の利用者数」を目標指標とする場合、目標達成のために多くのイベントを開催すれば、それに伴って人件費などの維持管理コストは増大する。そのため、維持管理コストについても把握していくことが必要であると考え。

⇒「**公共公益施設の維持管理コスト**」を参考指標とする。

②前回計画の目標指標

例：新しい基本計画では、既存店舗に対する営業継続支援にも力を入れているため「営業店舗数」を目標指標としているが、前回計画で目標指標としていた「新規出店数」についても、引き続き把握していくことが必要であると考え。

⇒「**新規出店数**」を参考指標とする。

③アンケート等の社会調査手法を活用した地域住民の意識調査の結果

例：定量的な目標指標に加えて、「中心市街地の商店街に対する市民満足度」をアンケートによって把握することで、中心市街地の活性化や市

民に対する魅力度を総合的に評価することができる。

⇒「市民満足度」を参考指標とする。

参考指標を設定する場合にも、上記の「目標指標・目標値の設定に当たっての留意事項」を参考にご検討ください。また、目標指標の場合と同様に、参考指標についても目標値を設定することが考えられます。

(4)フォローアップの方針

目標指標ごとに測定の時期、分析の方法について記載してください。参考指標についても同様です。分析の方法については、その指標に関連する基礎的なデータとして、どのようなデータを取り上げ、どう分析するかをできるだけ具体的に示すことが望まれます。

＜目標指標の測定に関する留意事項＞

- ・基本計画に記載した方法に従って測定することとし、調査地点や調査期間、集計方法等の測定方法について、基準値と実績値が同一の方法で測定されるようにしてください。
- ・国勢調査や経済センサス、商業統計等については、計測頻度が毎年ではないこと、また、調査から公表まで時間がかかることから、毎年のフォローアップが困難となります。これを補完する方法としては、住民基本台帳等の他のデータを活用することや、中心市街地に限定した独自調査を実施することなどが考えられます。
- ・事業実施により効果が得られる時期と目標指標の測定時期の整合性に留意してください。
- ・歩行者通行量等の限定された日時で測定するような目標指標については、天候やイベントの有無に左右されるため、複数日に測定して平均値を算出することや予備日の設定など、毎年同じ条件下で測定されるようにしてください。
- ・小売販売額等について、大型商業施設等の限られた施設へのアンケート等により当該施設の販売額等を把握し、中心市街地内の小売販売額等を推計する方法は、当該施設に閉店等の事態が生じた場合に推計できなくなるおそれがあるので注意が必要です。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

この項目は、基本方針の「第4章 中心市街地における土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する基本的な事項」を踏まえ、以下の(1)(2)について記載します。

(1)市街地の整備改善の必要性

現状分析を踏まえた上で、中心市街地の活性化を実現するために事業を実施する必要があることについて合理的な説明を記載してください。新たな事業等がない場合でも、現状分析は必ず記載し、その結果を踏まえて、新たな事業等の必要性がないことを明確にしてください。

(2) 具体的事業の内容

本事項で対象となる事業としては、商業、業務、居住等の都市機能の集積及び再配置を進める面整備事業として土地区画整理事業及び市街地再開発事業、公共の用に供する施設の整備事業として道路、公園、駐車場、下水道の整備事業のほか、河川、広場、歩行空間、電線類地中化、自転車駐車場等の整備事業、連続立体交差事業、民間都市開発事業等が挙げられます。

支援措置等の種類による区分（以下「区分」という。）（※）ごとに、現在実施中又は基本計画の計画期間内に実施を予定している事業について、事業名、内容、実施時期、実施主体を記載するほか、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性（具体的かつ合理的に記載）、支援措置の名称及び実施時期について記載してください。

区分(1)から(3)については、本マニュアルⅥ. に掲げる支援措置等を活用する場合には、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

区分(4)については、都道府県補助事業、地方単独事業や、民間による事業等を想定していますが、国以外の支援措置を受けるものがあれば、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

（下記①～③は、「5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項」から「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」までの事業等について同様の取扱いとします。）

① 区分（※）

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

(4) 国の支援がないその他の事業

②事業等の実施区域については、原則として、その全部又は一部が基本計画に定める中心市街地の区域に存するものとし、中心市街地の区域外で行うものについては記載しないものとします。

③事業及び措置の実施箇所は、様式第4の「◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所」に地図を活用して示してください。

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

この項目は、基本方針の「第5章 中心市街地における都市福利施設を整備する事業に関する基本的な事項」を踏まえ、以下の(1)(2)について記載します。

(1)都市福利施設の整備の必要性

現状分析を踏まえた上で、中心市街地の活性化を実現するために事業を実施する必要があることについて合理的な説明を記載してください。新たな事業等がない場合でも、現状分析は必ず記載し、その結果を踏まえて、新たな事業等の必要性がないことを明確にしてください。

(2)具体的事業の内容

本事項で対象となる事業としては、教育文化施設（学校、図書館等）、医療施設（病院、診療所等）、社会福祉施設（高齢者介護施設、保育所等）等の整備事業が挙げられます。

区分ごとに、現在実施中又は基本計画の計画期間内に実施を予定している事業について、事業名、内容、実施時期、実施主体を記載するほか、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性（具体的かつ合理的に記載）、支援措置の名称及び実施時期について記載してください。

区分(1)から(3)については、本マニュアルⅥ. に掲げる支援措置等を活用する場合には、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

区分(4)については、都道府県補助事業、地方単独事業や、民間による事業等を想定していますが、国以外の支援措置を受けるものがあれば、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

この項目は、基本方針の「第6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の中心市街地における住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する基本的な事項」を踏まえ、以下の(1)(2)について記載します。

(1)街なか居住の推進の必要性

現状分析を踏まえた上で、中心市街地の活性化を実現するために事業を実施する必要があることについて合理的な説明を記載してください。新たな事業等がない場合でも、現状分析は必ず記載し、その結果を踏まえて、新たな事業等の必要性がないことを明確にしてください。

(2)具体的事業の内容

本事項で対象となる事業としては、街なか居住の推進のための事業（住宅の供給と一体的に行う居住環境の向上のための事業を含む。）として、中心市街地共同住宅供給事業、街なか居住再生ファンド、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、地域住宅計画に基づく事業等が挙げられます。

区分ごとに、現在実施中又は基本計画の計画期間内に実施を予定している事業について、事業名、内容、実施時期、実施主体を記載するほか、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性（具体的かつ合理的に記載）、支援措置の名称及び実施時期について記載してください。

区分(1)から(3)については、本マニュアルⅥ. に掲げる支援措置等を活用する場合には、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

区分(4)については、都道府県補助事業、地方単独事業や、民間による事業等を想定していますが、国以外の支援措置を受けるものがあれば、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業 その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

この項目は、基本方針の「第7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項」及び「第11章 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項」を踏まえ、以下の(1)(2)について記載します。

(1)経済活力の向上の必要性

現状分析を踏まえた上で、中心市街地の活性化を実現するために事業を実施する必要があることについて合理的な説明を記載してください。新たな事業等がない場合でも、現状分析は必ず記載し、その結果を踏まえて、新たな事業等の必要性がないことを明確にしてください。

(2)具体的事業の内容等

本事項で対象となる事業としては、中心市街地における中核的な商業施設、商業基盤施設の整備、地域全体の望ましいテナントミックスの実現、子育て支援、介護、教育等を通じた地域コミュニティの活性化に寄与する空き店舗の活用、既存店舗・商店街のリニューアル、新業態・新サービスの開発や製・配・販のネットワークの構築、電子商取引の導入促進、商店街等の情報化、効率的な物流システムの構築等の多様な事業等が考えられます。

法において経済活力の向上のための事業及び措置として規定されているものは、①中小小売商業高度化事業、②特定商業施設等整備事業、③民間中心市街地商業活性化事業、④大規模小売店舗立地法の特例措置等がありますが、これらの他に地域の主体的な取組が、幅広く基本計画に盛り込まれることが望ましいです。

なお、中心市街地の区域の内側に限らず、区域の外側、もしくは市町村の全域で実施される事業についても、中心市街地の活性化に寄与する場合は、本事項の対象となりますので、積極的に記載してください。

区分ごとに、現在実施中又は基本計画の計画期間内に実施を予定している事業について、事業名、内容、実施時期、実施主体を記載するほか、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性（具体的かつ合理的に記載）、支援措置の名称及び実施時期について記載してください。

区分(1)から(3)については、本マニュアルⅥ. に掲げる支援措置等を活用する場合には、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

区分(4)については、都道府県補助事業、地方単独事業や、民間による事業等を想定

していますが、国以外の支援を受けるものがあれば、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

この項目は、基本方針の「第8章 第4章から第7章までの事業及び措置と一体的に推進する次に掲げる事業に関する基本的な事項」を踏まえ、以下の(1)(2)について記載します。

(1) 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

現状分析を踏まえた上で、中心市街地の活性化を実現するために事業を実施する必要があることについて合理的な説明を記載してください。新たな事業等がない場合でも、現状分析は必ず記載し、その結果を踏まえて、新たな事業等の必要性がないことを明確にしてください。

(2) 具体的事業の内容

本項で対象となる事業としては、公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業、特定事業及び措置があります。

公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業としては、地下鉄、新交通システム、LRT等の整備、運行ダイヤの改善、バスの走行環境の改善、パークアンドライド等の導入に必要な駐車場等の整備、BRT等の導入、駅前広場の整備、連続立体交差事業や橋上駅化する交通結節点の機能の強化等が挙げられます。

また、特定事業及び措置としては、法に定める、①中心市街地における都市型新事業の立地促進を図るための施設を整備する事業、②中心市街地における食品の流通の円滑化を促進する中心市街地食品流通円滑化事業、③乗合バスの利用者の利便の増進のための事業、④貨物運送効率化事業及び⑤道路の占用の許可基準の特例措置が挙げられます。

区分ごとに、現在実施中又は基本計画の計画期間内に実施を予定している事業について、事業名、内容、実施時期、実施主体を記載するほか、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性（具体的かつ合理的に記載）、支援措置の名称及び実施時期について記載してください。

区分(1)から(3)については、本マニュアルⅥ. に掲げる支援措置等を活用する場合には、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

区分(4)については、都道府県補助事業、地方単独事業や、民間による事業等を想定していますが、国以外の支援措置を受けるものがあれば、その名称、実施時期、見通し等を記載してください。

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

この項目は、基本方針の「第9章 第4章から第8章までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項」を踏まえ、以下の(1)～(3)について記載します。

(1) 市町村の推進体制の整備等

中心市街地の活性化のために行われる様々な取組が、総合的かつ一体的に進められ

るようにするため、市町村の行政担当部局間の連携を密に図ることが必要です。

また、市町村の担当部局間のみならず、地域住民、地域経済団体、民間事業者、NPO、地域金融機関、地域交通事業者といったまちづくりの関係者間で目指すべき中心市街地の在り方（理念）の共有が重要であることから、こうした関係者が情報交換や濃密な議論を行うことで、密接な相互連携を図り、効果的かつ効率的に取組を行うことが求められます。

さらに、国からの助言や支援措置を有効に活用し、都道府県による広域的観点からの助言等を得つつ、中心市街地の活性化を効果的かつ効率的に推進するため、基本計画の作成や認定基本計画の実施に当たっては、国や都道府県とも密接な連携や調整を図ることが重要です。

ここでは、以下について記載してください。

- ① 市町村に中心市街地活性化を担当する関係部局を統括する組織（中心市街地活性化対策室等）を設置しているかどうか。設置している場合の要員状況及び専任職員の配置状況。
- ② 市町村の中心市街地活性化関係部局で構成される庁内の連絡調整のための会議等を設置しているかどうか。設置している場合の活動状況。
- ③ 市町村議会における中心市街地活性化に関する審議の内容。
- ④ 地域住民、有識者、民間事業者等を交えた中心市街地活性化に関する検討の場を設置している場合の構成員、会議開催状況及び議事概要。

(2)中心市街地活性化協議会に関する事項

中心市街地の活性化に向けて多様な主体が活発な議論を交わしつつ、それぞれが相互に連携し、共通の理念の下に主体的かつ積極的な取組が行われるよう、中心市街地ごとに協議会を組織することができます。

組織された協議会を実質的な議論の場として活用するには、基本計画の作成のみならず、フォローアップを通じた認定基本計画の見直しにおいても積極的な運営が図られることが必要です。また、協議会は、市町村の基本計画に対して意見を述べるだけでなく、協議会自ら市町村に提案を行い、濃密に議論を交わし、主体的かつ積極的に各主体が一体になって中心市街地活性化に向けて取り組んでいく必要があります。

こうした観点を踏まえ、部会等の専門的事項を検討する場を設け各主体の意見が出やすい環境づくりを行うことも有効です。一方、市町村は、基本計画作成及び認定基本計画の見直しに対する協議会の意見を尊重して基本計画の作成・見直しに取り組むことが重要となります。

更に、協議会の運営は第三者の傍聴を認めることや議事録を公開するなど、透明性が確保されていることに加え、議題が十分な時間的余裕をもって通知されるなど、公平性が確保されていることが重要です。

ここでは、以下の項目について記載してください。

- ①協議会の概要（設立日、部会等を含む組織・体制、役割等）
- ②構成員及び開催状況（開催日、議題、議事概要、議決状況等）

※運営幹事会や部会等も含む。

③法第 15 条各項の規定に適合していること

※法第 15 条第 1 項第 1 号イに該当する場合には、法第 61 条第 1 項に基づく指定をしたことがわかる資料を添付してください。

※法第 15 条第 1 項第 1 号ロに該当する場合には、中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成 10 年政令第 263 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項に定める総株主の議決権に占める市町村の有する議決権割合を示すなど要件を満たしていることを記載してください。

④基本計画の作成に際して協議会から意見を聴いたことがわかる資料（意見書等）

※認定基本計画の変更の際にも、変更の内容について意見を聴く必要があります。この場合、開催状況の欄に当該変更申請に係る協議を実施した旨を記載してください。

⑤協議会の規約

※協議会の目的及び運営体制を明確にするためにも、規約として以下の事項を定めることが考えられます。なお、協議会の概要にこれらの内容が記載される場合は規約の記載あるいは添付は任意とします。

- ・ 協議会の目的に関する事項
- ・ 協議会の構成員たる資格の得喪に関する事項
- ・ 協議会の運営に関する事項（会議の招集、定足数、議案及び議事進行、議事録作成、財務・会計）
- ・ 協議会の事務局に関する事項
- ・ 協議会の解散に関する事項
- ・ 規約の改正に関する事項

(3)基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(a)客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

中心市街地の活性化には、地域が必要とする取組を重点的かつ集中的に実施することが重要です。そのためには、EBPM の観点から地域の現状等に関する統計的なデータや地域住民ニーズ等を RESAS 等によって客観的に把握し分析する必要があります。

ここでは、本マニュアルⅢ． 1．(2)～(4)で記載した中心市街地に関わり影響してきた過去の取組に対する評価、地域の現状等に関する統計的データ、アンケート調査等から得られた地域住民のニーズに基づいて、中心市街地の活性化を実現するために必要かつ効果的な事業等が位置付けられているか（基本計画への反映状況）を記載してください。

(b)様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

基本計画の作成段階から事業等の実施に至る全体の過程において、協議会のみならず、地域住民や事業者、地権者等の様々な利害関係者の理解・参加・協力を得て、広く地域ぐるみで取り組むことが重要です。

ここでは、以下のような事項について記載してください（協議会での取組を除く）。

- ・ 地域住民等を対象とした中心市街地活性化に関する啓発活動（例えば、シン

ポジウム、パブリックコメント、広報等情報提供)の実施状況

- ・地域住民等を対象とした協議・検討の場（例えば、住民説明会、ワークショップ、タウンミーティング）の設置状況及びその実施状況
- ・地域住民等が中心となったまちづくりやイベント等に関する活動状況

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

この項目は、基本方針の「第10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項」を踏まえ、以下の(1)～(4)について記載します。

(1)都市機能の集積の促進の考え方

中心市街地の活性化を図るためには、公共公益施設等の街なかへの立地、街なか居住の推進、土地利用規制を活用した民間開発のコントロール等を進めることで、都市機能を街なかに集積させることが必要です。周辺部における開発や大規模集客施設の立地を容認すると、中心市街地で空き家・空き地等が発生するなど、効果的かつ効率的な活性化の推進が妨げられます。

そのため、ここでは、都市機能の集積のための方針や、郊外での開発を抑制し中心市街地への投資の重点化を図っていくための考え方について、具体的に記載してください。

(2)都市計画手法の活用

基本計画の認定に当たっては、三大都市圏（※1）及び政令指定都市を除く地方都市については、当該市町村内におけるすべての準工業地域（準工業地域以外の用途に変更されるものを除く。）における大規模集客施設（※2）の立地を制限する特別用途地区等の都市計画決定及び必要な条例の整備が行われることが条件となっていることから、これに関連して講じた措置（都市計画及び条例の概要等）等の都市計画等に関する事項について記載してください。上記の措置を行わない三大都市圏又は政令指定都市については、その理由を記載してください。

なお、特別用途地区内における用途の制限に関する条例は、都道府県が定めることも可能であるため、大規模集客施設の立地の制限に係る条例を都道府県が定めた場合、市町村はこれを活用して、都市計画決定のみにより制限を行うことも可能です。

また、特に、中心市街地の活性化のために郊外の大規模集客施設の立地を抑制する一方で、近隣の市町村で地域雇用創出等のために大規模集客施設を郊外に誘致するなど、市町村間の政策の違いによって中心市街地の活性化に取り組む政策効果が限定的になる場合もあることから、大規模集客施設の立地について適切な誘導を図られるよう、必要に応じ広域的観点からの市町村相互の整合性確保や連携促進を図るための助言等を求めるなど、都道府県と連携を図ることも重要です。こうした取組に関しては、後述の11. その他中心市街地の活性化に資する事項(3)その他の事項(c)都道府県との連携をご参照ください。

※1「三大都市圏」とは、首都圏整備法（昭和31年法律第83号）に定められた既成市街地、近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）に定められた既成都市区域、近郊整備区域及び中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）に

定められた都市整備区域のことをいう。

※2「大規模集客施設」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（か）項に掲げる建築物をいう。

(3)都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

都市機能の集積という観点から認定の際に確認を行うため、以下の事項について記載してください。

- ① 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況（敷地面積、延べ床面積、経過年数、利用状況等）
- ② 申請市町村内の庁舎等の行政機関、病院や学校等の都市福利施設の立地状況及びそれらの移転計画がある場合は、その状況
- ③ 申請市町村及びその周辺の大規模集客施設の立地状況及び設置計画がある場合は、その状況

また、居住や都市機能の誘導・集約の取組効果を減殺し、コンパクトなまちづくりの実現に大きな障害となり得る都市のスポンジ化にも適切な対策を講じる必要があることから、こうした観点から、空き地等の適正管理や有効活用、発生の抑制等に向けた取組方針等についても記載してください。

(4)都市機能の集積のための事業等

前述の4.～8.に記載した事業等のうち、都市機能の集積に資すると考えられる事業等について再掲してください。

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

この項目は、基本方針の「第12章 その他中心市街地の活性化に関する重要な事項」を踏まえ、以下の(1)～(3)について記載します。

(1)基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

基本計画に掲げる事業等が、実践的・試行的な活動に裏打ちされるなど、厳選されたものであることに関する説明を記載してください。例えば、以下に該当する場合には、その内容を記載してください。

- ① 当該個別事業等に関連した実践的・試行的な活動をこれまでに行ったことがある場合には、その活動の内容や結果等
- ② 実行可能性についての調査を行ったことがある場合には、その内容や結果等
また、その他に留意した点や創意工夫した点があれば、記載することができます。

(2)都市計画等との調和

基本計画に基づく各種の事業等が都市計画に定められている場合には、都市計画、市町村マスタープラン（市町村マスタープランの一部とみなされる立地適正化計画が策定されている場合は、当該計画を含む。）に適合するとともに、地域公共交通計画、その他の法令に基づく種々の計画（例えば、バリアフリー基本構想等）との調和が保たれていることについて、それら計画の方針や目的等の部分について、抜粋するなどにより確認できるように記載してください。

なお、市町村合併等により、市町村の従前の都市計画等が存在するが改定作業に着

手している場合又は新たな都市計画等の策定作業を進めている場合は、その時点で決定されている方針を記載してください。ただし、認定申請後又は認定後に、都市計画等の変更内容が明らかになり、これに沿って、申請した基本計画又は認定基本計画の内容を変更しなければならない場合には、速やかに変更手続をしてください。

(3)その他の事項

(a)環境・エネルギー等への配慮

中心市街地及び周辺地域における各種事業等が、ヒートアイランド対策の観点からの配慮、大気汚染の防止、騒音及び振動の防止等の良好な環境の保全、交通の安全と円滑の確保等に配慮している場合には、その内容を記載してください。

また、低炭素まちづくりや省エネルギー、再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築等の取組との連携を図っている場合には、その内容を記載してください。

(b)国の地域活性化施策との連携

まち・ひと・しごと創生、都市再生、国家戦略特区、総合特区、構造改革特区、地域再生、環境モデル都市・環境未来都市、SDGs 未来都市、観光立国、国土強靱化など国の地域活性化施策を併せて活用する場合には、当該施策との連携による効果的な実施を図る観点から、当該施策の活用・連携方策について記載してください。

(c)都道府県との連携

大規模集客施設等の郊外への立地が進む状況において、中心市街地活性化を図るには、商業機能をはじめとする様々な都市機能を中心市街地において維持・向上させるための規制・誘導策を含めた取組が重要です。

しかしながら、ある市町村において中心市街地の活性化のために郊外の大規模集客施設の立地を抑制している一方で、その近隣の市町村で地域雇用創出等のために大規模集客施設を郊外に誘致するなど、市町村間の政策の違いによって中心市街地の活性化に取り組む市町村の政策効果が限定的になってしまう場合があります。

こうした課題に対応し、広域自治体である都道府県において、大規模集客施設を適正に立地誘導するための条例や指針等の制定により、一定の施策の効果が出ている事例もあります。

都道府県は、市町村の求めに応じて広域自治体として広域的観点から市町村相互間の整合性確保と連携促進を図るために、単に適切な指導・助言を行うだけでなく、協議会等の意向等を踏まえ市町村の求めに応じて、積極的に広域的な調整を行うことが望まれます。

このような中心市街地における取組の実効性を高めるため、都道府県による広域的観点からの市町村相互の整合性確保や連携促進を図る施策や留意事項等がある場合には記載してください。

また、中心市街地における大規模小売店舗の立地を促進し中心市街地の商業等の活性化を図るための大規模小売店舗立地法の特例措置については、中心市街地の活性化に取り組む市町村との密接な連携により効果的な活用を図ることが期待されま

す。こうした取組に関しても、前述の 7. に加え、都道府県との連携の観点から、取組方針や留意事項等がある場合には記載してください。

なお、記載に当たっては、都道府県に事前に相談し、必要に応じ助言を求めるなど、都道府県と必要な調整を行ってください。

(d)法令の遵守

法令を遵守する必要があることはいうまでもないことですが、この点について特段の留意事項がある場合には記載してください。

12. 認定基準に適合していることの説明

ここには、3つの認定基準をさらに区分した項目ごとに、認定基準に適合していることの説明を、確認する意味で記載します。記載の仕方は、既述の内容の引用や記載場所の指示等で構いません。

IV. 認定申請手続

1. 認定申請に必要な書類

(1)中心市街地活性化基本計画認定申請書（様式第 1－1～1－4）

認定申請に当たっては、当該申請様式を電子媒体にて提出してください。なお、電子媒体での提出が難しい場合には、ご相談ください。

また中心市街地活性化基本計画と同時に、構造改革特別区域計画、地域再生計画の認定申請を行う場合は、様式第 1－2 から第 1－4 のいずれかの様式を用いてください。

(2)中心市街地活性化基本計画（様式第 4）

認定申請に当たっては、基本計画の電子媒体をあわせて提出してください。

なお、認定日にあわせ、市町村のホームページにて公表してください。この場合、事前に公表するアドレスを事務局に連絡してください。

(3)添付資料

(a)中心市街地活性化基本計画のみの認定申請の場合

添付資料については、一覧を作成し、まとめるようにしてください。

①中心市街地の区域等を示す計画図

基本計画様式の区域図等に加えて、以下の要領に従った計画図を添付してください。

- ・原則、縮尺 1 万分の 1 程度の地図を使用してください。

なお、国土地理院刊行の縮尺 1 万分の 1 の地図がある場合はそれを使用してください。その場合、所要の区域が複数の同地図を要する場合は、切れ目なく貼り合わせたものとしてください。

- ・当該地図に、中心市街地区域（区域の外周を赤い太線で示すこと）、基本計画に記載された事業等の行われる場所（4 から 8 までの項目ごとに異なる色（黒、

青及び赤以外の色）を用いること）を点・線・面で示してください。

なお、色の使用については、別途個別の指示をする場合があります。主要な公共公益施設・商業施設の場所（公共公益施設については青い点・線・面、商業施設については赤い点・線・面で示すこと）等を示すことにより、事業等が一覧できるように図示してください。

- ・事業等の実施箇所が中心市街地全域を対象とする場合など、特定の実施箇所を示すことができない場合は、別に一覧表で記載してください。
- ・立地適正化計画が作成されている場合は、中心市街地と立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域を同一図に図示してください。

②中心市街地の第1号要件に該当していることを示す書類（様式第4 2. [3] 関係）

当該中心市街地における小売商業、各種事業所、公共公益施設の店舗数、施設数、床面積等の割合が、他の地域と比較して高いことがわかるよう、必要なデータ等を添付してください。加えて、当該中心市街地の商圈及び通勤圏の区域図、商圈人口及び通勤圏人口の推移がわかるデータがある場合には、それらも添付してください。

③中心市街地の第2号要件に該当していることを示す書類（様式第4 2. [3] 関係）

土地の利用状況や当該中心市街地における空き店舗数（又は率）、空き地面積の推移、事業者数や従業員数等の推移がわかるよう、必要なデータを添付してください。

④中心市街地の第3号要件に該当していることを示す書類（様式第4 2. [3] 関係）

⑤協議会等から聴取した意見（法第9条第6項、様式第4 9. [2] 関係）

⑥関係府省庁の長の同意に際して、関係府省庁から提出が求められている書類等

⑦市町村の推進体制を示す書類（基本方針第9章1. (1)、様式第4 9. [1] 関係）

⑧協議会が組織されている場合のみ）協議会の規約、構成員一覧、議事の概要（法第9条第6項、基本方針第9章1. (2)、様式第4 9. [2] 関係）

⑨都市計画図

⑩コンパクトなまちづくり、中心市街地の活性化について、公表されている市町村の方針等（市町村マスタープラン、総合計画、立地適正化計画（策定している場合）、その他当該市町村の開発・まちづくりに関する公式に採択された、若しくは公的機関で審議中の計画その他の政策文書、条例等）（基本方針第10章及び第12章、様式第4 10. 及び11. 関係）

⑪「客観的現状分析」「地域住民のニーズ等の客観的把握・分析」を申請市町村において行った際に使用した主な統計的なデータ（基本方針第9章2. ①、様式第4 9. [3] 関係）

⑫現在中心市街地の区域内に立地している公共公益施設について、その移転計画が

ある場合は、当該計画に関する資料（基本方針第10章、様式第4 10. 関係）

- ⑬中心市街地活性化ソフト事業の支援措置（総務省）を活用する場合において、事業実施場所と中心市街地活性化区域との位置関係を示す区域区分を「区域外」又は「区域内外」として記載する事業については、事業名と位置関係を示した図面を提出してください。

- ⑭その他必要な書類

(b)中心市街地活性化基本計画と同時に、構造改革特別区域計画の認定申請を行う場合

中心市街地活性化基本計画に関する添付資料の他、構造改革特別区域計画に次の資料を添付してください。

①区域の図面

構造改革特別区域（特区）に含まれる行政区画を表示した図面又は方位、縮尺、目標となる地物及び特区を表示した付近見取図

- ・ 特区の範囲を明らかにするために必要な図面を添付書類として求めるものです。構造改革特別区域計画認定申請マニュアルの付録1のうち、モデル添付書類の「地図A」又は「地図B」を参考にしてください。
- ・ 2種類の図面が定められています。
 - i. 特区の範囲が市域、県域等の行政区と一致する場合は、単に行政区画を表示した図面で足りることとします。
→→→ 地図Aを添付
 - ii. 特区の範囲が市域、県域等の行政区と異なる場合は、行政区の一部を切り取って特区の範囲とする場合は紛れがないように、方位、縮尺、目標となる地物とともに区域を表示する図面も求めます。
→→→ 地図Aに加えて、地図Bも添付

②工程表

（構造改革特別区域計画の工程表及びその内容を説明した文書）

- ・ 構造改革特別区域計画の認定基準のうち、3号基準への適合を判断するために求められる添付書類です。付録1のうち、モデル添付書類の「工程表」を参考にしてください。
- ・ ここには、事業（関連事業を含む）ごとの工程を示すだけでなく、事業相互の関連を明確にし、計画の意義、目標、効果との関連を勘案して、計画全体として何がどのような手順で達成されるのかが明らかとなるようにしてください。
- ・ 工程表として図示するとともに、計画の全体像が明らかになるように文章でも記述してください。
- ・ 個別の事業の工程については、少なくとも、次の点について記述してください。
 - i. 当該規制の特例措置等の適用が開始される日
 - ii. 構造改革特別区域計画の認定後に特例措置等に基づく許認可が行われる

場合には、当該許認可申請を行う見込みの日

iii. 特例措置等に基づく事実行為が実際に開始される日

③実施主体の特定状況

規制の特例措置を受ける主体の特定状況を明らかにすることができる書類

- ・構造改革特別区域計画に記載される「規制の特例措置を受けようとする者」の内容を補完して、構造改革特別区域計画の認定基準のうち、3号基準への適合を判断するために求められる添付書類です。付録1のうちモデル添付書類の「実施主体」を参考にしてください。

- ・ポイントは次のとおりです。

- i. 既に主体が特定されている場合には、主体の名称その他主体の特定に必要な情報を記載してください。
- ii. 主体が特定される見込みが高い場合には、主体の特定に向けたこれまでの調整状況、主体の特定までのスケジュール、主体が特定される蓋然性が高いことを示す特区内における同種の事業の実績等を記述してください。

④関係者の意見

(構造改革特別区域法第4条第4項の規定に基づき聴いた意見の概要)

- ・意見を聴いた主体の名称、意見を聴いた日時、意見を聴いた方法、意見の概要、意見に対する対応について記載してください。

⑤特定事業の実施予定者からの提案（計画を作成する地方公共団体へのもの）

構造改革特別区域法第4条第5項の規定による提案を踏まえた認定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要

- ・提案を行った主体の名称、提案が行われた日時、提案の内容、提案に対する対応について記載してください。

⑥同意要件に関する資料

(その他内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類)

内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した添付書類としては、原則として、構造改革特別区域基本方針の別表1で「同意の要件」が設定されている特例措置に限って、次のものを認めています。

- ・弊害を防止する措置としての安全確保策の安全性を立証するための実験データ、文献等
- ・構造改革特別区域計画の認定申請として定められている事前手続が行われたことを示す書類

(c)中心市街地活性化基本計画と同時に、地域再生計画の認定申請を行う場合

中心市街地活性化基本計画に関する添付資料の他、地域再生計画に次の資料を添付してください。

①区域の付近見取図（縮尺、方位、目標となる地物及び地域再生計画の区域を表示した付近見取図）

- ・区域を具体的に特定するために必要な場合において、地域再生の範囲を明ら

かにするために必要な図面を添付書類として求めるものです（市域等の行政区画と一致する等、具体的に特定することが可能な場合、添付は不要です。）。様式は、地域再生計画の認定回毎に発出される事務連絡の「区域の付近見取図」を使用してください。

②工程表（地域再生計画の工程表を示す文書）

- ・地域再生計画の認定基準のうち、3号基準への適合を判断するために求められる添付書類です。様式は、事務連絡の「工程表」を使用してください。
- ・ここには、事業（関連事業を含む）ごとの工程を示すだけでなく、事業相互の関連を明確にし、計画の意義、目標、効果との関連を勘案して、計画全体として何がどのような手順で達成されるのかが明らかとなるようにしてください。

③地域再生協議会の議事概要

- ・地域再生法第5条第9項の規定（地域再生協議会における協議）により協議をした場合には、当該協議の概要を記載した資料を添付してください。

④その他必要資料

- ・地域再生計画に記載する支援措置により必要書類が異なるため、事務連絡及び地域再生計画認定申請マニュアル(各論)・(総論)を確認ください。

(d)中心市街地活性化基本計画と同時に、構造改革特別区域計画及び地域再生計画の認定申請を行う場合

中心市街地活性化基本計画に関する添付資料の他、構造改革特別区域計画、地域再生計画及び上記(b)(c)で示されている資料を添付してください。

2. 認定基本計画の変更の認定申請に必要な書類

- ①中心市街地活性化基本計画の変更の認定申請書（様式第2）
- ②変更後の中心市街地活性化基本計画（様式第4）
- ③変更点がわかる新旧対照表
- ④必要な添付資料

3. 書類の書式

位置図、区域図等を除き横書きとし、12ポイント程度の見やすいフォントを使用してください。また新旧対照表においては横書きとし、左列に変更後、右列に変更前を記載してください。

V. 認定と連携した支援措置等に関する解説等

1. 関係行政機関の長による同意について

内閣総理大臣は、市町村から申請のあった基本計画について認定をしようとするときは、下記により関係行政機関の長の同意を求めます。

具体的には、法第9条第2項第2号から第8号に掲げる事項として基本計画に記載された支援措置のうち、認定による効果が生じる法に定める特別の措置（2.（1）に示すもの）及び認定と連携した支援措置（2.（2）に示すもの）が記載されている場合には、内閣総理大臣は期限を付して関係行政機関の長に同意を求めることとし、認定による効果が生じない中心市街地の活性化に資するその他の支援措置（2.（3）に示すもの）については、関係行政機関の長の同意を求めませんが、市町村の求めに応じて関係行政機関に対して情報提供を行います。

関係行政機関の長は、所管する法令等への適合性及び諸計画との整合性等の観点から同意を行います。

基本計画に記載する事業等を選定する際には、当該事業等を所管する関係行政機関の長の同意がない場合は、認定の対象とならないことを踏まえ、事前に関係行政機関との十分な調整を図ることが必要です。

なお、関係行政機関の長が認定に同意しなかった場合においては、その理由を申請市町村に対して通知します。

2. 認定と連携した支援措置等

(1)法に定める特別の措置

法第4章に定められた特別の措置のうち、基本計画の認定を受けることのほかに要件を定めていないものについては、基本計画の認定を受けることにより活用することが可能となり、記載の無い場合は活用することができません。

また、同章に定められた特別の措置のうち、基本計画の認定を受けることのほかに要件を定めているものについては、基本計画の認定に加えて、当該要件を満たすことにより活用することが可能となります。

(2)認定と連携した支援措置

政府の支援措置のうち、認定と連携した支援措置は、以下に示すとおりです。

① 認定と連携した特例措置

政府の支援措置のうち、基本計画の認定を要件として、支援の対象となる、支援対象項目が拡大する、支援要件が緩和されるなどの措置を講ずるものについては、基本計画に当該支援措置を活用する取組について記載することが必要となります。特別交付税により支援される中心市街地活性化ソフト事業及び中心市街地再活性化特別対策事業についても同様となりますので、記載漏れなどがないようにご注意ください。

なお、当該支援措置を活用するに当たっては、別途、支援措置の要件等を満たすことが必要です。

また、政府が予算上の支援を行うものについては、予算の範囲内で重点的な支援を行うこととなります。

②認定と連携した重点的な支援措置

政府の支援措置のうち、中心市街地の活性化以外にも活用が可能な支援措置で、認定基本計画と連携させて重点的な支援を実施するものについては、基本計画に当

該支援措置を活用する取組について記載することが必要となります。

なお、政府が予算上の支援を行うものについては、予算の範囲内で重点的な支援を行うこととなります。

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

前述の(1)及び(2)に該当しない政府の支援措置についても、中心市街地の活性化に資する取組である場合には、(1)及び(2)に掲げるものと併せて総合的かつ一体的に推進することが重要です。

このため、これらの支援措置を活用する取組についても基本計画に記載してください。関係府省庁は、効果的かつ効率的な実施がなされるよう必要な支援を行うよう努めます。

なお、広く中心市街地の活性化に資する取組として有効であるものについては、積極的に実施してください。

VI. 基本計画の認定と連携した支援措置等

1. 支援措置一覧

※ 国土交通省の支援措置を受ける場合は、内閣府地方創生推進事務局ホームページの中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルのページにあります「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に支援内容を記載して下さい。

(URL:http://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/nintaisinsei_manual.html)

(1) 法に定める特別の措置

A. 市街地の整備改善 B. 都市福利施設の整備 C. 街なか居住の推進

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例(法第16条)	国土交通省	47

A. 市街地の整備改善

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	路外駐車場についての都市公園の占用の特例(法第17条)	国土交通省	48
(イ)	中心市街地公共空地等の設置及び管理(法第18条、第19条)	国土交通省	49

C. 街なか居住の推進

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	中心市街地共同住宅供給事業(法第22条～第34条)	国土交通省	50
(イ)	地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例(法第35条)	国土交通省	51

D. 経済活力の向上

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	大規模小売店舗立地法の特例(第一種大規模小売店舗立地法特例区域)(法第37条・第38条)	経済産業省	52
(イ)	民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定(法第42条)	経済産業省	53
(ウ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構による協力業務(法第44条)	経済産業省	54
(エ)	中小企業投資育成株式会社法の特例(法第45条)	経済産業省	55
(オ)	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第7項、第48条)	経済産業省	56
(カ)	特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第8項、第48条)	経済産業省	58
(キ)	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定(法第7条第12項、第50条)	経済産業省	59

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ク)	独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度(法第52条第2項)	経済産業省	62
(ケ)	中小企業信用保険法の特例(法第53条)	経済産業省	63
(コ)	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する大規模小売店舗立地法の特例(法第58条)	経済産業省	64

E. 公共交通機関、特定事業等

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	都市型新事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第10項第1号、第48条)	経済産業省	65
(イ)	共通乗車船券(法第40条)	国土交通省	67
(ウ)	道路の占用の特例(法第41条)	国土交通省	68
(エ)	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第10項第2号、第54条、第55条)	農林水産省	69
(オ)	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第10項第3号、第56条)	国土交通省	71
(カ)	貨物運送効率化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第10項第4号、第57条)	国土交通省	73

(2) 認定と連携した支援措置

① 認定と連携した特例措置

A. 市街地の整備改善

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	都市開発資金(用地先行取得資金(中心市街地活性化促進用地))	国土交通省	75

B. 都市福利施設の整備

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業) 防災・安全交付金(暮らし・にぎわい再生事業)	国土交通省	76

D. 経済活力の向上

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	中心市街地における低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))	経済産業省	77

支援措置名		所管府省庁	ページ
(イ)	認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	経済産業省	78
(ウ)	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	79
(エ)	中心市街地再活性化特別対策事業	総務省	81
(オ)	特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減	経済産業省	82

②認定と連携した重点的な支援措置

A. 市街地の整備改善 C. 街なか居住の推進

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	社会資本整備総合交付金(住宅市街地基盤整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地基盤整備事業)	国土交通省	83
(イ)	社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業) 防災・安全交付金(優良建築物等整備事業)	国土交通省	84
(ウ)	社会資本整備総合交付金(住宅市街地総合整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地総合整備事業)	国土交通省	85
(エ)	社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) 防災・安全交付金(地域住宅計画に基づく事業)	国土交通省	86
(オ)	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) 防災・安全交付金(街なみ環境整備事業)	国土交通省	87

A. 市街地の整備改善

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	社会資本整備総合交付金(都市公園・緑地等事業)	国土交通省	88
(イ)	社会資本整備総合交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業) 防災・安全交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業)	国土交通省	89
(ウ)	社会資本整備総合交付金(港湾事業) 防災・安全交付金(港湾事業)	国土交通省	90
(エ)	社会資本整備総合交付金(河川事業) 防災・安全交付金(河川事業)	国土交通省	91
(オ)	社会資本整備総合交付金(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業) 防災・安全交付金(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業)	国土交通省	92

支援措置名		所管府省庁	ページ
(カ)	社会資本整備総合交付金(バリアフリー環境整備促進事業) 防災・安全交付金(バリアフリー環境整備促進事業)	国土交通省	93

D. 経済活力の向上

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	中心市街地商業活性化診断・サポート事業	経済産業省	94
(イ)	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	経済産業省	95
(ウ)	地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業(地域商業機能複合化推進事業)	経済産業省	96

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

※本区分において以下に記載されている支援措置は例示であり、基本計画に記載の事業において国の支援措置を活用する場合は、本マニュアルに記載がない場合も当該支援措置名を記載ください。

A. 市街地の整備改善 B. 都市福利施設の整備 C. 街なか居住の推進

D. 経済活力の向上 E. 公共交通機関、特定事業等

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	都市構造再編集集中支援事業	国土交通省	98
(イ)	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)	国土交通省	98
(ウ)	地方創生推進交付金	内閣府	99

A. 市街地の整備改善 E. 公共交通機関、特定事業等

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	社会資本整備総合交付金(道路事業) 防災・安全交付金(道路事業) 連続立体交差事業、無電柱化推進計画事業 等	国土交通省	100

A. 市街地の整備改善

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	社会資本整備総合交付金(河川事業) 防災・安全交付金(河川事業)	国土交通省	101
(イ)	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	国土交通省	101
(ウ)	都市開発資金(都市環境維持・改善事業資金)	国土交通省	102
(エ)	農村集落基盤再編・整備事業	農林水産省	102
(オ)	地域用水環境整備事業	農林水産省	103
(カ)	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	文部科学省	103

支援措置名		所管府省庁	ページ
(キ)	伝統的建造物群基盤強化	文部科学省	104
(ク)	「低未利用土地権利設定等促進計画」制度	国土交通省	104
(ケ)	「立地誘導促進施設協定」制度	国土交通省	105
(コ)	社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業) 防災・安全交付金(都市再生区画整理事業)	国土交通省	105
(サ)	社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) 防災・安全交付金(市街地再開発事業等)	国土交通省	106

B. 都市福利施設の整備

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	医療提供体制施設整備交付金	厚生労働省	106
(イ)	社会福祉施設等施設整備費補助金	厚生労働省	107
(ウ)	保育所等整備交付金	厚生労働省	107
(エ)	保育対策総合支援事業費補助金	厚生労働省	108
(オ)	公立文教施設の整備	文部科学省	108

C. 街なか居住の推進

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	地域支援事業交付金 等	厚生労働省	109
(イ)	地域少子化対策重点推進交付金(結婚新生活支援事業)	内閣府	109

D. 経済活力の向上

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売商業者等の 設備投資資金等に対する低利融資(企業活力強化貸付(企業 活力強化資金))	経済産業省	110
(イ)	大規模小売店舗立地法の特例(第二種大規模小売店舗立地 法特例区域)	経済産業省	111
(ウ)	食品流通拠点施設整備事業	農林水産省	111
(エ)	地域少子化対策重点推進交付金	内閣府	112
(オ)	地域再生エリアマネジメント負担金制度	内閣府	112
(カ)	商店街活性化促進事業計画に基づく措置	内閣府	113

E. 公共交通機関、特定事業等

支援措置名		所管府省庁	ページ
(ア)	鉄道駅総合改善事業費補助	国土交通省	114

支援措置名		所管府省庁	ページ
(イ)	地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通確保維持事業／地域公共交通バリア解消促進等事業／地域公共交通調査等事業)	国土交通省	114
(ウ)	鉄道施設総合安全対策事業費補助(踏切保安設備整備)	国土交通省	114
(エ)	地下鉄など鉄道整備に対する補助(都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等)、幹線鉄道等活性化事業費補助)	国土交通省	115
(オ)	都市鉄道利便増進事業費補助	国土交通省	115
(カ)	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	国土交通省	116
(キ)	官民連携まちなか再生推進事業	国土交通省	116

2. 支援措置内容

基本方針の「第2章5. 認定と連携した支援措置等について」及び本マニュアルⅤ. で整理した認定と連携した支援措置は、以下の区分のとおりとなります。

基本計画に記載する支援措置の事項として、基本方針及び本マニュアルⅢ. 4. ～8. の「(2) 具体的事業の内容」に掲げられている事項については、様式第4 (4. ～8. [2] 具体的事業の内容) に記載してください。また、以下の支援措置に示される前述の事項以外については、「その他の事項」欄に記載してください。

なお、区分の「(1) 法に定める特別の措置」、「(2) 認定と連携した支援措置」については、関係行政機関の長の同意が必要となります。「(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置」の同意はこの限りではありません。

※1 平成22年4月1日より国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金・交付金については、社会資本整備総合交付金として一部を除き原則一括化されたところです。

社会資本整備総合交付金、個別補助金で支援する事業等の基本計画への記載については、内閣府地方創生推進事務局ホームページの中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルのページにあります「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考にしてください。

この他、実施する事業の内容によっては、他の分野（A「市街地の整備改善」等）にそれぞれ位置づけることも可能です。

※2 平成26年8月1日より都市再生特別措置法の一部を改正する法律が施行され、中心市街地を内包し、都市全体を対象とする、都市構造を再構築するための手厚い支援措置を講ずることとしたところです。

基本方針第1章1. においても、「中心市街地の活性化は、人口減少、高齢化などの我が国の社会経済状況が大きく変化する中で、地方都市全体の活力の向上を図るための一環として捉えていくことが重要であり、地域全体の居住環境の向上、医

療・福祉といった機能の確保といった都市構造の再構築の取組、地域公共交通の充実、更には農業を含む地域活性化の取組等と一体となって、各施策と密接に連携して、地域活性化全体の観点から取り組むことが必要である。」とされていることも踏まえ、基本計画の認定と連携した支援措置等についてもこうした考え方のもとに活用が図られることが重要です。

- ※3 中心市街地活性化ソフト事業の基本計画への記載にあたっては、事業実施場所と中心市街地活性化区域との関係性に応じた区域区分（区域内、区域外、区域内外）をその他の事項欄に記載することや支援措置の実施時期を月単位で記載することなどが他の支援措置と異なりますので、当該事業の「基本計画に記載する事項」の欄及び「留意事項等」の欄をご確認頂くと共に、内閣府地方創生推進事務局ホームページの中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルのページにあります「総務省の支援措置に係る中心市街地活性化ソフト事業の記載例」を参考にしてください。

区分	(1)法に定める特別の措置 A. 市街地の整備改善、B. 都市福利施設の整備、C. 街なか居住の推進
支援措置名	(ア)土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例(法第16条)
所管府省庁	国土交通省
概要	認定基本計画に定められた土地区画整理事業であって地方公共団体、都市再生機構又は地方住宅供給公社が施行するものの換地計画（認定基本計画において定められた中心市街地（以下「認定中心市街地」という。）の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、認定基本計画に土地区画整理事業と併せてその整備が定められた都市福利施設（認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。）で国、地方公共団体等が設置するもの又は同様にその整備が定められた公営住宅等の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができます。
要件	本特例の対象となる保留地は、以下の要件を満たす必要があります。 ① 認定基本計画において法第9条第2項第2号に掲げる事項として定められた土地区画整理事業であって土地区画整理法第3条第4項、第3条の2又は第3条の3の規定により施行するものの換地計画（認定中心市街地の区域内の宅地について定められたものに限る。）において定める保留地であること。 ② 当該特例による保留地を活用して整備する施設等が次のいずれかであること。 i）都市福利施設（認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。）で国、地方公共団体、中心市街地整備推進機構その他政令で定める者が設置するもの（土地区画整理法第2条第5項に規定する公共施設を除き、認定基本計画において法第9条第2項第3号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。） ii）公営住宅等（認定基本計画において法第9条第2項第4号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。） ③ 当該特例による保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する全ての者の同意を得ること。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。 ・ 保留地の特例を活用し、土地区画整理事業と併せて整備する都市福利施設及び公営住宅等の概要

留意事項等	特にありません。
参考URL	http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000020.html

区分	(1)法に定める特別の措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(ア)路外駐車場についての都市公園の占用の特例(法第17条)
所管府省庁	国土交通省
概要	都市公園の地下に設けられる、認定基本計画に定められた路外駐車場の整備を行うに当たり、一定の要件を満たす場合、公園管理者は占用の許可を与えるものとします。
要件	本特例の対象となる駐車場は、以下の要件を満たすことが必要です。 ① 基本計画において、駐車場法第3条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第4条第2項第5号の主要な路外駐車場（都市計画において定められた路外駐車場を除く。）の整備に関する事項を定めた場合であって、当該基本計画が法第9条第10項（第11条第2項において準用する場合を含む）の認定を受け、駐車場整備計画において、当該路外駐車場の整備に関する事項の内容に即して、その位置、規模、整備主体及び整備目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めること。 ② 都市公園法第2条第1項の都市公園の地下に設けられる路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要について、あらかじめ、公園管理者（同法第2条の3の規定により公園を管理する者）の同意を得ること。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほかに、下記について記載してください。 ・事業の規模 ・整備の目標年次 ・占用する都市公園の名称・種別・規模・管理主体
留意事項等	都市公園の地下に設けられる路外駐車場は、都市公園法第7条第1項の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合していることが必要です。
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(イ)中心市街地公共空地等の設置及び管理(法第18条、第19条)
所管府省庁	国土交通省
概要	認定中心市街地における一定規模以上の土地・建築物その他の工作物の所有者との契約に基づいて、地方公共団体又は中心市街地整備推進機構が、緑地・広場その他の公共空地・駐車場その他認定中心市街地の区域内の居住者等の利用に供する施設を設置・管理することができるものです。
要件	緑地・広場その他の公共空地を設置・管理する場合は300㎡以上、駐車場を設置・管理する場合は500㎡以上の規模であることが必要です。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。
留意事項等	中心市街地整備推進機構は設置・管理している緑地における保存樹等について、保存義務等を負うこととなります。(法第61条、第62条)
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 C. 街なか居住の推進
支援措置名	(ア)中心市街地共同住宅供給事業(法第22条～第34条)
所管府省庁	国土交通省
概要	認定中心市街地において、優良な共同住宅の供給を支援します。 国は、法第30条に基づき、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体、または、法第34条に基づき、同事業により住宅の供給を行う地方公共団体に対して、その費用の一部を補助します。 また、地方住宅供給公社においては、委託により、中心市街地共同住宅供給事業の実施等を行うことができることとする特例措置があります。(法第33条)
要件	中心市街地共同住宅供給事業の実施に当たっては、基本計画に必要な事項を記載して内閣総理大臣の認定を受けるとともに、具体の事業計画について、法第22条に基づく市町村長による認定（地方公共団体が事業を実施する場合を除く。）が必要です。 なお、市町村による事業計画の認定に当たっては、特に以下の事項に留意してください。 ・周辺の土地利用の状況等を十分に勘案して、良好な居住の環境の確保その他の市街地の環境の確保又は向上に資するものであること。 ・入居者の利便及び福祉の確保の観点から、入居者のため必要な駐車場が確保されるよう配慮するとともに、高齢者等の入居が見込まれる場合においては、住宅の設計・設備の設置について安全面等について配慮がなされていること。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。 ・供給される予定の住宅戸数 なお、中心市街地共同住宅供給事業の実施予定者として地方住宅供給公社を位置付ける場合には、その必要性を記載してください。
留意事項等	特にありません。
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 C. 街なか居住の推進
支援措置名	(イ)地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例(法第35条)
所管府省庁	国土交通省
概要	地方住宅供給公社法第8条の規定に係わらず、認定市町村である市は地方住宅供給公社を設立することができます。
要件	特にありません。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下①について記載するとともに、支援措置の内容については、以下②のとおり記載してください。 ① 地方住宅供給公社設立の目的、 基本計画の目標達成のための位置付け及び必要性 ② 地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例
留意事項等	法第35条の特例により地方住宅供給公社を設立しようとするに当たっては、地方住宅供給公社法施行令の改正が必要となることから、あらかじめ、国土交通省と協議が必要です。
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(ア)大規模小売店舗立地法の特例(第一種大規模小売店舗立地法特例区域) (法第37条・第38条)
所管府省庁	経済産業省
概要	中心市街地における大規模小売店舗の立地を促進し中心市街地の商業等の活性化を図るため、認定中心市街地において大規模小売店舗立地法の新設又は変更の際の届出自体を不要とする等により、大規模小売店舗立地法の手続を実質的に適用除外とするものです。
要件	都道府県及び政令指定都市等が、認定中心市街地の全部又は一部を特例区域として定めることが必要です。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ.に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。 ・事業名（「第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定」と記載） ・措置の内容（「大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）」と記載）
留意事項等	市町村が本特例措置を活用する旨を基本計画に記載する場合においては、特例区域の指定主体である都道府県の同意を得ていることが望めます。また、都道府県においては市町村と連携し、本特例措置制度の効果的な活用が図られるよう努めてください。
参考URL	https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/downloadfiles/kaisetu-tokurei.pdf （スキーム・解説等） http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/downloadfiles/qa-tokurei.pdf （質問及び回答集）

区分	(1)法に定める特別の措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(イ)民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定(法第42条)
所管府省庁	経済産業省
概要	中心市街地活性化に向けたソフト面の取組を支援するため、まちづくり会社等の民間事業者が行うにぎわいを生み出すイベントの開催やまちの個性を発見するための研修等の事業に対し、経済産業大臣が民間中心市街地商業活性化事業（以下「商業活性化事業」という。）として事業計画の認定を行います。 当該事業計画の認定を受けた民間事業者は、当該事業計画に基づいて実施する事業に関し、以下の支援措置を受けることができます。 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構による協力業務（法第44条） ・中小企業投資育成株式会社法の特例（法第45条） ・株式会社日本政策金融公庫による低利融資
要件	経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請に当たっては、実施する事業が認定基本計画に記載された事業であって、当該事業計画について協議会の協議を経ていることが必要です。 また、以下の要件を満たすことが必要です。 ・当該事業が小売業の顧客の増加や小売業者の経営の効率化を図る事業であること。 ・事業実施主体が、必要な体制、知識及び経験並びに経理的な基礎を有しており、かつ、その役員に暴力団との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者がいないこと。 ・事業等の実施スケジュールが明確であること。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ.に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。 ・事業名（商業活性化事業として行う個々の事業名） ・措置の内容（「民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定」と記載） 認定に基づき「中小企業投資育成株式会社法の特例（法第45条）」を活用する際はその旨記載してください。 ・その他の事項（活用する他の支援措置の名称を記載） この事項に記載した支援措置については、「（2）認定と連携した支援措置」、又は「（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置」の事項に再掲してください。
留意事項等	経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請は、市町村を經由して行うことが必要です。 この場合において、市町村は当該事業計画に関して意見を付すことができ

	ます。
参考URL	https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/town_planning/downloadfiles/no42_nintei.pdf

区分	(1)法に定める特別の措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(ウ)独立行政法人中小企業基盤整備機構による協力業務(法第44条)
所管府省庁	経済産業省
概要	法第42条に基づき民間中心市街地商業活性化事業計画（以下「商業活性化事業計画」という。）の認定を受けた中小企業者は、中心市街地における商業の活性化を促進させるため、テナントミックスやファシリティマネジメント等のソフト事業を実施する際に、全国の各種事例の知見が蓄積されている独立行政法人中小企業基盤整備機構から、運営ノウハウ等事業実施のための情報提供や専門家の派遣等の協力を受けることができます。
要件	法第42条に基づく商業活性化事業計画の認定を受け、かつ、以下の要件を満たすことが必要です。 ・事業実施主体が中小企業者であること。 ・小売業の業務を行う者の経営の効率化に寄与する研修その他の事業にあつては、中小小売商業者の経営のために行う事業に限られます（展示会の開催その他の顧客の増加に寄与する事業を支援する事業については、中小小売商業者のために行う事業に限られません。）。
基本計画に記載する事項	特にありません。
留意事項等	特にありません。
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(エ)中小企業投資育成株式会社法の特例(法第45条)
所管府省庁	経済産業省
概要	中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資金の充実を促進し、その健全な成長、発展を図るための投資等の事業を行うことを目的としており、その対象は、中小企業者一般ではなく、資本金の額が3億円以下の株式会社を初回投資の対象としています。 本特例措置は、法第42条に基づく民間中心市街地商業活性化事業計画（以下「商業活性化事業計画」という。）の認定を受けた民間事業者の、資金調達の多様化を図り、その事業活動を促進することを目的として、当該認定事業者が資本金が3億円を超える中小企業者であっても、中小企業投資育成株式会社による以下の措置が行えるようにするものです。 ・株式会社の設立に際して発行される株式の引受け及び保有 ・増資新株の引受け及び保有 ・新株予約権の引受け及び保有 ・新株予約権付社債等の引受け及び保有
要件	法第42条に基づく商業活性化事業計画の認定を受けることが必要です。
基本計画に記載する事項	商業活性化事業の措置の内容の欄に「中小企業投資育成株式会社法の特例」と記載してください。
留意事項等	本特例措置の活用については、別途中小企業投資育成株式会社の審査を経て投資の可否が決定されます。
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(才)中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第7項、第48条)
所管府省庁	経済産業省
概要	中小小売商業者等が認定中心市街地において行う、中小小売商業構造の高度化に資する下記の事業に対し、経済産業大臣が特定民間中心市街地活性化事業計画（以下「特定民間事業計画」という。）の認定を行います。 中小小売商業高度化事業は、企業規模が小さく、企業数が多く、その多数が前近代的な生産的経営段階に留まっている中小小売商業の構造改革を進め、消費生活様式の高級化・多様化や交通体系・都市構造の移り変わり等経営環境の変化に中小小売商業者が円滑に対応していくことを促進する事業として位置付けています。 具体的には、①共同施設の設置、商店街の空き店舗を活用したテナントの誘致や店舗の計画的な建て替え等を実施する経営近代化事業、②集団で立地環境の良い新たな区域に移転等を行い、営業に必要な店舗、倉庫、事務所等を設置するほか、種々の共同事業の一環として集会場、イベント広場、駐車場等の整備等を実施する基盤強化整備事業、③ショッピングセンタータイプの店舗やそれと併設される施設を設置する共同店舗等整備事業等がこれに当たります。 当該事業計画の認定を受けた民間事業者は、法第53条に基づく中小企業信用保険法の特例を受けることができます。また、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構による高度化事業の貸し付けが無利子となります。
要件	中小小売商業高度化事業は、法第7条第7項に規定する事業であることが必要で、本事業の経済産業大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ていることが必要です。 また、中心市街地の活性化に関する法律施行令第12条及び経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（以下「経済産業省関係施行規則」という。）第12条及び第13条、別途定める認定の基準を満たすことが必要です。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。 その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。 ・事業名（中小小売商業高度化事業として行う個々の事業名） ・措置の内容（「中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定」と記載） ・その他の事項（活用する支援措置の名称を記載）

	この事項に記載した支援措置については、「（２）認定と連携した支援措置」、又は「（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置」の事項に再掲してください。 また、以下の事項についても記載してください。 ① 当該中心市街地における他の商店街へ当該中小小売商業高度化事業が与える影響（当該商店街等及び当該中心市街地における他の商店街等の来街者数の現況等） ② 個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上に与える影響及び商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上に与える影響 ③基本計画における当該中小小売商業高度化事業の位置づけ
留意事項等	経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請は、市町村を経由して行う必要があります。 この場合において、市町村は当該事業計画に関して意見を付すことができます。
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(力)特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第8項、第48条)
所管府省庁	経済産業省
概要	まちづくり会社等の民間事業者が認定中心市街地において実施する、商業基盤施設又は相当規模の商業施設の整備を行う事業に対し、経済産業大臣が特定民間中心市街地活性化事業計画の認定を行います。 認定特定民間中心市街地活性化事業者が、当該事業計画に基づく事業を行う場合には、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構による無利子貸付けが利用できます。
要件	経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請に当たっては、実施する事業が認定基本計画に記載された事業であって、当該事業計画について協議会の協議を経ていることが必要です。 また、特定商業施設等整備事業は以下の要件を満たすことが必要です。 ① 事業の実施地域が、一定の商業集積が見られ、公共公益施設が一つ以上存在し、さらに、電車、バス等の公共交通機関による来訪が可能な地域であること。 ② 整備する施設が、商業施設の場合は原則500㎡以上、商業基盤施設の場合は、周辺の小売業者の顧客その他の地域住民の利便の増進又は周辺の相当数の小売業の業務の円滑な実施に資するものであること。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ.に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。 ・事業名（特定商業施設等整備事業として行う個々の事業名） ・措置の内容（「特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定」と記載） ・その他の事項（活用する支援措置の名称を記載） この事項に記載した支援措置については、「（２）認定と連携した支援措置」、又は「（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置」の事項に再掲してください。
留意事項等	経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請は、市町村を經由して行うことが必要です。 この場合において、市町村は当該事業計画に関して意見を付すことができます。
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(キ)特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定(法第7条第12項、第50条)
所管府省庁	経済産業省
概要	民間事業者が認定中心市街地において実施する、地域住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ、経済効果の高い民間プロジェクトに対し、経済産業大臣が特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（以下「経済活力向上事業計画」という。）の認定を行います。 経済活力向上事業計画の認定を受けた民間事業者は、以下の支援措置を受けることができます。 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度（法第52条第2項） ・中小企業信用保険法の特例（法第53条） ・大規模小売店舗立地法の特例（法第58条） ・株式会社日本政策金融公庫による低利融資 ・当該事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減
要件	経済産業大臣による経済活力向上事業計画の認定の申請に当たっては、実施する事業が認定基本計画に記載された事業であって、当該事業計画について協議会の協議を経ていることが必要です。 また、以下の要件を満たすことが必要です。 ① 実施する特定民間中心市街地経済活力向上事業（以下「経済活力向上事業」という。）が中小小売商業高度化事業の場合は、（1）D.（オ）に定める要件を、特定商業施設等整備事業の場合は、（1）D.（カ）に定める要件を、都市型新事業の用に供する施設を整備する事業の場合は、（1）E.（ア）に定める要件をそれぞれ満たすこと。 ② 目標の設定に関して以下 i）から iii）までの要件を全て満たすこと。 i）以下のいずれかの指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること。 一. 「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の4倍以上であること。 二. 「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の1%以上であること。 三. 「年間平均雇用人数」が、50人以上であること。 ii）周辺地域の経済活力を向上させる波及効果が見込まれること。 来訪者、就業者、売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、ど

	のような形で寄与するか以下の観点から説明されていること。 一．当該中心市街地及び周辺地域の商圈や来訪者等に関する分析に基づき、当該地域に対する集客や売上高等に関する効果が相当程度あること。 二．当該中心市街地において商業・居住・公共サービス等の多様な都市機能の集積に資する事業であること。 iii) 以下のいずれかの形で、地域住民や市町村の強いコミットメントが示されていること。 一．当該事業実施区域の地権者から当該事業者に対し、安価な地代あるいは当該事業の収益に連動する地代によって貸付けが行われていること。 二．当該中心市街地の相当数の住民、商業・サービス業者から、当該事業者が出資、貸付け又は寄付（いずれも現物を含む。）を受けていること。 三．当該市町村から当該事業に要する経費の相当部分について貸付けが行われていること。 四．当該市町村の議会において、当該事業を推進すべきである旨の決議がなされていること。 五．その他、上記と同等以上の強いコミットメントを当該中心市街地の関係者や当該市町村が行っていると認められること。 iv) 事業実施主体が、必要な体制、知識及び経験並びに経理的な基礎を有しており、かつ、その役員に暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者がいないこと。 v) 確実に実施される見込みがあることとして、事業の実施時期や必要な資金の額及びその調達方法が、事業を実施するにあたり無理の無いものであることが説明されていること。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ.に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。 ・事業名（経済活力向上事業として行う個々の事業名） ・措置の内容（「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定」と記載） 認定に基づき「独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度（法第52条第2項）」、「中小企業信用保険法の特例（法第53条）」、「大規模小売店舗立地法の特例（法第58条）」を活用する際はその旨記載してください。 ・その他の事項（活用する支援措置の名称を記載） この事項に記載した支援措置については、「（2）認定と連携した支援措置」、又は「（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置」の事項に再掲してください。

	また、当該事業が、中小小売商業高度化事業の場合は、以下の事項についても記載してください。 i) 当該中心市街地における他の商店街へ当該中小小売商業高度化事業が与える影響（当該商店街等及び当該中心市街地における他の商店街等の来街者数の現況等） ii) 個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力に与える影響及び商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力に与える影響 iii) 基本計画における、当該中小小売商業高度化事業の位置づけ
留意事項等	経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請は、市町村を經由して行うことが必要です。 この場合において、市町村は当該事業計画に関して意見を付すことができます。
参考URL	https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/town_planning/downloadfiles/no50_nintei.pdf

区分	(1)法に定める特別の措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(ク)独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度 (法第52条第2項)
所管府省庁	経済産業省
概要	独立行政法人中小企業基盤整備機構が市町村と協調して、法第50条に基づく認定を受けた経済活力向上事業計画に基づいて実施する事業に対し、必要な資金の一部を無利子貸付するものです。 ・ 貸付割合：貸付対象事業費の80%以内 ・ 貸付対象：土地、建物、構築物、設備
要件	本制度は以下の要件を満たすことが必要です。 ・ 法第50条に基づく認定を受けた経済活力向上事業計画に基づき実施する事業であること ・ 事業実施主体及び事業内容が経済産業省関係施行規則第17条及び第18条に該当すること
基本計画に記載する事項	本措置を活用する場合には、経済活力向上事業の措置の内容の欄に、法第52条第2項に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度を活用する旨を記載してください（個々の事業の措置内容として再掲する必要はありません。）。
留意事項等	・ 市町村が貸付事業を行うのに必要な規程、体制等を整備していることが必要です。 ・ 本貸付制度を活用する際には、市町村及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の審査を経て貸付けの可否が決定されます。
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(ケ)中小企業信用保険法の特例(法第53条)
所管府省庁	経済産業省
概要	本特例措置は、中小企業信用保険法の規定における、普通保険、無担保保険、特別小口保険について、中心市街地商業等活性化関連保証を受けた中小企業者に係るものは、その保険関係の限度額をその他の保険関係の限度額と別に定めることができるものです。 また、認定された特定民間中心市街地活性化事業計画（以下「特定民間事業計画」という。）又は認定経済活力向上事業計画に基づく中小小売商業高度化事業又は特定事業を実施する公益法人については、同法における中小企業者とみなして、同法を適用し、普通保険、無担保保険の保険であって、特定会社や公益法人が行う当該事業の実施に必要な資金に係るものについては、普通保険、無担保保険の限度額を2倍に拡大するものです。 さらに、中心市街地商業等活性化関連保証及び中心市街地商業等活性化支援関連保証について、普通保険のてん補率を、70/100から80/100に引き上げ、保険料を、同法第4条の規定に関わらず、保険金額の年2/100以内において政令で定める率を乗じた額に引き下げる措置を講ずるものです。
要件	法第7条第7項第1号から第7号に定める中小小売商業高度化事業又は同条第10項第1号に掲げる特定事業に係る特定民間事業計画又は経済活力向上事業計画の認定が必要です。
基本計画に記載する事項	本特例措置を活用する場合には、特定民間中心市街地活性化事業又は経済活力向上事業の措置の内容の欄に、法第53条に基づく中小企業信用保険法の特例を活用する旨を記載してください（個々の事業の措置内容として再掲する必要はありません。）。
留意事項等	特にありません。
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(コ)認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する大規模小売店舗立地法の特例(法第58条)
所管府省庁	経済産業省
概要	中心市街地における大規模小売店舗の立地を促進し中心市街地の経済活力の向上を図るため、法第50条に基づく認定を受けた経済活力向上事業計画に基づいて実施する事業が、大規模小売店舗を立地する事業の場合、法第37条に規定する第一種大規模小売店舗立地法特例区域と同様に、大規模小売店舗立地法の新設又は変更の際の届出自体を不要とする等により、大規模小売店舗立地法の手続を実質的に適用除外とするものです。
要件	法第50条に定める経済活力向上事業計画に、本特例を活用する旨及び本特例を活用して設置しようとする大規模小売店舗の所在地並びに経済産業省関係施行規則第16条に規定する事項を記載した上で、当該事業計画の認定を受けることが必要です。
基本計画に記載する事項	特例措置を活用する場合には、経済活力向上事業の措置の内容の欄に「大規模小売店舗立地法の特例」と記載してください（個々の事業の措置内容として再掲する必要はありません。）。
留意事項等	・法第50条に基づく経済活力向上事業計画に本特例を活用する旨の記載があった場合、経済産業大臣がその認定に際し、都道府県知事に協議することとなりますので、事前に都道府県にその概要等を連絡、情報共有してください。 ・都道府県知事は同意に際し、必要と認める場合は、事業者に対し、地域住民等への説明会の開催等を求めることができます。
参考URL	https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/downloadfiles/kaisetu-tokurei.pdf （スキーム・解説等） http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/downloadfiles/qa-tokurei.pdf （質問及び回答集）

区分	(1)法に定める特別の措置 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(ア)都市型新事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定 (法第7条第10項第1号、第48条)
所管府省庁	経済産業省
概要	民間事業者が認定中心市街地において、中心市街地に集まる個人消費者や事業者等のニーズに対応した商品・サービスの提供を行う都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するための施設を整備することにより、中心市街地における活発な事業活動の展開を図る事業に対し、経済産業大臣が特定民間中心市街地活性化事業計画（以下「特定民間事業計画」という。）の認定を行います。 なお、当該認定特定民間事業の認定を受けた者は、法第53条に基づく中小企業信用保険法の特例を受けることができます。
要件	本事業は以下の要件を満たすことが必要です。 ① 施設の機能 整備する施設は、都市型新事業を実施する事業者が入居して事業展開スペースとして利用する機能（賃貸型事業場等）、新商品・新役務に係る研究開発等を促進する機能（共同研究施設・産学連携支援施設等）、研究開発や事業化を支援する機能（インキュベータ等）、市場の動向やニーズ把握を行う機能（情報交流施設等）又は需要者との接触を通じて新事業展開を促進する機能（展示・販売施設等）を有する施設であること。 ② 施設の規模 整備する施設の規模は、おおむね5事業者程度以上の利用が可能となるものであること。 ③ 事業実施主体 本事業は、組合による実施、共同事業形態等の民間事業者の協力・連携の下での実施、民間事業者と地方公共団体等の公的主体の協力・連携による実施等、中心市街地の活性化に即した事業を実施できる主体及び事業形態によって行われること。 ④ 中心市街地の特性の活用 中心市街地及びその周辺に存在する事業者や研究機関、事業者支援機関等、当該中心市街地の有する人や組織のポテンシャル、技術的蓄積等を適切に活用する事業であること。 本事業の経済産業大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要があります。
基本計画に	基本方針及び本マニュアルⅢ.に掲げられている事項を記載してください。

記載する事項	その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。 ・事業名（特定事業として行う個々の事業名） ・措置の内容（活用する支援措置の内容） ・その他の事項（経済産業大臣による特定民間事業計画の認定を受けようとする旨）
留意事項等	経済産業大臣による当該事業計画の認定の申請は、法第48条第3項各号に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を経由して行う必要があります。 この場合において、市町村は当該特定民間事業計画に関して意見を付すことができます。
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(イ)共通乗車船券(法第40条)
所管府省庁	国土交通省
概要	鉄道、索道（ロープウェー等）、軌道（路面電車等）、バス、旅客船を対象とする共通乗車船券の導入について法第40条に基づく届出を行った場合、関係事業法規に基づく届出を行ったものとみなす特例を設け、窓口の一元化、ワンストップサービスによる手続きの迅速化により、運送事業者の事務負担を軽減し、共通乗車船券の発行の促進を図るものです。 これにより、運賃及び料金の割引による移動に係る費用負担及び乗り換えの度ごとに切符を買う手間が省けることによる心理的負担を軽減し、公共交通機関の利用者の利便の増進を図り、中心市街地へのアクセス向上及び中心市街地における移動円滑化を図るものです。
要件	本特例に係る共通乗車船券は、認定中心市街地に来訪する旅客又は認定中心市街地内を移動する旅客を対象とし、二以上の運送事業者が定める期間、区間等の条件の範囲内で、各旅客運送機関を利用できるものです。 本特例を活用するに当たっては、基本計画に記載し、認定を受ける必要があります。 なお、二以上の運送事業者には、鉄道・バスといった異種モード間をまたがる場合のみならず、同種のモードの場合も含まれ、また、二以上の運送事業を行う一事業者（例えば、鉄道事業と自動車運送事業を行う事業者）も含まれます。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほかは、特にありません。
留意事項等	当該事業の着実かつ円滑な実施の確保を図る観点から、事前に十分、運送事業者間の調整を行う必要があります。 なお、法第40条第1項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする運送事業者は、国土交通省関係施行規則第63条に定める届出書を共同で提出する必要があります。
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(ウ)道路の占用の特例(法第41条)
所管府省庁	国土交通省
概要	道路法上、道路を占用しようとするときは、道路管理者の許可を受けなければならないとされており、当該許可にあたっては、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないこと（以下「無余地性」という。）等の許可基準に適合する必要があります。 本特例の活用により、認定基本計画に記載された施設等の道路の占用であり、道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域に設けられる施設等であること等の要件に該当する場合において、当該認定基本計画の期間内に限り無余地性の基準にかかわらず、道路敷地外に余地があっても道路の占用が可能となるものです。
要件	基本計画に道路の占用許可に関する事項（対象施設等（中心市街地の活性化に関する法律施行令第5条に規定するものに限る。）、占用しようとする場所等）が記載されており、 ①道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域に設けられる施設（当該指定に係る種類のものに限る。）であること ②道路法第33条の政令に定める基準に適合すること ③安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして中心市街地の活性化に関する法律施行令第11条の規定に適合すること が必要です。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ.に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。 ・事業名（道路の占用の特例を活用して行う個々の事業名） ・措置の内容（道路の占用の特例を活用する旨）
留意事項等	・市町村が、基本計画に道路の占用許可に関する事項を記載しようとする際には、あらかじめ道路管理者及び都道府県公安委員会の同意を得ることが必要です。 ・道路管理者の同意を得た際に提出した書類（占用の主体、占用物件、占用区域及び期間の分かるもの）の写しを添付してください。 ・都道府県公安委員会の同意書及び都道府県公安委員会へ提出した書類の写しを添付してください。 ・占用主体は、原則、道路管理者が設置する「特例道路占用区域に係る占用主体の選定のための委員会」によって選定されます。
参考URL	https://www.mlit.go.jp/road/senyo/02.html

区分	(1)法に定める特別の措置 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(エ)中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第10項第2号、第54条、第55条)
所管府省庁	農林水産省
概要	民間事業者が認定中心市街地において、近年の中心市街地の衰退や商店街の空洞化問題に対処するため、駐車場、休憩所等の消費者利便性を備えた食品商業集積施設を整備することにより、中心市街地における食品流通の円滑化を図る事業に対し、農林水産大臣が特定民間中心市街地活性化事業計画（以下「特定民間事業計画」という。）の認定を行います。 当該特定民間事業計画の認定を受けた者は、法第54条に基づく食品流通構造改善促進機構による債務保証等を受けることができます。
要件	中心市街地食品流通円滑化事業は以下の要件を満たす必要があります。 ①設置内容の条件 i) 食品小売業者の店舗（外食・花き関係を含む。）が5店舗以上集積するものであること。 ii) 生鮮食料品（青果、鮮魚又は食肉をいう。）の小売業者の店舗があること。 iii) 食品小売の事業を主として行う者の店舗が2／3以上あること。 iv) 駐車場、駐輪場、休憩所、広場、緑化施設等の利用者の利便の増進に資する施設が、店舗が集積する施設と一体的に（利用可能な範囲に）設置されるものであること。 ※ 上記の i)～iv)の条件において既存の施設を利用することも可能です。（全ての施設を新設する必要はありません。） ②事業実施主体 食品小売業者の出資又は拠出に係る法人又は事業協同組合等の食品小売業者を直接若しくは間接の構成員とするものの出資又は拠出に係る法人 本事業の農林水産大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要があります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ.に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。 ・事業名（特定事業として行う個々の事業名） ・支援措置の内容（活用する支援措置の名称） ・その他の事項（農林水産大臣による特定民間事業計画の認定を受けようとする旨）
留意事項等	農林水産大臣による当該事業計画の認定の申請は、法第48条第3項に掲げ

	る事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を経由して行う必要があります。 この場合において、市町村は当該特定民間事業計画に関して意見を付すことができます。 なお、施設の整備に当たっては、周辺の住宅の分布状況、道路及び交通網の整備状況、小売店の立地状況、防災対策等に十分配慮するとともに、高齢者、障害者等が利用しやすいものとなるよう施設のユニバーサルデザイン、バリアフリー等に十分配慮してください。
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(オ)乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第10項第3号、第56条)
所管府省庁	国土交通省
概要	民間事業者が、バスの運行頻度の改善等中心市街地内外におけるバスサービスの向上を図るために、運行系統ごとの運行回数の増加を行う事業に対し、国土交通大臣が特定民間中心市街地活性化事業計画（以下「特定民間事業計画」という。）の認定を行います。 特定民間事業計画の認定を受けた場合には、法第56条の規定により、運行系統ごとの運行回数の増加に係る道路運送法上の運行計画の変更について、事後の届出で足りることとなります。
要件	本事業は以下の要件を満たすことが必要です。 ① 中心市街地内の商業施設等を利用しやすくするため、運行回数の増加を行おうとする運行系統の周辺の商業施設の営業時間、時間帯ごとの施設利用客の多寡等に配慮すること。 ② それぞれの地域における実情を踏まえ、運行回数の増加により中心市街地を含めた地域におけるバスサービスが全体として利用者の利便性を高め、かつ、調和がとれたものとなるようにすること。 ③ バスサービスと鉄道等他の公共交通機関との連絡の円滑化に配慮することにより、交通サービス全体として利用しやすいものとする。 本事業の国土交通大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要があります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ.に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。 ・その他の事項（国土交通大臣による特定民間事業計画の認定を受けようとする旨）
留意事項等	国土交通大臣による当該事業計画の認定の申請は、法第48条第3項に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を経由して行う必要があります。 この場合において、市町村は当該特定民間事業計画に関して意見を付すことができます。 なお、本事業の実施については、以下の事項に留意することが必要です。 ① 運行回数の増加に当たっては、地域社会における高齢化の進展、障害者の自立に関する社会的要請の高まり等を踏まえ、また、出来る限り多くの者にバスを利用してもらうため、ノンステップバス等の低床バス車両の導入に努めることが必要です。

	② バスの運行回数の増加と併せて、パークアンドバスライド、サイクルアンドバスライド等の交通システムを導入するために必要な施設の整備を行うことが、利用者の利便を向上させる上で効果的であり望まれます。 ③ 環境への影響にも配慮することが望ましいことから、低公害車、低燃費車の導入に努める必要があります。
参考URL	-

区分	(1)法に定める特別の措置 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(力)貨物運送効率化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第10項第4号、第57条)
所管府省庁	国土交通省
概要	民間事業者が中心市街地において、貨物の輸送の効率化を図るとともに、交通渋滞の緩和や環境負荷の低減等による中心市街地内の交通環境の改善と地域住民の生活環境の改善を図るために、共同集配施設を整備し、共同で集荷又は配送を行う事業に対し、国土交通大臣が特定民間中心市街地活性化事業計画（以下「特定民間事業計画」という。）の認定を行います。 特定民間事業計画の認定を受けた場合には、法第57条に規定する貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の特例を受けることができます。
要件	貨物運送効率化事業は以下の要件を満たすことが必要です。 ① 実施場所 共同集配事業が行われる地域は、当該中心市街地において、営業用貨物自動車による交錯輸送が著しいことにより、貨物の運送の効率化を図ることが適切であると認められる地域とします。 共同集配のための施設を整備する事業が行われる地域は、中心市街地の区域の外であっても差し支えありません。 ② 事業実施主体 法第7条第10項第4号イに規定する施設を整備する事業者と同号ロに規定する共同集配事業を行う事業者は、同一主体でも、異なる主体でも差し支えありません。なお、事業の円滑な実施の観点から、事業実施に当たり許認可等を要する場合には、許認可等に係る関係法令等を所管する行政機関等との十分な調整を図ることが必要です。イとロが異なる主体の場合は共同で特定民間事業計画を申請することとします。 ロに規定する事業を行う事業者は、既存運送事業者の全部又は大部分の集配を集約し、積合貨物の運送を行う必要があります。 ③ 施設 同号イに規定する施設は、必ずしも自動仕分けコンベア等高度な物流機器を備えている必要はなく、共同集配事業を実施するために中心市街地から集荷された貨物の仕分け又は当該中心市街地への貨物の配達に必要な仕分けを行うことができる施設及び規模を備えていれば足ります。 本事業の国土交通大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要があります。
基本計画に記載する事	基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。

項	・その他の事項（国土交通大臣による特定民間事業計画の認定を受けようとする旨）
留意事項等	国土交通大臣による当該事業計画の認定の申請は、法第48条第3項に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を経由して行う必要があります。 この場合において、市町村は当該特定民間事業計画に関して意見を付すことができます。 なお、本事業を実施していくに当たって、以下の事項に留意する必要があります。 ① 貨物運送効率化事業の円滑な実施に当たっては、事前に十分、運送事業者間の調整を行い、また、取引先の理解を得るなど共同集配事業が円滑に実施できるよう所要の措置を講ずる必要があります。 また、利害の調整に当たっては、本事業が中心市街地に係る集配を行う運送事業者の全部又は大部分が参加するものであるため、大企業と中小企業が一体となって実施することが十分想定されることから、このような場合には、中小企業に不当な負担を課すことがないよう配慮する必要があります。 ② 貨物運送効率化事業が円滑に実施され、その実施が一層促進されるためには、集配、荷捌きの効率化、伝票類の統一化、貨物の追跡管理情報システムの高度化、事故時の責任体制の明確化など、サービスレベルの向上に努める必要があります。
参考URL	－

区分	(2)認定と連携した支援措置 ①認定と連携した特例措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(ア)都市開発資金(用地先行取得資金(中心市街地活性化促進用地))
所管府省庁	国土交通省
概要	都市の計画的な整備を推進するため、地方公共団体又は中心市街地整備推進機構が再開発事業等の面整備事業に有効に利用できる用地等の取得を行うために必要な資金について低利融資を行います。 特例措置：認定中心市街地のみ支援
要件	都市開発資金の貸付の要件を満たす必要があります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第1項第2号、第2項1号及び第2号
参考URL	http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000035.html

区分	(2)認定と連携した支援措置 ①認定と連携した特例措置 B. 都市福利施設の整備
支援措置名	(ア)社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業) 防災・安全交付金(暮らし・にぎわい再生事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図ることを目的として、認定中心市街地について、都市機能のまちなか立地、空きビルの再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援します。 特例措置：認定中心市街地のみ支援
要件	当該支援策を活用して整備する都市機能導入施設に、認定基本計画に位置付けられた公益施設が含まれていること等が必要です。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。 ・当該支援策を活用して整備する都市機能導入施設に含まれる公益施設の用途及び社会資本総合整備計画における要素となる事業の名称を記載してください。 なお、住宅や商業等の施設を併設する際にはその旨を記載してください。 ・この他、地方公共団体以外（独立行政法人都市再生機構、協議会）に対しては補助事業として支援しております。 支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～③のどれかを選んで記載してください。 ①社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） ②防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業） ③暮らし・にぎわい再生事業 ※独立行政法人都市再生機構、協議会向け
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000063.html

区分	(2)認定と連携した支援措置 ①認定と連携した特例措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(ア)中心市街地における低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))
所管府省庁	経済産業省
概要	中心市街地活性化のため、次に定める者が事業の合理化、共同化等を図る設備投資及び運転資金に対し、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を行います。 ① 認定経済活力向上事業計画に基づいて事業を行う民間事業者・まちづくり会社等 ② 認定経済活力向上事業計画に基づいて整備された施設で卸・小売・飲食サービス及びサービス業を行う中小企業者 ③ 中心市街地活性化基本計画の認定区域内で、卸・小売・飲食サービス及びサービス業を営む者 ④ 中心市街地活性化基本計画の認定区域内で、不動産賃貸業を営む民間事業者・まちづくり会社等（※中心市街地活性化法第15条1項に規定する者、または同法42条に規定する民間中心市街地商業活性化事業の経済産業大臣認定を受けた者に限る。） なお、沖縄県における貸付は沖縄振興開発金融公庫が行います。
要件	・ 中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金）①及び②について「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定（法第7条第12項、第50条）」に定める要件が必要です。 ・ 中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金）④のうち、中心市街地活性化法42条に規定する民間中心市街地商業活性化事業の経済産業大臣認定を受けた者については同法第42条に定める要件が必要です。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ.に掲げられている事項を記載してください。 また、その他の事項欄に、①、②の場合は「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定」、④の場合は「民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定」と記載してください。
留意事項等	詳細は株式会社日本政策金融公庫（沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫）にお問い合わせください。
根拠法令等	特にありません。
参考URL	<日本政策金融公庫ホームページ> https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/14_syougryousikin_m.html（国民生活事業） https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/14_syougryousikin_m_t.html（中小企業事業）

区分	(2)認定と連携した支援措置 ①認定と連携した特例措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(イ)認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除
所管府省庁	経済産業省
概要	認定特定民間中心市街地活性化事業計画（以下「認定特定民間事業計画」という。）に基づく中小小売商業高度化事業の用に供するために土地を譲渡する場合に、譲渡所得から1,500万円を特別控除することが認められています（租税特別措置法第34条の2、同法第65条の4、同法第68条の75）。
要件	認定特定民間事業計画（法第49条第2項）に基づく中小小売商業高度化事業（法第7条第7項第1号から第4号まで又は第7号に掲げるものに限る。）の用に供する土地であって、当該事業が所定の要件を満たすものであることにつき書面により経済産業大臣の証明がされた事業であることが必要です。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。 また、その他の事項欄に、「特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定」と記載してください。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	特にありません。
参考URL	-

区分	(2)認定と連携した支援措置 ①認定と連携した特例措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(ウ)中心市街地活性化ソフト事業
所管府省庁	総務省
概要	市町村が、国庫補助金・交付金等を伴わない単独事業（市町村以外の事業実施主体が国庫補助金・交付金等の交付を受けている場合を除く。）として中心市街地再活性化のために行うソフト事業に要する経費の一部について特別交付税により措置します。
要件	下記の要件を全て満たす経費とする。 ① 中心市街地再活性化対策のために実施するイベント等のソフト事業に要する経費（地方債（地方財政法第5条第5号に規定する地方債に限る。）を財源とすることができる経費以外の経費）であること。 ② 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第10項に定める内閣総理大臣の認定を受けた基本計画（以下、「認定基本計画」という。）に記載された市町村が行う事業（認定基本計画4から8の各項の「[2] 具体的事業の内容（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業」に記載されている事業に限る。）であること。 なお、商店街振興組合、市民団体、第三セクター等が実施するものに対して助成する事業を含む。 ③ 市町村の負担する額（一般財源所要額）が100万円を超える事業であること。なお、一般財源所要額が1億円を超える事業については、当該事業に要する経費は1億円とする。 ④ 次のいずれかに該当するものであること。 i 原則として、その全部又は一部が認定基本計画に定める中心市街地の区域を対象としたイベント事業で、<u>その内容、規模等に鑑みて中心市街地の活性化を主目的とするイベント事業</u>（商業ベースのものを除く。）の実施又は助成 ii 原則として、その全部又は一部が認定基本計画に定める中心市街地の区域を対象とした中心市街地活性化に関する講演会、シンポジウム等の事業の実施又は助成 iii 中心市街地活性化のためのまちづくりリーダー等の後継者育成研修事業への助成 iv 認定基本計画に記載された事業の具体化に必要な詳細調査、資金計画、事業性評価、合意形成等の事業 v 中心市街地における空き店舗対策事業 vi その他中心市街地の再活性化のために特に重要なソフト事業

基本計画に記載する事項	- 基本計画「その他の事項」欄に、事業実施場所と中心市街地活性化区域との関係に応じて「区域内」「区域外」「区域内外」のいずれかを記載すること。「区域外」「区域内外」と記載した事業においては、主たる部分が区域外で実施される場合、「中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性」欄に、当該事業が中心市街地の活性化に相当程度寄与する合理的な理由、具体的な方法論を記載すること。 - 基本計画「支援措置の内容及び実施時期」欄には、月単位での実施時期について記載すること。その際、支援措置の実施時期が認定計画期間内か、必ず確認すること。 ※ 参考URLに示す「中心市街地活性化ソフト事業の支援措置に係る記載例」を参考にすること。
留意事項等	- 当該支援措置を受けようとする事業については、特別交付税の調査様式の提出時に、当該事業が期間内の計画の各項（２）①に記載されていることが分かるページの写しを提出してください。 - 地方債の充当予定事業は本支援措置の対象となりません。 - 事業実施場所の区分を「区域外」又は「区域内外」とする場合は、事業名と位置関係を示した図面を添付（本マニュアルP 35の添付資料⑬を参照）してください。
根拠法令等	特別交付税に関する省令附則第5条第16項第2号
参考URL	http://www.chisou.go.jp/tiiki/seisaku_package/pdf/3-5.pdf （スキーム・概要） https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/pdf/manual_soumu.pdf （記載例）

区分	(2)認定と連携した支援措置 ①認定と連携した特例措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(エ)中心市街地再活性化特別対策事業
所管府省庁	総務省
概要	市町村が、自主的・主体的に展開する中心市街地再活性化に向けた新たな計画的取組を支援する観点から、市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う施設整備等を一般単独事業債の対象とし、その元利償還金の30%を特別交付税の算定対象とします。
要件	以下に例示され、かつ認定基本計画各項（2）①に本支援措置を活用するものとして位置付けられた施設の整備又は公共的団体が行う施設の整備に対する市町村の助成事業であること。 【対象となる施設整備の例】 ・集客力を高める施設の整備（市民広場、ホール、駐車場等） ・地域の産業の振興に資する施設の整備（展示施設等） ・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備（ポケットパーク等） ・子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備（託児所等）
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。
留意事項等	基本計画の認定後、別途、地方債（一般単独事業債）の同意等手続きが必要となります。 また、別途地域振興室から行う照会時に、当該事業が期間内の計画の各項（2）①に位置づけられている事が分かるページの写しを提出してください。ただし、照会時点において当該事業が期間内の計画各項（2）①に位置づけられていない場合は、年度末までに当該事業が計画各項（2）①に位置づけられるように基本計画の変更を行い、認定後の計画の該当ページを速やかに提出してください。
根拠法令等	○令和3年度の中心市街地再活性化特別対策事業の取扱いについては、4月に公表予定の「令和3年度地方債同意等基準運用要綱」をご参照ください。 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/chihosai/keikaku.html) ○特別交付税に関する省令第3条第1項第3号イ第60号
参考URL	http://www.chisou.go.jp/tiiki/seisaku_package/pdf/3-5.pdf

区分	(2)認定と連携した支援措置 ①認定と連携した特例措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(オ)特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減
所管府省庁	経済産業省
概要	法第50条に基づく認定経済活力向上事業計画に記載された経済活力向上事業の用に供するため、その事業の実施区域において、不動産の取得又は建物の建築をした場合に、所有権の移転登記又は保存登記に係る登録免許税が1/2に軽減されます（租税特別措置法第81条）。
要件	経済活力向上事業（法第50条第1項）が記載された経済活力向上事業計画について2020年3月31日までに経済産業大臣の認定を受けていることが必要です。 また、不動産については経済産業大臣の認定の日から1年以内に取得したもの、建物については経済産業大臣の認定の日から3年以内に建築したもので、その取得又は建築後1年以内に登記を受けるものに限ります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。 また、その他の事項欄に、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定」と記載してください。
留意事項等	本制度の適用を受けようとする場合は、登記の申請書に所定の事項の記載がある経済産業大臣の証明書を添付することが必要です。
根拠法令等	特にありません。
参考URL	-

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 A. 市街地の整備改善 C. 街なか居住の推進
支援措置名	(ア)社会資本整備総合交付金(住宅市街地基盤整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地基盤整備事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏の重点供給地域等における住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業の推進を図るため、基幹的な公共施設整備と併せて居住環境基盤施設整備、鉄道施設整備等の、住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業に関連する公共施設等を整備するものについて、総合的に支援を行います。
要件	住宅市街地基盤整備事業の要件を満たす必要があります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。 ・住宅宅地事業又は住宅ストック改善事業の概要（団地名、団地タイプ、事業手法、事業実施主体、事業期間、入居期間、計画戸数又は面積） ・関連公共施設等の概要（施設名、種別、事業実施主体、事業期間、事業量） また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。 ①社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業） ②防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業）
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	-

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 A. 市街地の整備改善 C. 街なか居住の推進
支援措置名	(イ)社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業) 防災・安全交付金(優良建築物等整備事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備に対し支援を行います。
要件	優良建築物等整備事業の要件を満たす必要があります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ.に掲げられている事項を記載してください。 また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。 ①社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） ②防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）
留意事項等	一定の要件を満たす中心市街地共同住宅供給事業については、市街地住宅供給型中心市街地共同住宅供給タイプ優良建築物等整備事業としての支援を受けることが可能です。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	http://www.mlit.go.jp/common/001317231.pdf

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 A. 市街地の整備改善 C. 街なか居住の推進
支援措置名	(ウ)社会資本整備総合交付金(住宅市街地総合整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地総合整備事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善及び街なか居住の推進等を図るため、住宅等の建設、公共施設の整備等について総合的に助成を行います。
要件	住宅市街地総合整備事業の要件を満たす必要があります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。 ・事業地区名と整備タイプ ・整備する住宅の概要：整備主体、戸数、実施時期 ・整備する関連公共施設の概要：整備主体、施設名、実施時期 また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。 ①社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業） ②防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）
留意事項等	社会資本総合整備計画に住宅市街地総合整備事業の整備地区を含む一定の規模・要件を満たした区域（整備区域）を定め、整備方針等を明記した住宅市街地整備計画を記載し、国土交通大臣に提出する必要があります。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	http://www.mlit.go.jp/common/001016909.pdf

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 A. 市街地の整備改善 C. 街なか居住の推進
支援措置名	(エ)社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) 防災・安全交付金(地域住宅計画に基づく事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	地方公共団体が主体となり、公的賃貸住宅の整備や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進するための支援を行います。具体的な支援の対象としては、公営住宅、地域優良賃貸住宅の整備、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等のほか、提案事業による事業等の実施があげられます。
要件	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に基づき、地方公共団体が地域住宅計画を作成し、国土交通大臣に提出の上、当該計画が目標の妥当性、計画の効果・効率性及び計画の実現可能性の客観的評価基準に適合しているものとして判断された計画に基づく事業であることが必要です。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。 ・事業名（当該交付金を活用して行う個々の事業名） ・支援措置等の名称（社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）） また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。（括弧内には、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編 第1章イー15－（1）の表イー15－（1）－1に規定されている地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業名を記入してください。） ①社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（〇〇事業）） ②防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業（〇〇事業））
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	-

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 A. 市街地の整備改善 C. 街なか居住の推進
支援措置名	(才)社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) 防災・安全交付金(街なみ環境整備事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成するための支援を行います。
要件	街なみ環境整備事業の要件を満たす必要があります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。 ・事業地区名 また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。 ①社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） ②防災・安全交付金（街なみ環境整備事業）
留意事項等	社会資本総合整備計画に街なみ環境整備方針を記載し、国土交通大臣に提出する必要があります。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	http://www.mlit.go.jp/common/001016916.pdf

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(ア)社会資本整備総合交付金(都市公園・緑地等事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	都市公園のバリアフリー化や中心市街地の活性化に資する公園・緑地等の整備について支援を行います。
要件	認定中心市街地を含む地区内の公園、緑地であるとともに、都市公園・緑地等事業の要件を満たす必要があります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。 ・公園名 ・面積
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	-

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(イ)社会資本整備総合交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業) 防災・安全交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	中心市街地の環境改善や防災機能の向上を図るため、汚水処理整備をはじめ、浸水被害の防止、地震対策及び再生水のせせらぎ水路への活用等を目的とした下水道整備に対して支援を行います。
要件	認定中心市街地の一部を含み、下水道事業の要件を満たす必要があります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。 ・下水道施設の名称 ・その構造及び位置 また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。 ①社会資本整備総合交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業） ②防災・安全交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）
留意事項等	下水道法第4条第1項若しくは下水道法第25条の11第1項に定める事業計画の策定をしておく必要があります。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	-

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(ウ)社会資本整備総合交付金(港湾事業) 防災・安全交付金(港湾事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	中心市街地の活性化に資する港湾施設の整備に対して支援を行います。
要件	港湾施設を中心として、その活用を図るために必要な関連施設整備を行うもので、かつ、地域住民がそれらの施設を活用した交流空間の形成・活用に積極的であることが必要となります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。 ・当該事業にて行う施設整備を含む、港湾と中心市街地を結びつける計画の内容 ・当該計画を推進する際の地域住民、市町村等の連携した取組内容
留意事項等	基本計画を策定する際に、港湾法第3条の3に定める港湾計画への適合等、事前に港湾管理者と十分な調整を図ることとしてください。 また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。 ①社会資本整備総合交付金（港湾事業） ②防災・安全交付金(港湾事業) ※港湾管理者が実施する事業
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	-

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(エ)社会資本整備総合交付金(河川事業) 防災・安全交付金(河川事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	中心市街地における洪水の防止や地域のまちづくりと一体的に実施する河川の整備及び環境整備を行うものに支援を行います。
要件	以下のいずれかに該当し国の負担・補助等があるものが対象となります。 ① 中心市街地の区域内の河川において、当該事業が中心市街地の治水安全度の向上に効果のある事業であること。 ② 中心市街地の区域内の河川において、水辺空間の再生や地域住民等による施設の利活用を図るために実施する事業であること。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項を記載してください。その際、以下の事項については、括弧内に示す内容を記載してください。 ・事業名（河川名及び事業名） ・支援措置の内容及び実施時期（区間、延長及び事業期間） また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。 ①社会資本整備総合交付金（河川事業） ②防災・安全交付金（河川事業）
留意事項等	中心市街地の区域外の河川において行う事業であっても、その主たる目的が中心市街地の治水安全度の向上である場合には、事業を位置付けることが可能です。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	-

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(才)社会資本整備総合交付金(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業) 防災・安全交付金(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住環境の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川の整備に対して支援を行います。
要件	基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住環境の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川における改良工事であって、基本計画等又は当該計画の実現に寄与する治水施設等整備事業計画に位置付けられているものが対象となります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほか、以下について記載してください。 ・河川名 また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。 ①社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業） ②防災・安全交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）
留意事項等	都道府県事業等を記載する場合は、事前に事業実施主体の了解を得る必要があります。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	-

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(カ)社会資本整備総合交付金(バリアフリー環境整備促進事業) 防災・安全交付金(バリアフリー環境整備促進事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	バリアフリー法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）に基づく建築物のバリアフリー化等の環境整備の促進を図るため、基本構想の策定及び基本構想に従って行われる動く通路、スロープ、エレベーター等の整備または、認定特定建築物の建築等に対し支援を行います。
要件	バリアフリー環境整備促進事業の要件を満たし、かつ、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい生活空間の実現を図ることによって中心市街地の活性化に資する事業であることが必要となります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項を記載してください。 また、支援措置の記載にあたっては、別添「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①または②のどれかを選んで記載してください。 ① 社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業） ② 防災・安全交付金（バリアフリー環境整備促進事業）
留意事項等	バリアフリー基本構想に基づく中心市街地区域内の生活関連道路等においてバリアフリー化を図る事業（以下「バリアフリー事業」という。）を中心市街地活性化基本計画に位置付けるに当たっては、その効果が認定基本計画期間中に発現することが重要であることから、バリアフリー事業担当課室等の各部署の理解と連携を深めることが望ましい。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	-

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(ア)中心市街地商業活性化診断・サポート事業
所管府省庁	経済産業省
概要	独立行政法人中小企業基盤整備機構が有する専門的ノウハウを活かして、中心市街地活性化協議会等を対象に、中心市街地の商業等の活性化及び協議会等の活動の活性化に関する取り組みを支援します。
要件	中心市街地活性化協議会（協議会を組織しようとする者を含む）、法第42条の規定に基づく認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者が対象となります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。支援対象は、7章に掲載（掲載予定も含む）の事業となります。
留意事項等	事前に現地調査・ヒアリング等を実施の上、事業実施の可否を決定します。
根拠法令等	特にありません。
参考URL	http://www.smrj.go.jp/supporter/urban_vitalization/index.html

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(イ)中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業
所管府省庁	経済産業省
概要	独立行政法人中小企業基盤整備機構が、中心市街地の活性化に関して課題を抱える中心市街地活性化協議会等に対して、専門知識・ノウハウを持つアドバイザーを派遣し、中心市街地活性化協議会の設立・運営に係るアドバイスや個別事業の実施に係るアドバイスを行います。
要件	中心市街地活性化協議会（協議会を組織しようとする者を含む）、法第42条の規定に基づく認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者が対象となります。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ．に掲げられている事項のほかは、特にありません。個別事業へのアドバイスの支援対象は、7章に掲載（掲載予定も含む）の事業となります。
留意事項等	派遣期間が一定日数を超える場合、アドバイザーの派遣費用の一部は利用者負担となります。専門家の派遣日数には、限度があります。
根拠法令等	特にありません。
参考URL	http://www.smrj.go.jp/supporter/urban_vitalization/index.html

区分	(2)認定と連携した支援措置 ②認定と連携した重点的な支援措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(ウ)地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業(地域商業機能複合化推進事業)
省庁	経済産業省
概要	中小小売・サービス業者のグループ等が商店街等において行う、地域住民のニーズに沿った新たな需要を創出する施設等の導入や最適なテナントミックスの実現に向けた実証事業を地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助します。 ① 消費動向等分析・テナントミックス構築事業（ソフト事業） 商店街等において、空き店舗等を活用した創業支援等の実施とともに、顧客の属性・消費動向等を調査分析し、最適なテナントミックスの実現に向けた仕組みづくり等を行うモデル事業を補助します。 ② 商店街等新機能導入促進事業（ハード事業） 商店街等において、商店街等にはない新たな機能の導入に係る施設整備等を行い、顧客の属性・消費動向や商店街等のエリアへの波及効果等を調査分析するとともに、最適なテナントミックスの実現に向けた仕組みづくり等を行うモデル事業を補助します。
要件	① 間接補助対象者 商店街等組織又は民間事業者（商業活性化の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者）又は団体） ② 事業実施場所 商店街等の区域内又は近隣（共同店舗・テナントビル等はその施設内） ※その他の要件は「中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付要綱」等をご確認ください。
基本計画に記載する事項	基本方針及び本マニュアルⅢ. に掲げられている事項のほかは、特にありません。支援対象は、7章に掲載（掲載予定も含む）の事業となります。
留意事項等	本補助金の事業要件について規定した「中小企業経営支援等対策費補助金（地域商業機能複合化推進事業）交付要綱」によります。
根拠法令等	特にありません。
参考URL	https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pr/ip/chuki_19.pdf

なお、（２）認定と連携した重点的支援措置中のＡ．市街地の整備改善、Ｃ．街なか居住の推進、Ｅ．公共交通機関、特定事業等のうち、沖縄振興計画に基づき沖縄県内において実施されるものについては、内閣府にその経費を一括計上し、それぞれの事業を所管する各省に移替え等を行い執行されるものがあります。その一部については、沖縄振興特別措置法に基づく補助負担割合の特例が適用されます。（内閣府）

区分	(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善 B. 都市福利施設の整備 C. 街なか居住の推進 D. 経済活力の向上 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(ア)都市構造再編集中支援事業
省庁	国土交通省
概要	立地適正化計画に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業です。
留意事項等	都市構造再編集中支援事業を実施する市町村等は、立地適正化計画を作成・公表し、都市再生整備計画を国土交通大臣に提出することが必要です。
根拠法令等	都市再生特別措置法、都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱
参考URL	http://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html

区分	(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善 B. 都市福利施設の整備 C. 街なか居住の推進 D. 経済活力の向上 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(イ)社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)
省庁	国土交通省
概要	市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業です。
留意事項等	都市再生整備計画事業を実施する市町村は、都市再生整備計画を作成し国土交通大臣に提出することが必要です。
根拠法令等	都市再生特別措置法、社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	http://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善 B. 都市福利施設の整備 C. 街なか居住の推進 D. 経済活力の向上 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(ウ) 地方創生推進交付金
所管府省庁	内閣府
概要	「地方版総合戦略」に位置付けられ、地域再生法に基づき認定される地域再生計画に記載される地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的な事業を支援します。 なお、本交付金は、「稼げるまちづくり」を目指したまちの賑わいの創出を含む戦略的な取組などに対して支援を行います。
留意事項等	○事業毎に、ふさわしい具体的な重要業績評価指標（KPI）を設定し、PDCAサイクルの整備が必要です。特に、事業年度毎に外部有識者や議会の関与等も含め効果検証を行い、その結果について、公表するとともに、国への報告を行うことが必要となります。 ○また、採択にあたっては、上記を前提に自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等の観点から審査することになります。 ○他省庁等の補助制度の対象となる可能性のある事業については、本交付金の対象となりません。
根拠法令等	地域再生法第13条
参考URL	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(ア) 社会資本整備総合交付金(道路事業) 防災・安全交付金(道路事業) 連続立体交差事業、無電柱化推進計画事業 等
所管府省庁	国土交通省
概要	都市機能の増進及び経済活力の向上により中心市街地等の活性化に資する道路の整備に対して支援を行います。 支援措置の記載にあたっては、「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～③のどれかを選んで記載して下さい。 ①社会資本整備総合交付金（道路事業） ②防災・安全交付金（道路事業） ③連続立体交差事業、無電柱化推進計画事業 等（個別補助制度）
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱 等
参考URL	-

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(ア) 社会資本整備総合交付金(河川事業) 防災・安全交付金(河川事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	認定基本計画に位置付けられる区域外の河川において、当該事業が中心市街地の治水安全度の向上に資する河川の整備に対して支援を行います。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	-

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(イ) 民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援
所管府省庁	国土交通省
概要	民間事業者が施行する都市再生特別措置法第2条第1項に規定する都市開発事業（以下「民間都市開発事業」という。）の立ち上げを支援するため、優良な民間都市開発事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構が出資等（まち再生出資）を行うことにより、民間資金の誘導を図るものです。 なお、民間都市開発事業について、（一財）民間都市開発推進機構による出資等を受けるために、都市再生特別措置法第63条に規定する民間都市再生整備事業計画を作成し、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	都市再生特別措置法第71条第1項第1号及び第103条第1項第1号、 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第15条第1項第1条
参考URL	http://www.minto.or.jp/products/regenerate.html (民間都市開発推進機構HP)

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(ウ) 都市開発資金(都市環境維持・改善事業資金)
所管府省庁	国土交通省
概要	地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う地方公共団体に対し、無利子貸付けを行います。 なお、貸付を受ける事業は都市再生整備計画に定められている必要があります。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	都市開発資金の貸付けに関する法律第1条 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令第25条、第26条
参考URL	http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000052.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(エ) 農村集落基盤再編・整備事業
所管府省庁	農林水産省
概要	地域が中心市街地の活性化に向けた取組と併せて周辺の農村地域の個性ある活性化を図る場合において、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と集落農園整備等の農村生活環境の整備を総合的に実施する取組に対して支援を行います。
留意事項等	根拠法令に基づく農業生産基盤整備事業と一体的に実施することが必要(中心地市街地のみでの事業実施は不可)
根拠法令等	土地改良法施行令第50条第1項第7の7、第50条第7項、第50条第13項 農山漁村地域整備交付金実施要綱等
参考URL	http://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(オ) 地域用水環境整備事業
所管府省庁	農林水産省
概要	農業用水の持つ親水、景観・生態系の保全等の多面的機能を維持増進するため、中心市街地の農業水利施設の整備等と一体的に親水護岸、せせらぎ水路等の整備に対して支援を行います。
留意事項等	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域内の施設整備と一体的に実施することが必要（中心市街地のみでの事業実施は不可）
根拠法令等	農山漁村地域整備交付金実施要綱等
参考URL	http://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(カ) 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業
所管府省庁	文部科学省
概要	文化財建造物を保存・活用するため、国が指定した重要文化財の保存修理等に対し、支援を行います。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	文化財保護法第35条、第40条、文化財保存事業費関係補助金交付要綱
参考URL	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/index.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(キ) 伝統的建造物群基盤強化
所管府省庁	文部科学省
概要	歴史的な集落・町並みを保存・活用するため、国が選定した重要伝統的建造物群保存地区の保存修理等に対し支援を行います。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	文化財保護法第35条、第146条、文化財保存事業費関係補助金交付要綱
参考URL	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/index.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(ク) 「低未利用土地権利設定等促進計画」制度
所管府省庁	国土交通省
概要	低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、所有権にこだわらず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画制度
留意事項等	・ 対象区域：立地適正化計画の居住誘導区域または都市機能誘導区域 ・ 立地適正化計画に低未利用土地利用等指針及び低未利用土地権利設定等促進事業に関する事（区域及び立地を誘導すべき誘導施設等に関する事項）を記載する必要がある。
根拠法令等	都市再生特別措置法第81条9項、10項 都市再生特別措置法第109条の5～第109条の12
参考URL	http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_003039.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(ケ)「立地誘導促進施設協定」制度
所管府省庁	国土交通省
概要	都市機能や居住を誘導すべき区域で、空き地・空き家を活用して、交流広場、コミュニティ施設、防犯等など、地域コミュニティやまちづくり団体が共同で整備・管理する空間・施設（コモンズ）についての地権者合意による協定制度。
留意事項等	・対象区域：立地適正化計画の居住誘導区域または都市機能誘導区域 ・立地適正化計画に立地誘導促進施設協定に関する事（区域及び施設の一体的な整備又は管理に関する事項）を記載する必要がある。
根拠法令等	・都市再生特別措置法第 8 1 条 8 項 ・都市再生特別措置法第 1 0 9 条の 2 ～第 1 0 9 条の 4
参考URL	http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_003039.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(コ)社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業) 防災・安全交付金(都市再生区画整理事業)
省庁	国土交通省
概要	防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備による都市機能更新、低未利用地が散在する既成市街地における低未利用地の集約化による誘導施設の整備を推進するため施行する土地区画整理事業（都市再生区画整理事業）を支援します。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000020.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 A. 市街地の整備改善
支援措置名	(サ) 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) 防災・安全交付金(市街地再開発事業等)
省庁	国土交通省
概要	空洞化が進行する中心市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する市街地再開発事業に係る施設建築物の整備等に対して支援を行います。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金交付要綱
参考URL	http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000060.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 B. 都市福利施設の整備
支援措置名	(ア) 医療提供体制施設整備交付金
所管府省庁	厚生労働省
概要	良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善等を図る観点から、医療施設等の施設整備について支援を行います。 なお、本交付金は、医療計画制度の実行性を確保するため、都道府県において作成した「医療計画に基づく事業計画」により都道府県が自主性・裁量性を発揮できるよう助成することとしています。
留意事項等	都道府県の事業計画に基づく事業であること。
根拠法令等	特にありません。
参考URL	-

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 B. 都市福利施設の整備
支援措置名	(イ) 社会福祉施設等施設整備費補助金
所管府省庁	厚生労働省
概要	生活保護法、児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の規定に基づき整備される社会福祉施設等の施設入所者等の福祉の向上を図る観点から、これら施設の整備について支援を行います。 なお、本補助金は、社会福祉法人等が整備し、地方公共団体が補助する社会福祉施設等の整備に要する費用の一部を国が補助することとしています（間接補助事業）。
留意事項等	申請に当たっては都道府県・指定都市・中核市の障害福祉所管課等にお問い合わせください。
根拠法令等	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱
参考URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsul/index.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 B. 都市福利施設の整備
支援措置名	(ウ) 保育所等整備交付金
所管府省庁	厚生労働省
概要	保育等の基盤整備を推進するため、市町村が策定する整備計画に基づいて実施される保育園等に関する施設整備事業に対して、国が交付金を交付することとしています。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	保育所等整備交付金の交付について（平成30年5月8日付け厚生労働省発子0508第1号厚生労働省事務次官通知）
参考URL	-

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 B. 都市福利施設の整備
支援措置名	(エ) 保育対策総合支援事業費補助金
所管府省庁	厚生労働省
概要	「新子育て安心プラン」に基づく小規模保育等の改修等や保育人材確保策等に必要な経費の一部を支援。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成30年10月17日付け厚生労働省発子1017第5号厚生労働事務次官通知）
参考URL	-

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 B. 都市福利施設の整備
支援措置名	(オ) 公立文教施設の整備
所管府省庁	文部科学省
概要	公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金により、避難所や地域コミュニティの拠点としての学校施設や、談話室、トレーニング室等を備えた社会体育施設の整備について支援を行います。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条第1項に基づく学校施設環境改善交付金交付要綱等によります。
参考URL	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm （公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の制度概要等について）

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 C. 街なか居住の推進
支援措置名	(ア) 地域支援事業交付金 等
所管府省庁	厚生労働省
概要	介護保険の被保険者が要支援状態又は要介護状態となることを予防するとともに、要支援状態又は要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。
留意事項等	・「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の各事業に要する経費に対して、一定割合を交付するものであり、それぞれの事業規模は市町村により異なります。 ・重層的支援体制整備事業交付金によって支援する場合もございます。
根拠法令等	介護保険法第115条の45等
参考URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html （地域支援事業実施要綱、交付要綱等を掲載。）

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 C. 街なか居住の推進
支援措置名	(イ) 地域少子化対策重点推進交付金(結婚新生活支援事業)
所管府省庁	内閣府
概要	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、地方自治体が行う結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援します。
留意事項等	令和3年度地域少子化対策重点推進事業実施要領及び令和2年度地域少子化対策重点推進事業（令和2年度第3次補正予算）実施要領に記載の事業実施に当たっての留意点を遵守すること。
根拠法令等	令和3年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱 令和2年度地域少子化対策重点推進交付金（令和2年度第3次補正予算）交付要綱
参考URL	https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/koufukin.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(ア) 中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売商業者等の設備投資資金等に対する低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))
所管府省庁	経済産業省
概要	中心市街地・商店街において、卸・小売、飲食店、サービス業及び不動産賃貸業を営む者（商店街振興組合、事業協同組合等を含む）に対して、経営基盤の強化のための合理化・共同化等を図るための設備取得、集配センターの取得、セルフサービス店の取得、ショッピングセンターへの入居、販売促進・人材確保及び新分野への進出に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を行います。 貸付限度額は、中小企業事業が 7 億 2 千万円（特別金利適用の場合は 2 億 7 千万円）、国民生活事業が 7 千 2 百万円となります。 なお、沖縄県における貸付は沖縄振興開発金融公庫が行います。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	特にありません。
参考URL	-

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(イ) 大規模小売店舗立地法の特例(第二種大規模小売店舗立地法特例区域)
所管府省庁	経済産業省
概要	中心市街地における大規模小売店舗の立地を促進し、中心市街地の商業等の活性化を図るため、中心市街地において大規模小売店舗立地法の新設又は変更の際の届出書類の簡素化や新設や変更の届出に係る 8 ヶ月の実施制限を適用除外とする等により、大規模小売店舗立地法の手続の簡素化を図るものです。 なお、第二種大規模小売店舗立地法特例区域は、都道府県及び政令指定都市等により、基本計画の認定に関わらず設定することができますが、基本計画に記載する場合においては、特例区域の指定主体と調整されていることが望まれます。
留意事項等	第二種大規模小売店舗立地法特例区域内に中心市街地活性化法第三十七条第一項の規定により第一種大規模小売店舗立地法特例区域として定められた区域がある場合においては、当該定められた区域を除きます。
根拠法令等	中心市街地活性化法第 6 5 条
参考URL	https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/downloadfiles/kaisetu-tokurei.pdf (スキーム・解説等) http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/downloadfiles/qa-tokurei.pdf (質問及び回答集)

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(ウ) 食品流通拠点施設整備事業
所管府省庁	農林水産省
概要	食料の安定的な供給体制等を確保するため、品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設の整備を支援します。
留意事項等	強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち、1. ①産地基幹施設等支援タイプーイを活用します。
根拠法令等	卸売市場法 第16条
参考URL	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sijyo/info/attach/attach/pdf/sijyou_yosan2-39.pdf

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(エ) 地域少子化対策重点推進交付金
所管府省庁	内閣府
概要	・ 地方自治体が行う少子化対策事業（「結婚に対する取組」や「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」）について、これまでの取組から発掘された優良事例の横展開を支援します。（補助率1/2） ・ 地方自治体が行う少子化対策事業について、複数の自治体が連携した取組等を重点的に支援します。（補助率2/3）
留意事項等	令和2年度地域少子化対策重点推進事業（令和2年度第3次補正予算）実施要領及び令和2年度地域少子化対策重点推進事業実施要領に記載の事業実施に当たっての留意点を遵守すること。
根拠法令等	令和2年度地域少子化対策重点推進交付金（令和2年度第3次補正予算）交付要綱 令和3年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱
参考URL	https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/koufukin.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(オ) 地域再生エリアマネジメント負担金制度
所管府省庁	内閣府
概要	エリアマネジメント団体の財源の安定的確保を通じたエリアマネジメント活動の促進を図るため、地域再生に資するエリアマネジメント活動について、当該活動により受けると見込まれる受益の限度において市町村が事業者から負担金を徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付します。
留意事項等	参考URLに掲載する 「地域再生エリアマネジメント負担金制度ガイドライン」を参照ください。
根拠法令等	地域再生法第5条第4項第6号、第17条の7～第17条の12
参考URL	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/areamanagement/index.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 D. 経済活力の向上
支援措置名	(カ) 商店街活性化促進事業計画に基づく措置
所管府省庁	内閣府
概要	地域再生法に基づく地域再生計画に位置付けられた商店街活性化促進事業を実施するための商店街活性化促進事業計画を作成した場合、商店街組織は商店街振興組合法の特例、中小企業者は中小企業信用保険法の特例を受けることができるようになります。また、市町村長は、計画区域内の利活用されていない建築物又は土地の所有者等に対し、計画に即した利活用を要請・勧告できるようになります。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	地域再生法第5条第4項第7号、第17条の13～第17条の16
参考URL	-

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(ア) 鉄道駅総合改善事業費補助
所管府省庁	国土交通省
概要	駅空間の質的進化を目指し、まちとの一体感があり、全ての利用者にやさしく、分かりやすく、心地よく、ゆとりある次世代ステーションの創造を図るため、地方公共団体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会において策定された整備計画に基づき、ホームやコンコースの拡幅等の駅改良、バリアフリー施設や生活支援機能施設、観光案内施設等の駅空間の高度化に資する施設の整備に対して支援を行います。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	鉄道駅総合改善事業費補助交付要綱
参考URL	http://www.mlit.go.jp/common/001178912.pdf

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(イ) 地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通確保維持事業／地域公共交通バリア解消促進等事業／地域公共交通調査等事業)
所管府省庁	国土交通省
概要	多様な関係者の連携により、地方バス路線などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組みを支援します。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱等
参考URL	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(ウ) 鉄道施設総合安全対策事業費補助(踏切保安設備整備)
所管府省庁	国土交通省
概要	踏切道における事故の防止と交通の円滑化を図るため、踏切遮断機や警報機の設置、障害物検知装置等の高規格保安設備の整備等に係る費用に対し支援を行います。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	踏切道改良促進法第10条
参考URL	-

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(エ) 地下鉄など鉄道整備に対する補助(都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等)、幹線鉄道等活性化事業費補助)
所管府省庁	国土交通省
概要	大都市圏における交通混雑の緩和や鉄道の利用者利便の増進を図るため、幹線鉄道の高速化や利便性向上に資する施設の整備等の事業に対し支援を行います。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	○地下高速鉄道整備事業費補助交付要綱 ○空港アクセス鉄道等整備事業費補助交付要綱 ○幹線鉄道等活性化事業費補助交付要領
参考URL	○地下高速鉄道整備事業費補助 http://www.mlit.go.jp/common/001000721.pdf ○空港アクセス鉄道等整備事業費補助 http://www.mlit.go.jp/common/001000723.pdf ○幹線鉄道等活性化事業費補助 http://www.mlit.go.jp/common/001096159.pdf

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(オ) 都市鉄道利便増進事業費補助
所管府省庁	国土交通省
概要	相当程度拡充してきた都市鉄道ネットワーク（既存ストック）を有効活用し、その利便の増進を図るため、都市鉄道等利便増進法に基づき、連絡線等の整備による速達性の向上、周辺整備と一体的な駅整備による交通結節機能の高度化を推進する事業に対し支援を行います。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	都市鉄道利便増進事業費補助交付要綱
参考URL	http://www.mlit.go.jp/common/001263008.pdf

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(カ) 地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備
所管府省庁	国土交通省
概要	官庁施設の整備について、施設整備の計画段階から地方公共団体等と連携を図りつつ、国公有財産の最適利用、地域の特色や創意工夫を活かした魅力と賑わいのある拠点の形成、人の移動の円滑化に配慮した整備を進めることにより、地域のまちづくり計画を推進するための取組を支援します。
留意事項等	官庁施設の整備は国が主体となるため、地域に立地する官庁施設の整備の計画に関することは、各地方整備局等にお問合せください。
根拠法令等	官公庁施設の建設等に関する法律（官庁施設の整備に関すること）
参考URL	http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000079.html

区分	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置 E. 公共交通機関、特定事業等
支援措置名	(キ) 官民連携まちなか再生推進事業
所管府省庁	国土交通省
概要	官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援します。
留意事項等	特にありません。
根拠法令等	官民連携都市再生推進事業制度要綱 官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱
参考URL	https://www.mlit.go.jp/toshi/seido/index.html

なお、「(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置」の A. 市街地の整備改善、B. 都市福利施設の整備 及び E. 公共交通機関、特定事業等 のうち、沖縄振興計画に基づき沖縄県内において実施されるものについては、内閣府にその経費を一括計上し、それぞれの事業を所管する省庁に移替え等を行い執行されるものがあります。その一部については沖縄振興特別措置法に基づく補助負担割合の特例が適用されます。（内閣府）

V. 国土交通省の主な支援策

【国土交通省の主な支援策】

《凡例》

社：社会資本整備総合交付金として支援する事業（一部個別補助金として支援する事業含む）

防：防災・安全交付金として支援する事業

補：個別補助金として支援する事業

貸：貸付金

直：直轄事業

法：法に定める特例措置

※支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「IV認定申請マニュアル」（IV-3）の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参照して下さい。

●中心市街地共同住宅供給事業（社・防・法）	3
●共通乗車船券（法）	4
●乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法）	5
●貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法）	6
●暮らし・にぎわい再生事業（社・防・補）	8
●道路事業（社・防・補）	10
●都市構造再編集中支援事業（補）	11
●都市再生整備計画事業（社）	12
●市街地再開発事業等（社・防）	13
●都市再生区画整理事業（社・防）	15
●都市公園・緑地等事業（社）	17
●下水道事業、都市水環境整備下水道事業（社・防）	18
●河川事業（社・防）、都市水環境整備河川事業（社）	19
●住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業（社・防）	20
●住宅市街地基盤整備事業（社・防）	21
●バリアフリー環境整備促進事業（社・防）	22
●優良建築物等整備事業（社・防）	24
●住宅市街地総合整備事業（社・防）	25
●地域住宅計画に基づく事業（社・防）	27
●街なみ環境整備事業（社・防）	28
●港湾事業（社・防）	29
●民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援（法）	30
●都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））（貸）	31
●都市開発資金（都市環境維持・改善事業資金）（貸）	32
●官民連携まちなか再生推進事業（補）	33
●鉄道駅総合改善事業費補助（補）	35
●鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備）（補）	36

●地下鉄など鉄道整備に対する補助（補）	37
●都市鉄道利便増進事業費補助（補）	38
●地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備（直）	39
●地域公共交通確保維持改善事業（補）	40

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●中心市街地共同住宅供給事業（社・防・法）

1. 支援策の概要

認定中心市街地において、優良な共同住宅の供給を支援します。

国は、法第 30 条に基づき、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体、または、法第 34 条に基づき、同事業により住宅の供給を行う地方公共団体に対して、その費用の一部を補助します。また、優良な住宅の用に土地等を譲渡する場合の所得税の課税繰延が税制上の特例措置として認められています。

また、地方住宅供給公社においては、委託により、中心市街地共同住宅供給事業の実施等を行うことができることとする特例措置があります。（法第 33 条）

2. 支援策の内容

（1）対象者

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構※、地方住宅供給公社、民間事業者等
※個別補助金で支援

（2）対象地域

認定中心市街地

（3）補助対象

- ・調査設計計画費
- ・土地整備費
- ・共同施設整備費

（4）国費率

1/3

3. 問合せ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課

phone 03-5253-8111(内線 39-654) fax 03-5253-1631

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●共通乗車船券（法）

1. 支援策の概要

鉄道、索道（ロープウェー等）、軌道（路面電車等）、バス、旅客船を対象とする共通乗車船券の導入について法第 40 条第 1 項に基づく届出を行った場合、関係事業法規に基づく届出を行ったものとみなす特例を設け、窓口の一元化、ワンストップサービスによる手続きの迅速化により、運送事業者の事務負担を軽減し、共通乗車船券の発行の促進を図るものです。

これにより、運賃及び料金の割引による移動に係る費用負担及び乗り換えの度ごとに切符を買う手間が省けることによる心理的負担を軽減し、公共交通機関の利用者の利便の増進を図り、中心市街地へのアクセス向上及び中心市街地における移動円滑化を図るものです。

2. 支援策の内容

(1) 支援策の要件

本特例に係る共通乗車船券は、認定中心市街地に来訪する旅客又は認定中心市街地内を移動する旅客を対象とし、二以上の運送事業者が定める期間、区間等の条件の範囲内で、各旅客運送機関を利用できるものです。

本特例を活用するに当たっては、基本計画に記載し、認定を受ける必要があります。

なお、二以上の運送事業者には、鉄道・バスといった異種モード間をまたがる場合のみならず、同種のモードの場合も含まれ、また、二以上の運送事業を行う一事業者（例えば、鉄道事業と自動車運送事業を行う事業者）も含まれます。

(2) その他

当該事業の着実かつ円滑な実施の確保を図る観点から、事前に十分、運送事業者間の調整を行う必要があります。

なお、法第 40 条第 1 項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする運送事業者は、国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則第 63 条に定める届出書を共同で提出する必要があります。

3. 問合せ先

国土交通省 総合政策局 地域交通課

phone 03-5253-8111(内線 54-724) fax03-5253-1559

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の

主務大臣認定（法）

1. 支援策の概要

民間事業者が、バスの運行頻度の改善等中心市街地内外におけるバスサービスの向上を図るために、運行系統ごとの運行回数の増加を行う事業に対し、国土交通大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

特定民間事業計画の認定を受けた場合には、法第 56 条の規定により、運行系統ごとの運行回数の増加に係る道路運送法上の運行計画の変更について、事後の届出で足りることとなります。

2. 支援策の内容

(1) 支援策の要件

- ① 中心市街地内の商業施設等を利用しやすくするため、運行回数の増加を行おうとする運行系統の周辺の商業施設の営業時間、時間帯ごとの施設利用客の多寡等に配慮すること。
- ② それぞれの地域における実情を踏まえ、運行回数の増加により中心市街地を含めた地域におけるバスサービスが全体として利用者の利便性を高め、かつ、調和がとれたものとなるようにすること。
- ③ バスサービスと鉄道等他の公共交通機関との連絡の円滑化に配慮することにより、交通サービス全体として利用しやすいものとする。

本事業の国土交通大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、協議会の協議を経ている必要があります。

(2) その他

当該事業の国土交通大臣の認定申請は、法第 48 条第 3 項に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を經由して行う必要があります。

この場合において、市町村は当該特定民間事業計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付しなければなりません。

なお、本事業の実施については、以下の事項に留意する必要があります。

- ① 運行回数の増加に当たっては、地域社会における高齢化の進展、障害者の自立に関する社会の高まり等を踏まえ、また、出来る限り多くの者にバスを利用してもらうため、ノンステップバス等の低床バス車両の導入に努める必要があります。
- ② バスの運行回数の増加と併せてパークアンドバスライド、サイクルアンドバスライド等の交通システムを導入するために必要な施設の整備を行うことが、利用者の利便を向上させる上で効果的であり望まれます。
- ③ 環境への影響にも配慮することが望ましいことから、低公害車、低燃費車の導入に努める必要があります。

3. 問合せ先

国土交通省 自動車局 旅客課

phone 03-5253-8111(内線 41-212) fax 03-5253-1636

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法）

1. 支援策の概要

民間事業者が中心市街地において、貨物の輸送の効率化を図るとともに、交通渋滞の緩和や環境負担の低減等による中心市街地内の交通環境の改善と地域住民の生活環境の改善を図るために、共同集配施設を整備し、共同で集荷又は配送を行う事業に対し、国土交通大臣が特定民間事業計画の認定を行います。

特定民間事業計画の認定を受けた場合には、法第 57 条に規定する貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の特例を受けることができます。

2. 支援策の内容

（1）支援策の要件

① 実施場所

共同集配事業が行われる地域は、当該中心市街地において、営業用貨物自動車による交錯輸送が著しいことにより、貨物の運送の効率化を図ることが適切であると認められる地域とする。

共同集配のための施設を整備する事業が行われる地域は、中心市街地の区域の外であっても差し支えない。

② 事業主体

法第 7 条第 11 項第 4 号イに規定する施設を整備する事業者と同号ロに規定する共同集配事業を行う事業者は、同一主体でも、異なる主体でも差し支えない。なお、事業の円滑な実施の観点から、事業実施に当たり許認可等を要する場合には、許認可等に係る関係法令等を所管する行政機関等との十分な調整を図ることが必要である。イとロが異なる主体の場合は共同で特定民間中心市街地活性化事業計画を申請することとする。

ロに規定する事業を行う事業者は、既存運送事業者の全部又は大部分の集配を集約し、積合貨物の運送を行う必要がある。

③ 施設

同号イに規定する施設は、必ずしも自動仕分けコンベア等高度な物流機器を備えている必要はなく、共同集配事業を実施するために中心市街地から集荷された貨物の仕分け又は当該中心市街地への貨物の配達に必要な仕分けを行うことができる施設及び規模を備えていれば足りる。

本事業の国土交通大臣による特定民間事業計画の認定に当たっては、認定基本計画に記載された事業であって、中心市街地活性化協議会の協議を経ている必要があります。

（2）その他

当該事業の国土交通大臣の認定申請は、法第 48 条第 3 項に掲げる事項を記載した特定民間事業計画を作成し、市町村を經由して行う必要があります。

この場合において、市町村は当該特定民間事業計画を検討し、意見を付すことができます。なお、本事業の実施については、以下の事項に留意する必要があります。

- ① 貨物運送効率化事業の円滑な実施に当たっては、事前に十分、運送事業者間の調整を行い、また、取引先の理解を得るなど共同集配事業が円滑に実施できるよう所要の措置を講ずる必要があります。

また、利害の調整に当たっては、本事業が中心市街地に係る集配を行う運送事業者の全部又は大部分が参加するものであるため、大企業と中小企業が一体となって実施することが十分想定されることから、このような場合には、中小企業に不当な負担を課すことがないよう配慮する必要があります。

- ② 貨物運送効率化事業が円滑に実施され、その実施が一層促進されるためには、集配、荷捌きの効率化、伝票類の統一化、貨物の追跡管理情報システムの高度化、事故時の責任体制の明確化など、サービスレベルの向上に努める必要があります。

3. 問合せ先

国土交通省 総合政策局物流政策課（物流産業室）

phone 03-5253-8111(内線 25-344) fax 03-5253-1559

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●暮らし・にぎわい再生事業（社・防・補）

1. 支援策の概要

中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図ります。

2. 支援策の内容

(1) 支援対象

- ・地方公共団体
- ・独立行政法人都市再生機構※
- ・中心市街地活性化協議会※
- ・民間事業者 等

※個別補助金による支援

(2) 支援を受けるための要件

- ① 基本計画の認定を受けた地区であること。
- ② 対象施設の敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の2分の1の合計が概ね1,000以上であること等。
- ③対象施設

都市機能導入施設にあつては、認定基本計画の区域内において作成された、暮らし・にぎわい再生事業計画の区域内に存し、公益施設を含み、地階を除く階数が原則として3階以上であり、耐火建築物又は準耐火建築物であること等。

(3) 交付対象事業

- ・都市機能まちなか立地支援（調査設計計画費、土地整備費、まちなか立地に伴い追加的に必要となる施設整備費、賑わい交流施設整備費、供給処理施設整備・空地整備費、施設購入費（賑わい交流施設、施設内通行部分等）等）
- ・空きビル再生支援（調査設計計画費、改修工事費、共同施設整備費、賑わい交流施設整備費、施設購入費（賑わい交流施設、施設内通行部分等））
- ・賑わい空間施設整備（調査設計計画費、建築物除却費、公開空地整備費、施設購入費）
- ・計画コーディネート支援（再生事業計画の作成に要する費用、コーディネート業務に要する費用）
- ・関連空間整備（駐車場の整備費、緑化施設等の整備費、施設購入費等）

(4) 交付率

1／3。ただし、都市機能まちなか立地支援及び空きビル再生支援については、一定の要件を満たす場合、1／1.5加算。

(5) その他

支援措置の記載にあたつては、本ハンドブック「IV認定申請マニュアル」（IV-3）の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～③のどれかを選んで記載して下さい。

- ①社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）
- ②防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）
- ③暮らし・にぎわい再生事業
- ※③は独立行政法人都市再生機構、協議会向け

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

phone 03-5253-8111(内線 32-745) fax 03-5253-1591

国土交通省 住宅局 市街地建築課

phone 03-5253-8111(内線 39-654) fax 03-5253-1631

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●道路事業（社・防・補）

1. 支援策の概要

中心市街地区域内等において都市機能の増進及び経済活力の向上により中心市街地等の活性化に資する道路の整備に対して支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 事業主体

地方公共団体等※

※一部の補助制度については、地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担または補助金の交付を受けて土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者を含む。

(2) 交付対象

地方公共団体等※が実施する一般国道、都道府県道若しくは市町村道の新設、改築又は修繕に関する事業。

(3) 国費率

5.5/10 等

(4) その他

事業区域の全部を中心市街地の区域外で行う道路事業であっても、中心市街地区域内へのアクセス向上や中心市街地区域内の渋滞緩和に資する事業を中心市街地と一体的に実施する場合などで、その主たる目的や効果が中心市街地区域内の活性化であり、併せて都市機能の拡散を適切に防止する施策が講じられている場合は、事業を基本計画に位置づけることが可能である。

また、支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「IV認定申請マニュアル」（IV-3）の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～③のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（道路事業）

②防災・安全交付金（道路事業）

③個別補助制度（連続立体交差事業、無電柱化推進計画事業等）

3. 問合せ先

（道路事業に関すること） 国土交通省 道路局 環境安全・防災課
phone 03-5253-8111(内線 38-133) fax 03-5253-1622

（街路事業に関すること） 国土交通省 都市局 街路交通施設課
phone 03-5253-8111(内線 32-855) fax 03-5253-1592

（土地区画整理事業に関すること） 国土交通省 都市局 市街地整備課
phone 03-5253-8111(内線 32-734) fax 03-5253-1591

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●都市構造再編集集中支援事業（補）

1. 支援策の概要

「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業です。

2. 支援策の内容

（1）事業主体

市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等

（2）対象事業

① 市町村、市町村都市再生協議会

市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するもの。

- ・道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設（医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設）※、土地区画整備事業 等

- ・事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

② 民間事業者等

都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※の整備

※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区を除く市町村及び当該市町村の民間事業者等を支援対象とする。

（3）交付期間

概ね3～5年

（4）国費率

1／2（都市機能誘導区域内）、45％（居住誘導区域内等）

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

phone 03-5253-8111(内線 32-737) fax 03-5253-1591

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●都市再生整備計画事業（社）

1. 支援策の概要

市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業です。

平成 16 年度に、「まちづくり交付金」制度として創設され、平成 22 年度より社会資本整備総合交付金の基幹事業に位置づけられています。

2. 支援策の内容

（1）事業主体

市町村、市町村都市再生協議会

（2）対象事業

市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等。

- ・道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業 等
- ・事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

（3）交付期間

概ね 3 ～ 5 年

（4）国費率

40%

※歴史的風致維持向上計画関連等、国の重要施策に適合するものについては 45%

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

phone 03-5253-8111(内線 32-737) fax 03-5253-1591

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●市街地再開発事業等（社・防）

《市街地再開発事業》

1. 支援の概要

空洞化が進行する中心市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する市街地再開発事業に係る施設建築物の整備等に対して支援を行います。

2. 支援策の内容

（1）支援対象

地方公共団体、市街地再開発組合等

（2）支援を受けるための要件

市街地再開発事業の交付対象要件を満たす必要があります。

- ① 既に都市計画決定がなされた地区又は採択年度内に都市計画決定がなされることが確実と見込まれる地区において行われるもの。
- ② 再開発促進地区、都市機能誘導区域内等において行われる事業であること。
- ③ 施行区域が原則として 5,000 ㎡以上であること（住宅局所管の市街地再開発組合及び再開発会社が施行者である事業の場合。）。等

（3）交付対象経費

調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費、防災性能強化費等

（4）交付率

1/3（市街地再開発組合等に対しては、国 1/3、地方公共団体 1/3）等

＊ 上記のほか、都市計画道路等の整備に要する費用に対する交付（公共施設管理者負担金に対する交付金、交付率 1/2 等。）がある。

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

phone 03-5253-8111(内線 32-745) fax 03-5253-1591

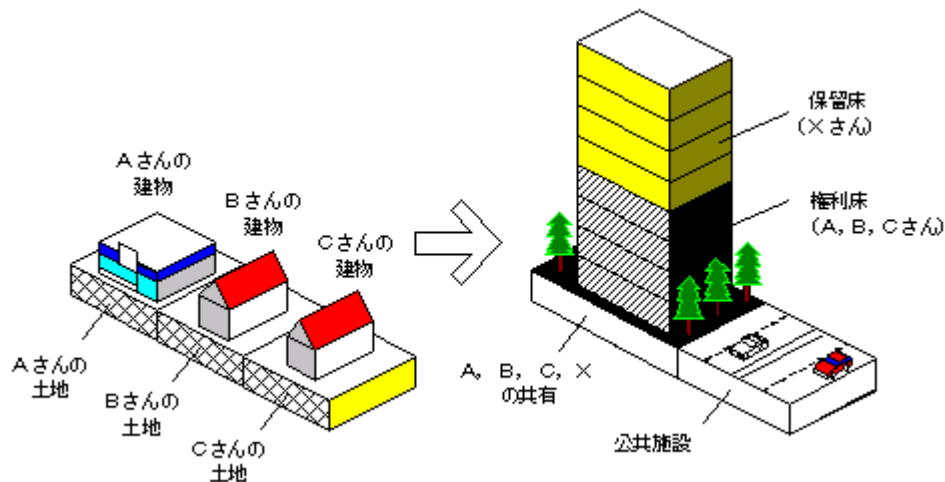
国土交通省 住宅局 市街地建築課

phone 03-5253-8111(内線 39-654) fax 03-5253-1631

（参考）市街地再開発事業とは

1. 市街地再開発事業のしくみ

- 敷地を共同化し、高度利用することにより、公共施設用地を生み出す。
- 従前権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられる（権利床）。
- 高度利用で新たに生み出された床（保留床）を処分し、事業費に充てる。



2. 事業の種類

- 第一種市街地再開発事業〈権利変換方式〉
権利変換手続きにより、従前建物、土地所有者等の権利を再開発ビルの床に関する権利に原則として等価で変換する。
- 第二種市街地再開発事業〈管理処分方式（用地買収方式）〉
公共性・緊急性が著しく高い事業で、一旦施行地区内の建物・土地等を施行者が買収又は収用し、買収又は収用された者が希望すれば、その対償に代えて再開発ビルの床を与える。

3. 施行者

市街地再開発事業の施行者は、個人（第一種のみ施行）、組合（第一種のみ施行）、再開発会社、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構等である。

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●都市再生区画整理事業（社・防）

1. 支援策の概要

空洞化が進行する中心市街地や、防災上危険な密集市街地など都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行う土地区画整理事業に対して助成を行うことにより、土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を支援する制度です。

2. 支援策の内容

（1）事業者

地方公共団体、土地区画整理組合 等

（2）対象事業

①地区要件

[一般地区]

直前の国勢調査に基づくD I Dに係る地区（重点地区については、D I D内（都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査に基づくD I Dに含まれると見込まれる区域を含む）に存する地区に限る）、かつ、次の要件を全て満たす地区

*重点地区に関するD I Dに係る要件の見直しについては、平成30年度末までに事業着手する場合に限り、従前のとおり取り扱う。ただし、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区の区域外で行う事業にあっては、一般地区として取り扱う。

（イ）施行前の公共用地率 15%未満（中心拠点区域又は生活拠点区域の区域内において、都市再構築戦略事業【人口密度維持タイプ】事業として実施されるものにあつては20%未満）ただし、幹線道路等を除く。拠点市街地形成重点地区において、狹隘道路等を解消するとともに公益施設を整備する事業については、道路幅員 6m未満（住宅地においては4m未満とする）の狹隘道路等についても除く。

（ロ）市町村の都市計画に関する基本方針、都市再生整備計画等法に基づく計画に位置づけ

[重点地区]

（ア）都市機能誘導重点地区

一般地区に係る要件を満たし、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内で行われる土地区画整理事業の地区。

（イ）拠点市街地形成重点地区

一般地区に係る要件を満たし、かつ以下の①から⑤のいずれかに係る地区

①都市再生緊急整備地域

②都市再開発方針2号、2項地区

③都市鉄道等利便増進法に基づく交通結節機能高度化構想区域

④バリアフリー基本構想区域

*市町村の都市計画に関する基本方針等において位置付けられた地域の拠点地区については、平成30年度末までに事業着手する場合に限り、従前のとおり重点地区の要件として取り扱う。

その他、重点地区には安全市街地形成重点地区、歴史的風致維持向上重点地区があり、それぞれの要件が存在します。

②面積要件

指定容積率（予定を含む。）／100％×（地区面積） $\geq$ 2.0ha*

*一体的土地区画整理事業プログラムにおいて、街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業であって、一体的に整備すべき一団の区域の1／2以上が土地区画整理事業により整備される場合を含む

*安全市街地形成重点地区のうち重点供給地域において行う事業については、指定容積率（予定を含む。）／100％×（地区面積） $\geq$ 1.0ha とする。

*拠点的市街地形成重点地区において、狭隘道路等を解消するとともに公益施設を整備する事業については、指定容積率（予定を含む。）／100％×（地区面積） $\geq$ 1.0ha とする。

*都市機能誘導重点地区に該当し、都市再構築戦略事業【人口密度維持タイプ】事業として実施されるものにあつては、指定容積率（予定を含む。）／100％×（地区面積） $\geq$ 0.5ha とする。

（3）交付対象

土地区画整理事業費

調査設計費、宅地整地費、移転移設費、公共施設工事費、公開空地整備事業費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、減価補償費、立体換地建築物工事費、仮設建築物整備費、防災関連施設整備費、浸水対策施設整備費、機械器具費、公共施設充当用地取得費

（4）国費率

一般地区：1/3

重点地区：1/2

3. 問い合わせ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

phone 03-5253-8111(内線 32-733) fax 03-5253-1591

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●都市公園・緑地等事業（社）

1. 支援策の概要

商店街等の中心市街地の活性化に資する公園・緑地の整備について支援を行います。

例：中心市街地活性化広場公園整備事業

2. 支援策の内容

（1）対象者

地方公共団体

（2）交付対象経費と交付率

①施設の整備に要する費用にあつては当該費用の 1/2

②用地の取得に要する費用にあつては当該費用の 1/3

（3）中心市街地活性化広場公園整備事業の対象地区

ア．地区の要件

- ・中心市街地法に基づく基本計画に位置づけられた地区を含む地区で3箇所以上の公園・緑地の整備を行うもの。

イ．事業箇所の要件

- ・1箇所当たりの面積が500㎡以上であること。
- ・都市計画決定されていない公園、緑地を含む。ただし、事業完了後、都市公園として管理するものであること。

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

phone 03-5253-8111(内線 32-953) fax 03-5253-1593

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●下水道事業、都市水環境整備下水道事業（社・防）

1. 支援策の概要

中心市街地の環境改善や防災機能の向上を図るため、汚水処理整備をはじめ、浸水被害の防止、地震対策及び再生水のせせらぎ水路への活用等を目的とした下水道整備に対して支援を行います。

2. 支援策の内容

（1）事業主体

主に市町村

（2）対象施設

下水道の管渠、終末処理場等

（3）国費率

管渠の整備、終末処理場の用地買収、ポンプ場の整備等 1/2

終末処理場の処理施設の整備等 5.5/10

（4）その他

再生水や雨水を再利用したせせらぎ水路等の良好な水辺空間の創出を行う場合は「新世代下水道支援事業制度」等を活用することとなります。当該制度では、この他に、下水道管渠を光ファイバー収容空間として利用し情報化社会構築への支援等を実施する事業主体に対しても支援を行っています。（詳しくは担当課までお問い合わせください。）

また、支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「Ⅳ認定申請マニュアル」（Ⅳ-3）の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）

②防災・安全交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）

3. 問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課

phone 03-5253-8111(内線 34-235) fax 03-5253-1597

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●河川事業（社・防）、都市水環境整備河川事業（社）

1. 支援策の概要

中心市街地における洪水の防止や地域のまちづくりと一体的に実施する河川の整備及び環境整備を行うものに支援を行います。

2. 支援策の内容

（1）事業主体

河川管理者

（2）対象事業

以下のいずれかに該当し国の負担・補助等があるものが対象となります。

- ①中心市街地の区域内の河川において、当該事業が中心市街地の治水安全度の向上に効果のある事業であること。
- ②中心市街地の区域内の河川において、水辺空間の再生や地域住民等による施設の利活用を図るために実施する事業であること。

（3）国費率

各種河川事業に基づく

※地方公共団体向け補助金のうち、一部個別補助金として残るものもある。

（4）その他

支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「Ⅳ認定申請マニュアル」（Ⅳ-3）の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

- ①社会資本整備総合交付金（河川事業、都市水環境整備河川事業）
- ②防災・安全交付金（河川事業）

3. 問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
 phone 03-5253-8111(内線 35-445) fax 03-5253-1603
 国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
 phone 03-5253-8111(内線 35-543) fax 03-5253-1604

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業（社・防）

1. 支援策の概要

基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住空間の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川の整備に対して支援を行います。

2. 支援策の内容

（1）事業主体

河川管理者

（2）対象事業

基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住空間の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川における改良工事であって、基本計画等又は当該計画の実現に寄与する治水施設等整備事業計画に位置付けられているものが対象となります。

（3）国費率

各種河川事業に基づく

※地方公共団体向け補助金のうち、一部個別補助金として残るものもある

（4）その他

支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「Ⅳ認定申請マニュアル」（Ⅳ-3）の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）

②防災・安全交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）

3. 問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課

phone 03-5253-8111(内線 35-543) fax 03-5253-1604

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●住宅市街地基盤整備事業（社・防）

1. 支援策の概要

住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏の重点供給地域等における住宅建設事業及び宅地開発事業（住宅宅地事業）並びに住宅ストックを有効活用するための改善事業の推進を図るため、これに関連する公共施設等を整備するものについて、総合的に支援を行います。

2. 支援策の内容

（1）事業主体

地方公共団体等

（2）対象地域

住生活基本計画に定める重点供給地域等

（3）交付対象

公共施設整備 等

（4）国費率

公共施設整備：通常の国庫補助事業と同じ交付率 等

（5）その他

支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「Ⅳ認定申請マニュアル」（Ⅳ-3）の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）

②防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業）

3. 問合せ先

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室

phone 03-5253-8111(内線 39-358) fax 03-5253-1628

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●バリアフリー環境整備促進事業（社・防）

1. 支援策の概要

バリアフリー法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）に基づく建築物のバリアフリー化等の環境整備の促進を図るため、基本構想の策定、及び基本構想等に従って行われる動く通路、スロープ、エレベーター等の整備に対し支援を行います。

2. 支援策の内容

（1）対象者

地方公共団体
独立行政法人都市再生機構
民間事業者等
協議会

（2）対象地域

移動システム等整備事業にあつては下記①及び②を、認定特定建築物等整備事業のうち認定特定建築物の建築に関する事業にあつては下記の①、既設の特別特定建築物の改修に関する事業にあつては下記③の区域を対象とします。

- ① 三大都市圏の既成市街地等、近郊整備地帯等、人口5万人以上の市の区域、一定の要件を満たす都市機能誘導区域等
- ② 公共的な特定建築物又は専ら高齢者等が利用する施設が整備等される区域で、高齢者等の快適かつ安全な移動を確保する必要性が高い区域であること
- ③ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場へのアクセス経路沿道、又は国の制度に基づき2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関連してバリアフリー化の取組みが必要とされる区域又は建築物の敷地

（3）交付対象

① 移動システム等整備事業

○基本構想等の策定

○移動システム等の整備

- ・屋外の移動システム（スロープ、エレベーター等）の整備
- ・建築物の新築又は改修に伴う一定の屋内の移動システムの整備
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等）の整備
- ・移動ネットワークの一部を形成する身体障害者用駐車施設の整備

② 認定特定建築物等整備事業

○認定特定建築物等に係る以下の整備費

- ・屋外の移動システムの整備
- ・屋内の移動システム（特別特定建築物の用途（店舗、飲食店、ホテル等専ら商業用に供するものを除く）に至る経路に係るものに限る。）の整備
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等）の整備

(4) 国費率

1/3

3. 問合せ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課

phone 03-5253-8111(内線 39-654) fax 03-5253-1631

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●優良建築物等整備事業(社・防)

1. 支援策の概要

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備に対し支援を行います。

2. 支援策の内容

(1) 対象者

地方公共団体

独立行政法人都市再生機構※

地方住宅供給公社

民間事業者等

※個別補助金で支援

(2) 対象地域

三大都市圏の既成市街地等、近郊整備地帯等、地方拠点都市地域、中心市街地、市街地総合再生計画区域、都市機能誘導区域内の公共交通要件を満たす区域 等

(3) 事業タイプ

イ 優良再開発型

a 共同化タイプ 2人以上の地権者が敷地の共同化により建築物を整備する事業

b 市街地環境形成タイプ 良好な景観の形成等に配慮した協調的な建築物を整備する事業

c マンション建替タイプ 区分所有者が老朽化した共同住宅を建替する事業

ロ 市街地住宅供給型

a 中心市街地共同住宅供給タイプ →●中心市街地共同住宅供給事業を参照

ハ 既存ストック再生型 既存建築物ストックを、現在の居住ニーズにあったストックに再生するもの

ニ 都市再構築型 中心拠点誘導施設等の整備を行う事業

ホ 複数棟改修型 複数の既存住宅・建築物の改修を行う事業

(4) 交付対象

- ・調査設計計画費
- ・土地整備費
- ・共同施設整備費 等

(5) 国費率

1/3

3. 問合せ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課

phone 03-5253-8111(内線 39-654) fax 03-5253-1631

市	都	街	経	公
(1)	(2) ①	(2) ②	(3)	

●住宅市街地総合整備事業（社・防）

1. 支援策の概要

中心市街地等の既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善及び街なか居住の推進、住宅団地の再生等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等について総合的に助成を行います。

2. 支援策の内容

（１）事業主体

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等

（２）対象地域（要件）

〈整備地区の要件〉

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 11 号に規定する地域住宅団地再生事業を実施する区域（以下「地域住宅団地再生事業を実施する区域」という。）における住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る整備地区にあつては①、街なか居住再生型重点整備地区及び住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る整備地区にあつては①及び②に掲げる要件に限る。

①重点整備地区を一つ以上含む地区であること。

②面積が概ね 5 ha 以上（住宅団地ストック活用型を除き、重点供給地域は概ね 2 ha 以上）であること。

③原則として住宅戸数密度が 30 戸/ha 以上の地区（連坦して土地利用転換が見込まれる地区を除く）であること。

〈重点整備地区の要件〉

地域住宅団地再生事業を実施する区域における住宅団地ストック活用型に係るものにあつては②に掲げる要件に限る。

①面積が概ね 1 ha 以上（住宅団地ストック活用型を除き、重点供給地域は概ね 0.5ha 以上）であること。

②次のいずれかの要件に適合すること。

a. 拠点開発型

三大都市圏の既成市街地等において、原則として概ね 1 ha 以上かつ面積 20%以上の拠点的開発を行う区域を含むこと

b. 密集住宅市街地整備型

換算老朽住宅戸数 50 戸以上（重点供給地域は 25 戸以上）で、住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上であること

c. 街なか居住再生型

中心市街地において、概ね 50 戸以上かつ 10 戸/ha 以上の住宅整備が見込まれること（ただし面積は概ね 30ha 以下）

d. 住宅団地ストック活用型

入居開始から概ね 30 年以上（地域住宅団地再生事業を実施する区域にあつては入居開始から概ね 20 年以上）経過し、高齢化率が著しく高く（地域住宅団地再生事業を実施する区域を除く）、住宅戸数が 100 戸以上であり、公共用地率が概ね 15%以上、都市機能誘導区域又は居住誘導区域であること

(3) 交付対象

- ①整備計画策定等事業（整備計画、事業計画策定等）
- ②市街地住宅等整備事業（調査設計計画、共同施設整備、循環利用住宅整備等）
- ③居住環境形成施設整備事業（老朽建築物除却、地区公共施設整備等）
- ④延焼遮断帯形成事業（調査設計計画、土地整備、延焼遮断機能整備）
- ⑤住宅・建築物耐震改修事業（耐震改修等）
- ⑥民間賃貸住宅等家賃対策補助事業
- ⑦防災街区整備事業（調査設計計画、土地整備、共同施設整備）
- ⑧都市再生住宅等整備（調査設計計画、 従前居住者用賃貸住宅整備等）
- ⑨関連公共施設整備（道路、都市公園、下水道、 河川等）
- ⑩街なみ環境整備（地区施設、修景施設等の整備等）
- ⑪公営住宅整備事業等（公営住宅、 地域優良賃貸住宅の整備等）
- ⑫住宅地区改良事業等（住宅地区改良事業、改良住宅等改善事業等）

(4) 国費率

事業主体により国費率が異なります。

(3) 国費対象番号 ①～②、⑦： 1/3、1/2

③： 1/3、1/2、2/5

④、⑤： 1/3

⑥： 1/2

⑧： 1/3、1/2、2/3

⑨～⑫： 通常事業の交付率に準ずる

3. 問合せ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室

phone 03-5253-8111(内線 39-677) fax 03-5253-1631

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●地域住宅計画に基づく事業（社・防）

1. 支援策の概要

地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進することを支援するため、交付金を交付します。

2. 支援策の内容

（1）交付対象者

地方公共団体又は地域住宅協議会

（2）交付対象事業

地域住宅計画に基づき実施される以下の事業等

①基幹事業

- ・ 地域住宅政策推進事業
- ・ 公営住宅整備事業等
- ・ 住宅地区改良事業等
- ・ 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）
- ・ 都心共同住宅供給事業
- ・ 市街地再開発事業
- ・ 優良建築物等整備事業
- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・ 住宅市街地基盤整備事業
- ・ 公的賃貸住宅家賃低廉化事業
- ・ 災害公営住宅家賃低廉化事業

②効果促進事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等

（3）国費率

国費算定対象事業費の原則 50%を助成

（4）その他

支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「Ⅳ認定申請マニュアル」（Ⅳ-3）の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（〇〇事業））

②防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業（〇〇事業））

3. 問合せ先

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課

phone 03-5253-8111(内線 39-345) fax 03-5253-1628

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●街なみ環境整備事業（社・防）

1. 支援策の概要

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成するための支援を行います。

2. 支援策の内容

（1）事業主体

市町村、法律に基づき組織された市町村を構成員に含む協議会

（2）対象地域（要件）

〈街なみ環境整備促進区域の要件〉

①面積が 1ha 以上であること。

②次のいずれかの要件に該当する区域。

a. 接道不良住宅*率 70%以上かつ、住宅密度 30 戸/ha 以上

b. 区域内の幅員 6m 以上の道路の延長が区域内の道路総延長の 1/4 未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の 3%未満である区域

c. 景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

*接道不良住宅とは、幅員 4m 以上の道路に接していない住宅をいう

〈街なみ環境整備事業地区〉

①街なみ環境整備促進区域において、地区面積が 0.2ha 以上であること。

②街づくり協定が締結されていること。ただし、景観計画、景観地区、歴史的風致維持向上計画の重点区域が定められている場合等には、街づくり協定が締結されているものとみなす。

（3）交付対象

①協議会活動助成事業

②整備方針策定事業

③街なみ整備事業（事業計画策定費、地区施設整備費、地区防災施設整備費等）

④街なみ整備助成事業（門、塀等移設費、分筆登記費、修景施設整備費等）

（4）国費率

1/2、1/3

3. 問合せ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室

phone 03-5253-8111(内線 39-677) fax 03-5253-1631

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●港湾事業（社・防）

1. 支援策の概要

中心市街地の活性化に資する港湾施設の整備に対して支援を行います。

2. 支援策の内容

（1）事業主体

港湾管理者

（2）交付対象

中心市街地の活性化に資する港湾事業

（3）国費率

各事業の国費率による

（4）その他

支援措置の記載にあたっては、本ハンドブック「Ⅳ認定申請マニュアル」（Ⅳ-3）の「国土交通省の支援措置に係る記載例」を参考に以下①～②のどれかを選んで記載して下さい。

①社会資本整備総合交付金（港湾事業）

②防災・安全交付金（港湾事業）

※港湾管理者が実施する事業

3. 問合せ先

国土交通省 港湾局 計画課

phone 03-5253-8111(内線 46-324) fax 03-5253-1650

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援（法）

1. 支援策の概要

優良な民間都市開発事業に対し、民間都市開発推進機構（以下「民間都市機構」という。）による以下の支援を行います。

まち再生出資業務

…都市再生に資する優良な民間都市開発事業の立ち上げを支援するため、当該事業を行う民間事業者に対して、民間都市機構が当該事業の施行に要する費用の一部を出資等により支援するもの

2. 支援策の内容

<対象事業者>

- ・民間事業者（S P C等）

<対象区域>

- ・都市再生整備計画の区域、都市機能誘導区域等

<対象事業>

- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
- ・事業用地が0.2ヘクタール以上であること（医療・福祉、教育文化、商業の施設を含む事業及び低未利用地等を活用した一定の事業は500㎡以上）

※ 三大都市圏の既成市街地等内は原則0.5ヘクタール以上

※ 都市機能誘導区域内は0.1ヘクタール以上（誘導施設^{※1}を含む事業は500㎡以上）

<支援限度額>

- ・次の①～③のうち、最も少ない額

① 総事業費の50%

② 資本の50%

③ 公共施設等^{※2}の整備費（都市機能誘導区域内は、公共施設等＋誘導施設^{※1}）

<その他支援条件>

- ・竣工後10年以内に配当を行うことが確実であると見込まれること。

※1：支援対象事業が施行される都市機能誘導区域内へ立地を誘導すべきとして立地適正化計画に定められている施設。

※2：公共施設のほか、都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）及び建築利便施設（エレベーター、共用通路等）を含む。

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室

phone 03-5253-8111(内線 30-614) fax 03-5253-1589

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））（貸）

1. 支援策の概要

地方公共団体等に対し、道路、広場、駐車場、面整備の種地、代替地等中心市街地の整備改善に必要な土地の買取りに必要な資金を長期低利で貸し付けます。

2. 支援策の内容

（1）対象者

地方公共団体、地方公共団体を通じ中心市街地整備推進機構

（2）対象都市

人口 10 万人以上の都市、地方拠点都市地域の中心となる都市

（3）対象用地

認定基本計画に定める認定中心市街地（3 ha 以上であること等一定の条件を満たすもの）の区域内の土地（買取りを予定する用地の 1 / 2 以上が公共公益施設であること。）

（公共公益施設の例）

道路、鉄道、駐車場、公園、緑地、下水処理場、学校、図書館、病院、公営住宅、防災センター等。これらの施設の整備に伴う代替地。

（4）償還期間

10 年以内（4 年以内の据置期間を含む。）

（5）償還方法

元金均等半年賦償還

（6）融資率

100%

（7）融資利率

0. 0 2 %（令和 3 年 5 月 2 7 日現在）

※金利は随時変動しますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 市街地整備課

phone 03-5253-8111(内線 32-754) fax 03-5253-1591

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●都市開発資金（都市環境維持・改善事業資金）（貸）

1. 支援策の概要

エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う地方公共団体に対して、無利子で貸し付けを行います。

2. 支援策の内容

（1）対象者

地方公共団体を通じ、都市再生推進法人又はまちづくり法人

（2）対象地域

良好な都市環境が創出される地区（都市再生緊急整備地域の区域、歴史的風致維持向上計画の区域、都市機能誘導区域（鉄道・地下鉄駅から半径 1km の範囲内、バス・軌道の停留所・停車場から半径 500m の範囲内の区域）等）

（3）対象事業

エリアマネジメント活動を目的とした都市環境維持・改善事業のうち以下の a）、b）を満たすもの

- a）市町村が地域住民・民間事業者等と共同で策定した、エリアマネジメントにかかる計画を含む「都市再生整備計画（国土交通大臣に送付することにより都市再生整備計画の提出とみなされる立地適正化計画を含む。）」にもとづくもの
- b） a）の都市再生整備計画区域内における以下のもの
 - イ 都市開発事業
 - ロ 公共施設とこれに準ずる駐車場、その他都市利便施設整備事業

（4）償還期間

10 年以内（4 年以内の据置期間を含む。）

（5）償還方法

元金均等半年賦償還

（6）国の貸付率

地方公共団体の貸付額の 1 / 2 以内（事業に要する額の 1 / 4 以内）

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

phone 03-5253-8111(内線 32-553) fax 03-5253-1589

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●官民連携まちなか再生推進事業（補）

1. 支援策の概要

多様な人材の集積や様々な民間投資を惹きつけ、都市の魅力・国際競争力の向上を図るため、官民の多様な人材が参画するエリアプラットフォームの構築やまちなかの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、将来像を実現するための取り組み等、及び民間まちづくり活動における先進団体が実施する普及啓発の取り組みを支援します。

2. 支援策の内容

(1) 対象事業

<エリアプラットフォーム活動支援事業>

① エリアプラットフォームの構築

エリアの将来像や将来像を実現するための取組等を記載した未来ビジョン等の策定を行う官民連携によるエリアプラットフォームの構築・運営

② 未来ビジョン等の策定

未来ビジョン等の策定のためのデータ収集・分析、専門人材活用、勉強会・意識啓発活動等

③ シティプロモーション・情報発信

まちづくりの担い手や就業者、来訪者など国内外の多様な人材を惹きつけるために行うシティプロモーション及び情報発信

④ 社会実験・データ活用

都市の魅力や国際競争力を強化するための事業実施にあたり必要となる社会実験・データ活用

⑤ 地域交流創造施設整備

地域住民や就業者等が交流することで新しい働き方や暮らし方に資する取組を促進する施設の整備

⑥ 国際交流創造施設整備

スタートアップや企業等の多様な人材が交流する施設の整備

⑦ 国際競争力強化施設整備（令和3年度まで）

国土交通大臣の認定を受けた民間都市開発事業のち、国際会議場施設等の整備

<普及啓発事業>

まちづくり課題に対し様々な関係者を巻き込んだワークショップの開催、継続性ある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築

(2) 対象地域

<エリアプラットフォーム活動支援事業>

上記①～④：全国

上記⑤：滞在快適性等向上区域、低未利用土地権利設定等促進計画に定める土地、立地誘導促進施設協定の目的となる土地の区域、低未利用土地利用促進協定の目的となる土地の区域

上記⑥：特定都市再生緊急整備地域、都市再生緊急整備地域（中枢中核都市に限る）

上記⑦：特定都市再生緊急整備地域

<普及啓発事業>

- ・全国

(3) 対象者

<エリアプラットフォーム活動支援事業>

上記①② : エリアプラットフォーム、地方自治体 (準備段階に限る)

上記③~⑦ : エリアプラットフォーム

<普及啓発事業>

都市再生推進法人、民間事業者、NPO法人その他これらに類する者 (JV含む)

(4) 国費率

<エリアプラットフォーム活動支援事業>

上記①② : 定額 (合計年額 1,000 万円が上限。ただし、試行・実証実験を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたビジョンを策定するものに限り、最大3年間に延長)

上記③④ : 1 / 2

上記⑤⑥ : 1 / 3

上記⑦ : $0.23 \times 1 / 3$

<普及啓発事業>

定額

詳細については「官民連携都市再生推進事業制度要綱」「官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱」を確認してください。

3. 問合せ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

phone 03-5253-8111(内線 32-575) fax 03-5253-1589

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●鉄道駅総合改善事業費補助（補）

1. 支援策の概要

【次世代ステーション創造事業】

駅空間の質的進化を目指し、まちとの一体感があり、全ての利用者にやさしく、分かりやすく、心地よく、ゆとりある次世代ステーションの創造を図るために、地方公共団体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会（「駅まち会議」）において策定された整備計画に基づき、ホームやコンコースの拡幅等の駅改良、バリアフリー施設や駅空間高度化機能施設の整備に対して支援を行います。

2. 支援策の内容

（1）対象者

鉄軌道事業者

（2）対象事業

駅改良及び駅改良と併せて行うバリアフリー施設、駅空間高度化機能施設の整備

①駅改良

- ・ホーム・コンコースの拡幅等による安全性・利便性の向上
- ・跨線橋や人工地盤等の整備

②バリアフリー化

- ・バリアフリー施設（エレベーター、ホームドア、多機能トイレ等）の整備

③駅空間高度化機能施設の整備

- ・生活支援機能施設（保育所、病院等）
- ・観光案内施設（観光案内所、手荷物預かり所等）

（3）補助率

補助対象経費の 1/3 以内

3. 問合せ先

国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課 駅機能高度化推進室

phone 03-5253-8111(内線 40-613) fax 03-5253-1635

市	都	街	経	公
(1)	(2) ①	(2) ②	(3)	

●鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備）（補）

1. 支援策の概要

踏切道における事故の防止と交通の円滑化を図るため、踏切遮断機や警報機の設置、障害物検知装置等の高規格保安設備の整備、踏切監視用カメラの整備等に係る費用に対し補助を行います。

2. 支援策の内容

（1）事業主体

鉄道事業者

（2）補助率

国：1/2 又は 1/3、地方公共団体：1/3（協調補助ではない）

3. 問合せ先

国土交通省 鉄道局 施設課

phone 03-5253-8111(内線 40-862) fax 03-5253-1634

市	都	街	経	公
(1)	(2) ①	(2) ②	(3)	

●地下鉄など鉄道整備に対する補助（補）

（都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等）／
幹線鉄道等活性化事業費補助）

1. 支援策の概要

大都市圏における交通混雑の緩和、都市機能の維持・増進、空港利用者等の利便性の確保及び鉄道の利用者利便の増進を図るため、地下鉄整備事業、空港アクセス鉄道等整備事業、コミュニティ・レール化を行う事業等に対し、補助を行います。

2. 支援策の内容

（1）都市鉄道整備事業費補助

・地下高速鉄道整備事業費補助

① 対象者

公営事業者、準公営事業者、東京地下鉄（株）

② 補助率

国：補助対象建設費の 35%（地方公共団体も同様の補助を実施）

・空港アクセス鉄道等整備事業費補助

① 対象者

公営事業者、準公営事業者

② 補助率

国：補助対象建設費の 15%（ニュータウン鉄道）

国：補助対象建設費の 18%（空港アクセス鉄道）

但し、大臣が定める事業については 1/3

（地方公共団体も同様の補助を実施）

（2）幹線鉄道等活性化事業費補助

① 対象者

既存路線の利便性向上等を図り、コミュニティ・レール化を行う地域公共交通活性化・再生法に基づく法定協議会又は鉄軌道事業者

幹線鉄道の高速化、貨物鉄道の旅客線化等を行う第 3 セクター

② 補助率

コミュニティ・レール化 : 国 1/3（地方公共団体も同様の補助を実施）

高速化、旅客線化 : 国 2/10（地方公共団体も同様の補助を実施）

まちづくり連携高速化事業 : 国 1/3（地方公共団体も同様の補助を実施）

乗継円滑化事業 : 国 2/10（地方公共団体も同様の補助を実施）

3. 問合せ先

国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課

phone 03-5253-8111(内線 40-432) fax 03-5253-1635

国土交通省 鉄道局 鉄道事業課 地域鉄道支援室

phone 03-5253-8111(内線 40-664) fax 03-5253-1635

国土交通省 鉄道局 幹線鉄道課

phone 03-5253-8111(内線 40-322) fax 03-5253-1635

国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課 駅機能高度化推進室

phone 03-5253-8111(内線 57-852) fax 03-5253-1635

市	都	街	経	公
(1)	(2) ①	(2) ②	(3)	

●都市鉄道利便増進事業費補助（補）

1. 支援策の概要

相当程度拡充してきた都市鉄道ネットワーク（既存ストック）を有効活用し、その利便の増進を図るため、都市鉄道等利便増進法に基づき、連絡線等の整備による速達性向上、周辺整備と一体的な駅整備による交通結節機能の高度化を推進する事業に対し支援を行います。

2. 支援策の内容

（1）対象地域

以下のいずれかの地域

- ・ 首都圏の既成市街地又は近郊整備地帯
- ・ 中部圏の都市整備区域
- ・ 近畿圏の既成都市区域又は近郊整備区域
- ・ 政令指定都市

（2）補助対象施設

都市鉄道等利便増進法による国土交通大臣の認定を受けた計画に基づく以下の事業において整備される鉄道施設（附帯施設を含む。）

- ・ 連絡線、相互直通施設又は追越施設の整備
- ・ 既設駅の改良

（3）補助対象事業者

第三セクター等公的主体（補助対象施設を整備する主体）

（4）補助率

補助対象経費の3分の1以内（地方公共団体と同額）

3. 問合せ先

国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課

phone 03-5253-8111（内線 40-454） fax 03-5253-1635

国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課 駅機能高度化推進室

phone 03-5253-8111（内線 57-852） fax 03-5253-1635

市	都	街	経	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備(直)

1. 支援策の概要

地域のまちづくり計画をふまえ、地域内の重要な交流拠点となる官庁施設の整備を地方公共団体と連携しながら推進します。

2. 支援策の内容

(1) 対象施設

国の合同庁舎及び単独庁舎で、施設整備の計画が中心市街地の適切な位置にあるもの。

(2) 整備の方針

① 官庁施設の効果的な整備

中心市街地の活性化等に資する官庁施設整備を地域と連携し効果的に実施。

② 地域における連携

地域の交流拠点として中心市街地の活性化に資する官庁施設の整備について、施設整備の計画段階から地方公共団体等と連携を図りつつ、国公有財産の最適利用、地域の特色や創意工夫を活かした魅力と賑わいのある拠点の形成、人の移動の円滑化に配慮して進めることにより、地域のまちづくり計画を推進するための取組を支援します。

3. 問合せ先

国土交通省 大臣官房官庁営繕部 計画課

phone 03-5253-8111(内線 23-324) fax 03-5253-1542

市	都	街	経	公
(1)	(2) ①	(2) ②	(3)	

●地域公共交通確保維持改善事業（補）

地域公共交通確保維持事業／地域公共交通バリア解消促進等事業／
地域公共交通調査等事業

1. 支援策の概要

多様な関係者の連携により、地方バス路線などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援します。

2. 支援策の内容

(1) 対象者

①地域公共交通確保維持事業

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者、離島航路事業者、航空運送事業者 等

②地域公共交通バリア解消促進等事業

一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。）、一般乗用旅客自動車運送事業者、鉄軌道事業者 等

③地域公共交通調査等事業

地域における協議会（地域公共交通再編実施計画の策定に必要な調査及び地域公共交通網形成計画等に基づく利用促進・事業評価の取組については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会に限る。）、地方公共団体

(2) 対象事業（協議会の議論を経て定められた計画に位置づけのある以下の事業）

①地域公共交通確保維持事業

- ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入、貨客混載の導入
- ・過疎地域等における、コミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の地域内交通の運行や車両購入、貨客混載の導入
- ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等

②地域公共交通バリア解消促進等事業

- ・高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- ・地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等

③地域公共交通調査等事業

- ・地域における一層の連携・協働とイノベーションに向けた取組の促進を図るための新たな法定計画の策定に資する調査等
- ・地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針・基本構想の策定に係る調査

(3) 補助率

①地域公共交通確保維持事業

1/2 等

②地域公共交通バリア解消促進等事業

1/3 等

③地域公共交通調査等事業

1/2

3. 問合せ先

国土交通省 総合政策局 地域交通課

phone 03-5253-8111(内線 54-805) fax 03-5253-1559

Ⅵ. 中心市街地活性化問い合わせ先一覧

○中心市街地活性化問い合わせ先一覧

(国土交通省関連)

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

TEL 03-5253-8111 (代表)

03-5253-8407 (直通)

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課

TEL 011-709-2311 (代表)

011-738-0234 (直通)

東北地方整備局 建政部 計画管理課

TEL 022-225-2171 (代表)

関東地方整備局 建政部 計画管理課

TEL 048-601-3151 (代表)

048-600-1905 (直通)

北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL 025-280-8880 (代表)

025-370-6571 (直通)

中部地方整備局 建政部 計画管理課

TEL 052-953-8571 (直通)

近畿地方整備局 建政部 計画管理課

TEL 06-6942-1141 (代表)

06-6942-1051 (直通)

中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL 082-221-9231 (代表)

082-511-6185 (直通)

四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL 087-851-8061 (代表)

087-811-8314 (直通)

九州地方整備局 建政部 計画管理課

TEL 092-471-6331 (代表)

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課

TEL 098-866-0031 (代表)

098-866-1910 (直通)

(内閣府関連)

内閣府 地方創生推進事務局

TEL 03-5510-2151 (代表)

03-5510-2338 (直通)

03-5510-2209 (直通)

※ 相談いただく場合は、内容を漏れなく把握するため、メールでのご相談をお勧めします。

メールフォームはこちら <https://form.cao.go.jp/chiiki/opinion-0160.html>

来局されてのご相談を希望される場合は、相談時間の重複を避けるため、事前にメールまたは電話で来局される時間をご連絡いただきますようお願いいたします。

(経済産業省関連)

経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室

TEL 03-3501-3754

VII. 中心市街地の活性化に関する法律等

中心市街地の活性化に関する法律
(平成十年六月三日法律第九十二号)

最終改正：令和二年六月三日法律第三十六号

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 基本方針(第八条)

第三章 基本計画の認定等(第九条—第十五条)

第四章 中心市街地の活性化のための特別の措置

第一節 認定中心市街地における特別の措置(第十六条—第四十一条)

第二節 認定民間中心市街地商業活性化事業に対する特別の措置(第四十二条—第四十七条)

第三節 認定特定民間中心市街地活性化事業及び認定特定民間中心市街地経済活力向上事業
に対する特別の措置(第四十八条—第六十条)

第四節 中心市街地の活性化のためのその他特別の措置(第六十一条—第六十五条)

第五章 中心市街地活性化本部(第六十六条—第七十五条)

第六章 雑則(第七十六条—第八十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上(以下「中心市街地の活性化」という。)を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中心市街地)

第二条 この法律による措置は、都市の中心の市街地であつて、次に掲げる要件に該当するもの(以下「中心市街地」という。)について講じられるものとする。

- 一 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。
- 二 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。
- 三 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。

(基本理念)

第三条 中心市街地の活性化は、中心市街地が地域住民等の生活と交流の場であることを踏まえつつ、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図ることを基本とし、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、地域の自主性及び自立性を尊重しつつ、中心市街地の活性化に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえつつ、国の施策と相まって、効果的に中心市街地の活性化を推進するよう所要の施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、第三条の基本理念に配慮してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する中心市街地の活性化のための施策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

(定義)

第七条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいい、「中小小売商業者」とは、主として小売業に属する事業を営む者であって、第四号から第七号までのいずれかに該当するものをいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

2 この法律において「商業基盤施設」とは、顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設及び相当数の小売業の業務を行う者の業務の円滑な実施を図るための施設をいい、「商業施設」とは、小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設であって、商業基盤施設以外のものをいう。

3 この法律において「都市型新事業」とは、中心市街地に集まる一般消費者等の多様かつ高度な需要に即応して、新商品の生産若しくは新役務の提供又は商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式の改善を行う次に掲げる事業であって、中心市街地における事業の構造の高度化又は国民生活の利便の増進に寄与するものをいう。

一 主として一般消費者の生活の用に供される工業製品の製造又は加工の事業

二 役務をその媒体である物の提供を通じて提供する事業

4 この法律において「都市福祉施設」とは、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市の居住者等の共同の福祉又は利便のため必要な施設をいう。

5 この法律において「公営住宅等」とは、地方公共団体、地方住宅供給公社その他公法上の法人で政令で定めるものが自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で建設する住宅をいう。

6 この法律において「中心市街地共同住宅供給事業」とは、この法律で定めるところに従って行われる共同住宅の建設及びその管理又は譲渡に関する事業並びにこれらに附随する事業をいう。

7 この法律において「中小小売商業高度化事業」とは、次の各号に掲げる者が実施（第一号又は第二号に掲げる場合にあっては、第一号又は第二号に掲げる者の組合員又は所属員による実施を含む。）をする当該各号に定める事業をいう。

一 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第四条第一項に規定する商店街振興組合等 主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るために行う同項に規定する事業（事業の用に供されていない店舗を賃借する事業を含む。）

二 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会 主として中小小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るために行う店舗を一の団地に集団して設置する中小小売商業振興法第四条第二項に規定する事業

三 事業協同組合又は事業協同小組合 中小小売商業者である組合員のための中小小売商業振興法第四条第三項第一号に規定する共同店舗等（第六号において「共同店舗等」という。）の設置の事業

四 協業組合 中小小売商業振興法第四条第三項第二号に定める事業

- 五 二以上の中小小売商業者が合併をして設立された小売業に属する事業を主たる事業として営む会社(合併後存続している会社を含む。) 当該会社の店舗等(中小小売商業振興法第四条第三項第二号に規定する店舗等をいう。次号において同じ。)の設置の事業
- 六 二以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業又は小売業に属する事業を主たる事業として営む当該会社の店舗等の設置の事業
- 七 商工会、商工会議所又は中小企業者が出資している会社であって政令で定める要件に該当するもの(以下「特定会社」という。)若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人(以下「一般社団法人等」という。) 商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するために行う中小小売商業振興法第四条第六項に規定する事業(事業の用に供されていない店舗を賃借する事業を含む。)
- 8 この法律において「特定商業施設等整備事業」とは、商業基盤施設又は相当規模の商業施設を整備する事業(前項に掲げるものを除く。)をいう。
- 9 この法律において「民間中心市街地商業活性化事業」とは、中心市街地における商業の活性化を促進するために行う次に掲げる事業であって、民間事業者が行うものをいう。
- 一 展示会の開催その他の顧客の増加に寄与する事業を支援する事業
 - 二 小売業の業務を行う者の経営の効率化に寄与する研修その他の事業
- 10 この法律において「特定事業」とは、次に掲げる事業をいう。
- 一 中心市街地における都市型新事業を実施する企業等の立地の促進を図るための施設であって、相当数の企業等が利用するためのものを整備する事業
 - 二 食品(飲食物品(花きを含む。))のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品以外のものをいう。以下この号において同じ。)の小売業の業務を行う者(以下この号において「食品小売業者」という。)又は事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その他の政令で定める法人で食品小売業者を直接若しくは間接の構成員とするものの出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものが、相当数の食品小売業者の店舗が集積する施設で、当該施設と一体的に駐車場、休憩所その他の当該施設の利用者の利便の増進に資する施設が整備されているもの(これと一体的に設置される倉庫その他の食品に係る流通業務用の施設を含む。)を整備する事業で、中心市街地における食品の流通の円滑化に特に資するもの(第五十四条において「中心市街地食品流通円滑化事業」という。)
 - 三 その全部又は一部の区間が中心市街地に存する路線に係る一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業をいう。)を営む者が当該事業の利用者の利便の増進を図るために実施する事業であって、国土交通省令で定めるもの

四 中心市街地における貨物の運送の効率化を図るために行う次に掲げる事業を併せて実施する事業(以下「貨物運送効率化事業」という。)

イ 特定の中心市街地から集貨された貨物の仕分又は当該中心市街地への貨物の配達に必要な仕分を専ら行うための次に掲げる施設であって政令で定めるものを整備する事業

(1) 貨物の積卸しのための施設

(2) 上屋又は荷さばき場

(3) (1)又は(2)に掲げる施設に附帯する駐車場又は車庫

ロ イに掲げる施設を利用して行う一般貨物自動車運送事業(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。)又は第一種貨物利用運送事業(貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業をいう。以下同じ。)であって、国土交通省令で定めるもの

11 この法律において「特定民間中心市街地活性化事業」とは、中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業及び特定事業であって、民間事業者が行うものをいう。

12 この法律において「特定民間中心市街地経済活力向上事業」とは、中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指した中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業及び第十項第一号に掲げる事業であって、民間事業者が行うものをいう。

第二章 基本方針

第八条 政府は、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

二 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項

四 中心市街地における土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業をいう。以下同じ。)、市街地再開発事業(都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業をいう。以下同じ。)、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する基本的な事項

五 中心市街地における都市福利施設を整備する事業に関する基本的な事項

六 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の中心市街地における住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する基本的な事項

- 七 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業
その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項
 - 八 第四号から前号までに規定する事業及び措置と一体的に推進する次に掲げる事業に関する基本的な事項
 - イ 公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業
 - ロ 特定事業
 - 九 第四号から前号までに規定する事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項
 - 十 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項
 - 十一 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項
 - 十二 その他中心市街地の活性化に関する重要な事項
- 3 政府は、基本方針を定めるに当たっては、前項第四号から第八号まで及び第十号に規定する事業及び措置が総合的かつ一体的に推進されるようこれを定めるものとする。
- 4 内閣総理大臣は、中心市街地活性化本部（第六十六条に規定する中心市街地活性化本部をいう。次条及び第十四条において同じ。）が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 基本計画の認定等

（基本計画の認定）

- 第九条** 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。
- 2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 中心市街地の位置及び区域
 - 二 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項
 - 三 都市福利施設を整備する事業に関する事項
 - 四 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項（地方住宅供給公社の活用により中心市街地共同住宅供給事業を促進することが必要と認められる場

合にあつては、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項)

五 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

六 第二号から前号までに規定する事業及び措置と一体的に推進する次に掲げる事業に関する事項

イ 公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業

ロ 特定事業

七 第二号から前号までに規定する事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

八 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

九 計画期間

3 前項各号に掲げるもののほか、基本計画を定める場合には、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

二 中心市街地の活性化の目標

三 その他中心市街地の活性化に資する事項

4 第二項第二号から第六号までに掲げる事項には、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件(以下この項及び第四十一条において「施設等」という。)のうち、中心市街地の活性化に寄与し、道路(同法による道路に限る。第四十一条において同じ。)の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置(道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて、当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)であつて、同項又は同法第三十二条第三項の許可に係るものに関する事項を定めることができる。

5 基本計画は、都市計画及び都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第五条第一項に規定する地域公共交通計画との調和が保たれたものでなければならない。

6 市町村は、第一項の規定により基本計画を作成しようとするときは、第十五条第一項の規定により中心市街地活性化協議会が組織されている場合には、基本計画に定める事項について当該中心市街地活性化協議会の意見を、同項の規定により中心市街地活性化協議会が組織されていない場合には、第二項第五号に掲げる事項について当該市町村の区域をその地区とする商工会又は商工会議所の意見を聴かなければならない。

7 市町村は、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該地方住宅供給公社の同意を得なければならない。

- 8 市町村は、第四項に規定する事項を定めようとするときは、あらかじめ、道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の権限を有する道路管理者（同法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。第四十一条において同じ。）及び都道府県公安委員会の同意を得なければならない。
- 9 市町村は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、中心市街地において実施し又はその実施を促進しようとする中心市街地の活性化に係る事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下この項において同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該市町村に対し、速やかに回答しなければならない。
- 10 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、基本計画のうち第二項各号に掲げる事項（第四項の規定により同項に規定する事項を定めた場合にあっては、当該事項を含む。）に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 基本方針に適合するものであること。
 - 二 当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
 - 三 当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 11 内閣総理大臣は、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、中心市街地活性化本部に対し、意見を求めることができる。
- 12 内閣総理大臣は、第十項の認定をしようとするときは、第二項第二号から第八号までに掲げる事項について、経済産業大臣、国土交通大臣、総務大臣その他の当該事項に係る関係行政機関の長（次条、第十二条及び第十三条において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。
- 13 内閣総理大臣は、第十項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。
- 14 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、都道府県及び第六項の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に当該認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）の写しを送付するとともに、その内容を公表しなければならない。
- 15 都道府県は、認定基本計画の写しの送付を受けたときは、市町村に対し、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。

（認定に関する処理期間）

- 第十条** 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第十項の認定に関する処分を行わなければならない。
- 2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条第十項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第十二項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

(認定基本計画の変更)

第十一条 市町村は、認定基本計画の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第九条第六項から第十五項まで及び前条の規定は、前項の認定基本計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第十二条 内閣総理大臣は、第九条第十項の認定(前条第一項の規定による変更の認定を含む。)を受けた市町村(以下「認定市町村」という。)に対し、認定基本計画(認定基本計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)の実施の状況について報告を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定市町村に対し、認定基本計画(第九条第二項第二号から第八号までに掲げる事項に限る。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第十三条 内閣総理大臣は、認定基本計画が第九条第十項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 関係行政機関の長は、前項の規定による認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

3 第九条第十三項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

4 市町村は、前項の規定により準用する第九条第十三項の規定により通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を、都道府県及び同条第六項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に通知するとともに、公表しなければならない。

(認定市町村への援助等)

第十四条 認定市町村は、中心市街地活性化本部に対し、認定基本計画の実施を通じて得られた知見に基づき、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、政府の中心市街地の活性化に関する施策の改善についての提案をすることができる。

2 中心市街地活性化本部は、前項の提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該認定市町村に通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3 国は、認定市町村に対し、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、国及び認定市町村は、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(中心市街地活性化協議会)

第十五条 第九条第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し

必要な事項について協議するため、第一号及び第二号に掲げる者は、中心市街地ごとに、協議により規約を定め、共同で中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

一 当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者

イ 中心市街地整備推進機構（第六十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構をいう。次条、第十八条及び第十九条において同じ。）

ロ 良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社であって政令で定める要件に該当するもの

二 当該中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者

イ 当該中心市街地の区域をその地区とする商工会又は商工会議所

ロ 商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された一般社団法人等又は特定会社であって政令で定める要件に該当するもの

2 中心市街地において、第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業を実施しようとする者は、当該中心市街地において前項の規定による協議会が組織されていない場合にあっては、同項各号に掲げる者に対して、同項の規定による協議会を組織するよう要請することができる。

3 第一項各号に掲げる者は、同項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その旨及び内閣府令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

4 第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる者並びに次に掲げる者であって協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。

一 当該中心市街地において第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

三 当該中心市街地をその区域に含む市町村

5 前項に規定する者から同項の規定による申出があった場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

6 協議会は、必要があると認めるときは、第四項に規定する者に対し、協議会への参加を要請することができる。

7 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の長並びに民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号。第二十条において「民間都市開発法」という。）第三条第一項の規定により指定された民間都市開発推進機構の代表者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

- 8 協議会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を求めることができる。
- 9 協議会は、市町村に対し、第九条第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について意見を述べることができる。
- 10 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 11 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規約で定めるものとする。

第四章 中心市街地の活性化のための特別の措置

第一節 認定中心市街地における特別の措置

(土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)

第十六条 認定基本計画において第九条第二項第二号に掲げる事項として定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するものの換地計画(認定基本計画において定められた中心市街地(以下「認定中心市街地」という。)の区域内の宅地について定められたものに限る。)においては、都市福利施設(認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。)で国、地方公共団体、中心市街地整備推進機構その他政令で定める者が設置するもの(同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、認定基本計画において第九条第二項第三号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。)又は公営住宅等(認定基本計画において第九条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。)の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

- 2 土地区画整理法第百四条第十一項及び第百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同法第百八条第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは「第三条第四項」と、「第百四条第十一項」とあるのは「中心市街地の活性化に関する法律第十六条第二項において準用する第百四条第十一項」と読み替えるものとする。
- 3 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告があつた日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。土地区画整理法第百九条第二項の規定は、この場合について準用する。
- 4 土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。

(路外駐車場についての都市公園の占用の特例等)

第十七条 市町村は、基本計画において、駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第三条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場(都市計画において定められた路外駐車場を除く。)の整備に関する事項を定めた場合であつて、当該基本計画が第九条第十項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)の認定を受けたときは、同法第四条第一項の駐車場整備計画において、当該路外駐車場の整備に関する事項の内容に即して、おおむねその位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を定めた路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めることができる。

2 市町村は、前項の規定により駐車場整備計画に都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項の都市公園の地下に設けられる路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要(以下この条において「特定駐車場事業概要」という。)を定めようとする場合には、当該特定駐車場事業概要について、あらかじめ、公園管理者(同法第五条第一項の公園管理者をいう。次項において同じ。)の同意を得なければならない。

3 前項の特定駐車場事業概要が定められた駐車場法第四条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による駐車場整備計画の公表の日から二年以内に当該特定駐車場事業概要に基づき都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合においては、当該占用が都市公園法第七条第一項の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、公園管理者は、同法第六条第一項又は第三項の許可を与えるものとする。

(中心市街地公共空地等の設置及び管理)

第十八条 地方公共団体又は中心市街地整備推進機構は、認定中心市街地の区域内における国土交通省令で定める規模以上の土地又は建築物その他の工作物(以下この条において「土地等」という。)の所有者との契約に基づき、当該土地等に緑地、広場その他の公共空地、駐車場その他当該認定中心市街地の区域内の居住者等の利用に供する国土交通省令で定める施設(以下「中心市街地公共空地等」という。)を設置し、当該中心市街地公共空地等を管理することができる。

(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例)

第十九条 中心市街地整備推進機構が前条の規定により管理する中心市街地公共空地等内の樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第百四十二号)第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び推進機構(中心市街地の活性化に関する法律第六十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構をいう。以下同じ。)」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「推進機構」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は推進機構」とする。

(民間都市開発法の事業用地適正化計画の認定の特例)

第二十条 認定中心市街地の区域内の民間都市開発事業(民間都市開発法第二条第二項に規定する民間都市開発事業をいう。)の用に供する一団の土地の形状、面積等を適正化する計画について、民間都市開発法第十四条の二第一項若しくは第二項又は第十四条の十三第一項の

認定の申請があった場合における民間都市開発法第十四条の三の規定（民間都市開発法第十四条の十三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、民間都市開発法第十四条の三第一号中「次に掲げる」とあるのは、「次のイ、ハ及びニに掲げる」とする。

（都市計画に基づく事業の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、同法第七条の二の都市再開発方針等又は同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針に従い、認定基本計画の達成に資するため、土地区画整理事業又は市街地再開発事業の施行、道路、公園、駐車場その他の公共の用に供する施設の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（中心市街地共同住宅供給事業の計画の認定）

第二十二条 中心市街地共同住宅供給事業を実施しようとする者（地方公共団体を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより、中心市街地共同住宅供給事業の実施に関する計画を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域
- 二 共同住宅の規模及び配置
- 三 住宅の戸数並びに規模、構造及び設備
- 四 共同住宅の建設の事業に関する資金計画
- 五 住宅が賃貸住宅である場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 賃貸住宅の賃借人の資格並びに賃借人の募集及び選定の方法に関する事項
 - ロ 賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項
 - ハ 賃貸住宅の管理の方法及び期間
- 六 住宅が分譲住宅である場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 分譲住宅の譲受人の資格並びに譲受人の募集及び選定の方法に関する事項
 - ロ 分譲住宅の価額その他譲渡の条件に関する事項
 - ハ 譲渡後の分譲住宅の用途を住宅以外の用途へ変更することを規制するための措置に関する事項
- 七 その他国土交通省令で定める事項

（認定の基準）

第二十三条 市町村長は、前条第一項の認定（以下この条から第二十九条までにおいて「計画の認定」という。）の申請があった場合において、当該申請に係る同項の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

- 一 第九条第二項第四号に掲げる事項として認定基本計画に定められているものに適合するものであること。
- 二 良好な住居の環境の確保その他の市街地の環境の確保又は向上に資するものであること。

- 三 都市福利施設(居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものに限る。以下この号及び第七号において同じ。)の整備と併せて建設し、又は都市福利施設と隣接し、若しくは近接するものであること。
- 四 共同住宅が地階を除く階数が三以上の建築物の全部又は一部をなすものであり、かつ、当該建築物の敷地面積が国土交通省令で定める規模以上であること。
- 五 住宅の戸数が、国土交通省令で定める戸数以上であること。
- 六 住宅の規模、構造及び設備が、当該住宅の入居者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 七 共同住宅の建設の事業(当該事業と併せて都市福利施設の整備を行う場合には当該都市福利施設の整備に関する事業を含む。)に関する資金計画が、当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 八 住宅が賃貸住宅である場合にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 賃貸住宅の賃借人の資格を、次の(1)又は(2)に掲げる者としているものであること。
 - (1) 自ら居住するため住宅を必要とする者
 - (2) 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者
 - ロ 賃貸住宅の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。
 - ハ 賃貸住宅の賃借人の募集及び選定の方法並びに賃貸の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。
 - ニ 賃貸住宅の管理の方法が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
 - ホ 賃貸住宅の管理の期間が、住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。
- 九 住宅が分譲住宅である場合にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 分譲住宅の譲受人の資格を、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる者としているものであること。
 - (1) 自ら居住するため住宅を必要とする者
 - (2) 親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者
 - (3) 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者
 - ロ 分譲住宅の価額が、近傍同種の住宅の価額と均衡を失しないよう定められるものであること。
 - ハ 分譲住宅の譲受人の募集及び選定の方法並びに譲渡の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。
 - ニ 譲渡後の分譲住宅の用途の住宅以外の用途への変更の規制が、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六十九条又は第七十六条の三第一項の規定による建築協定の締結により行われるものであることその他の国土交通省令で定める基準に従って行われるものであること。

(計画の認定の通知)

第二十四条 市町村長は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。

(認定計画の変更)

第二十五条 計画の認定を受けた者(次条から第三十一条まで及び第八十一条において「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた第二十二条第一項の計画(第二十八条及び第三十一条において「認定計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

(報告の徴収)

第二十六条 市町村長は、認定事業者に対し、中心市街地共同住宅供給事業の実施の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第二十七条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域の土地の所有権その他当該中心市街地共同住宅供給事業の実施に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

(改善命令)

第二十八条 市町村長は、認定事業者が認定計画(第二十五条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第三十一条において同じ。)に従って中心市街地共同住宅供給事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十九条 市町村長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消すことができる。

- 一 前条の規定による命令に違反したとき。
- 二 不正な手段により計画の認定を受けたとき。

2 第二十四条の規定は、市町村長が前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(費用の補助)

第三十条 地方公共団体は、認定事業者に対して、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助に係る中心市街地共同住宅供給事業により建設された住宅の家賃又は価額)

第三十一条 認定事業者は、前条第一項の規定による補助に係る中心市街地共同住宅供給事業の認定計画に定められた賃貸住宅の管理の期間における家賃について、当該賃貸住宅の建

設に必要な費用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、公課その他必要な費用を参酌して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

- 2 前項の賃貸住宅の建設に必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があった場合として国土交通省令で定める基準に該当する場合には、当該変動後において当該賃貸住宅の建設に通常要すると認められる費用とする。
- 3 認定事業者は、前条第一項の規定による補助に係る中心市街地共同住宅供給事業により建設された分譲住宅の価額について、当該分譲住宅の建設に必要な費用、利息、分譲事務費、公課その他必要な費用を参酌して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

(資金の確保等)

第三十二条 国及び地方公共団体は、中心市街地共同住宅供給事業の実施のために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(地方住宅供給公社の業務の特例)

第三十三条 地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項が定められた認定基本計画に係る認定中心市街地の区域内において、地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第二十一条に規定する業務のほか、委託により、中心市街地共同住宅供給事業の実施並びに中心市街地共同住宅供給事業として自ら又は委託により行う共同住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び当該共同住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理の業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により地方住宅供給公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び中心市街地の活性化に関する法律第三十三条第一項に規定する業務」とする。

(地方公共団体による住宅の建設)

第三十四条 地方公共団体は、中心市街地共同住宅供給事業の実施その他の認定中心市街地の区域内における住宅の供給の状況に照らして必要と認めるときは、良好な居住環境が確保された住宅の建設に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が認定中心市街地の区域内において第二十三条の基準に準じて国土交通省令で定める基準に従い住宅の供給を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該住宅の建設に要する費用の一部を補助することができる。

(地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例)

第三十五条 認定市町村である市に対する地方住宅供給公社法第八条の規定の適用については、同条中「人口五十万以上の市」とあるのは、「人口五十万以上の市若しくは中心市街地の活性化に関する法律第十二条第一項に規定する認定市町村である市」とする。

第三十六条 削除

(大規模小売店舗立地法の特例)

第三十七条 都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条、次条及び第六十五条において「都道府県等」という。)は、認定中心市街地の区域(当該区域内に第六十五条第一項の規定により第二種大規模小売店舗立地法特例区域として定められた区域がある場合においては、当該定められた区域を除く。)のうち、大規模小売店舗(大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。)の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが特に必要な区域(以下「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」という。)を定めることができる。

- 2 都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたときは、経済産業省令で定めるところにより、その内容を公告しなければならない。
- 3 前項の公告の日(第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があったときは、次条第一項において準用する前項の公告の日)以後は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域(第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があったときは、その変更後のもの)における大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法第五条、第六条第一項から第四項まで、第七条から第十条まで、第十一条第三項、第十四条及び附則第五条の規定は、適用しない。
- 4 都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を作成しようとするときは、当該区域の存する認定市町村と協議しなければならない。
- 5 認定市町村は、認定基本計画を実施するため必要があると認めるときは、都道府県等に対し、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を記載した書面をもって第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めるよう要請することができる。
- 6 都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催その他の住民等(当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域内に居住する者、当該区域において事業活動を行う者、当該区域をその地区に含む商工会又は商工会議所その他の当該区域に存する団体その他の当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者をいう。第八項及び第九項において同じ。)の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を公告し、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 8 前項の公告に係る第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案には、次項の規定により住民等が当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について都道府県等に意見を提出するに際し参考となるべき事項として経済産業省令で定めるものを記載した書類を添付しなければならない。
- 9 第七項の規定による公告があったときは、住民等は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について、都道府県等に意見を提出することができる。

- 10 第一種大規模小売店舗立地法特例区域において大規模小売店舗を設置する者は、その大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、及び運営するよう努めなければならない。
- 11 前項の大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、当該大規模小売店舗を設置する者が同項の規定により適正な配慮をして行う当該大規模小売店舗の維持及び運営に協力するよう努めなければならない。

第三十八条 前条第二項及び第四項から第九項までの規定は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更又は廃止について準用する。

- 2 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更又は廃止の際当該変更又は廃止により第一種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなった区域において現に大規模小売店舗を設置している者は、前項において準用する前条第二項の公告の日以後最初に大規模小売店舗立地法第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨及び同項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項で当該変更に係るもの以外のものを都道府県等に届け出なければならない。この場合においては、同法附則第五条の規定は、適用しない。
- 3 前項の規定による変更に係る事項の届出は、大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出とみなす。
- 4 第二項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出とみなす。ただし、同法第五条第三項及び第四項並びに第七条から第九条までの規定は、適用しない。

(機構の行う商業活性化・都市型新事業立地促進業務)

第三十九条 機構は、認定中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するため、認定中心市街地において、都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行う。

- 2 機構は、前項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 認定中心市街地における次に掲げる施設(イに掲げる施設にあつては、これと併せて整備される商業施設を含む。)又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

イ 商業基盤施設

ロ 都市型新事業の技術に関する研究開発のための施設であつて都市型新事業の技術に関する研究開発を行う者の共用に供するもの、都市型新事業の技術に関する研究開発及びその企業化を行うための事業場又は都市型新事業に係る商品若しくは役務の展示及び販売若しくは提供のための施設

二 前項の規定により機構が行う都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場又は前号イ若しくはロに掲げる施設(以下この号において「工場等」という。)の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場等の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡

三 前二号に掲げる業務に関連する技術的援助並びに中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための計画の策定に係る技術的援助
(共通乗車船券)

第四十条 運送事業者は、認定基本計画において第九条第二項第六号イに掲げる事項として定められた公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業を行うため、認定中心市街地に来訪する旅客又は認定中心市街地の区域内を移動する旅客を対象とする共通乗車船券(二以上の運送事業者が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であって、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。)に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を共同で国土交通大臣に届け出ることができる。

2 前項の届出をした者は、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第十六条第三項後段若しくは第三十六条後段、軌道法(大正十年法律第七十六号)第十一条第二項、道路運送法第九条第三項後段又は海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第八条第一項後段(同法第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしたものとみなす。

(道路の占用の特例)

第四十一条 認定中心市街地の区域内の道路の道路管理者は、道路法第三十三条第一項の規定にかかわらず、認定基本計画の計画期間内に限り、認定基本計画に記載された第九条第四項に規定する事項に係る施設等のための道路の占用(同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をいい、同法第三十三条第二項に規定するものを除く。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域内に設けられる施設等(当該指定に係る種類のものに限る。)のためのものであること。

二 道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三 その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2 道路管理者は、前項第一号の道路の区域(以下この条において「特例道路占用区域」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。

4 前二項の規定は、特例道路占用区域の指定の変更又は解除について準用する。

5 第一項の許可に係る道路法第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十二条第二項中「申請書を」とあるのは「申請書に、中心市街地の活性化に関す

る法律(平成十年法律第九十二号)第九条第四項の措置を記載した書面を添付して、)と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

第二節 認定民間中心市街地商業活性化事業に対する特別の措置

(民間中心市街地商業活性化事業計画の認定)

第四十二条 民間中心市街地商業活性化事業(認定基本計画に記載されたものに限る。)を実施しようとする者は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、民間中心市街地商業活性化事業に関する計画(以下この条及び次条において「民間中心市街地商業活性化事業計画」という。)を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該民間中心市街地商業活性化事業計画に関し意見を付すことができる。

3 民間中心市街地商業活性化事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 民間中心市街地商業活性化事業の目標及び内容
- 二 民間中心市街地商業活性化事業の実施時期
- 三 民間中心市街地商業活性化事業を行うのに必要な資金の額及び調達方法

4 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その民間中心市街地商業活性化事業計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針のうち第八条第二項第七号に掲げる事項の内容に照らして適切なものであること。
- 二 当該民間中心市街地商業活性化事業が確実に実施される見込みがあること。

5 経済産業大臣は、前項の認定を行ったときは、関係都道府県に対して、速やかにその旨を通知しなければならない。

(認定民間中心市街地商業活性化事業計画の変更等)

第四十三条 前条第四項の認定を受けた者(以下「認定民間中心市街地商業活性化事業者」という。)は、当該認定に係る民間中心市街地商業活性化事業計画(以下「認定民間中心市街地商業活性化事業計画」という。)を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、認定民間中心市街地商業活性化事業者が作成した認定民間中心市街地商業活性化事業計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)に従って民間中心市街地商業活性化事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(機構の協力業務)

第四十四条 機構は、認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者の依頼に応じ、その行う民間中心市街地商業活性化事業(第七条第九項第二号に掲げる事業にあつては、

中小小売商業者の経営のためにするものに限る。)に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第四十五条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定民間中心市街地商業活性化事業計画に従って民間中心市街地商業活性化事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定民間中心市街地商業活性化事業計画に従って民間中心市街地商業活性化事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等(中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この号及び次項において同じ。)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(指導及び助言)

第四十六条 国及び地方公共団体は、認定民間中心市街地商業活性化事業者に対し、認定民間中心市街地商業活性化事業計画に係る事業を的確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第四十七条 経済産業大臣は、認定民間中心市街地商業活性化事業者に対し、民間中心市街地商業活性化事業の実施状況について報告を求めることができる。

第三節 認定特定民間中心市街地活性化事業及び認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する特別の措置

(特定民間中心市街地活性化事業計画の認定)

第四十八条 特定民間中心市街地活性化事業(認定基本計画に記載されたものに限る。)を実施しようとする者(第七条第七項第五号に定める事業を実施しようとする場合にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者とし、同項第六号に定める事業を実施しようとする場合にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者を、同項第七号に定める

事業を実施しようとする場合にあっては特定会社を設立しようとする者を、同条第八項に規定する事業及び同条第十項各号に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「特定民間中心市街地活性化事業者」という。)は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、特定民間中心市街地活性化事業に関する計画(以下「特定民間中心市街地活性化事業計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

- 2 前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該特定民間中心市街地活性化事業計画に関し意見を付すことができる。
- 3 特定民間中心市街地活性化事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 特定民間中心市街地活性化事業の目標及び内容
 - 二 特定民間中心市街地活性化事業の実施時期
 - 三 特定民間中心市街地活性化事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
- 4 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その特定民間中心市街地活性化事業計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針のうち第八条第二項第七号及び第八号に掲げる事項の内容に照らして適切なものであること。
 - 二 当該特定民間中心市街地活性化事業が確実に実施される見込みがあること。
 - 三 特定民間中心市街地活性化事業者が貨物運送効率化事業を実施する場合であって当該貨物運送効率化事業が第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送(貨物自動車運送事業法第二条第七項の貨物自動車利用運送をいう。以下同じ。)に該当するときは、当該特定民間中心市街地活性化事業者が貨物利用運送事業法第六条第一項第一号から第四号まで又は貨物自動車運送事業法第五条各号のいずれにも該当しないこと。
- 四 特定民間中心市街地活性化事業者が中小小売商業高度化事業を実施する場合にあっては、当該中小小売商業高度化事業の適切な実施を図るために必要な要件として政令で定めるものに該当すること及び当該特定民間中心市街地活性化事業者が、経済産業省令で定めるところにより、現に事業の用に供されていない土地又は店舗用の建物の相当数の所有者等(所有権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者をいう。第五十条において同じ。)の協力を得て行う取組であって、当該中小小売商業高度化事業の効果的な実施に資するものを行うと見込まれること。
- 5 主務大臣は、前項の規定による認定を行ったときは、関係都道府県に対して、速やかにその旨を通知しなければならない。

(認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更等)

第四十九条 前条第四項の認定を受けた者(以下「認定特定民間中心市街地活性化事業者」という。)は、当該認定に係る特定民間中心市街地活性化事業計画(以下「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」という。)を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定特定民間中心市街地活性化事業者が作成した認定特定民間中心市街地活性化事業計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)に従って特定民間中心市街地活性化事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定)

第五十条 特定民間中心市街地経済活力向上事業(認定基本計画に記載されたものに限る。)を実施しようとする者(第七条第七項第五号に定める事業を実施しようとする場合にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者とし、同項第六号に定める事業を実施しようとする場合にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者を、同項第七号に定める事業を実施しようとする場合にあっては特定会社を設立しようとする者を、同条第八項に規定する事業及び同条第十項第一号に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。第四項において「特定民間中心市街地経済活力向上事業者」という。)は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、特定民間中心市街地経済活力向上事業に関する計画(以下この条及び次条において「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」という。)を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に関し意見を付すことができる。

3 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標及び内容
- 二 特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施時期
- 三 特定民間中心市街地経済活力向上事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
- 四 第五十八条第一項に規定する大規模小売店舗立地法の特例の適用を受けようとする場合にあっては、その旨及び当該特例の適用を受けて設置しようとする大規模小売店舗の所在地その他経済産業省令で定める事項

4 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その特定民間中心市街地経済活力向上事業計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 前項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項が基本方針のうち第八条第二項第七号、第八号及び第十一号に掲げる事項の内容に照らして適切なものであること。
- 二 当該特定民間中心市街地経済活力向上事業が確実に実施される見込みがあること。
- 三 特定民間中心市街地経済活力向上事業者が中小小売商業高度化事業を実施する場合にあっては、当該中小小売商業高度化事業の適切な実施を図るために必要な要件として政令で定めるものに該当すること及び当該特定民間中心市街地経済活力向上事業者が、経済

産業省令で定めるところにより、現に事業の用に供されていない土地又は店舗用の建物の相当数の所有者等の協力を得て行う取組であって、当該中小小売商業高度化事業の効果的な実施に資するものを行うと見込まれること。

- 5 経済産業大臣は、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に第三項第四号に掲げる事項が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該事項に係る大規模小売店舗の所在地の属する都道府県の知事に協議し、その同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、前項の規定による協議があった場合において必要があると認めるときは、特定民間中心市街地経済活力向上事業者に対し、住民等（当該協議に係る大規模小売店舗の所在地の属する認定中心市街地の区域内に居住する者、当該区域において事業活動を行う者、当該区域をその地区に含む商工会又は商工会議所その他の当該区域に存する団体その他の第三項第四号に掲げる事項について意見を有する者をいう。第八項において同じ。）に、説明会の開催その他の第三項第四号に掲げる事項の内容を周知させるために必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 7 都道府県は、第五項の規定による協議があったときは、経済産業省令で定めるところにより、第三項第四号に掲げる事項について公告し、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 8 前項の規定による公告があったときは、住民等は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された第三項第四号に掲げる事項について、都道府県に意見を提出することができる。
- 9 経済産業大臣は、第四項の認定を行ったときは、関係都道府県に対して、速やかにその旨を通知しなければならない。

（認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の変更等）

第五十一条 前条第四項の認定を受けた者（以下「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者」という。）は、当該認定に係る特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（以下「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」という。）を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

- 2 経済産業大臣は、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者が作成した認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って特定民間中心市街地経済活力向上事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 前条第二項及び第四項から第九項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（機構の行う経済活力向上業務）

第五十二条 機構は、認定中心市街地における商業の活性化を促進するため、認定特定民間中心市街地活性化事業者又は認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者（第五十九条において「認定特定事業者」という。）が認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（次条及び第五十九条において「認定特定計画」という。）に従って行う特定商業施設等整備事業に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株

式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。)及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行う。

- 2 機構は、認定中心市街地における経済活力の向上を促進するため、認定市町村に対し、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者(中小企業者及び一般社団法人、一般財団法人その他の経済産業省令で定める者であるものに限る。)が認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って行う特定民間中心市街地経済活力向上事業(経済産業省令で定めるものに限る。)を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金の一部の貸付けの業務を行う。

(中小企業信用保険法の特例)

第五十三条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下この条において「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下この条において「無担保保険」という。)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下この条において「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定特定計画に基づく第七条第七項第一号から第六号までに定める中小小売商業高度化事業又は同条第十項第一号に掲げる特定事業(特定会社又は一般社団法人等が当該特定事業を実施する場合にあつては、当該特定会社又は当該一般社団法人等が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る。))の実施に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証(以下「中心市街地商業等活性化関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	中心市街地商業等活性化関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	中心市街地商業等活性化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	中心市街地商業等活性化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

- 2 認定特定計画に基づく第七条第七項第七号に定める中小小売商業高度化事業又は同条第十項第一号に掲げる特定事業(以下この条において「認定中小小売商業高度化支援等事業」という。)を実施する一般社団法人等(一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財

産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。)であって、当該認定中小小売商業高度化支援等事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第二項に規定する認定中小小売商業高度化支援等事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

- 3 普通保険又は無担保保険の保険関係であって、中心市街地商業等活性化支援関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証であって、特定会社又は前項の一般社団法人等が行う認定中小小売商業高度化支援等事業(特定会社又は一般社団法人等が当該認定中小小売商業高度化支援等事業を実施する場合にあつては、当該特定会社又は当該一般社団法人等が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を除く。)の実施に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた者に係るものについての中小企業信用保険法第三条第一項並びに第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同法第三条第一項中「二億円」とあるのは「四億円(中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第二項に規定する認定中小小売商業高度化支援等事業に必要な資金(以下「中心市街地商業等活性化支援資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」と、同法第三条の二第一項及び第三項中「八千万円」とあるのは「一億六千万円(中心市街地商業等活性化支援資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、八千万円)」とする。

- 4 普通保険の保険関係であって、中心市街地商業等活性化関連保証又は中心市街地商業等活性化支援関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

- 5 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であって、中心市街地商業等活性化関連保証又は中心市街地商業等活性化支援関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(食品等流通合理化促進機構の業務の特例)

第五十四条 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)第十六条第一項の規定により指定された食品等流通合理化促進機構は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、認定中心市街地における食品の流通の円滑化を促進するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地食品流通円滑化事業(次号において「認定食品流通円滑化事業」という。)に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。
- 二 認定食品流通円滑化事業を実施する者に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の適用)

第五十五条 前条の規定により食品等流通合理化促進機構の業務が行われる場合には、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第十八条第一項中「前条第一号に掲げる業務」とあるのは「前条第一号に掲げる業務及び中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地活性化法」という。)第五十四条第一号に掲げる業務」と、同法第十九条第一項中「第十七条第一号に掲げる業務」とあるのは「第十七条第一号に掲げる業務及び中心市街地活性化法第五十四条第一号に掲げる業務」と、同法第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号中「第十七条各号に掲げる業務」とあるのは「第十七条各号に掲げる業務又は中心市街地活性化法第五十四条各号に掲げる業務」と、同項第三号中「この節」とあるのは「この節若しくは中心市街地活性化法」と、同法第三十二条第二号中「第二十三条第一項」とあるのは「中心市街地活性化法第五十五条の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項」と、同条第三号中「第二十四条」とあるのは「中心市街地活性化法第五十五条の規定により読み替えて適用する第二十四条」とする。

(道路運送法の特例)

第五十六条 第七条第十項第三号に掲げる事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者が認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従って当該事業を行うに当たり道路運送法第十五条第一項の認可を受けなければならない場合又は同条第三項若しくは同法第十五条の三第二項の届出を行わなければならない場合には、これらの規定にかかわらず、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

(貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の特例)

第五十七条 貨物運送効率化事業を実施しようとする特定民間中心市街地活性化事業者であって第一種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第三条第一項の登録(以下この条において「第一種貨物利用運送事業登録」という。)を受けていないもの又は貨物自動車利用運送を行わないものとして貨物自動車運送事業法第三条の許可(同法第九条第一項の認可を含む。)を受けているものが特定民間中心市街地活性化事業計画に従って実施しようとする事業が第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送に該当する場合において、当該特定民間中心市街地活性化事業者がその特定民間中心市街地活性化事業計画について第四十八条第四項の認定を受けたときは、当該特定民間中心市街地活性化事業者は、第一種貨物利用運送事業登録を受けたものとみなし、又は貨物自動車利用運送を行うものとしての同法第九条第一項の認可(以下「貨物自動車利用運送変更認可」という。)を受けたものとみなす。

- 2 前項の規定により第一種貨物利用運送事業登録又は貨物自動車利用運送変更認可を受けたものとみなされる者については、当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画のうち貨物利用

運送事業法第五条第一項第一号に掲げる事項に相当する部分が登録されたものとみなし、又は貨物自動車運送事業法第四条第一項第二号及び第二項第二号に掲げる事項に相当する部分を同条第一項第二号の事業計画とみなして、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法の規定を適用する。

- 3 貨物運送効率化事業を実施しようとする特定民間中心市街地活性化事業者であって第一種貨物利用運送事業登録又は貨物自動車利用運送変更認可を受けているもの（第一項の規定により第一種貨物利用運送事業登録又は貨物自動車利用運送変更認可を受けたものとみなされる者を除く。）が特定民間中心市街地活性化事業計画に従って実施しようとする事業が第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送に該当し、かつ、これを実施するに当たり貨物利用運送事業法第七条第一項の変更登録を受け、若しくは同条第三項の規定による届出をし、又は貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可を受け、若しくは同条第三項の規定による届出をしなければならぬ場合において、当該特定民間中心市街地活性化事業者がその特定民間中心市街地活性化事業計画について第四十八条第四項の認定を受けたときは、当該特定民間中心市街地活性化事業者は、これらの規定により変更登録を受け、若しくは届出をし、又は認可を受け、若しくは届出をしたものとみなす。
- 4 貨物運送効率化事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者が認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従って第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送を行っている場合において、貨物利用運送事業法第七条第一項の変更登録を受け、若しくは同条第三項の規定による届出をし、又は貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可を受け、若しくは同条第三項の規定による届出をしなければならない事項について、当該認定特定民間中心市街地活性化事業者がその認定特定民間中心市街地活性化事業計画について第四十九条第一項の認定を受けたときは、当該認定特定民間中心市街地活性化事業者は、これらの規定により変更登録を受け、若しくは届出をし、又は認可を受け、若しくは届出をしたものとみなす。
- 5 貨物運送効率化事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者のうち第七条第十項第四号ロに掲げる事業を実施する者が事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって政令で定めるもの又は一般社団法人である場合にあっては、当該認定特定民間中心市街地活性化事業者が認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従って行う第一種貨物利用運送事業であって荷主を認定特定民間中心市街地活性化事業者の構成員に限定して行うものについては、貨物利用運送事業法第八条第一項及び第九条（同法第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。
- 6 貨物運送効率化事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者たる第一種貨物利用運送事業者（第一種貨物利用運送事業登録を受けた者をいう。）が認定特定民間中心市街地活性化事業者たる他の運送事業者と認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従って貨物利用運送事業法第十一条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従ってこれを変更したときも、同様とする。

- 7 第一項の規定により第一種貨物利用運送事業登録を受けたものとみなされる者に係る登録簿への記載その他の手続的事項については、国土交通省令で定める。

(大規模小売店舗立地法の特例)

第五十八条 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に記載された第五十条第三項第四号に掲げる事項に係る大規模小売店舗(次項及び第三項において「認定特例大規模小売店舗」という。)については、大規模小売店舗立地法第五条、第六条第一項から第四項まで、第七条から第十条まで、第十一条第三項、第十四条及び附則第五条の規定は、適用しない。

- 2 認定特例大規模小売店舗を設置する者は、その認定特例大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該認定特例大規模小売店舗を維持し、及び運営するよう努めなければならない。
- 3 認定特例大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、当該認定特例大規模小売店舗を設置する者が前項の規定により適正な配慮をして行う当該認定特例大規模小売店舗の維持及び運営に協力するよう努めなければならない。

(指導及び助言)

第五十九条 国及び地方公共団体は、認定特定事業者に対し、認定特定計画に係る事業を的確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第六十条 主務大臣は、認定特定民間中心市街地活性化事業者に対し、特定民間中心市街地活性化事業の実施状況について報告を求めることができる。

- 2 経済産業大臣は、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者に対し、特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施状況について報告を求めることができる。

第四節 中心市街地の活性化のためのその他特別の措置

(中心市街地整備推進機構の指定)

第六十一条 市町村長は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、中心市街地整備推進機構(以下「推進機構」という。)として指定することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 推進機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(推進機構の業務)

第六十二条 推進機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 中心市街地の整備改善に関する事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

- 二 中心市街地の整備改善に資する建築物その他の施設であつて国土交通省令で定めるものを認定基本計画の内容に即して整備する事業を行うこと又は当該事業に参加すること。
- 三 中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 四 中心市街地公共空地等の設置及び管理を行うこと。
- 五 中心市街地の整備改善に関する調査研究を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の整備改善を推進するために必要な業務を行うこと。

(監督等)

第六十三条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進機構に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 市町村長は、推進機構が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 市町村長は、推進機構が前項の規定による命令に違反したときは、第六十一条第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
- 5 第三項の規定により第六十一条第一項の指定を取り消した場合における前条第三号に規定する土地の取得に係る業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

(情報の提供等)

第六十四条 国及び関係地方公共団体は、推進機構に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(大規模小売店舗立地法の特例)

第六十五条 都道府県等は、中心市街地の区域(当該区域内に第三十七条第一項の規定により第一種大規模小売店舗立地法特例区域として定められた区域がある場合においては、当該定められた区域を除く。)において大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが必要な区域(以下「第二種大規模小売店舗立地法特例区域」という。)を定めることができる。

- 2 第四項において準用する第三十七条第二項の公告の日(第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があつたときは、第四項において準用する第三十八条第一項において準用する第三十七条第二項の公告の日)以後は、第二種大規模小売店舗立地法特例区域(第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があつたときは、その変更後のもの)における大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六条第一項若しくは第二項の規定による届出(第三十八条第三項の規定により同法第六条第二項の規定による届出とみなされる第三十八条第二項の規定による変更に係る事項の届出及び同法附則第五条第四項の規定により同法第六条第二項の規定による届出とみなされる同法附則第五条第一項

(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出を含む。第五項において同じ。)に係る同法第五条第一項各号に掲げる事項の変更については、同法第五条第四項、第六条第四項、第八条及び第九条の規定は、適用しない。

- 3 第二種大規模小売店舗立地法特例区域に係る大規模小売店舗立地法第五条第一項及び第六条第二項の規定による届出には、同法第五条第二項(同法第六条第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、経済産業省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 4 第三十七条第二項、第四項から第九項まで及び第三十八条第一項の規定は、第二種大規模小売店舗立地法特例区域について準用する。この場合において、第三十七条第四項中「認定市町村」とあるのは「市町村」と、同条第五項中「認定市町村は、認定基本計画を実施するため」とあるのは「市町村は、中心市街地において大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図るため」と読み替えるものとする。
- 5 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更又は廃止があった場合においては、当該変更又は廃止により第二種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなった区域に係る当該変更又は廃止前の大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る同法第五条第一項各号に掲げる事項の変更については、当該変更又は廃止後においても、同法第五条第四項、第六条第四項、第八条及び第九条の規定は、適用しない。

第五章 中心市街地活性化本部

(設置)

第六十六条 中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、中心市街地活性化本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第六十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本方針の案の作成に関すること。
- 二 認定の申請がされた基本計画についての意見(第九条第十一項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により内閣総理大臣に対し述べる意見をいう。)に関すること。
- 三 前号に掲げるもののほか、基本方針に基づく施策の実施の推進に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第六十八条 本部は、中心市街地活性化本部長、中心市街地活性化副本部長及び中心市街地活性化本部員をもって組織する。

(中心市街地活性化本部長)

第六十九条 本部の長は、中心市街地活性化本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(中心市街地活性化副本部長)

第七十条 本部に、中心市街地活性化副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(中心市街地活性化本部員)

第七十一条 本部に、中心市街地活性化本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第七十二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第七十三条 本部に関する事務は、内閣府において処理する。

(主任の大臣)

第七十四条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第七十五条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(地方債についての配慮)

第七十六条 地方公共団体が認定基本計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保)

第七十七条 国及び地方公共団体は、その財政収支の状況を踏まえつつ、認定基本計画の達成に資する施設の整備その他の事業に必要な資金の確保に努めなければならない。

(主務大臣)

第七十八条 第四十八条第一項、第二項、第四項及び第五項、第四十九条第一項及び第二項並びに第六十条第一項における主務大臣は、特定民間中心市街地活性化事業を所管する大臣とする。

(権限の委任)

第七十九条 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(罰則)

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十八条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った者
- 二 第六十五条第三項の添付書類に虚偽の記載をして提出した者

第八十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十条第一項の規定による補助を受けた認定事業者で、当該補助に係る中心市街地共同住宅供給事業により建設される住宅についての第二十八条の規定による市町村長の命令に違反したもの
- 二 第三十一条第一項又は第三項の規定に違反した者

第八十二条 第二十六条、第四十七条又は第六十条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第八十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十条、第八十一条第一号若しくは第二号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 削除

第三条 削除

第四条 削除

(国の無利子貸付け等)

第五条 国は、当分の間、都道府県に対し、認定中心市街地における商業基盤施設又は商業施設を整備する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県が自ら行う場合にあってはその要する費用に充てる資金の一部を、市町村、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人又は中小小売商業高度化事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者が行う場合にあってはそれらの者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

- 2 国は、当分の間、市町村に対し、認定中心市街地における商業基盤施設又は商業施設を整備する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該市町村が自ら行う場合にあってはその要する費用に充てる資金の一部を、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人又は中小小売商業高度化事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者が行う場合にあってはそれらの者に対し当該市町村が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。
- 3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。
- 4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 5 国は、第一項又は第二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 6 地方公共団体が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附 則 (平成一〇年一〇月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年六月一日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第十九条まで及び第二十一条から第六十六条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一一年六月一六日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第七十二条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成十一年七月三〇日法律第一一七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成十一年一二月三日法律第一四六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定める。

附 則（平成十一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成十一年一二月二二日法律第二二二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第四条の規定並びに第七条中中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第九条の改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定、附則第十五条中激甚じん 災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第十三条の改正規定、附則第十六条の規定、附則第十八条中中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第百一号)第五条の二の改正規定、附則第二十条中中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十一条の改正規定、附則第二十三条中中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)第八条の改正規定、附則第二十五条中エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)第二十二条の改正規定、附則第二十六条、第二十七条及び第二十九条の規定、附則第三十条中中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)第二十五条の改正規定、附則第三十一条中新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)第二十一条の改正規定、附則第三十二条中中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)第七条、第十二条及び附則第三条の改正規定、附則第三十四条中産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第二十五条及び第二十七条の改正規定、附則第三十五条中中央省庁等改革関係法施行法第九百二条の改正規定並びに附則第三十六条の規定 平成十二年四月一日

附 則（平成十一年一月二日法律第二二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日法律第一六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第八条及び第十条(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律附則第二十四条及び第二十五条の改正規定に限る。)並びに附則第二条から第七条まで、第十条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条から第二十一条まで及び第二十九条の規定は平成十四年三月三十一日から、第四条、第六条、第九条及び第十条(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第二十八条及び附則第二十三条の改正規定に限る。)並びに附則第八条、第九条、第十三条、第十六条及び第二十二条から第二十七条までの規定は同年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年五月一九日法律第七三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一二年五月二六日法律第八六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一二年一二月一日法律第一三六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一三年六月二七日法律第七五号） 抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、振替機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一三年一二月七日法律第一四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一四年二月八日法律第一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年三月三十一日法律第一一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一四年六月一二日法律第六五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第八十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一四年六月一九日法律第七七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一四年十一月二二日法律第一〇九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一四年一二月六日法律第一三四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年一二月一一日法律第一四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の成立の時から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条から附則第五条まで並びに附則第十八条及び第五十二条の規定 公布の日

二 第一条（第二号に係る部分に限る。）並びに附則第八条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三條及び第三十九條の規定、附則第五十条中経済産業省設置法

(平成十一年法律第九十九号)第四条第一項第三十九号の改正規定並びに附則第五十一条の規定 平成十五年四月一日

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条ただし書各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年六月二〇日法律第一〇〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年四月二一日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は時から施行する。

- 一 第二条、次条(中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第百四十六号)附則第九条から第十八条までの改正規定を除く。)並びに附則第三条から第七条まで、第十一条、第二十二條及び第三十条の規定 公布の日
- 二 前号に掲げる規定以外の規定 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)の成立の時

附 則 (平成一六年六月九日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則（平成一七年三月三十一日法律第二一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一七年四月二七日法律第三四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一七年七月二六日法律第八七号） 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則（平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第二百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年六月七日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、第一条の規定による改正後の中心市街地の活性化に関する法律（以下「新法」という。）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(以下「旧法」という。)第六条第一項の規定により作成された基本計画(以下「旧基本計画」という。)において同条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せて旧法第七条第一項に規定する施設の整備が定められている場合における同項の規定による当該土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十条第一項の規定により指定されている中心市街地整備推進機構は、新法第五十一条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構とみなす。

2 前項において指定されたものとみなされた中心市街地整備推進機構は、新法第五十二条各号に掲げる業務のほか、旧法第十一条第二号に掲げる業務を行うものとする。この場合において、旧法第十二条及び第十三条の規定の適用については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際現に旧基本計画に旧法第十四条第一項の規定による路外駐車場の整備に関する事項が定められている場合における同条第二項の規定による特定駐車事業概要を定める手続及び同条第三項の規定による都市公園の地下の占用の許可については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行前に旧法第十六条第一項の規定により認定の申請がされた同項の特定事業計画であってこの法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての主務大臣の認定については、なお従前の例による。

2 前項の規定に基づき従前の例により認定を受けた旧法第十六条第一項の特定事業計画は、第六項及び附則第十四条の規定の適用については、旧法第十七条第二項の認定特定事業計画とみなす。

3 前項の特定事業計画を実施する者は、附則第九条第二項、第十条第一項、第十二条、第十三条及び第十五条の規定の適用については、旧法第十七条第一項の認定特定事業者とみなす。

4 第二項の特定事業計画に基づく旧法第四条第四項第二号に掲げる特定事業は、附則第十条第二項の規定の適用については、旧法第二十六条第二項の認定中小小売商業高度化支援等事業とみなす。

5 第二項の特定事業計画に係る旧法第四条第四項第三号の中心市街地食品流通円滑化事業は、附則第十一条の規定の適用については、旧法第二十七条第一号の認定食品流通円滑化事業とみなす。

6 旧法第十七条第二項の認定特定事業計画の変更の認定及び取消しについては、なお従前の例による。

第七条 旧法第十九条第二項の中小小売商業高度化事業構想の変更の認定及び取消しについては、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行前に旧法第二十条第一項の規定により認定の申請がされた同項の中小小売商業高度化事業計画であってこの法律の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについての経済産業大臣の認定については、なお従前の例による。

2 前項の規定に基づき従前の例により認定を受けた旧法第二十条第一項の中小小売商業高度化事業計画は、第五項及び附則第十四条の規定の適用については、旧法第二十一条第二項の認定中小小売商業高度化事業計画とみなす。

3 前項の中小小売商業高度化事業計画を実施する者は、附則第十条第一項及び第十五条の規定の適用については、旧法第二十一条第一項の認定中小小売商業高度化事業者とみなす。

4 第二項の中小小売商業高度化事業計画に基づく旧法第四条第五項第七号の中小小売商業高度化事業は、附則第十条第二項の規定の適用については、旧法第二十六条第二項の認定中小小売商業高度化支援等事業とみなす。

5 旧法第二十一条第二項の認定中小小売商業高度化事業計画の変更の認定及び取消しについては、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行の際現に旧法第二十二条第一項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)が整備し、又は管理している同号に規定する工場若しくは事業場又は施設に係る同号に規定する機構の業務については、なお従前の例による。

2 旧法第十七条第一項の認定特定事業者に関する旧法第二十二条第二項第一号に規定する債務の保証については、なお従前の例による。

第十条 旧法第十七条第一項の認定特定事業者及び旧法第二十一条第一項の認定中小小売商業高度化事業者に関する旧法第二十六条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証についての同条に規定する中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の特例については、なお従前の例による。

2 旧法第二十六条第二項の認定中小小売商業高度化支援等事業を実施する公益法人であって、当該認定中小小売商業高度化支援等事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについての旧法第二十六条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

第十一条 旧法第二十七条第一号の認定食品流通円滑化事業に係る同条各号に規定する食品流通構造改善促進機構の業務については、なお従前の例による。

第十二条 旧法第十七条第一項の認定特定事業者に係る旧法第二十九条の規定による道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の特例については、なお従前の例による。

第十三条 旧法第十七条第一項の認定特定事業者に係る旧法第三十条の規定による貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)及び貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の特例については、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行の日前に、旧法第十七条第二項の認定特定事業計画又は旧法第二十一条第二項の認定中小小売商業高度化事業計画に係る商業基盤施設を設置した者につい

て、地方公共団体が旧法第三十四条の規定により不動産取得税又は固定資産税に係る不均一の課税をした場合における地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

第十五条 旧法第十七条第一項の認定特定事業者及び旧法第二十一条第一項の認定中小小売商業高度化事業者に関する旧法第三十六条に規定する報告の徴収については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 新法第三十六条第一項に規定する第一種大規模小売店舗立地法特例区域又は新法第五十五条第一項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域に係る公告の日前にした当該公告に係る区域内の大規模小売店舗(大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。)に係る行為に対する大規模小売店舗立地法の罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年六月一日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第四十五条第二号の規定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の公布の日

四 第二条の規定並びに附則第二十九条及び第四十二条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日又は地方自治法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十五号)の施行の日の翌日のいずれか遅い日

(罰則に関する経過措置)

第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(中心市街地の活性化に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第七条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前である場合には、第百五十二条のうち中心市街地の活性化に関する法律第九条第六項の改正規定中「第九条第六項」とあるのは、「第九条第五項」とする。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第百二条の規定は、公布の日から施行する。

(処分等の効力)

第百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第百一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附 則 (平成二六年四月二五日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後平成三十六年三月三十一日までの間に、この法律による改正後の中心市街地の活性化に関する法律(次条において「新法」という。)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(基本計画に関する経過措置)

第三条 新法第九条第五項の規定は、この法律の施行後に認定又は変更の認定の申請がされた基本計画に適用し、この法律の施行前に認定又は変更の認定の申請がされた基本計画については、なお従前の例による。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化・都市型新事業立地促進業務に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の中心市街地の活性化に関する法律第三十八条第一項(同項第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し、又は管理している同号イ若しくはロの施設に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務については、同項の規定は、この法律の施行後もなおその効力を有する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年五月二一日法律第四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年五月七日法律第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二七日法律第二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条(中小企業信用保険法附則に一項を加える改正規定を除く。)並びに附則第五条から第十二条まで及び第十五条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年七月一五日法律第五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中国家戦略特別区域法第八条第九項の改正規定(「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。)、同法第十条第二項の改正規定(「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。)及び同法第二十七条の次に見出し及び三条を加える改正規定並びに附則第十四条及び第十九条の規定 公布の日

(政令への委任)

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二七年九月一一日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二九年五月一二日法律第二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二九年六月二日法律第五〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。
（奄美群島振興開発特別措置法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 この法律の施行の際現に次の各号に掲げる認定を受けている当該各号に定める計画については、新通訳案内士法第五十四条第一項に規定する地域通訳案内士育成等計画であって同条第三項の同意を得たものとみなす。

一・二 略

三 附則第十一条の規定による改正前の中心市街地の活性化に関する法律（以下この条において「旧中心市街地活性化法」という。）第九条第十項の認定（旧中心市街地活性化法第十一条第一項の変更の認定を含む。）旧中心市街地活性化法第九条第一項に規定する基本計画（旧中心市街地活性化法第七条第十項に規定する中心市街地特例通訳案内士育成等事業を定めたものに限る。）

2 この法律の施行の際現に次の各号に掲げる規定において準用する旧通訳案内士法第十八条の規定による当該各号に定める登録を受けている者については、新通訳案内士法第五十七条において準用する新通訳案内士法第十八条の規定による地域通訳案内士の登録を受けた者とみなす。

一～三 略

四 旧中心市街地活性化法第三十六条第八項 中心市街地特例通訳案内士の登録

- 3 次の各号に掲げる規定において読み替えて準用する旧通訳案内士法第十九条の規定による当該各号に定める登録簿は、新通訳案内士法第五十七条において読み替えて準用する新通訳案内士法第十九条の規定による地域通訳案内士登録簿とみなす。

一～三 略

四 旧中心市街地活性化法第三十六条第八項 中心市街地特例通訳案内士登録簿

- 4 この法律の施行の際現に次の各号に掲げる規定において読み替えて準用する旧通訳案内士法第二十二条の規定により交付されている当該各号に定める登録証は、新通訳案内士法第五十七条において読み替えて準用する新通訳案内士法第二十二条の規定により交付された地域通訳案内士登録証とみなす。

一～三 略

四 旧中心市街地活性化法第三十六条第八項 中心市街地特例通訳案内士登録証

- 5 第二項の規定により新通訳案内士法第五十七条において準用する新通訳案内士法第十八条の規定による地域通訳案内士の登録を受けた者とみなされた者について、施行日前に、次に掲げる規定において準用する旧通訳案内士法第三十三条第一項第二号又は第三号の規定による懲戒の処分の理由とされている事実があったときは、新通訳案内士法第五十七条において準用する新通訳案内士法第二十五条第三項の規定による名称の使用の停止の処分又は登録の取消しの理由とされている事実があったものとみなして、同項の規定を適用する。

一～三 略

四 旧中心市街地活性化法第三十六条第九項

- 6 次に掲げる規定において準用する旧通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受け、この法律の施行の際現に業務の停止の期間中である者については、当該処分を受けた日において新通訳案内士法第五十七条において準用する新通訳案内士法第二十五条第三項の規定により地域通訳案内士の名称の使用の停止の処分を受けた者とみなす。

一～三 略

四 旧中心市街地活性化法第三十六条第九項

- 7 前各項に規定するもののほか、この法律の施行前にされた次に掲げる処分その他の行為は、この法律の施行後は、新通訳案内士法の相当規定によりされた処分その他の行為とみなす。

一～三 略

四 旧中心市街地活性化法第三十六条第一項の規定の適用を受けて旧中心市街地活性化法の規定によりされた処分その他の行為

- 8 前各項に規定するもののほか、この法律の施行の際現にされている次に掲げる申請その他の行為は、この法律の施行後は、新通訳案内士法の相当規定によりされた申請その他の行為とみなす。

一～三 略

四 旧中心市街地活性化法第三十六条第一項の規定の適用を受けて旧中心市街地活性化法の規定によりされている申請その他の行為

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成三〇年六月二二日法律第六二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第五条、第八条、第九条及び第三十二条の規定 公布の日

(中心市街地の活性化に関する法律等の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 附則第七条第一項の規定により新食品等流通法第十六条第一項の規定による指定を受けたものとみなされた旧機構は、新食品等流通法第十七条各号に掲げる業務及び旧債務保証業務等のほか、次の各号に掲げる規定により施行日前に旧機構が締結した債務保証契約に係る当該各号に定める規定に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下この条において「旧特例債務保証業務等」という。)を行うものとする。この場合において、旧特例債務保証業務等は、新食品等流通法の適用については、新食品等流通法第十七条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務とみなす。

- 一 附則第十九条の規定による改正前の中心市街地の活性化に関する法律第五十四条(第一号に係る部分に限る。) 同号

(罰則に関する経過措置)

第三十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則（令和二年六月三日法律第三六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

中心市街地の活性化に関する法律施行令
(平成十年七月二十三日政令第二百六十三号)

最終改正：令和二年十一月二〇日政令第三二九号

内閣は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)第四条第三項第三号及び第六号、第四項第三号及び第五号並びに第五項第七号、第七条第一項及び第三項、第十一条第三号、第十八条第一項、第二十条第四項(同法第二十一条第三項において準用する場合を含む。)、第二十四条、第二十五条、第二十六条第五項、第三十条第五項並びに第四十条の規定に基づき、この政令を制定する。

(中小企業者の範囲)

第一条 中心市街地の活性化に関する法律(以下「法」という。)第七条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は 出資の総額	従業員 の数
一	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

2 法第七条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

(特定会社の要件)

第二条 法第七条第七項第七号の政令で定める要件は、株式会社にあつては総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下この条、第六条並びに第十二条第五項第二号及び第六項第一号において同じ。)の議決権に占める中小企業者以外の会社(以下この条及び第十二条第六項第一号において「大企業者」という。)の有する議決権の割合が二分の一未満であること(独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する場合にあつては、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資後において、総株主の議決権に占める大企業者の有する議決権の割合が二分の一未満となることが確実に認められる

こと)、持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第六条及び第十二条第五項第二号において同じ。))にあってはその社員(業務執行権を有しないものを除く。)に占める大企業者の割合が二分の一未満であることとする。

(中心市街地食品流通円滑化事業の実施主体に出資又は拠出する法人等)

第三条 法第七条第十項第二号の事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その他の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 協業組合、商工組合及び商工組合連合会
- 三 生活衛生同業組合及び生活衛生同業小組合並びに生活衛生同業組合連合会
- 四 消費生活協同組合連合会
- 五 農業協同組合連合会
- 六 漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会
- 七 森林組合連合会

2 法第七条第十項第二号の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものは、食品の小売業の振興を図ることを目的とする法人とする。

(貨物運送効率化事業に係る施設)

第四条 法第七条第十項第四号イの政令で定める施設は、特定の中心市街地からの貨物の集貨又は当該中心市街地への貨物の配達を継続して行う一般貨物自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三条の許可を受けた者をいう。))又は第一種貨物利用運送事業者(貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業について同法第三条第一項の登録を受けた者をいう。))の全部又は大部分が利用するための施設とする。

(中心市街地の活性化に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する施設等)

第五条 法第九条第四項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

- 一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- 二 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 三 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第十一条の十第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

(中心市街地活性化協議会を組織することができる者の要件)

第六条 法第十五条第一項第一号ロに規定する会社についての政令で定める要件は、当該会社が株式会社である場合にあっては総株主の議決権に占める市町村(組織しようとする中心市街地活性化協議会に係る中心市街地をその区域に含む市町村をいう。以下この条において同じ。)の有する議決権の割合が百分の三以上であること、持分会社である場合にあってはその社員のうちに市町村があることとする。

2 法第十五条第一項第二号 ロの政令で定める要件は、一般社団法人又は一般財団法人である

場合にあつては一般社団法人であつてその社員のうちに市町村があること又は一般財団法人であつてその基本財産の全部若しくは一部が市町村により拠出されていること、特定会社である場合にあつては株式会社であつて総株主の議決権に占める市町村の有する議決権の割合が百分の三以上であること又は持分会社であつてその社員のうちに市町村があることとする。

(保留地において都市福利施設を設置する者)

第七条 法第十六条第一項の政令で定める者は、国(国の全額出資に係る法人を含む。)又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とする。

(都市福利施設等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準)

第八条 法第十六条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項の規定による公告があつた日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。

(中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用に係る国の補助)

第九条 法第三十条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用(共同住宅の建設に係るものに限る。)のうち共同住宅の共用部分及び入居者の共同の福祉のため必要な施設であつて国土交通省令で定めるもの(以下この条及び次条において「共同住宅の共用部分等」という。)に係る費用に対して地方公共団体が補助する額(その額が共同住宅の共用部分等に係る費用の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額)に二分の一を乗じて得た額とする。

(地方公共団体が行う住宅の建設に要する費用の補助)

第十条 法第三十四条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、地方公共団体が行う住宅の建設に要する費用のうち共同住宅の共用部分等に係る費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

(安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準)

第十一条 法第四十一条第一項第三号の政令で定める基準は、第五条第一号に掲げる施設等については、次のとおりとする。

- 一 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該施設等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三条第二号に掲げる一般国道をいう。)にあつては道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道(同法第三条第三号に掲げる都道府県道をいう。)又は市町村道(同法第三条第四号に掲げる市町村道をいう。)にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して同法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。

- 二 広告塔又は看板の表示部分を車両(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第八号に規定する車両をいう。)の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられていること。

(中小小売商業高度化事業の適切な実施を図るために必要な要件)

第十二条 法第四十八条第四項第四号(法第四十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)及び第五十条第四項第三号(法第五十一条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の政令で定める要件は、法第七条第七項第一号に定める事業については、次のとおりとする。

- 一 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の数が経済産業省令で定める数以上であること。
 - 二 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の三分の二以上が中小小売商業者又は中小サービス業者(サービス業に属する事業を主たる事業として営む者であって、法第七条第一項第二号から第七号までのいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。)であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。
 - 三 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員がその店舗その他の施設を新設し、又は改造する事業にあつては、当該組合員又は所属員が新設し、又は改造する店舗その他の施設の敷地面積の合計のうち中小企業者が新設し、又は改造する店舗その他の施設に係る部分が三分の二以上であり、かつ、当該組合員又は所属員の二分の一以上(経済産業省令で定める場合にあつては、当該組合員又は所属員のうち経済産業省令で定める数以上の者)が当該事業に参加すること。
- 2 法第四十八条第四項第四号 及び第五十条第四項第三号 の政令で定める要件は、法第七条第七項第二号に定める事業については、次のとおりとする。
- 一 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会(以下この項において「事業協同組合等」という。)の組合員又は所属員の数が経済産業省令で定める数以上であること。
 - 二 当該事業協同組合等の組合員又は所属員の三分の二以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。
 - 三 当該事業協同組合等の全ての組合員又は所属員が当該団地に店舗を設置すること。
- 3 法第四十八条第四項第四号及び第五十条第四項第三号の政令で定める要件は、法第七条第七項第三号に定める事業については、次のとおりとする。
- 一 当該組合の組合員の数が経済産業省令で定める数以上であること。
 - 二 当該組合の組合員の三分の二以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。
 - 三 当該組合の組合員であつて中小小売商業者であるものの全てが当該共同店舗において小売業に属する事業を営むこと。
 - 四 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が経済産業省令で定める面積以上であること。

- 4 法第四十八条第四項第四号及び第五十条第四項第三号の政令で定める要件は、法第七条第七項第四号に定める事業については、次のとおりとする。
- 一 当該組合の組合員の数が経済産業省令で定める数以上であること。
 - 二 当該組合が中小小売商業者であること。
 - 三 当該組合が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。
 - 四 当該店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が前項第四号の経済産業省令で定める面積以上であること。
- 5 法第四十八条第四項第四号及び第五十条第四項第三号の政令で定める要件は、法第七条第七項第五号及び第六号に定める事業については、次のとおりとする。
- 一 当該合併若しくは出資をしようとし、又は当該出資をしている中小小売商業者の数が経済産業省令で定める数以上であること。
 - 二 法第七条第七項第六号に掲げる会社にあつては、株式会社であつて総株主の議決権に占める中小小売商業者の有する議決権の割合が十分の七以上であること又は持分会社であつてその社員（業務執行権を有しないものを除く。）に占める中小小売商業者の割合が二分の一を超えていること。
 - 三 法第七条第七項第五号に定める事業又は同項第六号に定める事業のうち店舗等の設置の事業にあつては、当該会社が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。
 - 四 法第七条第七項第六号に定める事業のうち共同店舗等の設置の事業にあつては、当該共同店舗が主として同号に掲げる会社又はその会社に出資しようとする、若しくは出資している中小小売商業者が営む小売業に属する事業の用に供されること。
 - 五 当該店舗又は共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第三項第四号の経済産業省令で定める面積以上であること。
- 6 法第四十八条第四項第四号及び第五十条第四項第三号の政令で定める要件は、法第七条第七項第七号に定める事業については、次のとおりとする。
- 一 法第七条第七項第七号の特定会社が株式会社であつて当該事業を実施する場合には、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 当該特定会社に出資しようとし、又は出資している者の三分の二以上が中小企業者であること。
 - ロ 当該特定会社の株主のうち、その有する議決権の総株主の議決権に占める割合が最も高いものが、大企業者でないこと。
 - ハ 当該特定会社の株主のうち、その有する議決権の総株主の議決権に占める割合が経済産業省令で定める割合以上であるものが、いずれも大企業者でないこと。
 - 二 共同店舗を設置する場合にあつては、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 当該共同店舗において事業を営む者の三分の二以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。
 - ロ 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第三項第四号

の経済産業省令で定める面積以上であること。

(保険料率)

第十三条 法第五十三条第五項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間(中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。)一年につき、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあっては〇・四パーセント(手形割引等特殊保証(同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この条において同じ。))及び当座貸越し特殊保証(同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この条において同じ。))の場合は、〇・三五パーセント)、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあっては〇・一九パーセント(手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント)とする。

(貨物利用運送事業法の特例に係る組合又はその連合会)

第十四条 法第五十七条第五項の政令で定める組合又はその連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合若しくは事業協同小組合又は協同組合連合会
- 二 商工組合又は商工組合連合会

(中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土地)

第十五条 法第六十二条第三号の政令で定める土地は、次のとおりとする。

- 一 道路、公園、駐車場その他の公共の用に供する施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供する土地
- 二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業の用に供する土地
- 三 法第六十二条第二号に規定する施設の整備に関する事業の用に供する土地
- 四 中心市街地の区域内において行われる前三号に規定する事業に係る代替地の用に供する土地

(権限の委任)

第十六条 法第四十条第一項、第四十八条第四項、第四十九条第一項及び第二項、第五十六条並びに第六十条第一項の規定による国土交通大臣の権限は、地方運輸局長に委任する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十年七月二十四日)から施行する。

(国の貸付金の償還期間等)

第二条 法附則第五条第三項の政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。

- 2 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)

第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第五条第一項及び第二項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

- 3 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。
- 4 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。
- 5 法附則第五条第六項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

附 則（平成十一年六月二三日政令第二〇四号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十一年七月一日から施行する。

附 則（平成十一年八月一八日政令第二五六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、都市基盤整備公団法（以下「公団法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

附 則（平成十一年一二月三日政令第三八六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十二年三月二九日政令第一三二号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年六月七日政令第三一一号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一二年九月一三日政令第四二三号）

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一四年二月八日政令第二七号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年一〇月三〇日政令第三二一号）

この政令は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附 則（平成一六年五月二六日政令第一八一号） 抄

この政令は、機構の成立の時から施行する。

附 則（平成一六年一〇月二七日政令第三二六号）

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三十一日政令第一〇三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年四月二六日政令第一八〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則（平成一八年八月一日政令第二六五号）

この政令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第五十四号）の施行の日（平成十八年八月二十二日）から施行する。

附 則（平成一九年三月二日政令第三九号）

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成二三年三月三〇日政令第四九号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年九月一九日政令第二七六号）

この政令は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十五年九月二十日）から施行する。

附 則（平成二六年七月二日政令第二四一号） 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年七月三日）から施行する。

附 則（平成二九年八月一八日政令第二二八号）

この政令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年一月四日）から施行する。

附 則（令和二年十一月二〇日政令第三二九号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十五日）から施行する。

国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則

(平成十八年八月十八日国土交通省令第八十二号)

最終改正：平成三〇年一月四日国土交通省令第一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第八十六条第一項、第八十七条第一項及び第九十七条第一項、中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第七条第九項第三号及び第四号、第十八条、第二十二條第一項及び第二項第七号、第二十三條第四号から第六号まで、第八号及び第九号、第二十五条第一項、第三十一条第一項から第三項まで、第三十四条第二項、第三十九条第一項、第四十七条第七項並びに第五十二条第二号並びに中心市街地の活性化に関する法律施行令(平成十年政令第二百六十三号)第八条の規定に基づき、国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則を次のように定める。

(定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 耐火構造の住宅 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二 イに掲げる基準に適合する住宅をいう。
- 二 準耐火構造の住宅 耐火構造の住宅以外の住宅で、建築基準法第二条第九号の三 イ若しくはロのいずれかに該当するもの又はこれに準ずる耐火性能を有する構造の住宅として次に掲げる要件に該当するものをいう。
 - イ 外壁及び軒裏が、建築基準法第二条第八号に規定する防火構造であること。
 - ロ 屋根が、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百三十六条の二の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合するものであること。
 - ハ 天井及び壁の室内に面する部分が、通常の火災時の加熱に十五分間以上耐える性能を有するものであること。
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、住宅の各部分が、防火上支障のない構造であること。

(法第七条第十項第三号の国土交通省令で定める事業)

第二条 中心市街地の活性化に関する法律(以下「法」という。)第七条第十一項第三号の国土交通省令で定める事業は、その全部又は一部の区間が中心市街地に存する路線に係る運行系統ごとの運行回数を増加させる事業とする。

(法第七条第十項第四号の国土交通省令で定める事業)

第三条 法第七条第十項第四号ロの国土交通省令で定める事業は、特定の中心市街地からの貨物の集貨又は当該中心市街地への貨物の配達を同号イに掲げる施設を利用して行う第一種貨物利用運送事業者(貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業について同法第三条第一項の登録を受けた者をいう。)の需要に応

じ、当該中心市街地からの貨物の集貨又は当該中心市街地への貨物の配達をまとめて行う事業とする。

（換地計画の認可申請手続）

第四条 法第十六条第一項に規定する土地区画整理事業の施行者は、土地区画整理法第八十六条第一項後段又は第九十七条第一項の認可を申請しようとするときは、認可申請書に法第十六条第一項後段の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

（各筆換地明細）

第五条 法第十六条第一項に規定する土地区画整理事業にあつては、土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）別記様式第六（一）の「記事」欄には、同様式備考6によるもののほか、従前の土地又は換地処分後の土地につき、法第十六条第一項の規定により保留地として定める場合に、その旨を記載するものとする。

（各筆各権利別清算金明細）

第六条 法第十六条第一項に規定する土地区画整理事業にあつては、土地区画整理法施行規則別記様式第七（一）の「記事」欄には、同様式の備考8によるもののほか、従前の土地又は換地処分後の土地につき、法第十六条第一項の規定により保留地を定める場合に、その旨を記載するものとする。

（中心市街地公共空地等を設置する土地等の規模）

第七条 法第十八条の国土交通省令で定める規模は、緑地、広場その他の公共空地を設置し、当該中心市街地公共空地等を管理する場合にあつては同条の契約に係る土地の面積が三百平方メートル、駐車場を設置し、当該中心市街地公共空地等を管理する場合にあつては同条の契約に係る土地のうち自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートルとする。

（計画の認定の申請）

第八条 法第二十二条第一項の認定の申請は、別記様式の申請書を市町村長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域及び都市福利施設（居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものに限る。以下同じ。）の位置を表示した付近見取図
- 二 縮尺、方位、中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域の境界線及び当該区域内における共同住宅の位置を表示した配置図
- 三 縮尺、方位、間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図
- 四 認定を申請しようとする者が当該認定に係る中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域内の土地又はその土地について建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者であることを証する書類

五 住宅が賃貸住宅である場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額を記載した書類

六 住宅が分譲住宅である場合にあつては、近傍同種の住宅の価額を記載した書類

（計画の記載事項）

第九条 法第二十二条第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 共同住宅の建設の事業の実施時期
- 二 都市福利施設が新たに整備される場合にあっては、当該都市福利施設の整備の事業の実施時期

(法第二十三条第四号の国土交通省令で定める規模)

第十条 法第二十三条第四号の国土交通省令で定める規模は、三百平方メートルとする。

(法第二十三条第五号の国土交通省令で定める戸数)

第十一条 法第二十三条第五号の国土交通省令で定める戸数は、十戸とする。

(規模、構造及び設備の基準)

第十二条 法第二十三条第六号の国土交通省令で定める規模、構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 各戸が床面積(共同住宅の共用部分の床面積を除く。以下同じ。)五十平方メートル(現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。)がない者の居住の用に供する住宅にあっては、二十五平方メートル)以上であり、かつ、二以上の居住室を有するものであること。
- 二 耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅であること。
- 三 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。

(法第二十三条第八号ハの国土交通省令で定める基準)

第十三条 法第二十三条第八号ハの国土交通省令で定める基準は、次条から第十九条までに定めるとおりとする。

(賃借人の募集方法)

第十四条 賃貸住宅を法第二十三条第八号イ(1)に掲げる者に賃貸する者(以下「一般賃貸人」という。)は、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として市町村長が認めるものを入居させる場合を除くほか、当該賃貸住宅の賃借人を公募しなければならない。

- 2 前項の規定による公募は、市町村長が定めるところにより、賃借りの申込みの期間の末日から起算して少なくとも二週間前に、新聞掲載、掲示等の方法により広告して行わなければならない。
- 3 前二項の規定による公募は、棟ごとに又は団地ごとに、少なくとも次に掲げる事項を示して行わなければならない。

- 一 賃貸する住宅が中心市街地共同住宅供給事業により建設されたものであること。
- 二 賃貸住宅の所在地、戸数、規模及び構造
- 三 一般賃貸人の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地
- 四 賃借人の資格
- 五 家賃その他賃貸の条件
- 六 賃借りの申込みの期間及び場所
- 七 申込みに必要な書面の種類

八 賃借人の選定方法

4 前項第六号の申込みの期間は、少なくとも一週間としなければならない。

(賃借人の選定)

第十五条 賃借りの申込みを受理した戸数が賃貸住宅の戸数を超える場合においては、一般賃貸人は、抽選その他公正な方法により賃借人を選定しなければならない。

(賃借人の選定の特例)

第十六条 一般賃貸人は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で市町村長が定める基準に適合するものについては、一回の募集ごとに賃貸しようとする住宅の戸数の五分之一を超えない範囲内の戸数(地域の実情を勘案して当該市町村長が別に戸数を定める場合には、その戸数)について、前二条に定めるところにより当該賃貸住宅の賃借人を選定することができる。

(賃貸借契約の解除)

第十七条 一般賃貸人は、賃借人が不正の行為によって賃貸住宅を賃借りしたときは、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件としなければならない。

(賃貸条件の制限)

第十八条 賃貸住宅を賃貸する者(以下「賃貸人」という。)は、毎月その月分の家賃を受領すること及び家賃の三月分を超えない額の敷金を受領することを除くほか、賃借人から権利金、謝金等の金品を受領し、その他賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としてはならない。

(転賃の条件)

第十九条 法第二十三条第八号イ(2)に掲げる者に賃貸住宅を賃貸する賃貸人は、転借人の資格、転借人の選定方法、家賃その他転賃の条件に関し、同条第八号イ((2)を除く。)、ロ、ハ及びニ並びに法第三十一条第一項及び第二項の規定に準じて賃借人が当該賃貸住宅を転賃することを賃貸の条件としなければならない。

(管理の方法の基準)

第二十条 法第二十三条第八号ニの国土交通省令で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

一 賃貸人は、賃貸住宅の管理を行うために必要な資力及び信用並びにこれを的確に行うために必要な経験及び能力を有する者で市町村長が定める基準に該当する者に当該賃貸住宅の管理を委託し、又は当該賃貸住宅を賃貸すること。ただし、当該賃貸人が当該基準に該当する者であり、かつ、当該賃貸住宅の管理を自ら行う場合には、この限りでない。

二 賃貸住宅の修繕が計画的に行われるものであること。

三 賃貸人は、賃貸住宅の賃貸借契約書並びに家賃及び敷金の収納状況を明らかにする書類をその事務所に備え付けること。

(法第二十三条第八号 ホの国土交通省令で定める期間)

第二十一条 法第二十三条第八号 ホの国土交通省令で定める期間は、十年とする。ただし、住宅事情の実態により必要があると認められるときは、市町村長は、十年を超え二十年以下の範囲内

で、その期間を別に定めることができる。

(法第二十三条第九号ハの国土交通省令で定める基準)

第二十二条 法第二十三条第九号ハの国土交通省令で定める基準は、次条から第二十六条までに定めるとおりとする。

(譲受人の募集方法)

第二十三条 分譲住宅を法第二十三条第九号イ(1)又は(2)に掲げる者に譲渡する者(以下「一般譲渡人」という。)は、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において分譲住宅に入居させることが適当である者として市町村長が認めるものを入居させる場合を除くほか、当該分譲住宅の譲受人を公募しなければならない。

2 前項の規定による公募は、市町村長が定めるところにより、譲受けの申込みの期間の末日から起算して少なくとも二週間前に、新聞掲載、掲示等の方法により広告して行わなければならない。

3 前二項の規定による公募は、棟ごとに又は団地ごとに、少なくとも次に掲げる事項を示して行わなければならない。

一 譲渡する住宅が中心市街地共同住宅供給事業により建設されたものであること。

二 分譲住宅の所在地、戸数、規模及び構造

三 一般譲渡人の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地

四 譲受人の資格

五 価額その他譲渡の条件

六 譲受けの申込みの期間及び場所

七 申込みに必要な書面の種類

八 譲受人の選定方法

4 前項第六号の申込みの期間は、少なくとも一週間としなければならない。

(譲受人の選定)

第二十四条 譲受けの申込みを受理した戸数が分譲住宅の戸数を超える場合においては、一般譲渡人は、抽選その他公正な方法により譲受人を選定しなければならない。

(譲受人の選定の特例)

第二十五条 一般譲渡人は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で市町村長が定める基準に適合するものについては、一回の募集ごとに譲渡しようとする住宅の戸数の五分之一を超えない範囲内の戸数(地域の実情を勘案して市町村長が別に戸数を定める場合には、その戸数)について、前二条の定めるところにより当該分譲住宅の譲受人を選定することができる。

(譲渡条件の制限)

第二十六条 分譲住宅を譲渡する者(以下「譲渡人」という。)は、住宅、住宅に付随する土地又は借地権の価額を受領することを除くほか、譲受人から金品を受領し、その他譲受人の不当な負担となることを譲渡の条件としてはならない。

(法第二十三条第九号ニの国土交通省令で定める基準)

第二十七条 法第二十三条第九号二の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 譲渡後の分譲住宅の用途の住宅以外の用途への変更の規制が建築基準法第六十九条又は第七十六条の三第一項の規定による建築協定の締結により行われるものであること。
- 二 譲渡後の分譲住宅の用途を住宅以外の用途へ変更してはならないことを譲渡契約の内容とするものであること。

(法第二十五条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更)

第二十八条 法第二十五条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅の戸数の変更のうち、五分の一未満の戸数の変更(変更後の戸数が十戸以上である場合に限る。)
- 二 共同住宅の建設又は都市福利施設の整備の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の六月以内の変更

(中心市街地の活性化に関する法律施行令第九条の国土交通省令で定めるもの)

第二十九条 中心市街地の活性化に関する法律施行令第九条の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 廊下及び階段
- 二 エレベーター及びエレベーターホール
- 三 立体的遊歩道及び人工地盤施設
- 四 通路
- 五 駐車場
- 六 児童遊園、広場及び緑地
- 七 給水施設、排水施設、ごみ処理施設、電気施設、ガス施設、熱供給施設及び情報通信施設
- 八 機械室及び管理事務所
- 九 電波障害防除設備
- 十 集会施設
- 十一 電話施設
- 十二 防災関連施設
- 十三 高齢者等生活支援施設
- 十四 子育て支援施設

(賃貸住宅の家賃)

第三十条 法第三十一条第一項の国土交通省令で定める額は、一月につき、次に掲げる額を合計した額とする。

- 一 賃貸住宅(都市福利施設であって市町村長が定めるものを含む。以下この条及び次条において同じ。)の建設に要した費用(当該費用のうち、国又は地方公共団体の補助に係る部分を除く。)を期間三十五年、利率年九パーセントで毎月元利均等に償却するものとして算出した額
- 二 賃貸住宅の建設に要した費用(昇降機設置工事費、暖房設備設置工事費、冷房設備設置

工事費、給湯設備設置工事費、浴槽及びふろがまの設置工事費並びに特殊基礎工事費を除く。)に千分の一・四を乗じて得た額

- 三 賃貸住宅について、昇降機、暖房設備、冷房設備、給湯設備又は浴槽及びふろがまを設置した場合においては、当該設備の工事費に、次に掲げる工事費の区分に応じ、それぞれ次に掲げる率を乗じて得た額(イからハまでに掲げる工事費にあつては、当該額に当該設備の保守に要する費用の月割額を加えた額)

イ 降機設置工事費 千分の一・五

ロ 暖房設備設置工事費 千分の一・五

ハ 冷房設備設置工事費 千分の一・五

ニ 給湯設備設置工事費 千分の十五・四

ホ 浴槽及びふろがまの設置工事費 千分の十・八

- 四 賃貸住宅の災害による損害を補てんするための損害保険又は損害保険に代わるべき火災共済に要する費用の月割額

- 五 賃貸住宅の建設のため通常必要な土地又は借地権を取得する場合に通常必要と認められる価額に千二百分の五を乗じて得た額(当該賃貸住宅について、地代を必要とする場合においては、当該額に、当該地代の月割額と借地契約に係る土地の価額に千二百分の六を乗じて得た額のいずれか低い額を加えた額)

- 六 賃貸住宅又はその敷地に租税その他の公課が賦課される場合においては賦課される額の月割額

- 七 前各号の規定により算出した額の合計額に百分の二を乗じて得た額

- 2 認定事業者は、前項の規定にかかわらず、自己の建設及び管理をする賃貸住宅で、かつ、同時期に賃借人の募集を行うものについて、住宅相互間における家賃の均衡を図るため必要があると認める場合においては、各戸の床面積、位置及び形状による利便の度合いを勘案して定める調整額を同項の規定により算出した額に加え、又はその額から減じた額を家賃の額とすることができる。ただし、この場合において、家賃の額の合計額は、同項の規定により算出した額の合計額を超えてはならない。

- 3 認定事業者は、賃貸住宅の維持及び管理を行うため必要があると認める場合においては、当該賃貸住宅に係る推定再建築費(昇降機設置工事、暖房設備設置工事、冷房設備設置工事、給湯設備設置工事、浴槽及びふろがまの設置工事並びに特殊基礎工事に係る推定再建築費に相当する額を除く。)に千分の一・四を乗じて得た額を第一項第二号に掲げる額とし、昇降機設置工事、暖房設備設置工事、冷房設備設置工事、給湯設備設置工事、浴槽及びふろがまの設置工事に係る推定再建築費に相当する額に、当該推定再建築費に相当する額の区分に応じ、それぞれ第一項第三号イからホまでに掲げる率を乗じて得た額(昇降機設置工事、暖房設備設置工事及び冷房設備設置工事に係る推定再建築費に相当する額にあつては、当該乗じて得た額に当該設備の保守に要する費用の月割額を加えた額)を同号に掲げる額とすることができる。

第三十一条 法第三十一条第二項の国土交通省令で定める基準は、賃貸住宅の推定再建築費

が、当該賃貸住宅の建設費に一・五を乗じて得た額を超えることとする。

- 2 賃貸住宅が前項の基準に該当する場合における前条第一項第一号の規定の適用については、同号中「賃貸住宅（都市福利施設であつて市町村長が定めるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）の建設に要した費用（当該費用のうち、国又は地方公共団体の補助に係る部分を除く。）」とあるのは、「賃貸住宅（都市福利施設であつて市町村長が定めるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）の建設に要した費用（当該費用のうち、国又は地方公共団体の補助に係る部分を除く。）に国土交通大臣が建築物価の変動を考慮して地域別に定める率を乗じて得た額」とする。

（分譲住宅の価額）

第三十二条 法第三十一条第三項の国土交通省令で定める額は、次に掲げる額を合計した額とする。

- 一 分譲住宅（都市福利施設であつて市町村長が定めるものを含む。以下この条において同じ。）の建設に要した費用（当該費用のうち、国又は地方公共団体の補助に係る部分を除く。）
 - 二 分譲住宅を建設するために借り入れた資金の利息（借り入れた資金の額に利率年十パーセントを乗じて得た額を限度とする。）
 - 三 分譲住宅又はその敷地に租税その他の公課が賦課される場合においては賦課される額
 - 四 分譲事務費等について市町村長が定めた方法により算出した額
- 2 認定事業者は、前項の規定にかかわらず、自己の建設した分譲住宅で、かつ、同時期に譲受人の募集を行うものについて、住宅相互間における価額の均衡を図るため必要があると認める場合においては、各戸の床面積、位置及び形状による利便の度合いを勘案して定める調整額を同項の規定により算出した額に加え、又はその額から減じた額を価額とすることができる。ただし、この場合において、価額の合計額は、同項の規定により算出した額の合計額を超えてはならない。
- 3 認定事業者は、特別の事情がある場合においてやむを得ないときは、第一項の規定にかかわらず、市町村長の承認を得て、分譲住宅の価額を別に定めることができる。

（法第三十四条第二項の国土交通省令で定める基準）

第三十三条 法第三十四条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるもののほか、住宅が賃貸住宅である場合にあっては次条から第四十二条まで、住宅が分譲住宅である場合にあっては第四十三条から第四十八条までに定めるとおりとする。

- 一 法第九条第二項第四号に掲げる事項として認定基本計画に定められているものに適合するものであること。
- 二 良好な住居の環境の確保その他の市街地の環境の確保又は向上に資するものであること。
- 三 都市福利施設の整備と併せて建設し、又は都市福利施設と隣接し、若しくは近接するものであること。
- 四 共同住宅が地階を除く階数が三以上の建築物の全部又は一部をなすものであり、かつ、当該建築物の敷地面積が三百平方メートル以上であること。

五 住宅の戸数が、十戸以上であること。

六 住宅の規模、構造及び設備が、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 各戸が床面積五十平方メートル(同居親族がない者の居住の用に供する住宅にあっては、二十五平方メートル)以上であり、かつ、二以上の居住室を有するものであること。

ロ 耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅であること。

ハ 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。

(賃借人の資格)

第三十四条 賃貸住宅の賃借人の資格は、次に掲げる者とする。

一 自ら居住するため住宅を必要とする者

二 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者

(賃借人の募集方法)

第三十五条 賃貸住宅を前条第一号に掲げる者に賃貸する地方公共団体(以下第三十八条までにおいて単に「地方公共団体」という。)は、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として当該地方公共団体の長が認めるものを入居させる場合を除くほか、当該賃貸住宅の賃借人を公募しなければならない。

2 前項の規定による公募は、地方公共団体の長が定めるところにより、賃借りの申込みの期間の末日から起算して少なくとも二週間前に、新聞掲載、掲示等の方法により広告して行わなければならない。

3 前二項の規定による公募は、棟ごとに又は団地ごとに、少なくとも次に掲げる事項を示して行わなければならない。

一 賃貸住宅が法第三十四条第二項に規定する賃貸住宅であること。

二 賃貸住宅の所在地、戸数、規模及び構造

三 地方公共団体の名称

四 賃借人の資格

五 家賃その他賃貸の条件

六 賃借りの申込みの期間及び場所

七 申込みに必要な書面の種類

八 賃借人の選定方法

4 前項第六号の申込みの期間は、少なくとも一週間としなければならない。

(賃借人の選定)

第三十六条 賃借りの申込みを受理した戸数が賃貸住宅の戸数を超える場合においては、地方公共団体は、抽選その他公正な方法により賃借人を選定しなければならない。

(賃借人の選定の特例)

第三十七条 地方公共団体は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で当該地方公共団体の長が定める基準に適合するものについては、一回の募集ごとに賃貸しようとする住宅の戸数の五分の一を超えない範囲内の戸数(地域の実情を勘案して当該地方公共

団体の長が別に戸数を定める場合には、その戸数)について、前二条に定めるところにより当該賃貸住宅の賃借人を選定することができる。

(賃貸借契約の解除)

第三十八条 地方公共団体は、賃借人が不正の行為によって賃貸住宅を賃借りしたときは、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件としなければならない。

(賃貸条件の制限)

第三十九条 地方公共団体は、毎月その月分の家賃を受領すること及び家賃の三月分を超えない額の敷金を受領することを除くほか、賃借人から権利金、謝金等の金品を受領し、その他賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としてはならない。

(転賃の条件)

第四十条 第三十四条第二号に掲げる者に賃貸住宅を賃貸する地方公共団体は、転借人の資格、転借人の選定方法、家賃その他転賃の条件に関し、法第二十三条第八号イ((2)を除く。)、ロ、ハ及びニ並びに法第三十一条第一項及び第二項の規定に準じて賃借人が当該賃貸住宅を転賃することを賃貸の条件としなければならない。

(管理の方法の基準)

第四十一条 賃貸住宅の管理の方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 地方公共団体は、賃貸住宅の管理を行うために必要な資力及び信用並びにこれを的確に行うために必要な経験及び能力を有する者で当該地方公共団体の長が定める基準に該当する者に当該賃貸住宅の管理を委託し、又は当該賃貸住宅を賃貸すること。ただし、当該地方公共団体が当該賃貸住宅の管理を自ら行う場合には、この限りでない。

二 賃貸住宅の修繕が計画的に行われるものであること。

三 地方公共団体は、賃貸住宅の賃貸借契約書並びに家賃及び敷金の収納状況を明らかにする書類を当該地方公共団体の事務所に備え付けること。

(管理の期間)

第四十二条 賃貸住宅の管理の期間は、十年以上でなければならない。

(譲受人の資格)

第四十三条 分譲住宅の譲受人の資格は、次のいずれかに掲げる者とする。

一 自ら居住するため住宅を必要とする者

二 親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

三 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者

(譲受人の募集方法)

第四十四条 分譲住宅を前条第一号又は第二号に掲げる者に譲渡する地方公共団体(以下第四十六条までにおいて単に「地方公共団体」という。)は、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において分譲住宅に入居させることが適当である者として当該地方公共団体の長が認めるものを入居させる場合を除くほか、当該分譲住宅の譲受人を公募しなければならない。

2 前項の規定による公募は、地方公共団体の長が定めるところにより、譲受けの申込みの期間の

末日から起算して少なくとも二週間前に、新聞掲載、掲示等の方法により広告して行わなければならない。

3 前二項の規定による公募は、棟ごとに又は団地ごとに、少なくとも次に掲げる事項を示して行わなければならない。

- 一 分譲住宅が法第三十四条第二項に規定する分譲住宅であること。
- 二 分譲住宅の所在地、戸数、規模及び構造
- 三 地方公共団体の名称
- 四 譲受人の資格
- 五 価額その他譲渡の条件
- 六 譲受けの申込みの期間及び場所
- 七 申込みに必要な書面の種類
- 八 譲受人の選定方法

4 前項第六号の申込みの期間は、少なくとも一週間としなければならない。

(譲受人の選定)

第四十五条 譲受けの申込みを受理した戸数が分譲住宅の戸数を超える場合においては、地方公共団体は、抽選その他公正な方法により譲受人を選定しなければならない。

(譲受人の選定の特例)

第四十六条 地方公共団体は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で当該地方公共団体の長が定める基準に適合するものについては、一回の募集ごとに譲渡しようとする住宅の戸数の五分の一を超えない範囲内の戸数(地域の実情を勘案して当該地方公共団体の長が別に戸数を定める場合には、その戸数)について、前二条の定めるところにより当該分譲住宅の譲受人を選定することができる。

(譲渡条件の制限)

第四十七条 地方公共団体は、住宅、住宅に付随する土地又は借地権の価額を受領することを除くほか、譲受人から金品を受領し、その他譲受人の不当な負担となることを譲渡の条件としてはならない。

(譲渡後の分譲住宅の用途の住宅以外の用途への変更の規制)

第四十八条 地方公共団体は、譲渡後の分譲住宅の用途を住宅以外の用途へ変更してはならないことを譲渡契約の内容としなければならない。

(共通乗車船券)

第四十九条 法第四十条第一項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする運送事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を共同で提出しなければならない。

- 一 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者の氏名又は名称及び住所
- 二 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者を代表する者の氏名又は名称
- 三 割引を行おうとする運賃又は料金の種類

四 発行しようとする共通乗車船券の名称

五 発行しようとする共通乗車船券の発行価額

六 発行しようとする共通乗車船券に係る期間、区間その他の条件

(第一種貨物利用運送事業登録に係る手続的事項)

第五十条 地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)は、法第五十七条第一項の規定により第一種貨物利用運送事業登録を受けたものとみなされる者がある場合には、当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画に記載されている事項のうち貨物利用運送事業法第五条第一項第一号に掲げる事項に相当するもの及び同項第二号に掲げる事項を同項の第一種貨物利用運送事業者登録簿に記載するものとする。

2 地方運輸局長は、法第五十七条第三項又は第四項の規定により貨物利用運送事業法第七条第一項の変更登録を受けたものとみなされる者又は同条第三項の届出をしたものとみなされる者がある場合には、当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画に記載されている事項のうち同法第四条第一項各号に掲げる事項に相当するもの(同法第七条第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の届出をしなければならない事項に該当する事項に限る。)に係る登録の変更を行うものとする。

(法第六十二条第二号の国土交通省令で定める建築物その他の施設)

第五十一条 法第六十二条第二号の国土交通省令で定める建築物その他の施設は、次に掲げるものとする。

一 都市機能の増進に資する建築物

二 道路、公園、駐車場その他の公共の用に供する施設又は公用施設

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第五十四号)の施行の日(平成十八年八月二十二日)から施行する。

附 則 (平成一九年三月二八日国土交通省令第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年四月三〇日国土交通省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年八月二日国土交通省令第六一号)

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二六年七月二日国土交通省令第六三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年七月三日）から施行する。

附 則（平成二七年十二月九日国土交通省令第八二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年一月四日国土交通省令第一号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年一月四日）から施行する。

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院)

平成 26 年 4 月 4 日
衆議院経済産業委員会

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 中心市街地活性化基本計画の実施に関しては、計画の実効性を確保するための定期的なフォローアップを十分行うとともに、評価指標についても検討し、必要に応じて基本計画の変更等を求めるなど、PDCAサイクルを確立すること。
- 二 少子高齢化社会が進展する中、真の中心市街地活性化を実現するために、子育て、介護等を含む幅広い施策の実施に注力していくこと。その際、それぞれ固有の課題を抱え、それに応じた対応策を必要とする全国の中心市街地に対し、各地の取組の実例等幅広い情報の提供に努めること。また、計画づくりや事業の実施等に時間を要することを勘案し、中長期的な制度継続と財源確保に万全を期すこと。
- 三 施策の実施に当たっては、関係各省が連携を密にして市町村の取組及び民間の事業を支援することとし、各省所管の施策を積極的かつ効果的に実施するとともに、各省の連携体制に関して市町村側のニーズを十分把握し、連携不足が指摘されるような場合には迅速な改善を行うこと。また、各省の連携に当たっては、中心市街地活性化本部が明確なビジョンを示し、施策の総合調整を行うとともに、実効性のあるワンストップサービスの構築等の具体的な対応を行うこと。特に、施策を推進する人材の育成・確保に向けた支援措置を検討すること。
- 四 中心市街地特例通訳案内士の制度運用に当たっては、通訳案内士を依頼する訪日外国人の満足度を低下させることのないように、中心市街地特例通訳案内士の語学能力や基本的な日本社会・文化に対する理解等の水準を十分に確保するとともに、地域における通訳案内士に対するニーズにも考慮しつつ国家試験に合格した通訳案内士の活用が図られるよう指導すること。また、中心市街地特例通訳案内士の名称については、国家試験に合格した通訳案内士と混同が起らないよう十分に配慮し、両者の区別が明確になるような略称の使用に努めること。
- 五 空き地、空き家、空き店舗など、計画区域内の遊休資産の有効活用が重要であることに鑑み、流動性の向上や合意形成を促すため、税制措置を含む施策を早急に検討すること。

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院)

平成26年4月17日
参議院経済産業委員会

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 中心市街地活性化基本計画の実施に関しては、計画の実効性を確保するための定期的なフォローアップを十分行うとともに、適切な評価指標の在り方についても検討し、必要に応じて基本計画の変更等を求めるなど、PDCA サイクルを確立すること。併せて、中心市街地の一層の活性化に向けて、これまで講じられてきた予算、税制等の支援措置が中心市街地にもたらした効果及び課題について更なる検証・評価を行い、支援措置の在り方を検討すること。
- 二 少子高齢化や都市機能の郊外移転等が進展する中、中心市街地活性化を効果的に実現するために、子育て、医療・介護等を含む幅広い施策の実施に注力していくこと。その際、それぞれ固有の課題を抱え、それに応じた対応策を必要とする全国の中心市街地に対し、各地の取組の実例等幅広い情報の提供に努めること。
- 三 中心市街地活性化施策の実施に当たっては、関係各省が連携を密にすることで各省所管の施策を積極的かつ効果的に実施するとともに、市町村側のニーズを十分把握し、連携不足が指摘されるような場合には迅速な改善を行うこと。その際、中心市街地活性化本部が明確なビジョンを示し、施策の総合調整を行うとともに、実効性のあるワンストップサービスの構築等の具体的な対応を行うこと。
- 四 中心市街地活性化基本計画の実施その他のマネジメントを行うためには、まちづくりに関する知識やノウハウを有するタウンマネージャー等の人材の育成・確保が重要であることに鑑み、まちづくりに関わる人材の量的・質的な充足のため、研修を通じた人材の掘り起こし及び能力向上を図るとともに、中心市街地活性化協議会及びまちづくり会社等における活躍の場を提供するための環境整備に努めること。
- 五 中心市街地特例通訳案内士の制度運用に当たっては、通訳案内士を依頼する訪日外国人の満足度を低下させることのないよう、語学能力や基本的な日本社会・文化に対する理解等の水準を十分に確保すること。
- 六 空き地、空き家、空き店舗など、計画区域内の遊休資産の有効活用が重要であることに鑑み、流動性の向上や合意形成を促すため、税制措置を含む施策を早急に検討すること。